

令和 8 年 度 版

市 政 の 概 要

伊 東 市 議 会 事 務 局

目 次

市 勢

1	市のあらまし	1
2	風 土	2
3	歴史・市政の歩み	3
4	人 口	7
5	姉妹都市・友好都市・友好交流都市	10

議 会

1	議 員	16
2	議会の構成	17
3	活動状況	18
4	歴代議長及び副議長	22
5	市議会議員選挙の記録	24

企 画

1	歴代三役	25
2	市表彰	26
3	第五次伊東市総合計画	27
4	行政機構	31
5	行政事務改善	32
6	市民参画のまちづくりの推進	35
7	人口ビジョン・総合戦略	36
8	長期ビジョン	36
9	特別職及び職員	36
10	広報広聴	40
11	住民組織	41
12	国際交流	41
13	生活支援給付金支給事業	42
14	広域行政	42
15	国際観光温泉文化都市	42
16	公益財団法人伊東市振興公社	43
17	健康保養地づくり	44
18	生活路線バス運行補助	46

一般行財政

1	市庁舎	47
2	条例・規則	48
3	文書管理・情報公開・定額減税補足給付金給付事業	48
4	基幹統計等	49
5	行政委員会	50
6	財産区	50
7	選 挙	52
8	財 政	54
9	市 税	65

市民生活

1	住 民	72
---	-----	----

2	市民相談	7 4
3	消費者行政	7 5
4	環境衛生	7 5
5	交通安全	7 7
6	防犯・暴力追放	7 8
7	清掃事業	7 9
8	防 災	8 6
9	霊 園	9 1

福祉・保健・医療

1	社会福祉	9 3
2	老人福祉	9 8
3	介護保険事業	1 0 2
4	総合事業	1 0 3
5	児童福祉	1 0 4
6	生活保護	1 0 7
7	保 健	1 0 7
8	医療・保険	1 1 2
9	国民年金	1 2 0

観光経済

1	労 働	1 2 2
2	農 業	1 2 4
3	林 業	1 2 6
4	水産業	1 2 7
5	観 光	1 2 9
6	商 工	1 4 4
7	競 輪	1 4 7

建 設

1	道路・橋りょう	1 5 1
2	河 川	1 5 3
3	港湾・海岸	1 5 4
4	都市計画	1 5 5
5	急傾斜地指定区域	1 6 1
6	住 宅	1 6 1

上下水道

1	上水道	1 6 4
2	下水道	1 7 0

消 防

1	消防体制	1 7 8
---	------	-------

教 育

1	教育行政の基本方針	1 8 1
2	教育委員会	1 8 2
3	学校教育	1 8 3
4	生涯学習	1 8 9

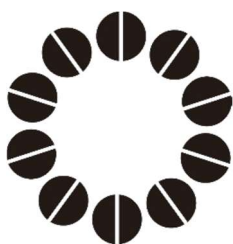
市 勢

1 市のあらまし

(1) 市の諸表

〔秘書広報課〕

市 役 所 所 在 地	〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号
電 話 番 号	0557-36-0111 (代表) 0557-36-1104 (ファクシミリ)
ホームページアドレス	https://www.city.ito.shizuoka.jp/
市 制 施 行 日	昭和22年8月10日、伊東町と小室村が合併し市制を施行
市 紋 章	図案化した「い」を10個円形に配列し「いとう」を表現（昭和23年4月20日制定） 太陽に恵まれた豊かな自然と円満な市民性、平和なまちを望む市民の願いを象徴
面 積	124.02km ²
市 役 所 の 位 置	東経139度6分18秒・北緯34度57分43秒
市 の 花 木	「つばき」（昭和42年8月10日、市制施行20周年を記念し、市民から公募して制定）
市 の 鳥	「イソヒヨドリ」（平成9年8月10日、市制施行50周年を記念し、伊東市の緑豊かな風土と自然環境を大切にする心の象徴として制定）
(市町村コード) 22208 (市町村類型) II-3 (都市形態) 観光都市	



市 紋 章



市の花木「つばき」



市の鳥「イソヒヨドリ」

(2) 市民憲章(昭和42年8月10日制定)

〔秘書広報課〕

わたくしたちの住む伊東は、「西に山、東に海、美しいかなこの岡、われらが里」と郷土の生んだ詩人木下杢太郎によってうたわれたように恵まれた自然と、先人のたゆまぬ努力とによって、発展してきました。わたくしたち伊東市民は、この自然と伝統の上にきずかれた国際観光温泉文化都市の市民としての誇りをもって、わたくしたちの伊東を、より美しく、豊かで、住みよいまちにするために、市民の守るべき基本的な定めとして、ここに憲章を制定します。この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、まちを愛し人間を尊重する精神にたち、おたがいのしあわせを願うという自覚のもとに、各自がその行動を規律しようとするものです。

わたくしたち伊東市民は、

一、文化を高め、教養を豊かにしましょう

それは、わたくしたちが、伊東市民としての誇りをもち、文化都市をきずきたいからです。

一、自然を愛し、清潔な環境をつくりましょう

それは、わたくしたちのまちを住みよくし、美しい観光地にしたいからです。

一、きまりを守り、良い風習を育てましょう

それは、わたくしたちの生活を平和にし、秩序ある社会をつくりたいからです。

一、おたがいに助け合い、親切をつくしましょう

それは、わたくしたちが、おたがいのしあわせをねがい、不幸な人をなくしたいからです。

一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

それは、わたくしたちの生活を豊かにし、未来をになう子どもを立派に育てたいからです。

(3) 都市宣言

① 交通安全都市宣言（昭和37年4月26日決議）

〔危機対策課〕

最近における路面の交通輻輳は、自動車の運行需要と道路の容量との不均衡によるものであって、国政もこの調整を図るべく道路の整備を急ぐとともに、交通の秩序維持のため新道路交通法の制定をみたものである。この不均衡が頻発する交通事故の要因ともなっている。しかしながら、交通事故の大半は人的によるものであって、法規の遵守とともに交通道德の涵養と交通環境の整備充実により、そのほとんどは阻止出来得るものである。

伊東市の主要道路は海岸線に沿い、近接して山がそびえ、長く南北に延びて2級国道下田小田原線が走りこの幹線に直結して西に県道伊東修善寺線が貫通している。伊豆急行の開通と相俟って、急速に発展しつつある伊豆半島の中心都市の一つである伊東市は、まさに交通の難所たるの感を呈している。

2級国道下田小田原線、県道伊東修善寺線ともに激増する諸車の通行のため、その容量はすでに飽和点に達せんとしている。このときにあたり市は狭小な市道を計画的に改良し、その安全をはかり、又バイパス道路としての機能をも発揮せしめるなど特に交通の緩和に意を用い、その他交通環境の整備と相俟って積極的な事故防止にのりだすべきである。

又、市民も交通安全をひとり取締機関にのみゆだねることなく進んで協力し、交通道德の向上につとめ悲惨な交通事故の絶無を期してここに全市民運動を強力に推進せんとするものである。ここに伊東市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

② 平和都市（核兵器廃絶）宣言（昭和63年3月24日決議）

〔庶務課〕

世界の恒久平和を実現することは人類共通の願いであり、世界で初めての被爆体験を持つ日本国民の悲願である。しかるに、核兵器を初めとした軍備は依然として膨大な規模で保有され、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている。

国際観光温泉文化都市伊東市は、日本国憲法の基本理念であり、人類共通の念願である恒久平和に向けて、将来ともに非核三原則が遵守され、また、あらゆる国の核兵器の廃絶と全面軍縮が推進されることを強く希求し、ここに「平和都市（核兵器廃絶）」であることを宣言する。

2 風 土

(1) 位置及び地勢

〔秘書広報課〕

日本を表と裏に分ける中央山脈から分かれて南に伸びる富士火山帯、それに属する伊豆半島、そしてさらに南へ飛び石状に点々と連なる伊豆諸島、この一連の山脈は、ちょうど背骨のように伊豆半島を南北に貫いているが、中でもひとときわ高くそびえているのが天城連峰である。伊東市はこの天城連峰を背にして、伊豆半島の東に位置し相模灘に面し、宇佐美火山と先原火山の裾合いに、南北20.45km、東西10.45kmにわたる広大な面積を占めている。地質は火山活動による溶岩と、火山砕屑岩による厚いれき層、火山群の噴出物とこれを覆う川、海の堆積物、河床礫、砂などで形成されている。温泉涌出口も多数あり、豊かな湯量は関東一と言われている。市の西南部は天城山系の山々が重なり合って一碧湖を抱き、さらに台地となって東に続き、海岸に達して多くの絶壁となり、城ヶ崎の奇景となっている。

(2) 気象

〔危機対策課〕

気候は、海洋性の温暖な土地で、令和7年は年間平均気温18.1℃、年間平均風速2.7m、年間降水量1,692.5mmと、四季を通じてしのぎやすく気象条件には恵まれている。

また、主な特徴として、

- ・ 四季を通じて温暖であり、特に冬季は温暖で日照時間も長くしのぎやすい。

- ・ 天気のよい日が多い割に、降水量が多い。
- ・ 気温の日較差（毎日の最高気温と最低気温の差）と年較差（最暖月と最寒月の平均気温の差）があまり大きくない。
- ・ 風向きは年間を通じて北東風（ならい）と南西風（にし）が多く、平地又は山間部に比べ海岸部では風の吹く日数が多くなっている。
（伊東市地域防災計画より抜粋）

① 年間気象統計

年次	平均気圧 (hPa)	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	降水量 (mm)
令和5	1,012.3	18.2	2.6	76.0	1,665
6	1,011.6	18.6	2.6	79.3	2,890
7	1,011.4	18.1	2.7	77.4	1,693

② 気温（令和7年の気温、単位：℃）

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
最 高	17.7	18.5	26.0	26.7	30.5	35.9	36.8	37.9	37.3	30.9	23.4	22.5	28.7
最 低	0.7	-0.4	2.7	5.5	12.0	15.9	22.8	23.2	18.6	11.0	5.8	1.4	9.9
平 均	7.7	7.1	11.8	16.0	19.7	25.2	28.7	30.1	27.0	19.7	13.8	10.6	18.1

③ 降水量（令和7年の月別降水量、単位：mm）

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
雨 量	45.5	23.5	255.0	182.0	338.5	166.5	66.5	35.5	318.5	191.5	14.0	55.5	1,692.5

※ ①～③ 駿東伊豆消防本部伊東消防署の気象観測装置による測定結果

3 歴史・市政の歩み

(1) 歴史的歩み

〔生涯学習課〕

「伊東」の地名は、「伊豆国の東にあたる」からとか「よい磯に恵まれた土地」を意味するなどの諸説があるが、いずれにしても相模湾岸の自然と豊かな温泉に恵まれた温暖な土地である。

伊東市の広い丘陵地形は、伊豆東部火山群の噴出物によって形成された。この丘陵上には旧石器時代の遺跡が立地するが、最下層の遺跡は伊豆東部火山群からの厚い堆積物に阻まれて明瞭にはわかっていない。続く縄文時代には早期（約1万2,000年前以降）から中期（約4,000年前）にかけて多くの集落遺跡が台地上に営まれた。縄文時代後期には海岸に面した低地に集落がつくられ、外洋性の魚介類など黒潮の恵みを活用する生活が続けられた。弥生時代には、伊東大川（通称「松川」）の近くに集落が立地するようになり、今日の伊東の原型が形成されたものと見られる。続く古墳時代には、伊豆半島の他の地区と同様に濃密な祭祀遺物を伴う遺跡が見られる。中でも、川奈などの海岸線にある海食洞穴を利用した祭祀遺跡は日本人の神祭りの淵源に触れる遺跡として注目される。律令制の時代には、市内の遺跡から、その官制につながる身分の者が持つ腰帯金具が複数出土しており、市域から国府へ出仕する官人がいたことが判明している。

藤原氏の繁栄期から平家の全盛時代に変わると、中央での覇権争いに敗れた源頼朝が伊豆に流される。頼朝の20年に及ぶ配流中の前半期は伊東にいたものと見られており、藤原氏から分かれて伊東を名字の地としていた伊東一族が、この監視役であったものと見られる。こうした中で、伊東祐親の娘と頼朝との間の恋物語や後に曾我兄弟のあだ討ちにつながる初期武士団の所領争いをめぐる伝承も多く残されている。

源頼朝の旗揚げによって武士政権が誕生するが、この過程で伊東市内からは宇佐美氏と伊東氏が有力御家人として成長する。この結果、鎌倉時代から伊東氏・宇佐美氏は全国に地頭職を認められて拡散し、各地に有力

な武士団として成長を重ねる。今日、伊東姓・宇佐美姓を名乗る方の先祖は、すべてこの伊東市域が出身地であるといえる。戦国時代には、伊豆は伊勢宗瑞（北条早雲）の本拠地とされて約100年の比較的平穏な時代を迎えた。しかし、宗瑞が伊豆を占領する過程では激しい戦闘が半島内の各地にあったものと見られ、近年発掘調査された鎌田城もその一つと見られている。豊臣秀吉によって北条氏が滅ぼされると、間もなく江戸幕府を開いた徳川氏の時代になる。伊豆半島の約8万4,000石の領地はおおよそ、韮山の江川代官領・沼津藩領・小田原藩領の三分割を受ける。伊東市内には江戸時代の村として16か村が成立するが、これらの村々もおおむね3つの領主に分割支配されて幕末に至る。史上最大の城と言われる江戸城は、その莫大な量の石垣用の石材を伊豆から運んで築城した。石材の中心的な産地の一つは伊東に求められ、毎月2度3,000艘の船が江戸との間を往復したという。また、江戸城の築城が始まる直前には、家康の外交顧問の英国人ウィリアム・アダムス（三浦按針）が日本初の洋式帆船を松川河口で建造したと言われる。魚介・木材・薪炭などは伊東の名産として巨大都市「江戸」の生活を根底から支えたのであるが、中でも「温泉」は将軍家にも愛用され、樽詰めされ、船で運ばれて江戸城の大奥で珍重された。

伊東は明治維新直後、韮山県に属したが明治4年の廃藩置県で足柄県となり、明治9年以降は静岡県に属する。明治22年町村制の施行により、江戸時代の16か村は伊東・小室・宇佐美・対島の4か村に統合され、さらに明治39年伊東村は町制に移行した。

伊東は明治末年頃から次第に保養地としての名声が高まり、北里柴三郎・東郷平八郎・若槻礼次郎など著名人の別荘が多数構えられた。また、市内の旅館には木造三階建ての建築が取り入れられて、多くの来遊客に対応する温泉地伊東の姿が形成されていった。昭和13年には国鉄伊東線が開通し、南国風の駅舎が建築された。昭和22年に伊東町と小室村が合併して市制に移行。さらに昭和30年に宇佐美村と対島村を合わせて今日の伊東市の市域が成立し、富士箱根伊豆国立公園に指定された。くしくも、現在の市域は古代以来伝統のある玖須美荘の領域と一致しているものと見られている。

(2) 市政の主な歩み

〔秘書広報課〕

昭和22年	伊東町と小室村が合併し市制を施行
23年	市紋章を制定
25年	国際観光温泉文化都市の指定
30年	宇佐美村・対島村と合併、富士箱根伊豆国立公園地域に指定
31年	市庁舎落成、北中学校新設
32年	小室山公園を開設
33年	狩野川台風により大被害を受ける
34年	下水道工事に着手、し尿処理場完成
35年	国民健康保険を施行
36年	伊豆急行線（伊東～伊豆急下田）電車開通
37年	交通安全都市を宣言
38年	県立伊東商業高校開校
40年	長野県諏訪市と姉妹都市締結
41年	観光会館完成
42年	市の花木・市民憲章を制定
43年	養護老人ホーム完成
44年	大川浄水場完成、小室山自然公園に総合グラウンド完成
45年	城星市民運動場完成、川奈水無田住宅団地造成分譲
46年	宇佐美中学校校舎完成
47年	老人（70歳以上）医療無料化実施
48年	総合開発計画基本構想を策定

49年	公共下水道の一部供用及び下水処理を開始
50年	夜間救急医療センター開設
51年	国鉄伊東線複線化に着手
52年	老人福祉センター開所、県立伊東高校移転新築、市制施行30周年記念式典挙行
53年	伊豆大島近海地震発生、保健福祉センター完成
54年	勤労者体育センター、東小学校校舎完成
55年	さくらの里完成、社会教育センター完成
56年	観光会館別館完成
57年	富戸小学校校舎改築、英国ジリングラム市（現メドウェイ市）と友好都市提携
58年	川奈小学校校舎改築、県立伊東城ヶ崎高校開校
59年	大池小学校校舎改築、環境美化センター完成、国道135号バイパス暫定2車線開通
60年	池小学校校舎改築、八幡野小学校校舎改築、第二次総合計画基本構想議決、イタリア共和国リエティ市と友好都市提携
61年	静岡自然百選城ヶ崎海岸第1位、トイレシンポジウム伊東開催
62年	門野中学校開校、消防署広野分遣所完成、市制施行40周年記念式典挙行
63年	平和都市（核兵器廃絶）を宣言、吉田幼稚園改築、富士見保育園改築、宇佐美コミュニティセンター完成、松原大火
平成元年	伊豆半島東方沖群発地震で被害発生、海底火山噴火、池幼稚園改築
2年	北中学校校舎改築、さくら保育園改築、奥野ダム完成、斎場改築
3年	小室コミュニティセンター完成、富戸保育園改築、生涯学習推進大綱策定
4年	ふれあいセンター完成、消防署対島支署開署、宇佐美幼稚園本園改築、川奈幼稚園改築
5年	八幡野コミュニティセンター開所、伊東市クリーンセンター完成、市役所土曜閉庁、新宇佐美トンネル開通、宇佐美小学校改築
6年	全国椿サミット伊東大会開催、ひだまり開所、シルバーワークプラザ開所
7年	市役所新庁舎完成、ひぐらし会館完成、かどの球場完成、門脇埼灯台完成、富戸コミュニティセンター開所
8年	天城霊園供用開始、文化財管理センター・竹の台幼稚園完成、いちょう通り電線地中化等工事完成、生涯学習センター池会館完成、ポイ捨て防止条例施行、大原武道場・東小学校屋内運動場完成
9年	児童・身体障害者福祉センターはばたき開所、御石ヶ沢最終処分場竣工、市ホームページ開設、門野中学校給食開始、市制施行50周年記念式典挙行、情報公開制度スタート
10年	市営宅地分譲（保代口）、丸塚公園完成、川奈にて日露首脳会談開催、松川藤の広場オープン、FMなぎさステーション開局、湯川保育園改築、生涯学習センター赤沢会館完成、第1回伊東温泉湯めまつり事業実施
11年	伊東市振興公社設立、県立東部養護学校伊東分校開校、英国メドウェイ市（旧ジリングラム市）と友好都市提携、ふるさとダービー伊東温泉競輪開催
12年	健康回復都市宣言、環境基本条例制定、介護保険制度スタート、新消防庁舎完成、
13年	市立伊東市民病院開院、第三次伊東市総合計画スタート、シニアプラザ桜木オープン、健康回復公園大平の森開園、日本におけるイタリア2001年事業としてリエティ市からオリーブオイル石臼モニュメント寄贈、伊東マリンタウングランドオープン、伊東温泉観光・文化施設東海館オープン
14年	第1回東西王座戦・東王座戦競輪開催、伊東市男女共同参画プラン策定、シニアプラザ湯川オープン、八幡野保育園開園、伊豆栄光荻保育園開園、第87回静岡県都市対抗ゴルフ大会（第58回国民体育大会リハーサル大会）開催、第55回全日本フェンシング選手権大会（第58回国民

	体育大会リハーサル大会) 開催
15年	庁舎内情報系LAN敷設・各課インターネット利用開始、鎌田幼稚園園舎改築、環境基本計画策定、シニアプラザくすみオープン、第58回国民体育大会夏季大会ゴルフ競技会開催、第58回国民体育大会秋季大会フェンシング競技会開催
16年	伊東幼稚園湯川分園改築、台風22号により大被害を受ける、いとう市民活動支援センター開設、按針メモリアルパーク完成
17年	リエティ市へ友好都市20周年記念モニュメント寄贈、伊東駅ユニバーサルデザイン施設完成、マリンタウンモニュメント設置、足湯「ふれあいの湯」オープン、防災ラジオを希望者に配布、地域福祉計画策定
18年	介護老人保健施設みはらし開所、書道教育特区の授業開始、荻出張所開設、公共下水道かわせみ浄化センター開所、伊豆半島6市6町首長会議(伊豆半島サミット)設立(伊東市が会長)、第60回記念按針祭を開催、伊豆ナンバー誕生、庁内LANによるグループウェア稼働
19年	第1回1.10(いとう)市民感謝の日を実施、広報いとう等への有料広告掲載を開始、国民保護計画策定、市制施行60周年記念式典挙行、戸籍事務を電算化、市ホームページをリニューアル
20年	メールマガジンの配信開始、城ヶ崎門脇駐車場を拡張整備、市役所ダイヤルイン導入、生活安全条例制定、パスポート業務開始、ごみ処理有料化、ふるさと伊東応援寄付金制度創設
21年	第24回国民文化祭・しずおか2009開催、足湯「あったまり〜な」オープン、よねわか記念公園寄贈、阿久悠氏の顕彰碑建立、井原の広場が完成、大室山静岡県景観賞受賞
22年	松川通り整備完了、汐吹公園の石柱建立、天皇・皇后両陛下ご来訪、市ホームページ多言語化運用開始、按針カーニバル初開催、大室山が国の天然記念物に指定、静岡県・伊東市総合防災訓練開催(菅内閣総理大臣も参加)
23年	伊東お菓子共和国開催、伊豆半島ジオパーク推進協議会設立、市役所扁額除幕式、「伊東温泉お手湯」オープン、ジオサイト視察(観光庁長官、静岡県知事)、第四次総合計画策定
24年	メドウェイ市友好都市30周年を記念してメドウェイ市とリエティ市を訪問、伊豆半島ジオパークが日本ジオパークに認定、マリンタウン道の駅登録10周年
25年	新伊東市民病院開院、アゼルバイジャン共和国イスマイリ州と友好交流協定締結、第1回ANJINサミット開催、フェイスブック開設、48年ぶりに復活したガールズケイリンを初めて開催
26年	伊豆半島ジオパークが世界推薦決定、宇佐美中学校と宇佐美小学校との親子方式による中学校給食開始、環境美化センター焼却炉更新完了
27年	諏訪市と姉妹都市締結50周年記念事業実施、リエティ市と友好都市締結30周年記念事業実施、伊豆半島ジオパークビジターセンター「ジオテラス伊東」オープン、市役所内に美しい伊豆創造センター設立、伊豆いとう地魚王国設立
28年	伊東市学校給食センター完成、小室山公園恐竜広場アスレチック完成、駿東伊豆消防本部発足、第70回記念按針祭を開催、松原連絡所開設、伊豆半島ジオパークビジターセンター「ジオポート伊東」オープン、ツイッター開設
29年	健康福祉センター完成、伊豆栄光なぎさ保育園オープン、福島県双葉郡広野町と友好都市の締結、按針パレードに東京ディズニーリゾート®スペシャルパレードが参加、按針メモリアルパーク完成、インスタグラム開設、市制施行70周年記念式典挙行
30年	伊豆半島ジオパークが世界ジオパークに認定、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行、保育料5歳児の無償化、18歳以下医療費無償、Hikarito Yuka ta にぎわい演出事業開始、ちゅうりっぷ保育園開園、健康マイレージスタート
令和元年	静岡グスティネーションキャンペーン開催、友好都市のイタリア・リエティ市と学生交換留学開始、ごみ収集と安否確認を行う「ふれあい収集」開始、台風15号・19号により被害を受ける、伊東温泉竹あかり〜イルミロマン・ジャパネスク〜 スタート、第6回ANJINサミット開催

2年	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の対象地域に静岡県が含まれ、市内の接待を伴う飲食業、宿泊業、飲食業、娯楽業、教育・学習支援業に対し休業要請、市内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、市議会定例会の一般質問中止、74年の歴史で初めて按針祭中止、新型コロナウイルス感染症の収束を願い伊東温泉秋花火開催・史上初の大室山山頂からの打ち上げ
3年	東京2020オリンピック聖火リレーが市内を走行、東京2020パラリンピック・ボッチャ競技金メダリストの杉村英孝選手へ初の市民栄誉賞を贈呈、川奈小学校が閉校し南小学校と統合、伊東市飲食店における新型コロナウイルス感染症対策奨励金・第2回～第4回伊東市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金を実施、まくら投げプロモーションがアジア太平洋地域最大の広告賞「アドフェスト（アジア太平洋広告祭）2021」で2つの賞を受賞
4年	市民運動場を人工芝生化しリニューアルオープン、物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症対策「伊東市民応援クーポン」の販売、市立幼稚園のデリバリー給食の開始、小学校及び中学校の入学祝金贈呈事業を開始、1月1日～3日按針メモリアル花火大会を開催、3年ぶりに按針祭海の花火大会を開催
5年	按針祭を4年ぶりに通常開催、第20期伊東市議会議員誕生、伊東市立東小学校・西小学校・旭小学校が閉校し伊東市立伊東小学校開校、静岡県立伊東高等学校・城ヶ崎分校、静岡県立伊東商業高等学校が閉校し静岡県立伊豆伊東高等学校開校、八幡野幼稚園で給食開始、伊東駅前整備計画（案）の発表、キャッシュレス決済補助と「いとうスペシャル商品券」の給付、全日本まくら投げ大会 in 伊東温泉を3年ぶりに開催
6年	杉村英孝選手がパリ2024パラリンピックのボッチャ競技団体で銅メダルを獲得し感謝状を贈呈、キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施、「いとう市民プレミアム商品券」の販売、ロケツーリズムアワード地域大賞受賞、従来位置づけられていた「消滅の可能性がある」自治体から脱却、伊東市デジタルファースト宣言の表明、伊東市公式LINEリニューアル
7年	第9回ウィナーズカップが伊東温泉競輪場にて初開催、諏訪市姉妹都市締結60周年記念市民交流宿泊事業開始、リエティ市との友好都市締結40周年を記念し伊東市訪問団がリエティ市を訪問、台風15号の影響で市内に竜巻が発生し人的・物的被害をもたらす、温泉資源の保護及び活用・さらなる観光振興施策に取り組むための財源として入湯税の引き上げを実施

4 人 口

(1) 人口の推移（単位：人）

〔庶務課・市民課〕

年	住民基本台帳による人口の推移						国勢調査による人口の推移					
	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人 口	1km ² 当たり 人 口	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人 口	1km ² 当たり 人 口
		男	女	計				男	女	計		
大正14	—	—	—	—	—	—	2,745	6,451	6,489	12,940	4.7	403.1
昭和10	—	—	—	—	—	—	3,859	9,688	9,783	19,471	5.0	606.6
22	—	—	—	—	—	—	5,514	11,333	14,618	25,951	4.7	808.4
30	10,485	23,797	26,603	50,400	4.8	406.3	10,437	23,653	26,516	50,169	4.8	404.4
40	14,846	29,192	31,691	60,883	4.1	490.6	15,401	28,064	31,340	59,404	3.9	478.7
50	21,262	33,395	36,316	69,711	3.3	561.3	20,766	32,263	35,809	68,072	3.3	548.2
60	25,495	33,793	37,800	71,593	2.8	576.0	23,667	32,837	37,360	70,197	3.0	565.0
平成7	30,100	35,237	39,463	74,700	2.5	601.9	27,739	33,877	38,410	72,287	2.6	582.5

1 7	33,701	35,509	39,783	75,292	2.2	607.2	29,962	33,830	38,611	72,441	2.4	583.6
2 7	35,317	33,668	37,805	71,473	2.0	575.9	30,478	31,828	36,517	68,345	2.2	550.7
	35,147	33,527	37,475	71,002	2.0	572.1						
令和2	35,431	32,037	35,681	67,718	1.9	545.7	30,820	30,668	34,823	65,491	2.1	527.7
	35,094	31,778	35,271	67,049	1.9	540.3						
3	35,522	31,780	35,294	67,074	1.9	540.5	—	—	—	—	—	—
	35,215	31,512	34,918	66,430	1.9	535.3						
4	35,630	31,421	34,865	66,286	1.9	534.5	—	—	—	—	—	—
	35,275	31,120	34,434	65,554	1.9	528.6						
5	35,693	31,027	34,406	65,433	1.8	527.6	—	—	—	—	—	—
	35,228	30,663	33,901	64,564	1.8	520.6						
6	35,726	30,588	33,850	64,438	1.8	519.6	—	—	—	—	—	—
	35,102	30,156	33,224	63,380	1.8	511.0						
7	35,703	30,105	33,389	63,494	1.8	512.0	—	—	—	—	—	—
	34,934	29,568	32,691	62,259	1.8	502.0						

※ 住民基本台帳人口は各年12月末日、国勢調査人口は各年10月1日による。

下段は日本人のみ、上段は外国人含む。（平成24年7月8日に外国人登録制度廃止、住民登録制度に移行）

昭和22年、30年の急増は、昭和22年8月10日の小室村との合併、昭和30年4月1日の宇佐美・対島両村と合併したことによる。

(2) 人口動態（過去10年間、単位：人）

※ 各年12月31日現在

〔市民課〕

区分 年	自 然 動 態							社 会 動 態			増減差引
	出 生			死 亡			増 減	転 入	転 出	増 減	
	男	女	計	男	女	計					
平成28	173	158	331	528	516	1,044	△ 713	2,234	2,312	△ 78	△ 791
29	156	170	326	545	546	1,091	△ 765	2,390	2,317	73	△ 692
30	138	135	273	586	567	1,153	△ 880	2,434	2,329	105	△ 775
令和元	136	134	270	534	558	1,092	△ 822	2,491	2,397	94	△ 728
2	142	100	242	580	511	1,091	△ 849	2,318	2,238	80	△ 769
3	121	100	221	564	564	1,128	△ 907	2,346	2,083	263	△ 644
4	104	106	210	635	637	1,272	△1,062	2,603	2,329	274	△788
5	111	101	212	666	641	1,307	△1,095	2,702	2,460	242	△853
6	105	85	190	714	685	1,399	△1,209	2,618	2,404	214	△995
7	73	85	158	675	708	1,383	△1,225	2,574	2,293	281	△944
平 均	126	117	243	603	593	1,196	△953	2,471	2,316	155	△798

※ 外国人を含む。 転入には、帰化等を含む。 転出には、日本国籍離脱等を含む。死亡には、失踪を含む。

(3) 産業別就業人口

〔庶務課〕

区 分	平 成 27 年			割 合 (%)
	就 業 人 口(人)			
	計	男	女	
総数	30,836	16,366	14,470	100.0
第1次産業	789	584	205	2.6
農業	647	452	195	2.1
林業	10	10	0	0.0
漁業	132	122	10	0.4
第2次産業	3,966	3,107	859	12.9
鉱業、採石業、 砂利採取業	4	3	1	0.0
建設業	2,751	2,323	428	8.9
製造業	1,211	781	430	3.9
第3次産業	24,762	11,929	12,833	80.3
電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	191	159	32	0.6
情報通信業	317	237	80	1.0
運輸業、郵便業	1,039	913	126	3.4
卸売業、小売業	5,080	2,403	2,677	16.5
金融業、保険業	500	189	311	1.6
不動産業、 物品賃貸業	1,070	658	412	3.5
学術研究、 専門・技術 サービス業	645	428	217	2.1
宿泊業、飲食 サービス業	5,413	2,444	2,969	17.6
生活関連 サービス業、 娯楽業	1,933	838	1,095	6.3
教育、学習 支援業	1,299	561	738	4.2
医療、福祉	4,013	1,084	2,929	13.0
複合サービス 事業	398	269	129	1.3
サービス業 (他に分類さ れないもの)	2,107	1,225	882	6.8
公務(他に分 類されるものを 除く)	757	521	236	2.5
分類不能 の産業	1,319	746	573	4.3

区 分	令和2年			割合 (%)
	就業人口(人)			
	計	男	女	
総数	27,799	14,468	13,331	100.0
第1次産業	712	519	193	2.6
農業	596	417	179	2.1
林業	11	9	2	0.0
漁業	105	93	12	0.4
第2次産業	3,537	2,783	754	12.7
鉱業、採石業、 砂利採取業	6	4	2	0.0
建設業	2,490	2,082	408	9.0
製造業	1,041	697	344	3.7
第3次産業	23,382	11,081	12,301	84.1
電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	165	131	34	0.6
情報通信業	287	196	91	1.0
運輸業、郵便業	984	833	151	3.5
卸売業、小売業	4,696	2,133	2,563	16.9
金融業、保険業	462	168	294	1.7
不動産業、 物品賃貸業	898	542	356	3.2
学術研究、 専門・技術 サービス業	681	453	228	2.4
宿泊業、飲食 サービス業	5,066	2,303	2,763	18.2
生活関連 サービス業、 娯楽業	1,731	778	953	6.2
教育、学習 支援業	1,246	532	714	4.5
医療、福祉	4,078	1,139	2,939	14.7
複合サービス 事業	330	222	108	1.2
サービス業 (他に分類さ れないもの)	2,018	1,186	832	7.3
公務(他に分 類されるもの を除く)	740	465	275	2.7
分類不能 の産業	168	85	83	0.6

5 姉妹都市・友好都市・友好交流都市

〔秘書広報課〕

(1) 長野県諏訪市（姉妹都市）

提携（宣言）年月日 諏訪市：昭和40年6月3日 伊東市：昭和40年5月20日

（提携までの経緯）

昭和32年5月、上諏訪旅館組一行が親善野球試合のため伊東温泉に来遊したことが機縁となり、その後も交流が重ねられ、同じ観光温泉都市（山の都市、海の都市）で都市規模も似ているところから、両市観光協会長が市あてに都市提携促進方の要望を示すとともに陳情書の提出が行われた。

以来、両市関係者の協議を経て、昭和40年当初には、両市議会が姉妹都市締結を意思決定するに至り、諏訪市議会においては、両市観光協会長からの提携陳情を採択し、後に議員全員協議会において締結決定という運びになったが、伊東市議会では、当時、陳情を審議に付す慣例がなく、議員へ参考配付するにとどめ、締結決定は市議会全員協議会において行われた。

（交歓状況）

昭和40年提携以来、市では相互に、市制施行記念日、按針祭、諏訪湖祭湖上花火大会、御柱祭、庁舎落成、観光会館落成等行事への代表出席、議員の市政全般にわたる交歓研修会、職員の研修、体育、クラブ活動の交流などが行われている。また、伊東市観光会館の前には霧ヶ峰の石とカリンの木が植えられ、諏訪市庁舎前には伊豆の黒松と竹が植えられた。中でも観光会館のこけら落としに参加した八剣太鼓と諏訪交響楽団の演奏は伊東市民に感銘を与えた。

市民間でもこれまで、児童画展、青年会議所主催による両市親善児童交流会、文化協会の俳句、短歌、詩吟等の交流、文芸作品交換展示会、高等学校の文化・体育活動、女性団体、青年団体、スポーツ団体、旅館組合などさまざまな交流が行われている。特に昭和47年9月28、29日の2日間、一般市民を対象とした旅行団「伊東市民号」を結成し、約600人に上る市民が諏訪市を訪問して姉妹都市の実情を見聞したのを初め、昭和56年10月21日、22日には第2回伊東市民号約200人が諏訪市を訪ね、お互いの親睦を図った。また、昭和48年11月16日（500人）、52年11月15日（350人）、57年11月9日（200人）、63年11月8日（120人）、平成5年2月3日（310人）の5回にわたり諏訪市民号が本市を訪れ、2日間の交流を通じて姉妹都市締結の意義を深めた。

昭和51年3月には、姉妹都市締結10周年を記念して記念植樹を行い、本市丸山公園内に諏訪市からのイチイの木50本、アヤメ30株を、伊東市は諏訪市庁舎前にソテツ3本、高島城公園内にツツジ1,900株を植樹した。昭和60年には姉妹都市締結20周年を記念して、10月23、24日に伊東市民号（10団体211人）を実施し、あわせて10月21日から23日にかけてリレーマラソン（伊東～諏訪間200km・参加者伊東市42人、諏訪市9人、計51人）、記念植樹（椿106本）、伊東の観光と物産展を開催した。同じく平成2年には25周年を記念して、諏訪市から伊東市にリレーマラソン（参加者諏訪市47人・伊東市13人、計60人）を行った。さらに平成7年には、30周年を記念して、新設されたかどの球場のオープンを祝い、親善交流野球大会を5月27日に学童野球と早朝野球の部を分けて行った。諏訪市から白樺の木が贈られ、かどの球場及び新庁舎にそれぞれ3本ずつ記念植樹された。また、両市民のより一層の親睦を図るため、伊東市民号（参加者218人）を平成7年10月26日に実施するとともに、歓迎式において、姉妹都市災害時相互応援協定の締結を行った。あわせて、記念植樹（ロウバイ）を実施した。平成17年8月には、姉妹都市締結40周年式典にて、両市長による盾の交換を行い、友好の絆をさらに深めた。さらに、平成24年8月15日には、諏訪市において諏訪市の姉妹都市である神奈川県秦野市と長崎県壱岐市、伊東市の4市が「災害時における相互応援に関する協定書」の調印式を行った。

姉妹都市交歓施設として昭和52年7月に完成した「諏訪市海の家」は、例年夏に諏訪市の小学生が訪れ、臨海学習を楽しんでいたが、施設の老朽化等により平成25年3月31日に閉所し、平成25年4月16日に閉所式が行われた。

平成27年度は姉妹都市締結50周年を迎え、両市の宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を相互に助成する制度を実施した。また、平成27年8月には諏訪湖祭湖上花火大会にあわせ伊東市民号として36人が諏訪市を訪問

するとともに、平成28年2月には諏訪市民号として73人が本市を訪れ、姉妹都市の絆を再確認した。平成28年5月には、7年に一度開催される諏訪大社御柱祭に伊東市副市長をはじめ8人が出席した。平成29年8月には、伊東市制施行70周年記念式典に諏訪市長をはじめ7人を招待した。令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により両市ともに祭典などを中止又は規模を縮小して開催し、相互招待は自粛した。令和4年5月には、諏訪大社御柱祭が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、8月の諏訪湖祭湖上花火大会に併せて諏訪大社上社御柱の見学が行われ、令和4年姉妹・友好都市交流会に伊東市議会議長をはじめ4人が出席した。また、按針祭を規模を縮小して開催し、諏訪市教育長をはじめ5人を招待した。令和5年度は、通常開催となった按針祭に諏訪市教育長をはじめ4人を招待するとともに、諏訪湖祭湖上花火大会に伊東市副市長をはじめ4人が出席した。令和6年度は、按針祭に諏訪市長をはじめ5人を招待するとともに、諏訪湖祭湖上花火大会に伊東市教育長をはじめ4人が出席した。令和7年度は姉妹都市締結60周年を迎え、両市の宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を相互に助成する制度を実施した。また、「子どもたちの相互交流バスツアー」を実施し、8月には諏訪市から親子9組18人が伊東市へ、2月には伊東市の子どもたち19人が諏訪市を訪れた。

(諏訪市の概要)

諏訪市は本州の中央にあって、「諏訪のうみ」である諏訪湖を抱く、高島藩（諏訪藩）の城下町の面影を残すまちである。面積109.91km²、人口約4万6千人であり、諏訪湖の東南一帯に接して南北に長く、中央部は平坦で諏訪平の大部分を占めている。東北は霧ヶ峰一帯の諸山となって起伏し、小県郡に達している。南は上伊那郡と境し、西は諏訪湖を隔てて岡谷市を臨み、西北は下諏訪町、東南は茅野市と隣接している。冬季は厳寒で、零下10℃に及ぶ朝があり、諏訪湖は堅氷に閉ざされ、御神渡りという氷の亀裂、隆起現象を見ることができる。夏季は日中30℃を超えるものの、朝夕は涼しく、避暑に絶好である。霧ヶ峰は、天与の景勝に恵まれ、八ヶ岳中信高原国立公園に指定されている。四季を通じて観光客が絶えず、市への来遊客は年間約610万人に達する。

産業は明治時代から昭和初期にかけて製糸業が栄え、時代のニーズとともに主たる産業も移り変わり、高度経済成長期には時計やカメラ、オルゴール等の精密機械製造が盛んに行われ「東洋のスイス」と呼ばれた。現在は精密加工で培った技術をさらに追求した超微細加工技術を活かし、自動車部品や金属バネ等の金属製品製造業や、プリンター等の情報機器産業が盛んである。また、味噌や酒造といった醸造業や寒天など地場産業である食料品の製造も行われている。

湖畔一帯を中心に多量の温泉が湧出し（源湯8か所、1日当たりの総湯湯量約8,400kl）、その湯は平均65℃と高温で透明度が高く、古来から諏訪の「いでゆ」として有名である。昭和49年以来、温泉統合計画が順調に進み、効率的な利用を図っている。

(2) 福島県双葉郡広野町（友好都市）

提携年月日 平成29年5月24日

(提携までの経緯)

平成4年に伊東市少年少女合唱団の発表会を鑑賞した広野町の人々の呼びかけにより、翌年から広野町小学校器楽部と伊東市少年少女合唱団の交流が始まり、平成6年には「ひろの童謡まつり」音楽祭に伊東市合唱団「シャンテ」が参加するなど、以降、広野町合唱団「めじろたち」と「シャンテ」の交流が行われている。

平成19年からは、「伊東温泉めっちゃくちゃ市」に広野町のブースを設けているほか、平成23年3月11日の東日本大震災をうけ、7月28日に「伊東市と広野町における災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、伊東市から職員派遣を行うなど、行政による経済交流や防災連携を図っている。

こうした幅広い分野にわたる交流を促進し友好の精神を未来に引き継ぐため、市議会常任総務委員会協議会において両市町の友好都市提携について報告し、平成29年5月24日、広野町において提携の調印式を行った。

(交歓状況)

平成29年8月には、伊東市制施行70周年記念式典と按針祭に広野町副町長をはじめ7人を招待し、平成30年8月には、按針祭に広野町長をはじめ6人を招待した。

令和2年3月には、東京2020五輪聖火リレーの観覧及び広野町主催の記念イベントの招待があったが、新型

コロナウイルスの影響により中止となった。令和3年度もコロナ禍により按針祭の規模を縮小し式典は中止したため招待は見送った。令和4年8月には、按針祭を規模を縮小して開催し、広野町副町長と広野町議会議長を招待した。令和5年度は、通常開催となった按針祭に広野町副町長と広野町議会議長を招待した。令和6年度は、按針祭に広野町副町長を招待した。令和7年度は、按針祭に広野町副町長を招待したが、諸事情により欠席となった。

(広野町の概要)

広野町は、福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南端に位置し、東に太平洋を臨み、西に阿武隈山系、南はいわき市と北は檜葉町と隣接していて、東京都心から238km、宮城県仙台市から128kmの距離にある。広さは東西13km、南北7km、人口は約5千人、温暖で寒暖の差が少ない気候で、みかんがきちんと実を結ぶ北限の町でもある。

第一次産業は、稲作を中心に畜産、野菜等を複合した小規模経営の兼業農家が大半を占めている。サッカーナショナルトレーニング施設「Jヴィレッジ」や、平成27年5月に改修後再オープンした二ツ沼総合公園などがある。

平成23年3月11日の東日本大震災などからの復興に向け、医療体制の充実、農業の振興、新たな公設商業施設の整備や雇用の創出などさまざまな施策に取り組んでいる。

(3) 英国メドウエイ市（友好都市）

提携年月日 平成11年4月9日（昭和57年8月10日ジリングラム市）

(提携までの経緯)

メドウエイ市は、ウィリアム・アダムス（三浦按針）の生誕地ジリングラム市が隣接するロチェスター市と平成10年4月に合併して生まれた新しい市で、伊東市では前身のジリングラム市との間で結んだ友好都市提携を平成11年4月にメドウエイ市との間で継続し、新たな友好都市提携の調印を行った。

ウィリアム・アダムスは1605年（慶長10年）に徳川家康の命を受け、日本最初の洋式帆船「サン・ブエナ・ヴェンツラ号」を伊東の唐人川で建造した。伊東市では三浦按針の偉業をたたえて、昭和22年8月に「第1回按針祭」を開催し、現在まで続けている。

メドウエイ市との市民レベルの友好関係は、昭和39年3月に伊東市民（議員）が初めて当時のジリングラム市を訪問し、市内小学生の絵画、習字を贈ったことがきっかけとなり、昭和48年8月に日英児童絵画展を伊東市で開催、以来毎年実施して絵画交流を続けている。昭和57年2月、当時のジリングラム市議会が伊東市及び横須賀市との友好都市提携を決議し、ジリングラム市長から伊東市長に対し、公式な文書による友好都市提携の申入れがあった。市当局は市議会各会派代表と協議を重ね、ジリングラム市と友好都市提携の意思を決定するに至り、同年6月の伊東市議会全員協議会を経て締結の運びとなった。

(交歓状況)

昭和57年8月、伊東市民旅行団がジリングラム市（現メドウエイ市）を訪問して以来、両市親善訪問による相互の交流を図っている。昭和59年5月、伊東市からジリングラム市のメドウエイ資料館にウィリアム・アダムスの関係資料を送付し、11月には文通等による交流を深めるため、文通を希望する市内の中学生80人をジリングラム市に紹介した。

昭和61年9月、ジリングラム市にあるアダムス記念碑（時計台）に設置するアダムスと伊東市との縁を説明したプレート板を伊東市で作成し送付し、翌年8月には、重岡建治氏製作のアダムスのブロンズ製胸像をジリングラム市に贈呈した。

平成2年7月、高校生交換留学制度（ホームステイ）を発足し、第1回目の交換学生（高校生男女1名）を、夏休み期間を利用して相互に派遣し、以来毎年実施していた。しかし、平成15年はSARSやテロの影響により実施を見合わせ、また、平成16年は、伊東市からの派遣のみの実施となったが、平成17年からは、再び交換学生を相互に派遣している。

平成4年8月、友好都市提携10周年を記念して、当時のジリングラム市長夫妻を按針祭に招待した。平成8年7月には、ヨーロッパ友好都市訪問団がジリングラム市を訪問し交流を図り、平成9年8月に、市制施行50周年

記念式典にジリングラム市代表者を招待した。

平成11年4月、ジリングラム市との友好都市関係を継続し、さらなる進展を目指し、伊東市においてメドウェイ市と友好都市提携の調印を行った。

平成12年4月にはヨーロッパ訪問団を結成し、市長を団長として28人がメドウェイ市を訪問、親善交流を深めた。さらに、ウィリアム・アダムスが日本に到着して400年目に当たることを記念して、ロンドンにおいてジャパンソサエティー主催で開催された「ウィリアム・アダムスディナー」に伊東市長と議長がメドウェイ市長とともに出席した。

平成16年12月、メドウェイ市長を招待し、日本初の洋式帆船建造400年記念のモニュメントの除幕式を建造の地である松川河口の按針メモリアルパークで行った。平成17年7月には、ヨーロッパ訪問団を結成し、市長を団長に市議会議長を副団長として、総勢29人がメドウェイ市を訪問し友好をさらに深めた。

平成24年10月には、友好都市提携30周年を記念して、ヨーロッパ友好都市訪問団を結成し、市長を団長として25人がメドウェイ市を訪問した。

平成26年度からは、毎年秋頃にメドウェイ市のチャタムグラマースクールの生徒たちが本市でホームステイを行っている。平成29年度はロチェスターグラマースクールの生徒たちがホームステイを行い、平成30年度はホルコムグラマースクール（旧チャタムグラマースクール）とロチェスターグラマースクールの生徒たちが訪問し、本市でホームステイを行った。令和2年度から令和4年度までの夏休み期間を利用した学生交換プログラム事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、令和5年度から再開し、令和7年度も継続して実施した。

（メドウェイ市の概要）

メドウェイ市はロンドンの南東、約50kmの地、メドウェイ川の下流に沿った位置にあり、市の周囲にはイギリスの典型的な森と牧草地と果樹園を備えた、人口約27万人、面積205km²、ケント州最大の都市である。

旧ジリングラム市のエリアはエリザベス一世時代に造船業を中心として発達した地域であり、メドウェイ川両岸一帯は400年にわたり英国海軍の戦艦を建造してきたヒストリック・ドックヤード（世界海軍基地）があったが、現在は歴史博物館となっている。19世紀に入ってからには鉄道がロンドンやケント州各地と結ばれたため、近代的な都市を形成し、1903年には市制をしいた。

旧ロチェスター市のエリアは、12世紀のイングランドの城砦都市の様子を伝えるロチェスター城や、ロチェスター大聖堂などの歴史的建造物が残っている。また、ヴィクトリア時代の大作家チャールズ・ディケンズの縁地であり、ヴィクトリア時代の衣装をつけて行き交う「ディケンズ・フェスティバル」が毎年開催されている。ロチェスターの歴史のあるハイ・ストリートには画廊、美術店、アンティーク店が並び、チャタムとハンプステッド・ヴァリーには全国規模の大型店やレジャー施設がそろっている。

（4）イタリア共和国リエティ市（友好都市）

提携年月日 昭和60年7月21日

（提携までの経緯）

リエティ市では、昭和44年から市の中央部を流れるベリノ川を舞台に、ワイン樽を半分に切った「樽乗り競走」が行われている。伊東市では、昭和31年以来毎年、市の中心部を流れる松川で「タライ乗り競走」が夏の観光行事として実施されており、これを知ったリエティ市から、昭和55年3月に外務省を通じて都市提携、親善使節団の交換について、伊東市に意向打診があった。さらに同年4月、リエティ市長から都市提携の申入れと、太陽の祭りへの公式招待が届いたが、提携には至らなかった。

その後、民間レベルでの交流が始まり、昭和56年7月には、伊東観光協会とリエティ市の樽乗り競走を主催している太陽の祭り委員会との間で姉妹関係が結ばれた。昭和59年7月に、リエティ市長ほか8人が来市され、再度、伊東市長に都市提携の申入れがあり、昭和60年3月の伊東市議会全員協議会を経て締結の運びとなった。

(交歓状況)

昭和61年7月、友好都市提携1周年を記念して、リエティ市長一行が伊東市を訪れ、松川タライ乗り競走に参加するとともに記念植樹を行い、あわせて、伊東市もイタリアフェアを開催し、イタリア商品の即売会や太陽の祭り写真展を開催した。以来、両市の親善訪問団が3年に1回程度相互に訪問し、交流を続けている。

昭和63年7月、リエティ市から大理石製の水飲場の寄贈を受け、静岡市で開催された静岡県姉妹都市フェアに伊東市の友好都市として出展した。平成元年5月、伊東市から白御影石製の石燈籠を寄贈した。

友好都市提携10周年を記念して、両市に在住する彫刻家の作品（リエティ市「リアーチェの戦士像の模刻」・モルツアーニ氏作／伊東市「大地より生まれる」重岡建治氏作）を交換する事業を実施し、平成6年度において、作品の作成と交換作業を行うとともに、平成6年8月9日にはリエティ市長一行が伊東市を訪れ、リエティ市の作品の贈呈式を行った。リエティ市の作品は新庁舎のロビーに設置し、一般市民に公開している。

平成8年7月には、ヨーロッパ友好都市訪問団がリエティ市を訪問し、交流を図った。

平成11年7月にリエティ市副市長ほか6人が来市し、タライ乗り競走に参加。また、市内ホテル会議室にて両市の今後の経済交流について会合が持たれた。

平成12年4月にはヨーロッパ訪問団を結成し、市長を団長として28人がリエティ市を訪問、親善交流を深めた。

平成13年6月には「日本におけるイタリア2001年」イベントとして、「オリーブオイル搾油用石臼のモニュメント」の寄贈をリエティ市より受けることとなり、大川橋際にある広場においてリエティ市から来た7人の技術者が当地に2日間滞在し、設置作業を行いモニュメントを完成させた。6月30日には駐日イタリア大使、及び、リエティ市関係者22人が来市し、モニュメントの除幕式並びに記念式典が盛大に開催された。引き続き7月5日まで「リエティフェア」として、リエティ市の特産品であるオリーブオイル、ワイン、パスタ、トリュフなどの展示即売会や「イタリアンレストラン」が開催された。

平成17年7月には、市長を団長に、市議会議長を副団長として結成されたヨーロッパ訪問団29人が、リエティ市を訪れ、友好都市提携20周年を記念し、伊東市から寄贈した「噴水モニュメント」の除幕・贈呈式を行った。

平成24年10月には、ヨーロッパ訪問団を結成し、副市長や市議会議長を初めとする計23人がリエティ市を訪れた。

平成27年7月には、本市において友好都市提携30周年を記念した歓迎レセプションを開催し、リエティ市長を始め9人が参加したほか、タライ乗り競走を楽しんだ。また、伊東市からは副市長がリエティ市を訪問し、樽乗り競走を見学したほか、リエティ市へ寄贈した石燈籠や重岡氏の彫刻が移設された「伊東庭園」命名式に出席した。

平成30年7月には、樽乗り競走が行われるリエティ市の「太陽の祭り」が50周年を迎えることから、副市長をはじめとする13人がリエティ市を訪れ、11月には、国際交流フェスタ in ITOの開催に合わせ、副市長をはじめとする22人が伊東市を訪れた。

令和元年7月、学生交換留学制度（ホームステイ）により、タライ乗り競走の開催に合わせ第1回目の交換学生（高校生女2名）を受入れた。また、令和2年3月、春休み期間を利用して学生（高校生男2名）を派遣する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により実施を見合わせた。令和2年度から令和4年度までの夏休み期間を利用した学生交換プログラム事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。また、令和2年10月にはリエティ太陽の祭り実行委員会から令和3年に控えた伊東観光協会との提携40周年に向けたイベントの開催の提案があったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見送ることとなった。令和3年にリエティ市からはオンラインイベントの招待を受け、国際交流協会にて市民間交流を行った。令和5年度から学生交換プログラムを再開し、令和6年度も継続して実施した。令和7年7月には、本市において友好都市提携40周年を記念した歓迎レセプションを開催し、リエティ市議会議員を始め6人が参加したほか、タライ乗り競走を楽しんだ。また、伊東市からは企画部長がリエティ市を訪問し、樽乗り競走を見学したほか、記念パレードに参加した。

(リエティ市の概要)

ローマ市から北東へ約80kmのイタリア中部ラツィオ州北東部、チベレ川の支流ベリノ川に臨み、標高402mの丘陵に位置する、面積208km²、人口約4万7,000人の市である。丘の斜面を占める旧市街は、ローマ時代に建設され、13世紀に修復された城郭で囲まれ、新市街は平坦地に展開する。

夏は避暑地、冬はスキー場としてにぎわい、昭和44年7月から太陽の祭りが開催され、マラソン競走や樽乗り競走が行われている。主な産業として、小麦、ブドウ、オリーブ栽培と牧牛、羊毛、製糖などの農産物加工業が行われている。

(5) アゼルバイジャン共和国イスマイリ州（友好交流都市）

提携年月日 平成25年11月22日

(提携までの経緯)

平成21年、社団法人日本造園組合連合会の小杉副会長（当時）がアゼルバイジャン共和国政府の依頼を受け、同国イスマイリ州に日本庭園を建設したところ、その庭園を視察した大統領は、日本文化の素晴らしさに触れ、深く感動し、イスマイリ州が日本の都市と積極的に交流するよう州知事に提言をした。

その後、同州知事から相談を受けた小杉副会長が交流都市としてイスマイリ州と同じく自然豊かで風光明媚な本市を推薦し、同州知事は駐日アゼルバイジャン大使館を通じて情報を収集した。

その結果、国際観光温泉文化都市である伊東市と積極的に交流を開始したいとの同州の意向が出され、アゼルバイジャン政府の承認後、同州から友好関係の構築について要請があった。

これを受けて、平成24年10月に市長はアゼルバイジャン共和国イスマイリ州を訪問し、同州知事と交流について意見の交換や情報収集を行い、平成25年3月22日、市議会全員協議会において、イスマイリ州との友好関係構築に関する経過を説明し、平成25年11月22日、相互に友好交流協定を交わした。

(交歓状況)

平成26年より、毎年3月に開催される国際交流フェスタにおいて、駐日アゼルバイジャン大使館の協力のもと、同国の紹介コーナーを設け物産等の展示を行っている。

平成26年8月の按針祭にはイスマイリ州の子どもたちが参加し、友好交流協定締結以前から行われていた文通相手である市立南中学校の生徒との面会を果たしたほか、平成27年2月には本市のボランティア団体によるイスマイリ州訪問が実現した。

平成27年度からは、夏休み期間を利用した学生交換ホームステイプログラムを実施している。平成27年秋には、イスマイリ州で開催された日本文化フェアに市内の国際交流団体11人が参加し、茶道・華道・書道・琴などを紹介するとともに、友好交流を一層深めた。

令和2年度から令和7年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や周辺地域の情勢不安等により、学生交換プログラム事業を中止した。

(イスマイリ州の概要)

首都バクーから西北西へ約180km、コーカサス山脈の南東に位置し、州都イスマイリとラヒジ、バズガルの町及びその他106の村で構成され、面積2,060km²、人口約8万人の州である。

イスマイリ州は、アゼルバイジャンの中でも最も風光明媚で豊かな自然に恵まれ、ラヒジに代表される伝統的な文化が継承されている地域である。

有数なぶどうの産地として、ワインやコニャックの生産も行われ、工業ではアゼルバイジャンの代表的な産業であるカーペットの生産や、伝統的な工芸品である銅鍛冶製品などが特に有名である。

また、自然豊かな同州では、樫やブナの森の中に数多くの植物や、鳥類などが生息し、多くの人が訪れる観光地となっている。

1 議 員

(1) 議員定数（令和8年4月1日現在）

条例定数20人	現在数20人
・昭和34年 3月14日 減員条例制定、定数を30人とし、昭和34年9月の一般選挙から適用 ・昭和60年 9月19日 減員条例改正、定数を26人とし、昭和62年9月の一般選挙から適用 ・平成13年10月 5日 定数条例制定、定数を24人とし、平成15年9月の一般選挙から適用 ・平成19年 6月20日 定数条例改正、定数を22人とし、平成19年9月の一般選挙から適用 ・平成23年 8月 1日 地方自治法改正、定数の法定上限（30人）の撤廃 ・平成26年12月17日 定数条例改正、定数を20人とし、平成27年9月の一般選挙から適用	

(2) 議員名簿（令和8年4月1日現在）

第21期議員任期：令和7年10月19日～令和11年10月18日

議席番号	氏 名	（ ふ り が な ）	年 齢	会 派	当選回数
1	片 桐 基 至	（かたぎり もとゆき）	45	会派に所属していない	1
2	重 岡 秀 子	（しげおか ひでこ）	75	会派に所属していない	6
3	中 島 弘 道	（なかじま ひろみち）	65	自 由 民 主 伊 東	4
4	長 沢 正	（ながさわ まさし）	65	公 明 党	5
5	竹 本 力 哉	（たけもと りきや）	65	公 明 党	2
6	篠 原 峰 子	（しのはら みねこ）	55	公 明 党	4
7	河 島 紀 美 恵	（かわしま きみえ）	59	伊 東 未 来	2
8	大 竹 圭	（おおたけ けい）	35	伊 東 未 来	1
9	虫 明 弘 雄	（むしあき ひろお）	50	自 由 民 主 伊 東	2
10	村 上 祥 平	（むらかみ しょうへい）	41	正 風 ク ラ ブ	2
11	鈴 木 絢 子	（すずき あやこ）	48	正 風 ク ラ ブ	3
12	犬 飼 このり	（いぬかい このり）	54	政 和 会	3
13	四 宮 和 彦	（しのみや かずひこ）	63	政 和 会	6
14	浅 田 良 弘	（あさだ よしひろ）	66	政 和 会	7
15	青 木 敬 博	（あおき よしひろ）	55	伊 東 未 来	4
16	大 川 勝 弘	（おおかわ かつひろ）	44	伊 東 未 来	4
17	杉 本 一 彦	（すぎもと かずひこ）	61	伊 東 未 来	5
18	井 戸 清 司	（い ど き よ し）	59	自 由 民 主 伊 東	6
19	佐 藤 周	（さとう しゅう）	53	正 風 ク ラ ブ	3
20	宮 崎 雅 薫	（みやざき まさしげ）	70	正 風 ク ラ ブ	7

(3) 年齢別議員数（令和8年4月1日現在）

30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	平均年齢
0人	1人	4人	7人	6人	2人	56.4歳

(4) 議員報酬等

① 報酬

令和5年3月22日改正	議 長	副 議 長	議 員
令和5年10月1日施行	435,000円	400,000円	370,000円

※ 伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成26年4月1日から施行）

伊東市議会議員の議員報酬等の支給の制限に関する条例（平成28年6月22日から施行）

② 費用弁償（旅費、平成16年4月1日～）

鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当	宿泊料
普通旅客運賃 (特急料金等)	普通旅客運賃 (上級船室等)	実 費	実 費	1,200円	12,000円

2 議会の構成

(1) 常任委員会（令和8年4月1日現在）

委 員 会 名	定 数	現 在 数	所 管 事 項
常 任 総 務 委 員 会	8 人 (※議長を含む。)	7 人	企画部、危機管理部、総務部、市民部の所管に属する事項及び他の委員会の所管に属さない事項
常任観光建設委員会	6 人 (副議長を含む。)	6 人	観光経済部、農業委員会、建設部、上下水道部の所管に属する事項
常任福祉文教委員会	6 人	6 人	健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項

※ 議長は就任後、直ちに委員活動を辞退する。

委員の任期は、選任の日から翌々年の9月29日までとする。

(2) 議会運営委員会

平成7年9月、従前の規定による任意の設置であった議会運営委員会を法制化し、正規の委員会とした。定数は6人とし、その構成は、交渉団体（3人以上の会派）から3人に1人の割合で選任する。なお、この場合において定数に達しない場合は、所属議員2人の会派からも委員を選任できるとし、所属議員2人を有する会派が複数あるときは、当該会派による協議により選任することとする。委員会においては、委員の互選により委員長及び副委員長を各1人選出し、運営に当たる。また、議長は会議に出席し、発言し、委員を選出していない会派の議員及び会派に所属していない議員はオブザーバーとして出席し、委員長の許可を得て発言することができる。協議する事項は、定例会、臨時会の会期及び議案審議予定に関する事、議員提出議案、請願書、陳情書、動議の取り扱いに関する事、議会関係人事案件に関する事、議会関係例規の制定、改廃に関する事、各種の儀礼に関する事、議会図書室に関する事、議長の諮問に関する事、その他議会運営に関する事などである。

(3) 特別委員会（令和8年4月1日現在）

予算・決算特別委員会

(4) その他の会議

名 称	会 議 の 内 容
全 員 協 議 会	議決事件以外の重要項目について、市長の要請等により報告を受け、協議する。運営は副議長が行う。
常任委員会協議会 (総 務) (観光建設) (福祉文教)	各常任委員の自主的調査、研修活動を活発に行うため、議会申合せにより昭和47年10月から従前の委員会協議会にかわって常任委員月例会を開催してきたが、昭和59年5月から、市政の円滑な推進を図り議員の活動の一助とするため、議会申合せを改正し、常任委員会協議会とした。会議は委員長が必要と認めるとき（原則として定例会月を除く。）に招集する。1人1問に限り質問を行うことができる。また、必要がある場合は現地視察を行うことができる。当局の報告、説明を了承するなどの決定行為は行わず、委員の質問について、委員会協議会全体としての当局に対する意見、要望の取りまとめも行わないこととしている。
議会報編集委員会	議会内各会派から選出した委員をもって構成し、市議会だよりの編集等を行う。
代 表 者 会 議	各会派の代表者により構成され、議会の円滑な運営を図るため、議会全般の諸問題について、各会派間の意見調整を行う。
議会 I C T 化 検 討 会 議	効率的な議会運営や議会の活性化を図るため、電子機器の活用について検討を行う。

(5) 会派別構成（令和8年4月1日現在）

伊 東 未 来	正風クラブ	公 明 党	政 和 会	自由民主 伊東	会派に所属していない議員
5 人	4 人	3 人	3 人	3 人	2 人

(6) 議会事務局（令和8年度：定数12人・現員6人）

局 長 ——— 局長補佐 ——— 議会総務係（4人）

※ 平成12年度から委託していた議長車運転業務（運転士1人）は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から臨時職員1人を雇用していたが、平成28年度から議長車運転業務としての臨時職員雇用はしていない。

3 活 動 状 況

(1) 本会議開会状況（令和7年／年度、単位：日）

回 次	7年1回	7年2回	7年3回	7年4回	7年5回	8年1回	8年2回	7年計	7年度計
時 会	定例会	定例会	定例会	臨時会	定例会	臨時会	定例会		
開 会 日	7.2.21	7.6.16	7.9.1	7.10.31	7.11.21	8.1.6	8.2.20	—	—
閉 会 日	7.3.24	7.7.7	7.9.10	7.10.31	7.12.5	8.1.16	8.3.24	—	—
会 期 日 数	32	22	10	1	15	11	33	124	92
本会議日数	9	5	1	1	4	2	9	31	22

(2) 常任委員会及び常任委員会協議会開会状況（令和7年度）

区 分	委 員 会	委員会協議会	合 計
総 務 委 員 会	5日	3日	8日
観光建設委員会	5日	5日	10日
福祉文教委員会	4日	3日	7日

(3) 議会運営委員会・特別委員会・その他会議開会状況（令和7年度）

議会運営委員会	全員協議会	全員打合せ	議会報編集委員会	代表者会議	議会活動活性化協議会	議会改革特別委員会	予算・決算特別委員会	議会ICT化検討会議	市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会
11日	0日	1日	5日	14日※	0日	3日	8日	2日	8日

※ 令和7年度は、同日に複数回開催したため、延べ日数で記載している。

(4) 議案等の審議状況（令和7年度、単位：件）

区 分	審 議 件 数			結 果			
	市長提出	議員提出	計	原案可決	修正議決	否決・撤回	継続審査
条 例	23	1	24	24	0	0	0
予 算	29	—	29	28	1	0	0
その他単行議案	17	—	17	17	—	0	0
任命・選任の同意	3	—	3	3	—	0	0
推 薦 の 同 意	1	—	1	1	—	0	0
決 算 認 定	10	—	10	10	—	0	0
報 告 承 認	8	—	8	8	—	0	0
意見書、決議	—	6	6	6	—	0	0
そ の 他 発 議	—	3	3	3	—	0	0
選挙、選任、推薦	—	7	7	7	—	0	0
諸 報 告	—	11	11	11	—	0	0
懲 罰	—	0	0	0	—	0	0
小 計	91	28	119	118	1	0	0
請 願	—	0	0	0	—	0	0
陳 情	—	0	0	0	—	0	0
合 計	91	28	119	118	1	0	0
報 告	5	—	5	5	—	—	—

(5) 請願・陳情の処理状況（令和7年度）

名	称	提出日	採決日	結 果
請 願	なし	—	—	—
陳 情	なし	—	—	—

※ 参考配付とした陳情及び意見書提出を求める陳情は除く。

(6) 決議・意見書（令和7年度）

- ・市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議
- ・市長に対する辞職勧告決議
- ・市長に対する不信任決議（令和7年9月定例会）
- ・市長に対する不信任決議（令和7年10月臨時会）
- ・地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書
- ・地方自治法第178条による地方公共団体の長の議会解散権に関する制度の見直しを求める意見書

(7) 予算・決算大綱質疑、一般質問

予算・決算大綱質疑	新年度予算説明、決算概要説明及び予算、決算に係る議案に対する質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により３月及び９月定例会において行う。質疑の時期は、３月定例会においては、市長施政方針及び提出議案に対する説明終了後に、９月定例会においては、決算概要説明終了後に行うものとし、発言通告の期限は、３月定例会においては市長施政方針の日から、９月定例会においては決算概要説明の日からそれぞれ３開庁日後の正午までとする。質疑時間は、答弁を含めて１人につき２０分の持ち時間を基本として、議会運営委員会において決定する。所属議員が５人以上もしくは質疑の持ち時間が１００分以上の会派については、通告の内容を区分し、当該区分ごとに質疑を終結させることにより、複数の議員が登壇して質疑を実施することができる。再質疑は、通告した場合に限り、会派所属の他の議員が行うことができるものとし、発言する者の順序は議長が決定し、関連質疑は行わないものとする。 令和７年度においては、９月の議会解散により１２月定例会にて決算大綱質疑が行われた。 (令和７年度定例会実施人数：１２月８人、３月７人)
一般質問	質問の時期は、原則として定例会の第１日目とする。ただし、３月及び９月定例会においては、予算・決算大綱質疑終了後に行う。発言通告の期限は、定例会の第１日目の３開庁日前の正午までとする。ただし、３月及び９月定例会においては、告示日から予算・決算大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までとする。発言する者の順序は議長が決定し、質問時間は答弁を含めて１人５０分以内とし、関連質問は行わないものとする。 令和７年度は、６月は一般質問にかえて「市長所信表明に対する質問」を実施（８人）し、９月及び１２月は実施しなかった。 (令和７年度定例会実施人数：６月末実施、９月末実施、１２月末実施、３月１２人)

(8) 行政視察（令和７年度）

委員会名	視察予算年額	視 察 者	視 察 地
常 任 総 務 委 員 会	１人 120,000 円	６人	愛媛県東温市、今治市、松山市
常任観光建設委員会	〃	６人	大分県別府市、豊後高田市、大分市
常任福祉文教委員会	〃	６人	福岡県那珂川市、大牟田市、福岡市

※ 海外視察は平成１０年度から実施を凍結してきたが、平成２３年度から議会の議決を経ずにアジア諸国への実施をできることとしている。

(9) 行政視察 受入れ状況（令和７年度、単位：件・人）

市議会		区議会		町・村議会		都道府県議会		その他		合 計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
２	９	０	０	０	０	０	０	０	０	２	９

(10) 加盟している各種議長会（令和８年４月１日現在）

議 長 会 名	目 的
全国市議会議長会	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図る。
東海市議会議長会	東海各市議会が協同して市政に関する諸般の事項を研究、審議し、都市の興隆発展に寄与するとともに、相互の意思の疎通を図る。
静岡県市議会議長会	静岡県の各市議会が緊密に連絡提携し、地方自治の本旨に沿って市議会の運営と市政各般の事項を調査研究し、都市の興隆発展を図る。
静岡県東部地区市議会議長会	静岡県東部の各市に係る問題を協議し、かつ、静岡県市議会議長会の趣旨を円満に推進させる。
全国競輪主催地議会議長会	全国競輪主催地議会の議長が連絡協調して、自転車競技法の本旨にのっとり、競輪の興隆発展を図る。
全国温泉所在都市議会議長協議会	温泉所在都市協議会と相提携し、温泉所在都市共通の問題を総合的に調査研究し、その解決を図るために必要な税財源充足の方策等を推進し、もって地方財政の確立を図る。
国際特別都市議会議長協議会	加盟都市議会相互の交友を深めて自治の進展を図るとともに、国際特別都市建設連盟と相提携し、観光・文化資源の整備等の施策の実施を促進することにより、加盟都市のさらなる発展を図る。
静岡県地方議会議長連絡協議会	静岡県内の各地方公共団体の議会の議長が相互に連携し、地方自治の振興を図る。
全国自治体病院経営都市議会協議会	自治体病院経営都市議会の議長が連絡協調して、自治体病院経営の健全化を図る。

(11) 議会刊行物（令和７年度）

会 議 録	定例会、臨時会などの本会議の会議録	市長ほか関係機関に配付
市 議 会 だ よ り	定例会等の市議会活動状況の広報紙（年４回発行）	市民ほか関係機関に配付
市 政 の 概 要	市政のあらましをまとめたもの（年１回発行）	議員ほか関係機関に配付

(12) 議会図書室蔵書数（令和８年４月１日現在・会議録の数は除く。単位：冊）

区 分	総記	法律	地方自治	政治経済	社会	産業	教養	資料	合計
冊 数	５４	２７	３８２	２６１	８１	８５	２３５	１９０	１，３１５

4 歴代議長及び副議長

議長				副議長			
就任順位	氏 名	就任年月日	退任年月日	就任順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	太 田 兼 吉	昭 22. 10. 13	昭 24. 10. 13	1	海 老 名 敏 郎	昭 22. 10. 13	昭 24. 9. 12
2	斎 藤 喜 代 松	24. 10. 13	25. 10. 28	2	島 田 正 夫	24. 10. 13	25. 10. 28
3	島 田 正 夫	25. 10. 28	26. 9. 29	3	鈴 木 正 夫	25. 10. 28	26. 9. 29
4	村 上 延 雄	26. 10. 12	28. 1. 29	4	浜 野 英 一	26. 10. 18	28. 1. 29
5	石 川 明 作	28. 1. 29	29. 4. 24	5	萩 坂 英 吉	28. 1. 29	29. 4. 24
6	桜 井 建	29. 4. 24	29. 12. 27	6	大 野 寿 一	29. 4. 24	29. 12. 27
7	鳴 戸 善 六	29. 12. 27	30. 6. 10	7	稲 葉 静 男	29. 12. 27	30. 9. 29
8	小 川 徳 太 郎	30. 6. 10	30. 9. 29				
9	杉 山 浅 一	30. 10. 12	31. 11. 14	8	村 上 米 雄	30. 10. 12	31. 11. 14
10	鈴 木 秀 雄	31. 11. 14	32. 10. 30	9	佃 峯 雄	31. 11. 14	32. 10. 30
11	鈴 木 進 作	32. 10. 30	33. 10. 9	10	鳴 戸 三 郎	32. 10. 30	33. 10. 9
12	山 本 増 衛	33. 10. 9	34. 9. 29	11	山 田 円 平	33. 10. 9	34. 9. 29
13	大 川 鷺	34. 10. 8	35. 12. 12	12	山 田 小 三 郎	34. 10. 8	35. 12. 12
14	村 上 米 雄	35. 12. 12	36. 6. 27	13	高 橋 萬 之 助	35. 12. 12	36. 12. 21
15	稲 葉 亀 雄	36. 6. 27	36. 12. 21				
16	浜 野 英 一	36. 12. 21	37. 12. 26	14	稲 葉 弥 二	36. 12. 21	37. 12. 26
17	稲 木 敏 郎	37. 12. 26	38. 9. 29	15	石 和 勝 治	37. 12. 26	38. 9. 29
18	山 田 小 三 郎	38. 10. 8	39. 10. 8	16	里 見 要 一	38. 10. 8	39. 10. 8
19	森 米 治 郎	39. 10. 8	40. 12. 23	17	鈴 木 武 雄	39. 10. 8	40. 12. 23
20	井 原 一 夫	40. 12. 23	41. 12. 24	18	杉 本 賀 六	40. 12. 23	41. 12. 24
21	村 上 延 雄	41. 12. 24	42. 9. 29	19	佃 峯 雄	41. 12. 24	42. 9. 29
22	石 和 勝 治	42. 10. 9	43. 10. 9	20	石 川 完 一	42. 10. 9	43. 10. 9
23	浜 野 英 一	43. 10. 9	44. 10. 9	21	中 村 和 夫	43. 10. 9	44. 11. 17
24	佃 峯 雄	44. 11. 17	46. 3. 25	22	梅 原 寿 夫	44. 11. 17	46. 3. 25
25	鈴 木 武 雄	46. 3. 25	46. 9. 29	23	木 部 正 明	46. 3. 25	46. 9. 29
26	中 村 和 夫	46. 10. 11	47. 10. 7	24	篠 原 与 作	46. 10. 11	47. 10. 7
27	石 川 完 一	47. 10. 7	48. 10. 3	25	三 好 保 一	47. 10. 7	48. 10. 3
28	浜 野 英 一	48. 10. 3	49. 7. 8	26	井 戸 栄	48. 10. 3	49. 10. 2
29	杉 本 清	49. 8. 5	49. 10. 2				
30	杉 本 賀 六	49. 10. 2	50. 9. 29	27	中 田 誠	49. 10. 2	50. 9. 29
31	篠 原 与 作	50. 10. 9	51. 10. 13	28	石 井 義 郎	50. 10. 9	51. 10. 13
32	木 部 正 明	51. 10. 13	52. 9. 30	29	斎 藤 富 一	51. 10. 13	52. 9. 30
33	山 口 治 郎	52. 9. 30	53. 9. 29	30	芹 沢 昭 三	52. 9. 30	53. 9. 29
34	杉 山 久 夫	53. 9. 29	54. 9. 29	31	芹 沢 昭 三	53. 9. 29	54. 9. 29
35	山 田 恒 夫	54. 10. 12	55. 9. 30	32	稲 葉 彦 一	54. 10. 12	55. 9. 30
36	石 井 義 郎	55. 9. 30	56. 9. 30	33	杉 下 安 雄	55. 9. 30	56. 9. 30
37	斎 藤 富 一	56. 9. 30	57. 9. 29	34	中 山 由 雄	56. 9. 30	57. 9. 29
38	稲 葉 彦 一	57. 9. 29	58. 9. 29	35	白 井 隆	57. 9. 29	58. 9. 29

3 9	杉 下 安 雄	58.10.11	59.10. 1	3 6	鈴 木 藤 一 郎	58.10.11	59.10. 1
4 0	中 山 由 雄	59.10. 1	60.10. 2	3 7	水 谷 耕 治	59.10. 1	60.10. 2
4 1	鈴 木 武 雄	60.10. 2	61.12. 8	3 8	佐 藤 新 吾	60.10. 2	61.12. 8
4 2	中 村 和 夫	61.12. 8	62. 9.29	3 9	高 橋 喜 一 郎	61.12. 8	62. 9.29
4 3	朝 日 呼 我	62.10.13	63. 9.30	4 0	斎 藤 保 彦	62.10.13	63. 9.30
4 4	佐 藤 新 吾	63. 9.30	平 元.10. 3	4 1	村 上 倍 夫	63. 9.30	平 元.10. 3
4 5	久 保 田 光	平 元.10. 3	2. 9.28	4 2	大 川 孝 夫	平 元.10. 3	2. 9.28
4 6	白 井 隆	2. 9.28	3. 9.29	4 3	戸 塚 嵩	2. 9.28	3. 9.29
4 7	高 橋 喜 一 郎	3.10.11	4. 9.30	4 4	山 本 猛	3.10.11	4. 9.30
4 8	佐 藤 昭 吾	4. 9.30	5. 9.29	4 5	大 島 健 次	4. 9.30	5. 9.29
4 9	佃 弘 巳	5. 9.29	6. 8. 4	4 6	志 太 隆 弘	5. 9.29	6. 8. 4
5 0	志 太 隆 弘	6. 8. 4	6.12.21	4 7	内 野 賢 一 郎	6. 8. 4	6.12.21
5 1	志 太 隆 弘	6.12.21	7. 9.29	4 8	内 野 賢 一 郎	6.12.21	7. 9.29
5 2	斎 藤 保 彦	7.10.13	8. 9.30	4 9	増 田 忠 一	7.10.13	8. 9.30
5 3	村 上 倍 夫	8. 9.30	9. 9.30	5 0	中 田 次 城	8. 9.30	9. 9.30
5 4	掬 川 武 義	9. 9.30	10. 9.30	5 1	佐 藤 美 音	9. 9.30	10. 9.30
5 5	戸 塚 嵩	10. 9.30	11. 9.29	5 2	肥 田 祐 久	10. 9.30	11. 9.29
5 6	増 田 忠 一	11.10.13	12. 9.29	5 3	平 沢 克 己	11.10.13	12. 9.29
5 7	山 本 猛	12. 9.29	13.10. 2	5 4	稲 葉 正 仁	12. 9.29	13.10. 2
5 8	白 井 隆	13.10. 2	14.10. 1	5 5	鶴 田 宝 樹	13.10. 2	14.10. 1
5 9	久 保 田 光	14.10. 1	15. 6. 8	5 6	鈴 木 克 政	14.10. 1	15. 9.29
6 0	白 井 隆	15. 6.10	15. 9.29				
6 1	中 田 次 城	15.10.10	16.10. 1	5 7	佐 藤 一 夫	15.10.10	16.10. 1
6 2	三 枝 誠 次	16.10. 1	17.10. 3	5 8	伊 東 良 平	16.10. 1	17.10. 3
6 3	稲 葉 正 仁	17.10. 3	18. 9.28	5 9	久 保 谷 廠 司	17.10. 3	18. 9.28
6 4	森 一 徳	18. 9.28	19. 9.29	6 0	土 屋 進	18. 9.28	19. 9.29
6 5	佐 藤 一 夫	19.10. 9	21. 3. 9	6 1	宮 崎 雅 薫	19.10. 9	21. 9.30
6 6	楠 田 一 男	21. 3. 9	21. 9.30				
6 7	久 保 谷 廠 司	21. 9.30	23. 9.29	6 2	鳥 居 康 子	21. 9.30	23. 9.29
6 8	土 屋 進	23.10.11	24. 9.27	6 3	稲 葉 富 士 憲	23.10.11	24. 9.27
6 9	宮 崎 雅 薫	24. 9.27	25. 9.30	6 4	浅 田 良 弘	24. 9.27	25. 9.30
7 0	西 島 彰	25. 9.30	26. 9.26	6 5	佐々木 清	25. 9.30	26. 9.26
7 1	鳥 居 康 子	26. 9.26	27. 9.29	6 6	井 戸 清 司	26. 9.26	27. 9.29
7 2	宮 崎 雅 薫	27.10.13	28. 9.27	6 7	榎 本 元 彦	27.10.13	28. 7.25
				6 8	横 沢 勇	28. 8.31	28. 9.27
7 3	稲 葉 富 士 憲	28. 9.27	29.10. 2	6 9	佐 山 正	28. 9.27	29.10. 2
7 4	井 戸 清 司	29.10. 2	令 元. 9.29	7 0	長 沢 正	29.10. 2	令 元. 9.29
7 5	佐 山 正	令 元.10. 9	3. 7.10	7 1	中 島 弘 道	令 元.10. 9	3. 9.30
7 6	宮 崎 雅 薫	3. 8.31	5. 9.29	7 2	大 川 勝 弘	3. 9.30	5. 9.29
7 7	中 島 弘 道	5.10.12	7. 9.10	7 3	青 木 敬 博	5.10.12	7. 9.10
7 8	中 島 弘 道	7.10.31	(現 在)	7 4	青 木 敬 博	7.10.31	(現 在)

5 市議会議員選挙の記録

期	数	1 2	補欠	1 3	1 4	補欠	1 5	補欠	1 6
選 挙 執 行 日		H3. 9. 22	H6. 7. 24	H7. 9. 24	H11. 9. 26	H14. 7. 21	H15. 9. 21	H17. 5. 29	H19. 9. 23
立 候 補 者 数		29	2	28	30	2	26	2	29
当 日 有 権 者 数		56, 648	58, 696	59, 470	61, 050	61, 346	61, 712	—	62, 418
投 票 者 数		43, 212	42, 362	40, 515	43, 203	29, 209	35, 539	—	39, 626
棄 権 者 数		19, 436	16, 334	18, 955	17, 847	32, 137	26, 173	—	22, 792
投 票 率		76. 28	72. 17	68. 13	70. 77	47. 61	57. 59	—	63. 48
無 効 投 票 数		297	4, 063	326	371	1, 834	339	—	312
当 選 者	当 選 者 数	26	1	26	26	1	24	2	22
	最高得票数	2, 193	22, 014	2, 909	2, 508	14, 914	2, 840	—	1, 972
	最低得票数	1, 209	—	844	1, 074	—	700	—	1, 115
	平均得票数	1, 550	—	1, 435	1, 576	—	1, 437	—	1, 561
	最 高 年 齢	73	48	70	70	54	67	57	70
	最 低 年 齢	26	—	30	34	—	27	45	41
次 点 得 票 数		1, 139	16, 282	615	987	12, 459	649	—	1, 028
備 考			市長選と 同時執行			市長選と 同時執行		市長選と 同時執行 無 投 票	

期	数	補欠	1 7	1 8	補欠	1 9	2 0	2 1
選 挙 執 行 日		H21. 5. 24	H23. 9. 25	H27. 9. 20	H29. 5. 21	R1. 9. 22	R5. 9. 24	R7. 10. 19
立 候 補 者 数		4	30	25	4	24	30	30
当 日 有 権 者 数		62, 048	62, 076	60, 755	60, 671	60, 102	58, 039	56, 471
投 票 者 数		39, 774	37, 531	33, 639	32, 681	30, 406	28, 370	33, 444
棄 権 者 数		22, 274	24, 545	27, 116	27, 990	29, 696	29, 669	23, 027
投 票 率		64. 10	60. 46	55. 37	53. 87	50. 59	48. 88	59. 22
無 効 投 票 数		1, 843	330	330	2, 803	289	313	304
当 選 者	当 選 者 数	2	22	20	2	20	20	20
	最高得票数	13, 464	2, 104	1, 768	9, 426	2, 183	3, 508	3, 611
	最低得票数	10, 125	1, 144	1, 149	8, 972	763	727	961
	平均得票数	11, 795	1, 415	1, 261	9, 199	1, 369	1, 182	1, 451
	最 高 年 齢	46	69	73	45	70	73	75
	最 低 年 齢	42	44	38	35	37	38	34
次 点 得 票 数		8, 810	1, 016	1, 112	7, 411	737	683	888
備 考		市長選と 同時執行			市長選と 同時執行			

企 画

1 歴 代 三 役

〔秘書広報課〕

(1) 市長（令和8年4月1日現在）

順位	氏 名	就 任	退 任	順位	氏 名	就 任	退 任
初代	石 川 哲	昭和 22. 9. 25	昭和 26. 9. 24	12代	芹 沢 昭 三	平成 2. 7. 26	平成 6. 7. 25
2代	太 田 賢 治 郎	26. 9. 25	29. 7. 25	13代	鈴 木 藤 一 郎	6. 7. 26	10. 7. 25
3代	稲 葉 兵 吉	29. 7. 26	33. 7. 25	14代	鈴 木 藤 一 郎	10. 7. 26	14. 7. 25
4代	沼 田 元 弐	33. 7. 26	37. 7. 25	15代	鈴 木 藤 一 郎	14. 7. 26	17. 4. 12
5代	沼 田 元 弐	37. 7. 26	41. 7. 25	16代	佃 弘 巳	17. 5. 29	21. 5. 28
6代	稲 木 敏 郎	41. 7. 26	45. 7. 25	17代	佃 弘 巳	21. 5. 29	25. 5. 28
7代	稲 木 敏 郎	45. 7. 26	49. 7. 25	18代	佃 弘 巳	25. 5. 29	29. 5. 28
8代	稲 木 敏 郎	49. 7. 26	53. 7. 25	19代	小 野 達 也	29. 5. 29	令和 3. 5. 28
9代	稲 木 敏 郎	53. 7. 26	57. 7. 25	20代	小 野 達 也	令和 3. 5. 29	7. 5. 28
10代	芹 沢 昭 三	57. 7. 26	61. 7. 25	21代	田 久 保 眞 紀	7. 5. 29	7. 10. 31
11代	芹 沢 昭 三	61. 7. 26	平成 2. 7. 25	22代	杉 本 憲 也	7. 12. 14	現 在

(2) 助役

※ 平成19年4月1日から副市長に名称変更

順位	氏 名	就 任	退 任	順位	氏 名	就 任	退 任
初代	大 沼 広 吉	昭和 22. 12. 10	昭和 26. 10. 18	10代	杉 山 嘉 一	昭和 53. 11. 28	昭和 57. 11. 27
2代	太 田 兼 吉	26. 11. 17	29. 5. 29	11代	宮 崎 三 輝	57. 12. 8	61. 12. 7
3代	山本五郎左衛門	29. 8. 12	30. 9. 25	12代	宮 崎 三 輝	61. 12. 8	平成 2. 12. 7
4代	桜 井 建	31. 2. 28	33. 8. 5	13代	宮 崎 三 輝	平成 2. 12. 8	6. 12. 7
5代	真 田 潔	33. 10. 9	37. 10. 8	14代	堀 野 晋 平	6. 12. 21	10. 12. 2
6代	杉 山 嘉 一	37. 11. 28	41. 11. 27	15代	堀 野 晋 平	10. 12. 21	14. 12. 20
7代	杉 山 嘉 一	41. 11. 28	45. 11. 27	16代	田 卷 浩	14. 12. 25	17. 3. 23
8代	杉 山 嘉 一	45. 11. 28	49. 11. 27	17代	青 木 昇	17. 6. 15	19. 3. 31
9代	杉 山 嘉 一	49. 11. 28	53. 11. 27				

(3) 副市長（令和8年12月14日現在）

順位	氏 名	就 任	退 任	順位	氏 名	就 任	退 任
初代	石 井 勇	平成 19. 4. 1	平成 23. 3. 31	4代	若 山 克	平成 29. 6. 13	令和 3. 3. 31
初代	原 崇	19. 4. 1	23. 3. 31	4代	佐 野 博 之	29. 6. 13	平成 31. 3. 31
2代	石 井 勇	23. 4. 1	27. 3. 31	5代	中 村 一 人	31. 4. 1	令和 5. 3. 31
2代	原 崇	23. 4. 1	27. 3. 31	6代	中 村 一 人	令和 5. 4. 1	7. 5. 28
3代	原 崇	27. 4. 1	29. 5. 28	6代	岸 弘 美	5. 4. 1	7. 5. 28
3代	佐 藤 活 也	27. 4. 1	29. 5. 28	7代	近 持 剛 史	8. 1. 7	現 在

(4) 収入役（※ 平成19年4月1日、収入役廃止）

順位	氏 名	就 任	退 任	順位	氏 名	就 任	退 任
初代	高 橋 義 夫	昭和 22. 11. 20	昭和 26. 11. 19	9代	大 胡 昭	昭和 53. 11. 28	昭和 57. 11. 27
2代	高 橋 義 夫	26. 11. 20	29. 4. 30	10代	稲 葉 礼 一 郎	57. 12. 8	61. 12. 7
3代	木 村 茂	29. 8. 12	33. 8. 11	11代	稲 葉 礼 一 郎	61. 12. 8	平成 2. 12. 7
4代	木 村 茂	33. 10. 9	37. 10. 8	12代	土 屋 一 男	平成 2. 12. 8	6. 12. 7
5代	青 木 茂 樹	37. 11. 28	41. 11. 27	13代	佐 藤 哲 郎	6. 12. 21	10. 12. 20
6代	青 木 茂 樹	41. 11. 28	45. 11. 27	14代	佐 藤 哲 郎	10. 12. 21	14. 12. 20
7代	大 胡 昭	45. 11. 28	49. 11. 27	15代	三 橋 政 昭	14. 12. 25	17. 6. 28
8代	大 胡 昭	49. 11. 28	53. 11. 27				

2 市 表 彰

〔秘書広報課〕

功労者・有功者数

年 度	功労者	有功者	年 度	功労者	有功者
昭和31～40年	6人	55人	平成26～30年	4人	21人
41～50年	14	58	令和元年～5年	5	12
51～60年	10	58	6年	1	5
61～63年	5	23	7年	0	2
平成元年～10年	12	59			
11～15年	11	40			
16～20年	5	21			
21～25年	2	33	合 計	75	387

3 第五次伊東市総合計画

〔企画課〕

第一次伊東市総合開発計画（昭和48～60年度）、第二次伊東市総合計画（昭和61～平成12年度）、第三次伊東市総合計画（平成13～22年度）、第四次伊東市総合計画（平成23～令和2年度）に引き続き、第五次伊東市総合計画を策定した。

第五次伊東市総合計画は、全てのまちづくりの指針及び行政経営の指針として、また市の最上位計画として位置づけられるもので、基本構想、基本計画及び実施計画から成る。

基本構想は、まちづくりの基本理念及び令和3年度から令和12年度までの10年間で目標年度における本市のあるべき将来像を示したものである。

第十二次基本計画は、基本構想を実現するための行政活動の基本となる政策・施策を体系的に示すとともに、計画期間（令和8年度～令和12年度）の各分野における現状、問題点を把握し、施策の基本的な方向性を定めるものである。

実施計画は、基本計画の施策を実現するための具体的な手段として、事業計画を策定するものである。財政状況の変化等を勘案して毎年度見直しを行う。

(1) まちの将来像を考える上での大切な考え方（基本理念）

まちの将来像を検討するに当たり、特に大切にしたい考え方を次のとおり定めた。

ア 誰もが安全・安心して過ごせるまちづくりを進める

市民一人一人が住み慣れた地域の中で、安全で安心して心豊かな生涯を過ごせる、また、本市への移住者及び観光客が安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。

イ 市民の知を結集し、全員参加でまちづくりを進める

本市のまちづくりの課題や市民ニーズは多様化していることから、市民、事業者及び行政、それぞれが知を結集し、まちづくりに取り組む多様な主体が連携する仕組みを構築することが求められます。市民が積極的に参画できる社会を構築するとともに、市民の創意工夫による活動を促進することにより、市民が持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる全員参加のまちづくりを進めます。

ウ 地域の誇りである資源を保全し、磨き上げ、魅力的なまちづくりを進める

本市は、青い海と緑の山などの自然環境や火山の恩恵でもある湯量豊富な温泉など、豊かで多様な地域資源に恵まれています。地域の誇りであるこれら資源を保全するとともに磨き上げることで魅力的なまちづくりを進めます。

エ こころ豊かな人を育む

社会情勢の変化が激しく、新たな時代に対応したまちづくりを進めるためには、“市民力”が重要になります。心と身体健康づくり、互いを尊重し思いやりの心を醸成する教育等の実施により、健康で心豊かな市民を育むとともに、観光都市として本市を訪れる全ての方に笑顔を提供できるようおもてなしの心の醸成に努めます。

オ 多様なつながりと交流をまちづくりに生かす

住民と移住者との交流、市民の世代間交流、国際交流等、人と人、あるいは周辺市町や姉妹都市とのつながりと交流その他の多様なつながりと交流を生み出し、それらを育み、多様性を受け入れる土壌を醸成し、本市のまちづくりに生かしていきます。

カ 新しい時代に対応した持続可能なまちづくりを進める

Society5.0の到来やSDGsの取組、人生100年時代構想等、我が国は新たな時代に突入しようとしています。デジタルの力を活用するとともに、自然環境や歴史文化等の本市ならではの魅力を守り、生かしながら、新たな時代に対応したまちづくりを展開します。

(2) 将来像

私たちが創り、育む 自然と共生し 安心と活力にあふれるまち いとう
～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～

(将来像イメージ)

本市の持つ恵まれた自然景観や温泉を始めとした観光資源、また、文化財や郷土芸能を始めとした歴史文化資源等は、かけがえのない大切な地域資源です。

私たち伊東市民は、観光客や移住者等の様々な考え方を受け入れながら、これらの地域資源を生かし、自ら伊東を創り、育むとともに、誰もが安心して過ごすことができ、活力にあふれるまちを目指します。

市外に住む人からは、「行ってみたい、住んでみたい」、市民には「住んでいたい」と感じてもらえるまちづくりを、全員参加で取り組んでいきます。

(3) SDG s との連動

日本政府は、平成28年(2016年)12月に策定した「持続可能な開発目標(SDG s)実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDG sの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDG sの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDG sの目標達成につながるものであると考えます。

基本計画の各施策に、SDG sの目指す17のゴールを関連づけることで、総合計画、SDG sを一体的に推進していきます。

(4) 政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっての横断的な視点

政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっては、「基本的な方針」や「目標」を念頭にしつつ、全ての施策に共通する横断的な視点として以下の点に留意します。

ア Society5.0 実現に向けたデジタルトランスフォーメーション推進の視点

少子高齢化や人口減少、貧富の格差などの課題を解決し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合い、一人一人が快適で活躍できるまちを構築するために、Society5.0実現を目指す必要があります。

本計画では、Society5.0実現に向けて、AIやIoTを始めとしたデジタルトランスフォーメーション推進の視点を、施策に積極的に取り入れていきます。

イ 「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」を促進するための視点

本市が持続的に発展するためには、人口減少を抑制していくことは必要不可欠であり、若者の社会参加、子育て支援、安定した収入を得られる労働環境の整備、居住環境の向上、交流促進のための基盤づくり等、様々な視点に立った多様な施策の展開が求められます。

本計画では、若年層を始めとする多くの人が、「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」と感じられるよう、多様な分野における施策をきめ細かに取り入れていきます。

ウ 高齢者を始め多様な人材が活躍できる場の創出の視点

健康寿命が延伸し、「人生100年時代」を見据えた、若者から高齢者まで全ての市民が元気に活躍するまちづくり、市民誰もが多様な分野で安心して働く環境が整うまちづくりが求められます。

本計画では、市民一人一人が価値観やライフスタイル、あるいは生活様式の変化に対応できる働き方や暮らし方を選択できる施策、あるいは社会に必要な人材を育成する施策を取り入れ、生涯自立して豊かに生きていくことを目指します。

(5) 政策目標

ア 安全で安心して暮らせるまち（政策目標１）

施策分野

- 1 危機管理体制の充実、2 総合治水対策の強化、3 災害に強い建築物や公共施設の整備、
- 4 生活安全の推進、5 消防体制の強化

イ 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち（政策目標２）

施策分野

- 1 地域医療の充実、2 健康づくり支援、3 出産・子育て支援の充実、4 保育及び幼児教育の充実、
- 5 高齢者福祉の充実、6 障がい者福祉の充実、7 地域福祉の充実、8 多様性のある社会の実現、
- 9 保険・年金制度の運営

ウ 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち（政策目標３）

施策分野

- 1 自然との共生社会の推進、2 循環型社会の推進、3 生活排水対策の充実、
- 4 安全でおいしい水の安定供給、5 魅力的な都市空間の創造、6 公共交通体系の充実、
- 7 道路環境の整備

エ 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち（政策目標４）

施策分野

- 1 教育環境の整備、2 未来を創る教育の充実（小・中学校）、3 生涯学習活動の推進、
- 4 青少年の健全な育成、5 市民スポーツ活動の推進、6 歴史・芸術文化の振興、
- 7 郷土愛の醸成

オ 活力にあふれ交流でにぎわうまち（政策目標５）

施策分野

- 1 地域資源の魅力向上、2 新たな観光形態の構築・推進、3 広域連携による誘客の拡充、
- 4 商工業の振興、5 農林業の振興、6 水産業の振興、7 移住定住の促進・関係人口の拡大、
- 8 国際交流の推進・都市交流の促進

カ 構想の推進 総合計画を推進するための土台づくり

「全員参加によるまちづくりの推進」、「市民の信頼に応える行政運営」、「健全かつ持続可能な財政運営」の3つの施策により、この基本構想を推進していく。

(6) 成果指標

第十二次基本計画では、施策分野ごとの目標（目的）とその達成状況を数値化した成果指標を設定している。計画全体で83の指標を掲げており、定期的な評価・検証により、実効性の高い計画の進行管理を可能にするものである。

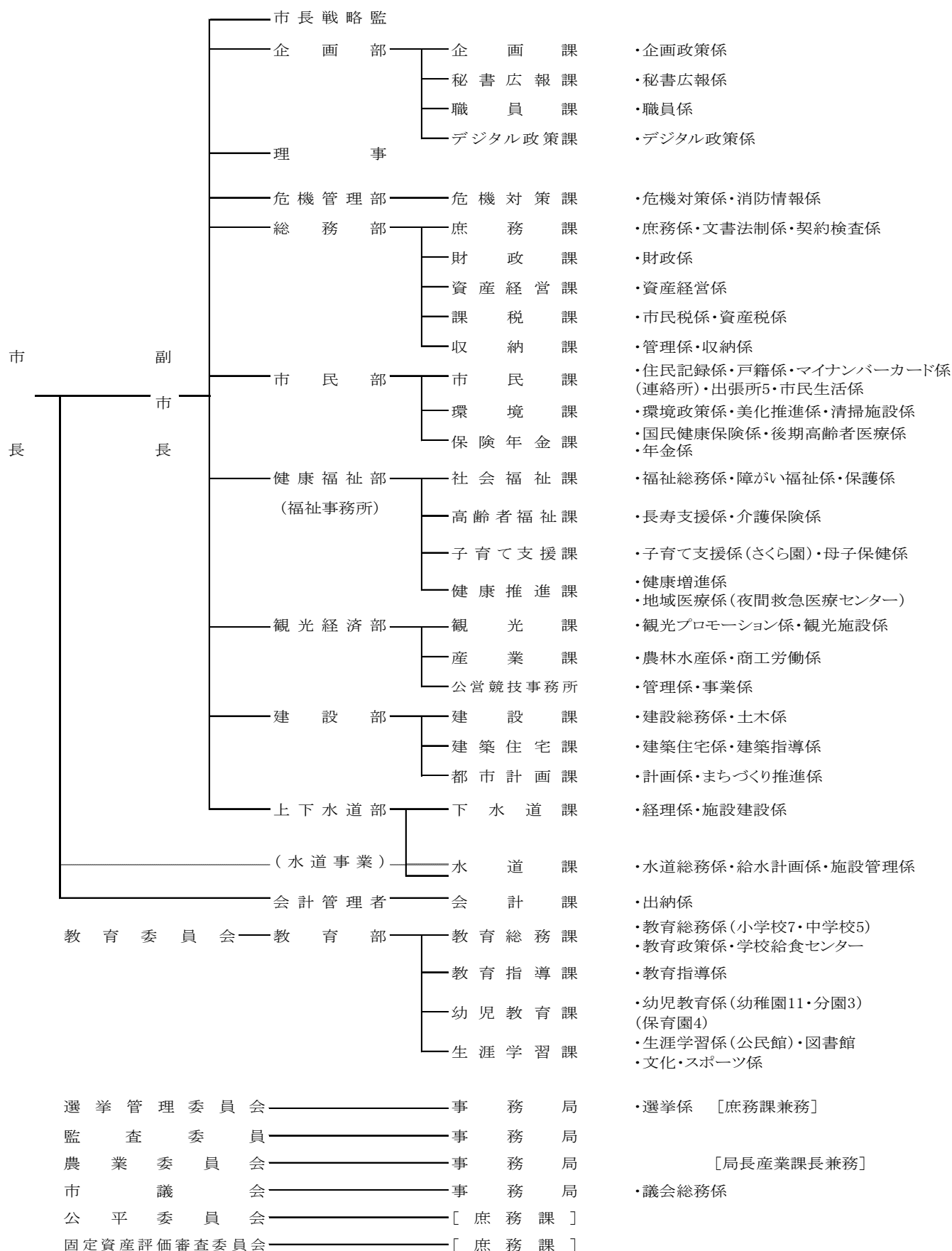
○成果指標一覧（抜粋）

施策分野		指標	上段：時 点 下段：現状値	目標値 (令和12年度)
1-1	危機管理体制の充実	発災時の人的被害者数	令和7年度 1人	0人
1-4	生活安全の推進	市内における刑法犯認知件数（暦年）	令和7年度 391件	180件以下
2-3	出産・子育て支援の充実	子育てを楽しみと思う親の割合	令和7年度 96.7%	95.0%以上
2-6	障がい者福祉の充実	障がい福祉サービス利用後の一般就労者数	令和7年度 3人	7人以上
3-2	循環型社会の推進	リサイクル率（総資源化量／総ごみ量）	令和7年度 17.61%	20.00%以上
3-4	安全でおいしい水の安定供給	「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合	令和7年度 86.6%	90.0%以上
4-1	教育環境の整備	児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数	令和7年度 1.19台	1台以上
4-2	未来を創る教育の充実（小・中学校）	学校が楽しいと思う子どもの割合	〈小学校〉 令和7年度 88.4%	88.6%以上
			〈中学校〉 令和7年度 89.5%	90.5%以上
5-1	地域資源の魅力向上	年間来遊客数	令和7年度 641万人	740万人以上
5-7	移住定住の促進・関係人口の拡大	移住者数	令和7年度 144人	230人以上

4 行政機構

〔企画課〕

(1) 行政機構図（令和8年4月1日現在）



(2) 庁議

政 策 会 議	市行政運営の最高会議とし、部長職以上をもって構成し、市行政の基本方針及び重要事項を協議するとともに、適正かつ効率的な行政運営を図ることを目的として、月2回開催する。
関係部課長 会 議	部局間に係る施策の策定及び執行に関し、協議・調整を行うことを目的とし、必要の都度開催する。
課 長 会 議	各課間の連絡・調整を図ることを目的とし、年4回開催する。

5 行政事務改善

(1) 組織機構改革

〔企画課〕

令和元年度	・競輪事業課（競輪事業係）を公営競技事務所（事業係）に変更
令和2年度	・企画部門を強化し、多様化、複雑化する行政課題等にさらに的確かつ迅速に取り組むため、企画部行政経営課（企画政策係・職員係）及び市政戦略課（市長公室・地域政策係）の業務を見直した上で、企画部企画課（企画政策係）及び秘書課（秘書広報係・職員係）に変更
令和5年度	行政課題への的確な対応及び重点施策の推進のため、以下のとおり実施 ・企画部秘書課（秘書広報係・職員係）の業務を見直した上で、企画部秘書広報課（秘書広報係）、職員課（職員係）に変更 ・企画部情報政策課（情報政策係）を企画部デジタル政策課（デジタル政策係）に変更 ・総務部財政課（財政係・管財係）の業務を見直した上で、総務部財政課（財政係）及び資産経営課（資産経営係）に変更 ・健康福祉部社会福祉課障害福祉係を同課障がい福祉係に変更
令和6年度	・公営競技事務所（事業係）の業務を見直し、2係（管理係・事業係）に変更
令和7年度	・本市における重要施策の推進を図るため、令和8年2月1日付で市長戦略監を配置
令和8年度	業務の整理及び効率化を目的として、以下のとおり実施 ・市民部市民課（市民係、市民生活係）の業務を見直した上で、「住民記録係」、「戸籍係」、「マイナンバーカード係」及び「市民生活係」の4係体制に変更

(2) 行財政改革

〔企画課〕

第五次総合計画第十一次基本計画について、5年間の実績を踏まえて第三者委員会による外部評価を受けるとともに、意見を反映しながら行政改革に取り組む。

(3) 情報機器及び行政情報システムの導入運営

〔デジタル政策課〕

事務処理の迅速化と合理化のため情報機器及び行政情報システムを導入、運営し、市民サービスの向上を図っている。

① 主な業務の処理経過（令和8年4月1日現在）

年 度	基幹系処理	情報系処理
昭和43 ～45	電子計算機を導入し、固定資産税・市民税・軽自動車税・国民健康保険税・給与・水道料金について電算化する。	
54	伊東市電子計算組織の運営に関する条例制定	
57～58	オンライン処理を開始し、市民課窓口にて各種税証明書等の発行を開始	
60		ワープロ・パソコン導入開始
62～63	住民記録の漢字オンライン化実施	出納管理システム導入

平成 4		「伊東市電算化・O A 化中期計画」策定
6	出張所（宇佐美・対島）とオンライン開始	
8	出張所（川奈・富戸）、東松原町連絡所とオンライン開始	
9	伊東市個人情報保護条例制定により伊東市電子計算組織の運営に関する条例を廃止し、伊東市電子計算組織の運営規程を制定	「第二次伊東市行政情報化推進計画」策定、伊東市ホームページ開設、伊東市インターネットホームページ運営委員会設置要綱制定
13		「第三次伊東市総合行政情報化推進計画」策定
14	住民基本台帳ネットワーク参加	本庁内に情報系 LAN 敷設、伊東市ホームページ作成ガイドライン及び伊東市電子メール使用ガイドライン制定
15		出先 5 か所情報系 LAN 敷設、総合行政ネットワーク (LGWAN) 参加、公的個人認証事務開始
16	保健福祉センター内健康推進課とオンライン開始	「第四次伊東市総合行政情報化推進計画」、 「情報セキュリティポリシー」策定
17	セキュリティ強化（電算室入口に静脈認証装置設置・窓口端末機に指紋認証装置設置）	
18	コンビニ収納開始（固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税）、荻出張所オンライン開始	一人 1 台パソコン整備（216 台導入） 消防署の支署・分遣所に LAN 敷設
19	後期高齢者医療制度対応システム 戸籍システム導入	市ホームページリニューアル、市メールマガジンシステム導入、市出張所に LAN 敷設 ファイルサーバ導入、「第五次伊東市総合行政情報化推進計画」策定
20	各種証明書等 A 判化	市ホームページにバナー広告掲載 シンククライアント導入
21	セキュリティ強化（侵入検知システム導入及び端末機セキュリティ対策実施）	
22		市ホームページ多言語化 「第六次伊東市行政情報化計画」策定
23	国税連携システム導入	市メールマガジンの登録メールアドレス数を 1 万から 2 万へ上限拡大 送信ドメイン認証技術導入
24	外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わったことに伴うシステム改修	
25		市ホームページリニューアル
26	マイナンバー対応に伴う住民基本台帳システム改修	
27	ホストコンピュータから Web 版にシステム基盤変更 マイナンバー対応に伴う住民基本台帳システム、税及び福祉システム改修	「第七次伊東市行政情報化計画」策定
28	Web 版システム運用開始 セキュリティ強化（基幹系全端末に指紋認証装置設置）	Wi-Fi 設置（図書館）
29	マイナンバー制度における他団体との情報連携開始情	セキュリティ強化（マイナンバー制度における報連携開始に伴う LGWAN 接続系とインターネット接続系の分離運用開始、県が構築した自

		治体情報セキュリティクラウドの利用開始、仮想ブラウザの導入 庁内グループウェア更新
30	コンビニ交付開始（住民票の写し・印鑑登録証明・戸籍）	市メールマガジンシステムリニューアル
令和元	元号改正に伴うシステム改修 熱海市及び函南町と自治体クラウド協定を締結 自治体クラウド共同調達プロポーザルを実施し、自治体クラウド導入業者を決定	市ホームページリニューアル
2	自治体クラウドキックオフ会議開催	Web会議環境整備 市メールマガジンのSNS連携開始
3	自治体クラウド稼働	「伊東市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」策定 ビジネスチャットシステム試行運用開始（13）
4	申請管理システム導入	「伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」施行 電子申請システム（LOGOフォーム）導入 音声文字変換システム導入
5	標準化に関する法律により定められた期限である令和7年度末までに、国が作成した標準仕様書に適合したシステムに移行するため、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた事業を開始 （令和5年度は基幹系システムの文字同定業務）	ビジネスチャットシステム本格運用に向けたアカウントの増加（13→115） 伊東市情報セキュリティポリシー全部改定 伊東市デジタルファースト宣言 政策参与委嘱2人（DX推進）
6	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた事業の本格開始（ガバメントクラウド運用管理補助契約の締結、標準準拠システム利用に必要な初期設定等の実施）	庁内無線LANの導入 モバイル型パソコン導入（300台） 市ホームページのリニューアル 市公式LINEのリニューアル（R6.7月） ビジネスチャットシステム本格運用に向けたアカウントの増加（115→300）
7	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴う標準準拠システムのガバメントクラウドへの移行完了（※特定移行支援システムを除く）	「伊東市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画2.0」策定 「ビジネスチャットシステム」アカウントの増加（300→400） 「伊東市情報セキュリティポリシー」一部改定 携帯電話回線を利用した庁内ネットワークへの接続環境の整備

② ガバメントクラウド稼働業務（令和8年4月1日現在）

対 象 業 務	業 務 明 細	※特定移行支援システム
住 民 記 録 関 連	住民記録・選挙人名簿管理※(令和8年6月移行予定)・印鑑登録	
税 務 関 連	固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・国民健康保険(高額療養費※令和10年3月移行予定)・確定申告(支援)	
そ の 他	就学(学齢簿)・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・障がい者福祉・生活保護・健康管理・児童手当※(令和9年7月移行予定)・児童扶養手当※(令和9年7月移行予定)・子ども子育て支援・畜犬管理	

共 通 機 能	申請管理機能・庁内データ連携機能・住登外者宛名番号・団体内統合宛名機能・EUC機能・収滞納管理
---------	---

③ 電子計算機の機器構成（令和8年4月1日現在）

装 置 名	台 数	備 考
シ ス テ ム サ ー バ	44台	物理サーバ22台／仮想サーバ22台
ラ イ ン プ リ ン タ 装 置	1台	マイナンバー利用事務系 日本語 4,000行/分
高 速 レ ー ザ ー プ リ ン タ	0台	マイナンバー利用事務系
プ リ ン タ ○モノクロレーザープリンタ 131台 ○カラープリンタ 7台	138台	マイナンバー利用事務系34台／LWLAN接続系69台 ／インターネット接続系0台／独自回線2台／スタンドアロン33台
印 影 リ ー ダ ー	2台	
マイナンバー利用事務系パソコン	248台	ノート型239台／デスクトップ型9台
LWLAN接続系パソコン	666台	ノート型272台／モバイル型381台／タブレット6台／ デスクトップ7台
インターネット接続系パソコン	47台	ノート型40台／タブレット7台
独 自 回 線 パ ソ コ ン	15台	ノート型15台
スタンドアロンパソコン	64台	ノート型61台／モバイル型3台
サ ブ デ ィ ス プ レ イ	330台	

6 市民参画のまちづくりの推進

〔企画課〕

平成15年4月に「市民参画のまちづくり推進計画」を作成し推進してきたが、団塊の世代の高齢者化による超高齢者社会の到来、労働者人口の減少による市税収入の低下等の社会的背景の変化や市民ニーズの多様化への対応のために市民がまちづくりに参画することが求められている中で、時代にあった方向性の構築を図り、今後の市民参画・協働の推進を図るため、市民会議等を開催し、市民からの意見を踏まえ、「伊東市における市民参画・協働の推進のあり方」を、おおむね10年間の方向性を示す骨子として平成26年6月に策定した。

(1) 市民活動支援センター運営事業

平成16年11月25日に市民による魅力あるまちづくりを推進し、支援するための活動・交流拠点として市民活動支援センター「P a l（ぱる）」を設置した。

平成28年4月1日には今後のよりよい運営に繋げていくため、市政戦略課に「いとう市民活動支援センターP a l（ぱる）」の機能を移し、市民活動相談会及びNPO法人向け実務講座等を開催することで、市民活動団体が行う公益活動を支援している。組織機構改革に伴い、令和2年4月1日より企画課が担当課となり、支援を継続している。

（利用状況 単位：人）

年度	相談業務利用者数
令和5年	17
令和6年	21
令和7年	21

(2) SDG s推進事業補助金

令和4年4月から、魅力あるまちづくり事業補助金の対象事業としていた、市民活動団体が実施する「まちづくり事業」や芸術文化団体が実施する「文化振興事業」を当該補助金の対象事業に振り替え、これらの団体が実施するSDG s推進事業及びSDG s普及啓発事業に要する経費に対し、補助金を交付した。

年度	SDG s推進事業件数	SDG s普及啓発事業件数
令和5年	25	4
令和6年	19	2
令和7年	22	1

7 人口ビジョン・総合戦略

〔企画課〕

国における「まち・ひと・しごと創生」の方針を踏まえ、令和3年3月に策定した「第2期伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」が令和7年度に終期を迎えたことから、最新の人口データを基に推計し、適切な施策及びKPIを盛り込んだ「第3期伊東市人口ビジョン・総合戦略」を策定した。

目指すべき将来の方向としては、就労層とその家族を対象とした移動率を高めることで、持続可能な人口構成のある地域としていくため、積極的な移住定住の促進と住みたいと思う環境づくりと子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを目指すことで、2065年に人口40,600人を確保することを目標としている。

8 長期ビジョン

〔企画課〕

本市最上位計画である伊東市総合計画は10年間の計画であり、本市には10年を超える計画は存在しないことから、市制施行100周年となる2047年を見据え、長期的な視点で本市の課題やあるべき姿を捉え、長期ビジョンや重点的な取組等で構成される「伊東市長期ビジョン」を令和6年度に策定した。

策定に際しては、40歳前後の職員22人による検討会を組織し、「現実的な目標」と「夢物語」のバランスを鑑みながら、その両方を追求した内容を目指す中、11回の検討会を開催し、「世代を超えて築くこどもが夢を描けるまち」をメインテーマに据え、①教育・子育て分野、②医療福祉・くらし分野、③都市・インフラ分野、④観光・産業分野の4つの分野ごと、それぞれ重点的な取組を設定した。

9 特別職及び職員

〔職員課〕

(1) 特別職の報酬（令和8年4月1日現在）

職名	支給区分	金額	職名	支給区分	金額
市長	月額	855,000円	副市長	月額	735,000円
教育長	〃	676,000	教育委員会委員	〃	30,000
監査委員（議会選出）	〃	43,000	監査委員（学識経験者）	〃	110,000
選挙管理委員会委員長	〃	25,600	選挙管理委員会委員	〃	20,900
選挙長・開票管理者	日額	10,600	投票管理者	日額	12,600
期日前投票管理者	〃	11,100	投票立会人	〃	10,700
期日前投票立会人	〃	9,500	指定病院等の不在者投票における外部立会人	〃	10,700
選挙立会人・開票立会人	〃	8,800	公平委員会委員長	〃	8,500

公平委員会委員	〃	7,500	固定資産評価審査委員会委員長	〃	8,500
固定資産評価審査委員会委員	〃	7,500	農業委員会会長	月額	28,500
農業委員会委員	月額	22,800	農業委員会農地利用最適化推進委員	〃	22,800
社会教育委員会委員長	日額	7,500	社会教育委員会委員	日額	6,000
国民健康保険運営協議会会長	〃	7,500	国民健康保険運営協議会委員	〃	6,000
介護認定審査会委員（医師に限る。 ただし、歯科医師を除く。）	〃	18,000	介護認定審査会委員（医師を除く。 ただし、歯科医師を含む。）	〃	13,000
介護保険運営協議会会長	〃	7,500	介護保険運営協議会委員	〃	6,000
障害支援区分判定等審査会委員 （医師に限る。ただし、歯科医師を除く。）	〃	18,000	障害支援区分判定等審査会委員 （医師を除く。ただし、歯科医師を含む。）	〃	13,000
災害弔慰金等支給審査委員会委員 （医師及び弁護士に限る。ただし、歯科医師を除く。）	〃	18,000	災害弔慰金等支給審査委員会委員 （医師及び弁護士を除く。ただし、歯科医師を含む。）	〃	13,000
その他法令及び条例に規定する 委員会委員長	日額 時間額	7,500 1,800	その他法令及び条例に規定する 委員会委員	日額 時間額	6,000 1,500
その他特別職の非常勤職員 （必要に応じ時間額、月額又は年額とする。）	日額	6,000円 以内			

(2) 職員の給料（令和8年4月1日現在、単位：人・歳・円）

職種別平均給料				職階別平均給料			
区分	職員数	平均年齢	平均給料	区分	職員数	平均年齢	平均給料
一般行政職	335	40.07	340,616	部長職	13	57.00	446,408
税務職	48	39.07	331,442	次長職	4	55.09	428,675
薬剤師・医療技職	11	39.01	319,536	課長職	26	53.09	424,054
看護・保健職	21	46.02	355,619	課長補佐職	65	49.10	401,809
福祉職	64	42.11	346,598	主幹職	40	55.03	420,993
企業職	10	47.02	366,720	係長職	78	43.00	358,344
技能労務職	62	51.10	380,737	その他職員	363	37.07	312,878
幼稚園教育職	33	37.08	315,561	合計・平均	589	42.02	344,696
その他の教育職	5	49.08	431,840				
合計	589	42.02	344,696	初任給	高校卒	短大卒	大学卒
				(技能労務職)	201,500 (203,300)	218,400	232,600

(3) 職員職種別配置表 (令和8年4月1日現在)

		部長職	次長職	課長職	補課佐職長	主幹職	係長職	事務	技術	専門職他	労務職能	
局	市長戦略監	1										1
	企画部	1	1									2
	企画課				1		1	3				5
	秘書広報課			1	2		2	4				9
	職員課			1	1	1	4	7				14
	デジタル政策課			1	1		2	3				7
	小計	1	1	3	5	1	9	17				37
	理事	1										1
	危機管理部											
	危機対策課			1	2		2	5				10
	小計			1	2		2	5				10
	総務部	1	1									2
	庶務課			1	2		6	7				16
	財政課			1	1		1	2				5
	資産経営課				2		1	3				6
	課税課			1	3	1	7	14				26
	収納課			1	1	3	4	10				19
	小計	1	1	4	9	4	19	36				74
	市民部	1										1
	市民課			1	5	4	2	16				28
	環境課			1	3	8	1		2		46	61
	保険年金課			1	3		3	12				19
	小計	1		3	11	12	6	28	2		46	109
	健康福祉部	1										1
	社会福祉課			1	4	3	3	21		1		33
	高齢者福祉課			1	2	2	3	7		3		18
	子育て支援課(さくら園含む。)			1	1	1	6	5		6		20
	健康推進課			1	3	3		5		8		20
	小計	1		4	10	9	12	38		18		92
	観光経済部(部理事含む。)	2										2
	観光課			1	1	1	3	5			2	13
	産業課			1	2		4	6				13
	公営競技事務所				1		2	2				5
	小計	2		2	4	1	9	13			2	33
	建設部	1										1
	建設課			1	2		3	1	5			12
	建築住宅課			1	1		1	1	6			10
	都市計画課			1	3			1	2			7
	小計	1		3	6		4	3	13			30
	会計課		1		1	1	1	1				5
	中計	9	3	20	48	28	62	141	15	18	48	392
	上下水道部(部理事含む。)	2										2
	下水道課			1	4			2	4			11
	水道課			1	2	1	1	1	3			9
	小計	2		2	6	1	1	3	7			22
	教育部	1	1									2
	事務局				3	1	3	1		4		12
	教育指導課			1	1	4		2		1		9
	幼児教育課			1	2		3	4		2		12
	生涯学習課			1	2	2	2	8			1	16
	小中学校									1	5	6
	教育機関										1	1
	幼稚園									33	2	35
	保育園					4	4			55	5	68
	図書館・公民館				1			3				4
	小計	1	1	3	9	11	12	18		96	14	165
	議会事務局	1			1		2	2				6
	監査委員事務局			1	1			1				3
	農業委員会事務局						1					1
	中計	4	1	6	17	12	16	24	7	96	14	197
	合計	13	4	26	65	40	78	165	22	114	62	589

企画部長は、危機管理部長を兼任する。

人数は任期の定めのない常勤職員とする(県からの派遣職員を除く。)

課長補佐職=課長補佐、技監 主幹職=主幹、さくら園長、保育園長 係長職=係長、主査、出張所長、保育副園長 事務=主事、事務員

技術他専門職=栄養士、看護師、言語聴覚士、保育士、幼稚園長、教頭、教諭、保健師、養護師、学芸員、美化指導員、指導主事

技術=技師、技術員 技能労務職=運転士、美化員、作業員、調理員、用務員 ※事務、技術、技術他専門職及び技能労務職は主任を含む。

(4) 職員研修（令和7年度実施分）

① 独自研修

区分	名 称	内 容 ・ 対 象 者 等	日 数	修了者
階 層 別 研 修	新規採用職員研修（前期）	市長・副市長訓示、服務・勤務条件、伊東市の財政・施策、ビジネスマナーほか（新規採用職員）	6 日	3 3 人
	〃（中期）	文書事務、予算、出納事務、時間外勤務・市外出張（新規採用職員）	2 日	2 1 人
	〃（後期）	自己分析、キャリア形成、行動計画の作成（新規採用職員）	1 日	1 8 人
	ホスピタリティ・コミュニケーション研修	コミュニケーションを深め、今後の伊東市のまちづくりに活かす（新規採用職員）	1 日	1 9 人
	クレーム対応研修（熱海市合同）	クレーム対応の手法（採用2年目の職員）	1 日	1 0 人
	文章力養成研修（熱海市合同）	文章力養成（採用3年目の職員）	1 日	1 7 人
	政策立案研修（熱海市合同）	政策立案（採用5年目の職員）	1 日	1 3 人
	人事評価制度研修（eラーニング）	人材育成につながる目標設定、評価及び面談の実施方法（新任課長）	2. 5 時間	4 人
専 門 研 修	ハラスメント防止研修	ハラスメント対策に関する意識の強化（庁外職員・監督職の職員）	3 時間	2 9 人
	キャリアデザイン研修（熱海市合同）	キャリアの棚卸し、キャリア形成、役割認識（20代後半～30代前半職員）	1 日	9 人
	事務ミス防止研修	ミスが起こりやすい状況、チェック方法、組織の体制づくり（課長級・係長級職員、出張所長）	3 時間	7 9 人
	メンタルヘルスケア研修	自己理解を深める思考法、ストレスとの向き合い方（ラインケア：係長級以上職員、セルフケア：全職員）	3 時間	7 1 人
	交通安全研修	危険予知、運転における危険箇所の確認、運転前点検の手法（全職員）	1 時間	4 6 人
	新規採用職員&先輩職員 OJT研修	職場での効果的なOJTの実践、人材育成の意義、入庁3か月間の振り返り（ペアワーク）（各課から選出された職員・新規採用職員）	3. 5 時間	4 0 人

② 派遣研修

名 称	主催・派遣先	派遣対象者	日 数	修了者
新任管理者研修	静岡県市町村振興協会	新任課長	1 日	4 人
市町職員研修	静岡県自治研修所	全職員	—	9 人
市町職員広域研修	静岡県市町村振興協会	全職員	—	0 人
県人事交流（派遣）	静岡県 知事直轄組織	主事	1 年	1 人

	東京事務所			
県人事交流（派遣）	静岡県 知事直轄組織 静岡県庁 観光振興課	主事	1 年	1 人
自治大学校第 1 部・第 2 部特別課程 5 0 期	自治大学校	主査	1 8 日	1 人
自治大学校第 2 部課程 2 0 9 期	自治大学校	主査	5 1 日	1 人
カスタマーハラスメント対策研修	市職員研修協議会東部ブロック	係長未満の 一般職員	1 日	1 人
特別研修	各所	全職員	—	2 3 人

10 広報広聴

〔秘書広報課〕

(1) 広報活動（令和 7 年度）

事業名	内 容 等
広 報 い と う	市の広報紙「広報いとう」を、町内会等を通じて各世帯や関係機関等へ配布（月 29,000 部発行）するとともに、ホームページに掲載し全国に伊東市の情報を発信
声 の 広 報 い と う	「広報いとう」の音訳を事業者に委託し、目の不自由な希望者へ郵送（月平均 6 本配布）
点 字 広 報 い と う	「広報いとう」をボランティアの協力で点訳し、目の不自由な人を対象に発行（月 3 部発行）
拡 大 広 報 い と う	拡大した「広報いとう」のみんなの暦と毎月の相談業務を、弱視の人に郵送発行（月 1 部発行）
伊東市市民便利帳 With〜ウィズ〜	行政・観光・歴史・地域情報などを掲載した冊子（2 年に 1 回発行）
休日当番医の電話案内	日曜・祝日の当番医の案内（月平均 11 件利用）
有線テレビによる広報	市からのお知らせ広報番組を月 2 回制作し、1 日 4 回各 10 分間放送
コミュニティ FM 放送による広報	市からのお知らせ広報番組を 1 日 4 回各 10 分程度、スポット告知を 6 本放送
フェイスブック エックス（旧ツイッター） ラ イ ン	市からのお知らせや各種イベント・教室の様子を公開、ほぼ毎日更新

(2) 広聴活動（令和 7 年度）

事業名	内容				
意見箱	市政に対する意見、要望等を寄せてもらうため、意見箱を市役所、出張所、連絡所、市ホームページ（E-意見箱）に設置。またEメール、ファックス等でも受付。令和7年度件数 計739件 内訳は次のとおり（市長の学歴等に関する苦情件数は除く。）				
	意見箱	E-意見箱	Eメール	ファックス	その他
	45	547	64	6	77
市長と語る会	市長自らが市内の各地区に伺い、市民の皆さんの生の声を聴くことにより、世論の動向を正しく把握し、これを市政に反映させ、市民主体のまちづくりを推進する。令和7年度は参加者275人、92件の意見をいただいた。また、伊東市保				

	育園父母の会連合会から子育て支援施策等についての要望書が提出され、19件の意見をいただいた。市からの回答を送付した後、その回答についての意見交換を行った。
市長への手紙	広報いとうに「市長への手紙」の用紙を掲載するとともに、市役所1階総合案内や市長と語る会の会場に配架し、広く意見を聴取した。令和7年度は手紙109通をいただいた。
市政WEBアンケート	市政モニター制度に代わる広聴制度として、令和4年度から実施 令和7年度は、全市民を対象として、市の広報事業をテーマにインターネット上に設置した回答フォームを通じてアンケートを実施し、361人から回答をいただいた。
施設見学	市の施設等を直接見学してもらい、行政運営に理解と協力を求めている。

11 住民組織

〔秘書広報課〕

(1) 自治組織（令和8年4月1日現在）

市	区 町内会・自治会等 隣組 加入世帯	15区 152町内会等 1,297隣組 18,389世帯	区長に行政協力委員長・地域行政連絡調整協議会委員を委嘱 (単位自治町内会数) 町内会長等に行政協力委員を委嘱
---	-----------------------------	---------------------------------------	---

(2) 行政協力委員長・行政協力委員

地域と行政が連携した住みよいまちづくりを進めるため、各地区の区長に行政協力委員長を、町内会長に行政協力委員を委嘱し、行政から市民に対する広報や連絡事務の周知、簡易な調査等について協力を求めている。

(3) 地域行政連絡調整協議会

行政協力委員長（区長）15人をもって組織される市長の諮問機関であり、毎月開催する定例会で、行政に対する協力、地域住民の要望や意見調整に関することなどを協議するほか、各地区の抱える課題の解決に向けた意見交換を行っている。

(4) 地縁による団体の認可

地縁による団体（自治会、町内会等）が地域的な共同活動を円滑に行うため、その規約に定める目的の範囲内において権利を有し、義務を負う、法人格付与のための認可事務及び相談等を行っている。

12 国際交流

〔秘書広報課〕

伊東国際交流協会運営事業

日本人市民及び外国人市民並びに外国の人々との友好親善を基調とし、教育・文化・スポーツ・経済等あらゆる分野にわたる交流を通じて、国際観光温泉文化都市にふさわしいまちづくり、人づくりに寄与することを目的に、国際交流に関する諸事業を実施している。

協会組織の自立と交流促進の拡大、さらに市街地活性化の推進を目的として、平成18年4月に協会事務所を市役所から中心市街地へ移転を行った。

令和7年度事業	内 容
国際交流フェスタ in I T O	日本文化の紹介、協会事業の成果発表、外国人市民との交流の場としての協会のメインイベント
外 国 語 講 座	外国語に慣れ親しみ、同時に外国の生活、文化を知る講座
日 本 語 教 室	在住外国人市民の個々のニーズに合わせたレッスンを会員が講師となり行う。
外国人市民向け放送	有線テレビの「市役所からのお知らせ」の後、英語による5分間の情報提供
会 報 の 発 行	年4回、協会事業等の紹介、情報提供を行う。
民間団体の国際交流の支援	講師の派遣、会場の提供、日程調整等の協力
異 文 化 理 解 講 座	「知られざるインド」（1月）

会員数(令和8年4月1日現在) 個人会員 259 人・賛助会員 28 団体(団体会員 10 団体・法体会員 18 法人)

1 3 生活支援給付金支給事業

〔秘書広報課〕

事業名	事業費	内容
生活支援給付金支給事業	266,029千円	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年1月1日時点で、本市の住民基本台帳に記録されている者及び令和8年1月2日から令和8年3月31日までに出生した者を対象に、一人当たり5,000円を世帯主に支給した。 ※令和7年度予算を繰越し、令和8年度も継続して実施する。

1 4 広 域 行 政

〔企画課〕

伊豆半島7市6町首長会議（伊豆半島サミット）

伊豆半島7市6町首長会議は、伊豆半島内の市町の共通するさまざまな行政課題について協議を行い、その解決に向け、相互に協力し合うことを目的として、平成18年7月に設立された。

同会議は、伊東市をはじめ、沼津市、三島市、熱海市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町の7市6町で構成され、国・県及び関係機関への請願・要望や、調査・研究事業を行っている。（沼津市は平成25年4月1日から加盟）

会議は、首長会議を年2回開催するほか、構成都市の部長職等によって組織される幹事会を、首長会議開催の前後にそれぞれ開催している。

また、会議の会長は、設立時から伊東市長が務めていたが、役員改選に伴い、令和5年6月27日付で熱海市長が会長となった。

1 5 国際観光温泉文化都市

〔企画課〕

国際観光温泉文化都市指定

昭和25年7月に「国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに、観光資源の開発によっ

て経済復興に寄与するため、伊東市を国際観光温泉文化都市として建設すること」を目的とした国際観光温泉文化都市の指定を受けた。現在、国際特別都市建設連盟（昭和27年4月設立）に加盟しており、毎年、加盟市町（11市1町：別府市、伊東市、熱海市、奈良市、京都市、松江市、芦屋市、松山市、軽井沢町、鳥羽市、長崎市、日光市）の協議により決定した国際観光文化都市の整備に関する要望等を関係大臣及び関係省庁に行ってきたが、「国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律」が平成29年3月31日をもって失効したことに伴い、長崎市（平成29年3月31日）及び京都市（令和4年3月31日）が連盟から脱会し、9市1町の連盟組織となっている。

16 公益財団法人伊東市振興公社

〔企画課〕

(1) 自主事業

目 的	事 業 名	令和7年度の内容
自 然 保 護 推 進	花木の苗木等の配布	ペチュニア等を市内幼稚園等に配布
	フラワーデザイン講座の開催	生花の基本的な扱い方教室を開催
	庭木と花壇の実践講座の開催	庭木や花壇の手入れに使用する農工具の実践使用の講座を開催
	市内公園等の緑化	市内都市公園等で苗木の調査及び植栽を実施
健 康 増 進・ スポーツ普及	健 康 づ く り 教 室	ウェルネス、フィットネス、ストレッチ、レクダンスなどの各種教室の開催
	ス ポ ー ツ 教 室	テニス、グラウンドゴルフ、市民ボウリングなどの市民一人一スポーツを目指す教室の開催
地域情報の収集・提供	情 報 誌 の 発 行	公社事業及び各種団体等の文化、体育活動等の情報提供
地域振興・文化普及	文 化 ・ 芸 術 事 業	あさらくご（3回） 夏井いつき句会ライブ 第28回伊東大田楽 田中彩子ソプラノリサイタル
	映 画 会 事 業	あまろっく等、10映画（延べ20回）の上映を実施

(2) 市が設置する公の施設等の管理運営受託事業及び事業費（事業費単位：円）

区 分	施 設 の 規 模 等	令和6年度	令和7年度
伊 東 市 観 光 会 館	延床面積 4,657.11 m ² ・ホール 1,007 席・第1～4会議室・別館	59,976,000	60,469,000
観 光 施 設			
伊東ふれあいセンター	延床面積 856.80 m ² ・ギャラリー 163.92 m ² ・映像（多目的） ホール定員 90 人・会議室定員 20 人	13,960,000	13,998,000
松川湖周辺観光施設	用地面積 12ha・各種広場・駐車場・ログハウス・資料館等	21,850,000	22,000,000
松 川 藤 の 広 場	面積 3,211 m ² ・公衆便所・藤棚		
ポケットパーク施設 外	駐車場・公衆便所 ポケットパーク（亀石・留田・赤沢・みかんの花咲く丘） 桜針メモリアルパーク・親水護岸（川口公園・郷戸公園） よねわか記念公園・汐吹公園駐車場		
さ く ら の 里	面積 40,000 m ² ・広場・管理事務所		

なぎさ観光駐車場	面積 3,500 m ² ・収容台数 103 台	7,774,000	7,802,000
大 川 橋 駐 車 場	面積 2,099.37 m ² ・収容台数 58 台（大型バス 2 台）	12,026,000	12,050,000
伊東駅前駐車場	面積 1,520 m ² ・収容台数 65 台	7,569,000	7,583,000
都 市 公 園			
小室山運動施設	面積 45,200 m ² ・総合グラウンド・テニスコート・ゲートボールコート	66,382,000	66,774,000
都 市 公 園	小室山公園 40.30ha ・丸山公園 7.50ha ・物見塚公園 0.25ha ・本郷公園 0.13ha ・芝原公園 0.23ha ・杉本公園 0.18ha ・下峯公園 0.16ha ・鎌田公園 0.12ha ・物見が丘公園 0.24ha ・富戸公園 0.50ha ・松川公園 0.09ha ・郷戸公園 0.53ha ・吉田公園 0.25ha ・丸塚公園 0.55ha ・かなくさ公園 0.18ha ・松原公園 0.30ha ・伊東公園 0.90ha ・川口公園 0.09ha ・なぎさ公園 0.30ha ・汐吹公園 1.20ha		
社 会 体 育 施 設			
伊東市民体育センター	延床面積 2,015 m ² ・体育室・卓球室・多目的室	15,361,000	15,425,000
伊東市民運動場	面積 34,421 m ² ・夜間照明・倉庫・便所	7,403,000	7,429,000
伊東市青少年キャンプ場	面積 10,000 m ² ・流し・かまど・便所	646,000	710,000
伊東市宮かどの球場	グラウンド面積 10,184 m ² ・観覧席 1,004 席・多目的広場	18,564,000	18,610,000
伊東市大原武道場	延床面積 951 m ² ・道場（畳敷・板張り）・トレーニング室	11,487,000	11,523,000
伊東市宮天城霊園	面積 101,753 m ² ・墓所 1,936 区画・広場・管理事務所・合葬式墓地	14,798,000	14,856,000
そ の 他 管 理 受 託	小室山公園つつじ祭り駐車場管理、丸山公園ほたる観賞会受託、小室山公園つばき観賞会受託、林道奥野線管理業務	3,200,830	3,676,000

17 健康保養地づくり

〔観光課〕

(1) 健康保養地づくり事業

平成10年度に厚生省の「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン事業」において「健康文化都市モデル市町村」の指定を受け、「健康保養」をキーワードとしたまちづくりを進め、健康志向の高揚及びスポーツの振興並びに観光都市としての発展を図るため、「伊東市健康保養地づくり実行委員会」を発足させ、行政と市民が連携・協働し、市民・観光客の健康増進及び市内経済の活性化を図るための事業を実施している。

(2) 主な実施事業

年度	内 容
令和 5	1 豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備【事業費：1,973 千円】 (1) 温泉リゾート地としての魅力強化事業 ・ 温泉リゾート地魅力強化事業 (2) 体験・交流プログラム・メニューの充実事業 ・ 体験・交流プログラム開発・支援事業 ・ ゆったり・湯めまちウォーク事業 (3) 受入体制の充実事業 ・ ウォーキングコース等整備事業 ・ 伊東自然歴史案内人養成講座事業

	2 先進的な健康まちづくりの推進【事業費：5,078 千円】 (1) 市民健康づくり推進事業 ・ 運動習慣促進事業 ・ 健康増進教室事業 ・ 生活習慣病予防教室事業 ・ 健康チェック事業 ・ 市民健康づくり支援事業 (2) 食を通じた健康まちづくり事業 ・ 食環境づくり事業 ・ 地元グルメ普及事業 ・ 食育推進全国大会事業 3 “選ばれるまち”を目指したシティプロモーション【事業費：13,754 千円】 (1) 滞在型リフレッシュリゾート地推進事業 ・ 伊豆高原観光窓口等業務 ・ 伊豆高原ブランドイメージ戦略事業 (2) 健康保養啓発事業 (3) オレンジビーチマラソン大会事業
令和 6	1 豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備【事業費：1,964 千円】 (1) 温泉リゾート地としての魅力強化事業 ・ 温泉リゾート地魅力強化事業 (2) 体験・交流プログラム・メニューの充実事業 ・ 体験・交流プログラム開発・支援事業 ・ ゆったり・湯めまちウォーク事業 (3) 受入体制の充実事業 ・ ウォーキングコース等整備事業 ・ 伊東自然歴史案内人養成講座事業 2 先進的な健康まちづくりの推進【事業費：5,721 千円】 (1) 市民健康づくり推進事業 ・ 運動習慣促進事業 ・ 健康増進教室事業 ・ 生活習慣病予防教室事業 ・ 健康チェック事業 ・ 市民健康づくり支援事業 (2) 食を通じた健康まちづくり事業 ・ 食環境づくり事業 ・ 地元グルメ普及事業 ・ 食育推進全国大会事業 3 “選ばれるまち”を目指したシティプロモーション【事業費：13,871 千円】 (1) 滞在型リフレッシュリゾート地推進事業 ・ 伊豆高原観光窓口等業務 ・ 伊豆高原ブランドイメージ戦略事業 (2) 健康保養啓発事業 (3) オレンジビーチマラソン大会事業
令和 7	1 豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備【事業費：1,653 千円】 (1) 温泉リゾート地としての魅力強化事業 ・ 温泉リゾート地魅力強化事業 (2) 体験・交流プログラム・メニューの充実事業 ・ 体験・交流プログラム開発・支援事業 ・ ゆったり・湯めまちウォーク事業 (3) 受入体制の充実事業 ・ ウォーキングコース等整備事業 ・ 伊東自然歴史案内人養成講座事業

- 2 先進的な健康まちづくりの推進【事業費：6,322 千円】
 - (1) 市民健康づくり推進事業
 - ・ 運動習慣促進事業
 - ・ 健康増進教室事業
 - ・ 生活習慣病予防教室事業
 - ・ 健康チェック事業
 - ・ 市民健康づくり支援事業
 - (2) 食を通じた健康まちづくり事業
 - ・ 食環境づくり事業
 - ・ 地元グルメ普及事業
 - ・ 食育推進全国大会事業
- 3 “選ばれるまち”を目指したシティプロモーション【事業費：13,909 千円】
 - (1) 滞在型リフレッシュリゾート地推進事業
 - ・ 伊豆高原観光窓口等業務
 - ・ 伊豆高原ブランドイメージ戦略事業
 - (2) 健康保養啓発事業
 - (3) オレンジビーチマラソン大会事業

18 生活路線バス運行補助

〔都市計画課〕

事業概要

概 要	地域住民の通学・通勤、通院、買物等の日常生活を支える生活バス路線を確保するため、バスを運行する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
対 象	15路線 88運行／日、令和7年度補助額 37,942千円

一般行財政

1 市 庁 舎

〔資産経営課〕

(1) 施設の概要

敷 地 面 積	1 万 9, 3 3 0. 8 0 0 m ²
建 築 面 積	6, 9 0 7. 9 4 0 m ²
延 床 面 積	2 万 1, 4 4 8. 8 9 6 m ²
建 物 高 さ	4 3. 6 8 m
建物構造（本館）	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階、塔屋
地下駐車場部分	鉄筋コンクリート造、地下1階、駐車台数103台（庁用車用）
そ の 他 施 設	来庁者駐車場117台、屋根付駐車場4台、駐輪場200台（2か所）
電 気 設 備	設備容量2, 8 0 0 K V A、自家発電定格出力7 5 0 K V Aディーゼルエンジン
熱 源 機 器 設 備	都市ガス及び電気併用による複熱源方式
空 調 設 備	エアハンドリングユニット及びファンコイルユニット併用方式
自 動 制 御 設 備	中央監視制御方式
昇 降 機 設 備	高層棟展望エレベーター15人乗り3台（1台身体障がい者仕様） 高層棟非常用エレベーター26人乗り1台（ストレッチャー仕様） 低層棟議場用エレベーター11人乗り2台（1台身体障がい者仕様）
建 設 工 事 費	本体・電気・機械・外溝等、97億7, 098万2, 000円

(2) 新庁舎建設経過

平成元年3月29日	伊東市新庁舎建設基金条例制定
2年5月30日	庁舎プロジェクトチーム発足
11月7日	伊東市新庁舎建設審議会発足
3年8月8日	伊東市新庁舎建設審議会から市役所の位置について答申
9月2日	市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例可決
4年1月17日	伊東市新庁舎建設審議会から庁舎建設基本構想について答申
22日	庁舎建設基本構想策定
2月3日	伊東市新庁舎建設基本設計競技業務委託契約締結（9社）
27日	伊東市新庁舎建設基本設計競技審査委員会発足
5月26日	伊東市新庁舎建設基本設計競技審査委員会の審査結果、(株)佐藤総合計画案を採用
7月8日	伊東市新庁舎建設審議会から庁舎建設基本設計について意見具申
10月14日	伊東市新庁舎建設実施設計業務委託契約を(株)佐藤総合計画と締結
5年6月18日	庁舎本体工事（竹中・木内・杉山特定建設共同企業体）、庁舎建設電気設備工事（関電工静岡支店）、庁舎建設機械設備工事（三晃空調横浜支店）を発注
28日	伊東市新庁舎建設工事施工監理業務委託契約を(株)佐藤総合計画と締結
7月8日	工事安全祈願祭
12月3日	立柱式
6年7月7日	棟上式
7年6月30日	建物完成引渡し
7月27日	落成式

(3) 庁舎維持管理費（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁舎清掃委託	10,555	10,018	10,326	11,125	10,766	12,747
消防用設備等保守点検委託	1,450	1,450	1,450	1,445	1,445	1,450
人的警備委託	18,694	18,876	19,430	20,011	21,424	22,915
機械警備委託	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095	2,261
設備運転保守点検委託	24,948	24,948	24,948	24,948	24,948	25,608
建築物環境衛生管理委託	1,795	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
自家用電気工作物保守点検委託	1,051	1,051	1,271	1,271	1,271	1,558
エレベーター保守点検委託	2,053	1,868	1,789	1,868	1,868	1,868
ゴンドラ設備保守点検委託	486	486	486	486	486	486
熱源機器保守点検委託	1,265	1,562	1,562	1,562	1,628	1,672
空調自動制御機器保守点検委託	3,135	3,135	3,135	3,135	3,590	3,590
その他保守点検委託ほか	8,656	12,181	3,524	6,429	11,540	3,452
合 計	76,183	79,676	72,022	76,381	83,067	79,613

2 条例・規則

〔庶務課〕

条例・規則の制定、改廃状況（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
条 例	新規制定	5	2	5	1	3
	改正	29	22	41	31	27
	廃止	0	0	1	1	0
規 則	新規制定	2	3	5	2	2
	改正	17	18	34	23	46
	廃止	0	1	1	0	0

3 文書管理・情報公開・定額減税補足給付金給付事業

(1) 文書管理

〔庶務課〕

平成7年度に導入作業を完了した文書ファイリングシステムの維持管理のための庁内組織としてファイリングシステム推進委員会を設置し、システムの円滑な運用に努めている。

また、保存文書の集中管理にあわせ、マイクロフィルム撮影済の文書の電子データ化を継続実施するとともに、廃棄文書は個人情報の保護と再資源化のため一括して溶解処理を委託実施している。

(2) 情報公開(単位：件)

〔庶務課〕

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報公開	公開請求	122	64	51	86	170
	処 全 部 公 開	26	12	9	12	48
	理 一 部 公 開	72	41	33	36	74
	状 非 公 開	6	1	9	29	42
	況 請 求 却 下	16	8	0	0	0
	請 求 取 下 げ	2	2	0	1	5
	次年度繰越し	0	0	0	8	1
	不服申立て	0	1	0	2	3
個人情報保護	開示請求	19	11	14	22	13
	処 全 部 開 示	4	5	2	3	3
	理 一 部 開 示	11	2	8	14	9
	状 不 開 示	0	0	3	5	1
	況 請 求 却 下	0	3	0	0	0
	請 求 取 下 げ	4	1	1	0	0
	次年度繰越し	0	0	0	0	0
	不服申立て	0	0	0	0	0

(3) 定額減税補足給付金給付事業

〔収納課〕

事業名	事業費	事業内容
定 額 減 税 補 足 給 付 金 (不足額給付) 給付事業	208,889千円	令和6年度に実施した定額減税補足給付金の算定に際し、令和5年分所得を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、不足額が生じた方に対して、差額分を1万円単位で切り上げて支給した。

4 基 幹 統 計 等

〔庶務課〕

各種統計調査に基づく調査結果刊行物

調査事業名	主管省庁	調査員数	実施時期
令 和 2 年 国 勢 調 査 (伊東市ホームページに公開)	総 務 省	調査員372人・指導員57人 調査員事務受託事業者14事業者	令和2年10月1日

5 行政委員会

(1) 監査委員

〔監査委員事務局〕

① 定数

委員定数2人（現員2人：識見者選任1人、議員選任1人）、補助職員定数3人（現員3人：局長、局長補佐、主事）により構成され、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いて監査を行っている。

② 監査等の実施状況（単位：日）

年度	定期監査	財政援助 団体等監査	住民監査 請求	例月現金 出納検査	各会計決算・ 基金の審査	財政健全化・ 経営健全化 の審査	その他決算審査		合 計
							企業会計	財産区	
令和5	82	25	0	50	27	14	36	25	259
令和6	83	0	0	50	28	15	38	29	243
令和7	86	0	0	50	28	14	36	29	243

※ 企業会計については、予備審査の日数を含む。

(2) 公平委員会

〔庶務課〕

職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、地方公務員法第7条第3項の規定により設けられた中立的かつ専門的な人事機関で、委員長1人、委員2人で構成されている。

6 財 産 区

〔資産経営課〕

(1) 沿革

明治22年、町村制の施行に伴い、当時の湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田の6か村が合併して伊東村に、同じく川奈、吉田、荻、十足の4か村が合併して小室村となった。この合併に当たり、各村で所有していた財産のうち、行政財産（役場、学校等）しか統一できず、その他の財産は新村の一区域の所有とされ、この財産を所有する新村の一区域が財産区となった。その後、伊東村は明治39年1月に伊東町に、昭和22年8月には小室村と合併して伊東市となったが、10財産区は変わることなく今日に至っている。

(2) 財産区の運営

財産区は地方自治法で特別地方公共団体として位置づけられ、市長が財産区管理者となり、市条例により議決機関として10の財産区議会（任期4年）が設置されている。財産区の権能は財産の管理及び処分に限定されているが、地域の公益のため市との一体性の確保を図りながら、財産区管理者である市長を会長とし、各財産区の区長・議長を委員とする財産区運営協議会が昭和52年8月に発足し、財産の管理及び処分、事務処理の方法等について協議検討を進めている。

(3) 各財産区所有土地建物等（共有持分を除く、令和8年4月1日現在、単位：㎡・千円）

区 分		湯 川	松 原	玖 須 美	新 井	岡
土地	宅 地	2,564.78	894.91	16,539.47	3,262.81	752.33
	山 林	512,716.00	416,840.00	10,459.43	536,865.89	4,907.00
	保 安 林	108,495.00	0.00	0.00	220,104.00	7,735.00
	畑	8,949.00	0.00	2,461.87	54,292.00	0.00
	原 野	95,256.50	0.00	631.00	0.00	204.00
	雑 種 地	99.00	0.00	13,796.00	756.69	0.00
	墓 地	0.00	0.00	6.61	436.00	574.30
	鉱 泉 地	9.90	19.81	13.20	0.00	6.60
	池 沼	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	溜 池	0.00	0.00	19.00	0.00	0.00
	公衆用道路	707.00	0.00	5,862.91	503.00	0.00
	合 計	728,797.18	417,754.72	49,789.49	816,220.39	14,179.23
建物	木 造	会館	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
	非木造	会館	547.32	1,286.22	2,071.88	722.63
		その他	—	650.00	—	—
	合 計	547.32	1,936.22	2,071.88	289.40	722.63
令和8年度当初予算		8,287	13,639	50,973	4,863	7,547

区 分		鎌 田	川 奈	吉 田	荻	十 足
土地	宅 地	55.78	1,668.58	1,416.65	3.38	456.92
	山 林	21,126.00	100,523.79	55,169.91	491,614.00	1,021,361.00
	保 安 林	36,694.00	0.00	0.00	8,098.00	0.00
	畑	5,519.30	2,376.25	2,266.00	0.00	201.00
	原 野	87,822.00	234.00	5,934.91	0.00	23.00
	雑 種 地	221.00	2,976.91	0.00	1,238.00	0.00
	墓 地	0.00	4,384.00	0.00	0.00	0.00
	鉱 泉 地	3.30	0.00	0.00	0.00	0.00
	池 沼	0.00	0.00	293,067.00	0.00	0.00
	溜 池	0.00	0.00	1,900.00	0.00	2,304.00
	公衆用道路	0.00	12,496.72	6,943.00	0.00	323.00
	合 計	151,441.38	124,660.25	366,697.47	500,953.38	1,024,668.92
建物	木 造	会館	257.90	100.21	99.26	115.83
		その他	—	101.03	—	—
	非木造	会館	316.81	106.03	470.18	98.14
		その他	—	—	—	—
	合 計	574.71	307.27	569.44	647.50	213.97
令和8年度当初予算		9,496	3,622	4,622	8,340	1,300

7 選 挙

〔選挙管理委員会事務局〕

(1) 選挙人名簿登録者数（令和8年3月2日現在、単位：人）

投票区	投票所	男	女	計
1	シニアプラザ湯川	733	833	1,566
2	伊東ふれあいセンター3階多目的ホール	958	1,249	2,207
3	和田湯会館2階大会議室	761	844	1,605
4	富士見会館1階会議室	1,968	2,217	4,185
5	東府屋商店	305	344	649
6	旧西小学校体育館	1,488	1,713	3,201
7	鎌田会館2階ホール	1,982	2,159	4,141
8	小室コミュニティセンター2階児童室	465	512	977
9	吉田区民会館2階大ホール	1,517	1,616	3,133
10	生涯学習センター荻会館 3階大会議室	2,250	2,628	4,878
11	十足延命館	408	425	833
12	留田会館	266	322	588
13	宇佐美コミュニティセンター1階児童室	1,480	1,579	3,059
14	八幡公民館	306	349	655
15	八幡野コミュニティセンター1階児童室	1,854	2,154	4,008
16	富戸コミュニティセンター3階大会議室	1,225	1,343	2,568
17	生涯学習センター池会館 1階大会議室	526	555	1,081
18	生涯学習センター赤沢会館 3階大会議室	364	400	764
19	大原武道場第2道場	622	729	1,351
20	南幼稚園保育室	2,071	2,328	4,399
21	大室高原自治会事務所 1階会議室	1,362	1,456	2,818
22	生涯学習センター中央会館 3階トレーニング室兼展示室	672	721	1,393
23	宇佐美中学校1階会議室	1,545	1,672	3,217
24	対島中学校1階美術室	1,597	1,826	3,423
合 計		26,725	29,974	56,699

(2) 最近の選挙記録（単位：人・％・千円）

選挙期日	選挙名	定数	候補者数	当日有権者数	投票者数	期日前及び不在者投票数	投票率	無効投票率	執行経費(千円)
6. 5. 26	静岡県知事選挙	1	6	57,213	23,236	12,938	44.11	1.49	26,022
6. 10. 27	衆議院小選挙区選出議員選挙	1	3	57,613	30,175	16,864	52.38	2.77	30,496
	衆議院比例代表選出議員選挙	21	101	57,613	30,172	16,862	52.37	3.02	
	最高裁判所裁判官国民審査	—	—	57,613	30,073	16,804	52.20	1.42	
7. 5. 25	伊東市長選挙	1	2	56,368	27,985	14,855	49.65	1.43	26,143
7. 7. 20	参議院静岡県選出議員選挙	2	7	56,940	29,959	17,355	52.62	3.63	31,114
	参議院比例代表選出議員選挙	50	172	56,940	29,959	17,354	52.62	2.71	
7. 10. 19	伊東市議会議員選挙	20	30	56,471	33,444	19,036	59.22	0.91	49,511
7. 12. 14	伊東市長選挙	1	9	56,348	34,111	19,804	60.54	0.85	32,945
8. 2. 8	衆議院小選挙区選出議員選挙	1	3	56,629	28,946	20,990	51.12	1.88	32,577
	衆議院比例代表選出議員選挙	21	109	56,629	28,945	20,989	51.11	1.71	
	最高裁判所裁判官国民審査	—	—	56,629	26,741	18,805	47.22	1.61	

※ 投票者数は期日前及び不在者投票数も含む。投票者数、期日前及び不在者投票数は在外投票数を含む。

(3) 選挙啓発事業

伊東市明るい選挙推進協議会（昭和33年4月設立、現在委員数：149人）

- ・総会兼明るい選挙推進大会、委員研修会及び役員会
- ・市内小中高校生を対象にした啓発ポスターの募集、展示
- ・一般有権者を対象にした啓発資料の作成、配付
- ・未来の有権者である学生を対象にした選挙啓発
- ・初めて選挙人名簿に登録された新有権者へのお知らせ等の送付

8 財 政

(1) 令和8年度予算

〔財政課〕

① 令和8年度各会計当初予算（単位：千円）

会 計 区 分		令和8年度 当初予算額	うち繰入金等		令和7年度 当初予算額	比 較	
			繰入先会計	予算額		増 減	増減率%
一 般 会 計		32,600,000	競輪事業	450,000	31,850,000	750,000	2.4
特 別 会 計	競 輪 事 業	36,900,000			29,000,000	7,900,000	27.2
	国民健康保険事業	8,166,000	一般会計	690,000	8,193,000	△27,000	△0.3
	土 地 取 得	1,323			26,100	△24,777	△94.9
	霊 園 事 業	32,600	一般会計	9,550	35,800	△3,200	△8.9
	介 護 保 険 事 業	9,570,000	一般会計	1,500,000	9,524,000	46,000	0.5
	後期高齢者医療	2,938,000	一般会計	1,450,000	2,808,000	130,000	4.6
	合 計	57,607,923		3,649,550	49,586,900	8,021,023	16.2
病 院 事 業 会 計		612,357		388,000	608,001	4,356	0.7
下 水 道 事 業 会 計		2,908,221		1,198,000	3,042,861	△134,640	△4.4
水 道 事 業 会 計		2,893,005		14,792	2,855,517	37,488	1.3
合 計		96,621,506		5,700,342	87,943,279	8,678,227	9.9
重 複 額		5,700,342			5,665,614	34,728	0.6
純 計		90,921,164			82,277,665	8,643,499	10.5

※ 病院事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計の予算額については、収益的支出額と資本的支出額の合計額とした。

② 令和8年度一般会計予算款項別集計（単位：千円）

歳 入

款・項区分	令和8年度当初予算額		令和7年度 当初予算額(B)	比 較	
	(A)	構成比率%		(A)－(B)	増減率%
1 市 税	11,474,256	35.2	11,146,105	328,151	2.9
1 市 民 税	3,755,049	11.5	3,668,379	86,670	2.4
2 固 定 資 産 税	5,221,254	16.0	5,142,677	78,577	1.5
3 軽 自 動 車 税	224,480	0.7	231,425	△6,945	△3.0
4 市 た ば こ 税	583,128	1.8	582,950	178	0.0
5 入 湯 税	602,928	1.8	449,063	153,865	34.3
6 都 市 計 画 税	1,087,417	3.3	1,071,611	15,806	1.5
2 地 方 譲 与 税	147,000	0.5	147,000	0	0.0
1 自動車重量譲与税	100,000	0.3	100,000	0	0.0
2 地方揮発油譲与税	30,000	0.1	30,000	0	0.0
3 森林環境譲与税	17,000	0.1	17,000	0	0.0
3 利子割交付金	13,000	0.0	3,000	10,000	333.3
1 利子割交付金	13,000	0.0	3,000	10,000	333.3
4 配当割交付金	30,000	0.1	30,000	0	0.0
1 配当割交付金	30,000	0.1	30,000	0	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	90,000	0.3	40,000	50,000	125.0
1 株式等譲渡所得割交付金	90,000	0.3	40,000	50,000	125.0
6 法人事業税交付金	150,000	0.5	150,000	0	0.0
1 法人事業税交付金	150,000	0.5	150,000	0	0.0
7 地方消費税交付金	1,750,000	5.4	1,700,000	50,000	2.9
1 地方消費税交付金	1,750,000	5.4	1,700,000	50,000	2.9
8 ゴルフ場利用税交付金	80,000	0.2	80,000	0	0.0
1 ゴルフ場利用税交付金	80,000	0.2	80,000	0	0.0
9 環境性能割交付金	500	0.0	20,000	△19,500	△97.5
1 環境性能割交付金	500	0.0	20,000	△19,500	△97.5
10 地方特例交付金	61,500	0.2	30,000	31,500	105.0
1 地方特例交付金	61,500	0.2	30,000	31,500	105.0
11 地 方 交 付 税	5,000,000	15.3	4,950,000	50,000	1.0
1 地 方 交 付 税	5,000,000	15.3	4,950,000	50,000	1.0
12 交通安全対策特別交付金	12,000	0.0	11,000	1,000	9.1
1 交通安全対策特別交付金	12,000	0.0	11,000	1,000	9.1
13 分担金及び負担金	74,053	0.2	104,593	△30,540	△29.2
1 負 担 金	74,053	0.2	104,593	△30,540	△29.2
14 使用料及び手数料	628,535	1.9	656,860	△28,325	△4.3
1 使 用 料	387,708	1.2	418,672	△30,964	△7.4
2 手 数 料	240,827	0.7	238,188	2,639	1.1

15	国庫支出金	4,562,392	14.0	4,785,048	△222,656	△4.7
	1 国庫負担金	4,135,342	12.7	4,005,085	130,257	3.3
	2 国庫補助金	402,325	1.2	713,331	△311,006	△43.6
	3 委託金	24,725	0.1	66,632	△41,907	△62.9
16	県支出金	2,256,083	6.9	2,109,869	146,214	6.9
	1 県負担金	1,286,507	3.9	1,231,871	54,636	4.4
	2 県補助金	802,669	2.5	692,631	110,038	15.9
	3 委託金	166,907	0.5	185,367	△18,460	△10.0
17	財産収入	119,772	0.4	54,794	64,978	118.6
	1 財産運用収入	119,766	0.4	54,788	64,978	118.6
	2 財産売却収入	6	0.0	6	0	0.0
18	寄附金	1,006,052	3.1	1,006,052	0	0.0
	1 寄附金	1,006,052	3.1	1,006,052	0	0.0
19	繰入金	2,903,545	8.9	2,597,459	306,086	11.8
	1 基金繰入金	2,903,545	8.9	2,597,459	306,086	11.8
20	繰越金	100,000	0.3	100,000	0	0.0
	1 繰越金	100,000	0.3	100,000	0	0.0
21	諸収入	740,712	2.3	1,053,220	△312,508	△29.7
	1 延滞金加算金及び過料	9,108	0.0	7,650	1,458	19.1
	2 市預金利子	1	0.0	1	0	0.0
	3 貸付金元利収入	54,993	0.2	48,706	6,287	12.9
	4 受託事業収入	5,203	0.0	5,027	176	3.5
	5 収益事業収入	450,000	1.4	400,000	50,000	12.5
	6 雑入	221,407	0.7	591,836	△370,429	△62.6
22	市債	1,400,600	4.3	1,075,000	325,600	30.3
	1 市債	1,400,600	4.3	1,075,000	325,600	30.3
	歳入合計	32,600,000	100.0	31,850,000	750,000	2.4

歳 出

款・項区分	令和8年度当初予算額		令和7年度 当初予算額(B)	比 較	
	(A)	構成比率%		(A)－(B)	増減率%
1 議 会 費	225,395	0.7	213,611	11,784	5.5
1 議 会 費	225,395	0.7	213,611	11,784	5.5
2 総 務 費	4,775,630	14.6	4,673,803	101,827	2.2
1 総 務 管 理 費	3,924,649	12.0	3,713,462	211,187	5.7
2 徴 税 費	519,933	1.6	524,927	△4,994	△1.0
3 戸籍住民基本台帳費	227,711	0.7	231,126	△3,415	△1.5
4 選 挙 費	58,260	0.2	122,622	△64,362	△52.5
5 統 計 調 査 費	14,785	0.0	51,929	△37,144	△71.5
6 監 査 委 員 費	30,292	0.1	29,737	555	1.9
3 民 生 費	11,750,942	36.0	11,373,222	377,720	3.3
1 社 会 福 祉 費	5,271,312	16.2	5,034,737	236,575	4.7
2 児 童 福 祉 費	3,899,657	12.0	3,900,464	△807	0.0
3 生 活 保 護 費	2,577,152	7.9	2,435,200	141,952	5.8
4 災 害 救 助 費	2,821	0.0	2,821	0	0.0
4 衛 生 費	4,548,610	14.0	4,345,362	203,248	4.7
1 保 健 衛 生 費	2,728,847	8.4	2,693,629	35,218	1.3
2 清 掃 費	1,671,212	5.1	1,526,761	144,451	9.5
3 環 境 保 全 費	148,551	0.5	124,972	23,579	18.9
5 労 働 費	103,873	0.3	103,953	△80	△0.1
1 労 働 諸 費	103,873	0.3	103,953	△80	△0.1
6 農 林 水 産 業 費	254,708	0.8	240,414	14,294	5.9
1 農 業 費	162,782	0.5	127,463	35,319	27.7
2 林 業 費	51,526	0.2	41,599	9,927	23.9
3 水 産 業 費	40,400	0.1	71,352	△30,952	△43.4
7 観 光 商 工 費	1,184,883	3.6	934,004	250,879	26.9
1 観 光 費	888,817	2.7	670,122	218,695	32.6
2 商 工 費	296,066	0.9	263,882	32,184	12.2
8 土 木 費	3,159,363	9.7	3,005,604	153,759	5.1
1 土 木 管 理 費	267,674	0.8	274,214	△6,540	△2.4
2 道 路 橋 り ょ う 費	666,589	2.0	670,354	△3,765	△0.6
3 河 川 費	121,801	0.4	121,985	△184	△0.2
4 港 湾 費	126,264	0.4	156,768	△30,504	△19.5
5 都 市 計 画 費	1,825,075	5.6	1,648,042	177,033	10.7
6 住 宅 費	151,960	0.5	134,241	17,719	13.2
9 消 防 費	1,476,126	4.5	1,247,261	228,865	18.3
1 消 防 費	1,476,126	4.5	1,247,261	228,865	18.3
10 教 育 費	2,819,979	8.7	3,339,915	△519,936	△15.6
1 教 育 総 務 費	483,004	1.5	460,358	22,646	4.9
2 小 学 校 費	355,320	1.1	716,254	△360,934	△50.4
3 中 学 校 費	234,597	0.7	357,771	△123,174	△34.4

	4 幼稚園費	513,908	1.6	482,583	31,325	6.5
	5 社会教育費	403,301	1.2	571,918	△168,617	△29.5
	6 保健体育費	829,849	2.5	751,031	78,818	10.5
11	災害復旧費	70	0.0	70	0	0.0
	1 農林水産施設災害復旧費	42	0.0	42	0	0.0
	2 公共土木施設災害復旧費	28	0.0	28	0	0.0
12	公債費	2,235,629	6.9	2,310,067	△74,438	△3.2
	1 公債費	2,235,629	6.9	2,310,067	△74,438	△3.2
13	諸支出金	14,792	0.0	12,714	2,078	16.3
	1 公営企業費	14,792	0.0	12,714	2,078	16.3
14	予備費	50,000	0.2	50,000	0	0.0
	1 予備費	50,000	0.2	50,000	0	0.0
	歳出合計	32,600,000	100.0	31,850,000	750,000	2.4

③ 令和8年度一般会計予算性質別比較（単位：千円・％）

区 分	令和8年度（A）		令和7年度（B）		比 較	
	当初予算	構成比	当初予算	構成比	(A)－(B)	(A)/(B)
1 人 件 費	5,558,791	17.1	5,306,840	16.7	251,951	104.7
(1) 議員委員等報酬手当	936,294	2.9	858,969	2.7	77,325	109.0
(2) 基 本 給	2,454,361	7.5	2,414,235	7.6	40,126	101.7
① 給 料	2,317,507	7.1	2,325,093	7.3	△7,586	99.7
② 扶養・地域手当	136,854	0.4	89,142	0.3	47,712	153.5
(3) その他の手当	1,320,128	4.0	1,210,807	3.8	109,321	109.0
① 管 理 職 手 当	31,920	0.1	31,104	0.1	816	102.6
② 時間外勤務手当	70,266	0.2	93,753	0.3	△23,487	74.9
③ 期末・勤勉手当	979,078	3.0	958,018	3.0	21,060	102.2
④ 退 職 手 当	110,000	0.3	0	0.0	110,000	皆増
⑤ その他の手当	128,864	0.4	127,932	0.4	932	100.7
(4) 地方公務員共済負担金等	848,008	2.6	822,829	2.6	25,179	103.1
2 物 件 費	5,339,685	16.4	5,930,849	18.6	△591,164	90.0
(1) 旅 費	42,200	0.1	41,746	0.1	454	101.1
(2) 交 際 費	1,604	0.0	1,604	0.0	0	100.0
(3) 需 用 費	852,138	2.6	820,046	2.6	32,092	103.9
(4) 役 務 費	278,189	0.9	279,782	0.9	△1,593	99.4
(5) 委 託 料	3,535,959	10.8	3,946,102	12.4	△410,143	89.6
(6) 使用料及び賃借料	519,723	1.6	492,996	1.5	26,727	105.4
(7) 備 品 購 入 費	101,621	0.3	340,322	1.1	△238,701	29.9
(8) そ の 他	8,251	0.0	8,251	0.0	0	100.0
3 維 持 補 修 費	259,660	0.8	253,039	0.8	6,621	102.6
4 扶助費・補助費等	9,463,679	29.0	8,963,174	28.1	500,505	105.6
(1) 扶 助 費	6,501,656	19.9	6,219,833	19.5	281,823	104.5
(2) 負担金・寄附金	1,315,398	4.0	1,188,965	3.7	126,433	110.6
(3) 補助・交付金	743,671	2.3	700,493	2.2	43,178	106.2
(4) そ の 他	902,954	2.8	853,883	2.7	49,071	105.7
5 建 設 事 業 費	2,745,342	8.4	2,194,015	6.9	551,327	125.1
(1) 普通建設事業費	2,745,272	8.4	2,193,945	6.9	551,327	125.1
① 補 助 事 業 費	361,158	1.1	724,786	2.3	△363,628	49.8
② 単 独 事 業 費	2,239,639	6.9	1,298,976	4.1	940,663	172.4
③ 県営事業負担金	144,475	0.4	170,183	0.5	△25,708	84.9
(2) 災害復旧事業	70	0.0	70	0.0	0	100.0
① 補 助 事 業 費	0	0.0	0	0.0	0	－
② 単 独 事 業 費	70	0.0	70	0.0	0	100.0
6 公 債 費	2,235,620	6.9	2,310,058	7.3	△74,438	96.8
(1) 地方債元利償還金	2,234,620	6.9	2,309,058	7.2	△74,438	96.8
① 元 金	2,096,086	6.4	2,202,455	6.9	△106,369	95.2
② 利 子	138,534	0.4	106,603	0.3	31,931	130.0
(2) 一時借入金利子	1,000	0.0	1,000	0.0	0	100.0
7 積 立 金	1,569,381	4.8	1,447,591	4.5	121,790	108.4
8 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	－

9 貸 付 金	127,500	0.4	128,820	0.4	△1,320	99.0
10 繰 出 金	5,250,342	16.1	5,265,614	16.5	△15,272	99.7
11 予 備 費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	100.0
歳 出 合 計	32,600,000	100.0	31,850,000	100.0	750,000	102.4

④ 令和8年度新規事業予定一覧（単位：千円）

款別・会計別	事 業 名（内 容 等）	事 業 費
議 会 費	・議会ICT化事業 ・議会車更新事業	2,351 7,152
総 務 費	・男女共同参画プラン策定事業 ・コミュニティエフエム難聴地域解消事業 ・行政手続整備支援事業 ・個人情報点検監査支援事業 ・キャッシュレス決済導入事業 ・電子契約システム導入事業 ・フロンティア地域循環共生圏形成事業 ・庁内公衆無線LAN環境整備事業 ・コミュニティセンター改修事業	3,780 355 1,936 3,190 13,836 1,694 20,000 1,853 44,500
民 生 費	・はばたきエレベーター改修事業 ・養護老人ホーム照明設備LED化事業 ・養護老人ホーム外壁改修事業 ・介護老人保健施設みはらし空調設備更新事業 ・介護老人保健施設みはらし屋上防水外壁塗装事業 ・養育費取決支援助成事業 ・保育園園舎照明設備LED化事業 ・保育料無償化事業 ・認定こども園基本設計等事業	26,000 959 50,000 5,616 50,000 595 8,000 17,187 50,000
衛 生 費	・母子健康手帳アプリ導入事業 ・妊婦のためのいで湯型デイサービス事業 ・育児用品購入助成事業 ・夜間救急医療センター照明設備LED化事業 ・ごみ集積所整備費補助事業 ・御石ヶ沢清掃工場荷役運搬車両購入事業 ・御石ヶ沢清掃工場及び環境美化センター照明設備LED化事業 ・ふれあい収集車両購入事業 ・省エネ型家電製品購入支援事業 ・斎場照明設備LED化事業	7,714 516 44,000 299 1,500 10,000 34,600 2,407 4,078 15,000
労 働 費	・中小企業等奨学金返還支援事業	400
農林水産業費	・農業委員会タブレット導入事業 ・農業委員会車両購入事業 ・鳴川浚渫事業 ・漁港・魚市場にぎわいゾーン調査事業	1,166 1,706 16,000 6,000
観光商工費	・観光施設バリアフリー化促進支援事業 ・門脇駐車場キャッシュレス化事業 ・観光会館施設改修事業	10,000 15,000 15,900

	・さくらの里ドッグラン整備事業	7, 5 0 0
	・一碧湖再整備基本構想策定事業	5, 0 0 0
	・大室山観光トイレ整備事業	1 5 3, 0 0 0
	・教育旅行誘致促進事業	9, 9 0 0
	・エリア価値向上支援事業	1 0, 0 0 0
土 木 費	・小室山公園再整備基本構想策定事業	7, 0 0 0
	・小室山公園園路等整備事業	2 0, 9 0 0
	・しおさい広場遊具整備事業	5 0, 0 0 0
	・緑の基本計画策定事業	1 0, 0 5 5
	・角折住宅及び新山住宅改良事業	2 6, 8 0 0
消 防 費	・消防団ポンプ車更新事業	2 7, 5 1 9
	・津波避難案内看板更新事業	1, 5 0 7
	・被災者支援システム導入事業	8, 8 2 9
	・災害時情報伝達システム更新事業	9 9, 0 0 0
教 育 費	・小学校屋上防水事業	1 5, 0 0 0
	・学校統合環境整備事業	2 8, 8 1 6
	・中学校照明設備ＬＥＤ化事業	1 5, 0 0 0
	・幼稚園園舎照明設備ＬＥＤ化事業	7, 0 0 0
	・防犯パトロール車購入事業	1, 4 0 0
	・生涯学習センター照明設備ＬＥＤ化事業	3, 4 0 0
	・生涯学習センター無線ＬＡＮ環境整備事業	6, 5 0 0
	・図書館協議会事業	1 4 9
	・移動図書館車購入事業	5, 7 3 1
	・文化財管理センター駐車場整備事業	4, 0 1 1
	・かどの球場照明設備ＬＥＤ化事業	8 0, 0 0 0
	・かどの球場防球ネット改修事業	3, 5 0 0
	・市民運動場ベンチ屋根設置事業	5, 5 0 0
	・学校開放ＤＸ化事業	4, 9 3 9
	・学校給食代替対応補助事業	8 1 2

(2) 決算

〔財政課〕

① 令和6年度各会計決算（単位：千円・％）

会 計 別		歳入予算額	歳入決算額	収入率	歳出予算額	歳出決算額	執行率
一 般 会 計		34, 565, 727	33, 067, 760	95. 7	34, 565, 727	32, 160, 750	93. 0
特 別 会 計	競 輪 事 業	35, 241, 771	34, 532, 142	98. 0	35, 241, 771	34, 149, 270	96. 9
	国民健康保険事業	8, 569, 378	7, 937, 324	92. 6	8, 569, 378	7, 810, 606	91. 1
	土 地 取 得	26, 006	25, 976	99. 9	26, 006	25, 792	99. 2
	霊 園 事 業	33, 254	33, 074	99. 5	33, 254	32, 773	98. 6
	介 護 保 険 事 業	9, 533, 849	9, 486, 048	99. 5	9, 533, 849	9, 316, 791	97. 7
	後期高齢者医療	2, 792, 547	2, 759, 497	98. 8	2, 792, 547	2, 722, 348	97. 5
	合 計	56, 196, 805	54, 774, 061	97. 5	56, 196, 805	54, 057, 580	96. 2
企 業 事	収益的収入	439, 866	442, 796	100. 7			
	収益的支出				379, 468	355, 178	93. 6
	資本的収入	102, 754	102, 754	100. 0			

業 会 計	業 下 水 道 事 業	資本的支出				163,871	163,870	100.0
		収益的収入	1,636,715	1,613,259	98.6			
		収益的支出				1,588,909	1,563,870	98.4
		資本的収入	965,327	885,502	91.7			
		資本的支出				1,427,832	1,302,108	91.2
	水 道 事 業	収益的収入	1,657,980	1,612,613	97.3			
		収益的支出				1,587,503	1,563,341	98.5
		資本的収入	332,843	325,634	97.8			
		資本的支出				1,273,148	1,187,912	93.3

② 普通会計の状況（単位：千円・％）

区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収 入 支 状 況	歳入総額	35,996,003	32,316,532	31,243,880	33,053,065	33,027,685
	自主財源率	39.7	43.1	47.6	51.1	50.3
	歳出総額	35,128,618	30,959,208	30,134,406	31,486,311	32,120,189
	投資的経費比率	5.4	7.2	5.5	5.1	5.3
	人件費比率	14.7	15.8	16.5	15.7	16.8
	歳入歳出差引額	867,385	1,357,324	1,109,474	1,566,754	907,496
	翌年度へ繰り越すべき財源	195,015	456,341	244,291	513,449	121,557
	実質収支	672,370	900,983	865,183	1,053,305	785,939
	単年度収支	326,045	228,613	△35,800	188,122	△267,366
	積立金	180,365	380,351	460,029	450,144	603,742
	繰上償還金	—	—	—	—	—
	積立金取崩し額	800,000	0	0	700,000	400,000
	実質単年度収支	△293,590	608,964	424,229	△61,734	△63,624
	基準財政収入額	8,910,090	8,630,191	8,809,124	9,044,194	9,125,050
	基準財政需要額	12,422,336	13,079,726	13,645,495	14,112,390	14,282,391
標準財政規模		15,806,803	16,786,855	16,421,195	16,745,501	16,828,430
経常収支比率		90.4	83.1	88.8	88.1	89.9
財政力指数（3年間平均値）		0.730	0.702	0.674	0.649	0.642
実質収支比率		4.3	5.4	5.3	6.3	4.7
公債費比率		7.4	6.9	7.3	7.4	7.8
積立金現在高		4,982,328	5,932,274	6,848,182	7,656,609	8,116,860
地方債現在高		24,466,685	24,767,329	23,553,936	22,069,222	20,557,467
債務負担行為額		5,167,284	4,216,483	3,140,380	3,669,560	4,371,203

③ 市債の状況（単位：千円・％）

〔財政課〕

区 分		令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末		令和7年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一 般 会 計	1 普通債	9,628,369	39.5	9,163,312	40.1	8,741,414	41.1	8,962,946	44.1
	(1) 土木	4,490,032	18.4	4,542,875	19.9	4,660,667	21.9	4,811,773	23.7
	(2) 農林水産	15,401	0.1	16,788	0.1	12,500	0.1	16,800	0.1
	(3) 教育	1,792,450	7.4	1,710,831	7.5	1,546,557	7.3	1,726,894	8.5

	(4) 公営住宅	143,843	0.6	187,147	0.8	203,109	1.0	219,874	1.1
	(5) 衛 生	655,203	2.7	471,168	2.1	324,960	1.5	425,940	2.1
	(6) 消 防	825,109	3.4	638,056	2.8	497,250	2.3	393,670	1.9
	(7) 民 生	1,460,931	6.0	1,343,209	5.9	1,223,811	5.7	1,100,765	5.4
	(8) 庁 舎	89,475	0.4	89,988	0.4	80,100	0.4	68,525	0.3
	(9) そ の 他	155,925	0.6	163,250	0.7	192,460	0.9	198,705	1.0
	2 災 害 復 旧	55,726	0.2	60,866	0.3	76,905	0.4	106,912	0.5
	(1) 土 木	0	0.0	12,700	0.1	36,300	0.2	74,300	0.4
	(2) 農林水産	30,213	0.1	26,578	0.1	22,942	0.1	18,874	0.1
	(3) そ の 他	25,513	0.1	21,588	0.1	17,663	0.1	13,738	0.1
	3 そ の 他	14,681,529	60.3	13,616,095	59.6	12,468,099	58.6	11,234,238	55.3
	(1) 水道事業出資債	535,362	2.2	473,640	2.1	416,109	2.0	362,691	1.8
	(2) 住民税等減税補填債	53,213	0.2	30,286	0.1	13,494	0.1	2,448	0.0
	(3) 臨時財政対策債	14,016,231	57.5	13,035,446	57.1	11,966,264	56.2	10,801,362	53.2
	(4) 減収補填債	76,723	0.3	76,723	0.3	72,232	0.3	67,737	0.3
	計	24,365,624	100.0	22,840,273	100.0	21,286,418	100.0	20,304,096	100.0
特別会計	土 地 取 得	76,875	100.0	51,250	100.0	25,625	100.0	0	-
	計	76,875	100.0	51,250	100.0	25,625	100.0	0	-
合 計		24,442,499		22,891,523		21,312,043		20,304,096	

(4) 基金及び貸付金等の状況（各年度末現在、単位：千円）

〔財政課〕

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般会計基金	財 政 調 整 基 金	2,951,358	3,411,387	3,161,531	3,765,273	3,773,683
	減 債 基 金	947,546	997,555	986,800	1,106,117	773,555
	ふるさと伊東応援基金	342,944	407,716	248,154	629,494	720,083
	福 祉 基 金	332,465	318,525	299,288	408,013	382,383
	医 療 施 設 設 置 等 基 金	343,352	285,361	245,370	205,436	162,716
	交 通 遺 児 援 護 基 金	42,552	42,553	42,553	54,250	54,354
	ふるさと水と土と緑の基金	10,087	10,087	9,359	8,634	7,881
	観 光 施 設 整 備 基 金	11,748	11,748	12,241	12,247	13,541
	育 英 奨 学 基 金	46,814	46,814	49,239	49,270	49,381
	体 育 施 設 整 備 基 金	56,601	56,989	58,895	60,422	60,943
	教育施設太陽光発電設備等管理基金	68	69	71	73	75
	文 化 施 設 整 備 基 金	412,253	715,881	1,619,769	1,626,285	1,632,564
	公 共 施 設 総 合 管 理 基 金	254,156	304,159	404,162	473,353	439,321
	森 林 環 境 整 備 基 金	390	557	699	700	4,606
	経済変動対策資金貸付金利子補給基金	260,000	190,000	120,000	50,000	0
	競 輪 事 業 収 益 金 活 用 基 金	—	—	300,000	800,180	728,298
	計	6,012,334	6,799,401	7,558,131	9,249,747	8,803,384
特別会計基金	競 輪 事 業 基 金	151,385	201,387	301,389	301,548	552,472
	競 輪 施 設 改 善 基 金	2,565,056	3,435,581	3,364,885	3,366,904	3,507,511
	国 民 健 康 保 険 事 業 基 金	1,250,476	1,277,836	1,154,505	1,084,081	1,059,183
	土 地 開 発 基 金	154,111	123,723	110,202	110,269	110,494
	天 城 霊 園 整 備 基 金	65,934	44,606	54,298	60,351	57,287

金	介護保険保険給付支払準備基金	939,411	1,000,306	1,116,594	1,063,246	1,115,506
	計	5,126,373	6,083,439	6,101,873	5,986,399	6,291,959
基金合計		11,138,707	12,882,840	13,660,004	15,236,146	15,095,343
貸付金	水洗便所改造等資金（公共下水道）	—	—	—	—	—
	育英奨学資金	180,044	208,002	244,655	276,376	299,047
	災害援護資金	0	0	0	0	
	伊東市勤労者住宅建設資金	52,016	49,086	40,346	40,346	29,562
	伊東市勤労者在来軸組木造住宅建設資金	46,717	41,654	32,310	32,310	22,513
	伊東市勤労者教育資金	94,832	91,666	87,679	87,679	91,980
	伊東市入学時	0	0	0	0	0
	伊東高等職業訓練校	0	0	0	0	0
	伊東マリンタウン	23,028	0	0	0	0
	エフエム伊東	9,788	8,055	6,313	4,563	2,804
	計	406,425	398,463	411,303	441,274	445,906
出資証券（出捐の証ほか）		164,650	164,650	164,650	164,650	424,200
有価証券（株券）		424,200	424,200	424,200	424,200	164,650

(5) 市有財産（令和7年度末現在）

〔資産経営課〕

区 分			土 地		建 物	
			面 積 m ²	構 成 比 %	面 積 m ²	構 成 比 %
行政財産	公 用 財 産	本 庁 舎	19,330.80	0.24	21,448.90	7.65
		警 察 ・ 消 防 施 設	1,468.99	0.02	712.98	0.25
		そ の 他 の 施 設	79,208.09	0.98	24,476.51	8.73
		小 計	100,007.88	1.24	46,638.39	16.63
	公 共 用 財 産	学 校 等	364,759.85	4.53	121,942.64	43.48
		公 営 住 宅	153,069.38	1.90	61,957.53	22.09
		公 園	549,314.15	6.83	373.28	0.13
		そ の 他 の 施 設	344,964.24	4.29	40,677.88	14.50
		小 計	1,412,107.62	17.55	224,951.33	80.20
	合 計		1,512,115.50	18.80	271,589.72	96.83
普通財産	山 林	6,071,140.68	75.47	0.00	0.00	
	そ の 他	461,135.55	5.73	8,891.74	3.17	
総 合 計			8,044,391.73	100.00	280,481.46	100.00

※ 表中の構成比については、小数点以下3位を四捨五入し、数値の調整は行わない。

(6) 庁用自動車（令和7年度末現在）

〔資産経営課〕

乗用自動車	貨物自動車	特種用途自動車	特殊自動車	軽四貨物自動車	軽四乗用自動車
9 (1)	19 (2)	46 (3)	9	36 (14)	24 (15)

※ 括弧内はリース車。

9 市 税

(1) 市税の税率（令和8年4月1日現在）

〔課税課〕

税 目	税 率			等	
個人市民税	均等割			3, 0 0 0 円	
	所得割			1 0 0 分の 6	
法人市民税	均	資本金等の額が 1, 0 0 0 万円以下の法人	従業員数 5 0 人以下	5 万円	
			〃 5 0 人超	1 2 万円	
	等	資本金等の額が 1, 0 0 0 万円を超え、 1 億円以下の法人	〃 5 0 人以下	1 3 万円	
			〃 5 0 人超	1 5 万円	
		資本金等の額が 1 億円を超え、1 0 億円以下の法人	〃 5 0 人以下	1 6 万円	
			〃 5 0 人超	4 0 万円	
		割	資本金等の額が 1 0 億円を超える法人	〃 5 0 人以下	4 1 万円
			資本金等の額が 1 0 億円を超え、5 0 億円以下の法人	〃 5 0 人超	1 7 5 万円
		資本金等の額が 5 0 億円を超える法人	〃 5 0 人超	3 0 0 万円	
	法 人 税 割（令和元年 1 0 月 1 日以後に開始する事業年度）			1 0 0 分の 6. 0	
固定資産税				1 0 0 分の 1. 4	
軽自動車税	原動機付 自転車	1 種（5 0 cc 以下）		2, 0 0 0 円	
		2 種（5 0 cc 超、9 0 cc 以下）		2, 0 0 0 円	
		3 種（9 0 cc 超、1 2 5 cc 以下）		2, 4 0 0 円	
		ミニカー		3, 7 0 0 円	
	二輪			3, 6 0 0 円	
	三輪	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に最初の新規検査を受けた車両		3, 1 0 0 円	
		平成 2 7 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両		3, 9 0 0 円	
		最初の新規検査から 1 3 年を経過した車両		4, 6 0 0 円	
	四輪乗用 営業用	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に最初の新規検査を受けた車両		5, 5 0 0 円	
		平成 2 7 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両		※1 6, 9 0 0 円	
		最初の新規検査から 1 3 年を経過した車両		8, 2 0 0 円	
	四輪乗用 自家用	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に最初の新規検査を受けた車両		7, 2 0 0 円	
		平成 2 7 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両		※2 1 0, 8 0 0 円	
		最初の新規検査から 1 3 年を経過した車両		1 2, 9 0 0 円	
	四輪貨物 営業用	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に最初の新規検査を受けた車両		3, 0 0 0 円	
		平成 2 7 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両		※3 3, 8 0 0 円	
		最初の新規検査から 1 3 年を経過した車両		4, 5 0 0 円	
	四輪貨物 自家用	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に最初の新規検査を受けた車両		4, 0 0 0 円	
		平成 2 7 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両		※4 5, 0 0 0 円	
		最初の新規検査から 1 3 年を経過した車両		6, 0 0 0 円	
	小型特殊自動車（農耕用等）			2, 4 0 0 円	
	〃 （その他）			5, 9 0 0 円	
	二輪小型自動車			6, 0 0 0 円	

税 目	税 率	等
市たばこ税	1, 0 0 0 本につき	6, 5 5 2 円
特別土地	保有分 平成 1 5 年度分以降課税しない	1 0 0 分の 1. 4
保 有 税	取得分 平成 1 5 年 1 月 1 日以降取得された土地に対しては課税しない	1 0 0 分の 3
都市計画税		1 0 0 分の 0. 3
入 湯 税	利用料金（宿泊及び飲食料金を含む。）が 1, 0 0 0 円を超えるもの	宿泊を伴う 3 0 0 円 宿泊を伴わない 1 5 0 円

※1～※4 令和3年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽減）を適用。

<軽乗用車>

対象車	税率等	
	営業用※1	自家用※2
電気自動車 天然ガス自動車	1, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
令和 1 2 年度燃費基準 + 9 0 %達成車	3, 5 0 0 円	対象外
令和 1 2 年度燃費基準 + 7 0 %達成車	対象外	対象外

<軽貨物車>

対象車	税率等	
	営業用※3	自家用※4
電気自動車 天然ガス自動車	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円
平成 2 7 年度燃費基準 + 3 5 %達成車	対象外	対象外
平成 2 7 年度燃費基準 + 1 5 %達成車	対象外	対象外

※ 天然ガス自動車は、平成 3 0 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 2 1 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 2 1 年排出ガス基準値から NO x 1 0 %低減のものとする。

※ ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成 1 7 年排出ガス基準 7 5 %低減達成車（★★★★）又は平成 3 0 年排出ガス基準 5 0 %低減達成車に限る。

(2) 令和7年度市税収入状況(単位:円・%)

〔収納課〕

税 目	調定済額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
市民税・個人	3,337,336,357	3,202,113,064	7,760,664	4,857,488	132,320,117	95.9
現年課税分	3,212,872,620	3,164,318,430	192,855	4,851,593	53,212,928	98.5
滞納繰越分	124,463,737	37,794,634	7,567,809	5,895	79,107,189	30.4
市民税・法人	493,573,500	475,599,436	657,492	50,000	17,366,572	96.4
現年課税分	478,093,300	474,006,900	0	50,000	4,136,400	99.1
滞納繰越分	15,480,200	1,592,536	657,492	0	13,230,172	10.3
固定資産税	5,431,172,822	5,104,317,965	45,732,196	573,081	281,695,742	94.0
現年課税分	5,146,675,800	5,030,100,892	393,585	533,244	116,714,567	97.7
滞納繰越分	263,921,922	53,641,973	45,338,611	39,837	164,981,175	20.3
国有資産等所在 市町村交付金	20,575,100	20,575,100	0	0	0	100.0
軽自動車税	246,404,647	237,626,682	1,043,551	45,200	7,779,614	96.4
現年課税分	220,342,300	216,676,137	6,000	25,900	3,686,063	98.3
滞納繰越分	7,118,747	2,006,945	1,037,551	19,300	4,093,551	28.2
環境性能割	18,943,600	18,943,600	0	0	0	100.0
市たばこ税	555,710,877	555,710,877	0	0	0	100.0
現年課税分	555,710,877	555,710,877	0	0	0	100.0
入湯税	455,820,380	449,480,330	107,550	5,250	6,237,750	98.6
現年課税分	451,176,000	448,987,450	0	5,250	2,193,800	99.5
滞納繰越分	4,644,380	492,880	107,550	0	4,043,950	10.6
都市計画税	1,145,239,234	1,074,372,826	9,498,876	135,639	61,503,171	93.8
現年課税分	1,090,536,500	1,063,245,548	94,015	127,376	27,324,313	97.5
滞納繰越分	54,702,734	11,127,278	9,404,861	8,263	34,178,858	20.3
合 計	11,665,257,817	11,099,221,180	64,800,329	5,666,658	506,902,966	95.1
現年課税分	11,194,926,097	10,992,564,934	686,455	5,593,363	207,268,071	98.2
滞納繰越分	470,331,720	106,656,246	64,113,874	73,295	299,634,895	22.7

(3) 市民税納税義務者の推移 (単位: 人)

〔課税課〕

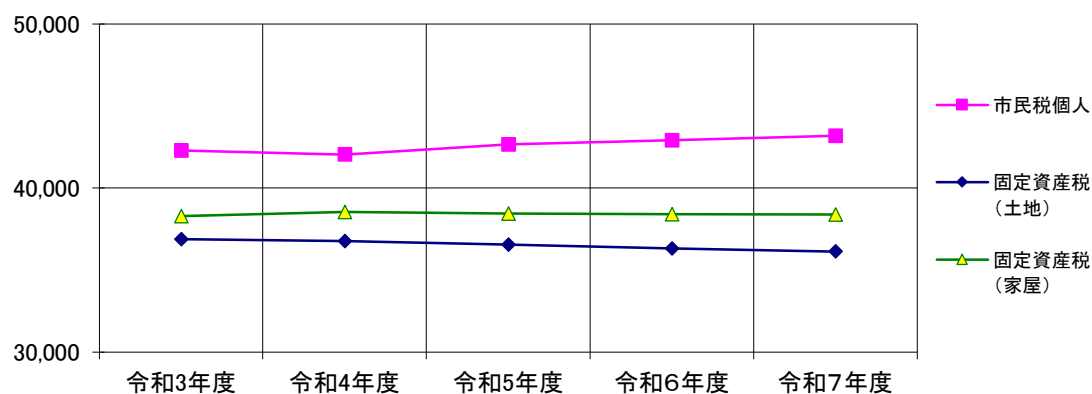
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法 人	2,624	2,659	2,648	2,675	2,690
均等割のみ	372	369	352	347	335
均等割・法人税割	2,252	2,290	2,296	2,328	2,355
個 人	42,269	42,033	42,647	42,903	43,182
均等割のみ	12,357	12,367	12,662	15,271	12,855
均等割・所得割	29,912	29,666	29,985	27,632	30,327
計	44,893	44,692	45,295	45,578	45,872
普通徴収 (個人市民税)	23,509	23,389	23,840	24,041	24,149
均等割のみ	11,605	11,634	12,023	13,813	12,215
均等割・所得割	11,904	11,755	11,817	10,228	11,934
特別徴収 (個人市民税)	18,760	18,644	18,807	18,862	19,033
均等割のみ	752	733	639	1,458	640
均等割・所得割	18,008	17,911	18,168	17,404	18,393
計	42,269	42,033	42,647	42,903	43,182
特別徴収義務者数	3,368	3,757	3,806	3,769	3,878

(4) 固定資産税納税義務者の推移 (単位: 人)

〔課税課〕

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土 地	36,879	36,761	36,533	36,307	36,125
家 屋	38,276	38,535	38,435	38,389	38,370
償 却 資 産	712	878	889	895	959
国有資産等所在市町村交付金	4	4	4	4	4

市税納税義務者の推移 (単位: 人)



(5) 軽自動車税課税台数の推移（単位：台）

〔課税課〕

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
原動機付自転車	5,408	5,260	5,155	5,046	4,983
50 cc以下	4,073	3,906	3,768	3,619	3,528
51 cc～90 cc	237	241	231	221	217
91 cc～125 cc	1,006	1,017	1,057	1,102	1,134
ミニカー	92	96	99	104	104
軽 自 動 車	21,846	22,014	22,318	22,499	22,566
二 輪	797	847	891	908	918
三 輪	0	0	0	0	0
四輪乗用	15,710	15,829	16,031	16,148	16,197
四輪貨物営業用	101	98	98	100	103
四輪貨物自家用	5,238	5,240	5,298	5,343	5,348
小型特殊自動車	97	98	96	101	100
農 耕 用	37	39	40	43	43
そ の 他	60	59	56	58	57
二輪小型自動車	689	723	791	811	816
計	28,040	28,095	28,360	28,457	28,465

(6) 入湯税納税者数の推移（単位：人）

〔課税課〕

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旅館・特別徴収義務者	269	285	319	341	350
課 税 者	1,314,442	1,752,703	1,875,753	1,942,705	1,893,938
免 税 者	46,324	56,509	54,143	62,699	81,314
寮保養所・特別徴収義務者	65	63	61	60	56
課 税 者	62,624	100,649	124,023	131,279	131,514
免 税 者	8,226	11,876	15,023	22,519	23,312
その他・特別徴収義務者	5	5	5	5	6
課 税 者	103,401	122,981	119,383	152,895	146,385
免 税 者	209,161	239,732	241,351	203,480	201,862
特別徴収義務者合計	339	353	385	406	412
課 税 者 合 計	1,480,467	1,976,333	2,119,159	2,226,879	2,171,837
免 税 者 合 計	263,711	308,117	310,517	288,698	306,488

(7) 市税の住民負担の状況（単位：円）

〔課税課〕

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個 人 市 民 税	1 人 当 たり	43,113	43,998	46,202	50,903
	1 世 帯 当 たり	80,954	81,375	84,121	90,107
固 定 資 産 税	1 人 当 たり	73,208	78,610	79,649	81,542
	1 世 帯 当 たり	137,465	145,390	145,020	144,342
軽 自 動 車 税	1 人 当 たり	3,131	3,338	3,468	3,433
	1 世 帯 当 たり	5,879	6,174	6,314	6,077

市たばこ税	1人当たり	8,218	8,977	8,969	9,121	8,804
	1世帯当たり	15,431	16,602	16,330	16,346	15,855
入湯税	1人当たり	3,329	4,497	4,888	5,221	7,148
	1世帯当たり	6,251	8,316	8,899	9,358	12,654
都市計画税	1人当たり	15,660	16,667	16,940	16,997	17,278
	1世帯当たり	29,405	30,825	30,843	30,461	30,585
合 計	1人当たり	146,659	156,087	160,115	159,608	169,108
	1世帯当たり	275,385	288,682	291,528	286,048	299,620

※ 年度末の現年課税分最終調定額を年度末の人口及び世帯数で除した。

(8) 市税等の口座振替状況

〔収納課〕

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	依頼件数	割合	依頼件数	割合	依頼件数	割合	依頼件数	割合
市 県 民 税	3,799 件	16.2%	3,819 件	16.0%	3,197 件	13.3%	3,709 件	15.4%
固 定 資 産 税	13,935	36.2	13,933	38.1	13,760	37.9	13,521	37.4
軽 自 動 車 税	3,288	11.7	3,266	11.5	3,267	11.5	3,180	11.2
国民健康保険税	3,720	27.7	3,486	27.5	3,367	29.0	3,183	28.5
合 計	24,742	23.9	24,504	24.2	23,591	23.5	23,593	23.6

※ 「依頼件数」は、金融機関等へ口座振替を依頼した件数で、「割合」は、納税義務者数に対する割合

※ 市県民税は、普通徴収者数に占める割合

※ 軽自動車税は、課税台帳数に占める割合

(9) 課税の適正化及び収納率向上対策

① 固定資産地図情報システム

〔課税課〕

固定資産税賦課事務の公正化及び事務の効率化を目指し、航空写真を活用した地図情報システム業務を平成7年度から開発を行い、平成12年度からシステムが稼働している。令和6年度のシステム更新に伴い、システムのクラウド化を行った。今後はデータの更新・修正及び資料の整理・管理を行い、信頼性の向上を図る。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用料及び賃借料（千円）	4,940	5,440	4,946	5,447	5,364

② 収納支援システム

〔収納課〕

市税等の滞納者情報や交渉・経過記録を一元管理し、差押調書等の帳票作成機能等により、滞納整理業務を迅速かつ的確に行っている。

機 器 構 成	クライアント（ノート型パソコン）29台、レーザプリンタ5台、スキャナ付複合カラープリンタ1台、ドットプリンタ1台
導 入 日	平成16年3月1日（平成26年3月web化、令和8年2月標準準拠システム導入）

③ コンビニ収納

〔収納課〕

納税者の利便性向上のため、平成18年度から4税のコンビニ収納を実施している。

コンビニ納付 利 用 率	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	対納税額	対件数	対納税額	対件数	対納税額	対件数
市 県 民 税	8.3%	16.3%	8.2%	16.7%	8.1%	15.9%
固 定 資 産 税	17.9	33.8	18.3	35.0	17.9	34.5
軽 自 動 車 税	53.0	52.0	53.0	52.0	53.3	52.3
国民健康保険税	26.6	26.6	27.6	29.2	26.9	28.6
合 計	16.0	28.5	18.2	30.0	15.7	29.1
コンビニ収納金額	2,024,531,923 円		2,015,502,764 円		2,029,690,242 円	
コンビニ収納件数	128,100 件		128,813 件		125,910 件	
収納代行手数料	7,955,779 円		7,700,832 円		7,643,478 円	

※ 各年度とも4月から翌年3月までの間の集計

市民生活

1 住 民

〔市民課〕

(1) 戸籍・住民記録（各年3月末現在、単位：件・世帯・人）

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
戸 籍	本籍数	30,844	30,625	30,322	30,003	29,674	29,416
	人 口	68,220	67,454	66,494	65,475	64,350	63,449
日 本 人 住 民 登 録	世帯数	35,130	35,214	35,267	35,222	35,040	34,859
	人 口	66,758	66,051	65,163	64,133	62,881	61,838
外 国 人 住 民 登 録	世帯数	311	312	379	497	656	1,091
	人 口	638	657	764	902	1,093	1,279
印 鑑 登 録 数		48,549	47,816	47,055	46,128	45,127	46,164

※ 平成24年7月8日外国人登録制度廃止となり、平成25年度から外国人も住民登録制度に移行した。

(2) 各種事務取扱件数（単位：件）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸 籍 届 受 付	3, 1 3 5	3, 3 0 0	3, 2 6 5	2, 9 9 2
住 民 異 動 届 受 付	6, 7 6 2	6, 9 5 9	6, 9 3 3	7, 0 0 3
印鑑登録・廃止受付	4, 8 3 7	4, 9 1 3	4, 9 7 9	2, 6 0 5
埋 火 葬 許 可	1, 3 2 9	1, 3 6 5	1, 4 2 9	1, 2 5 5
旅 券 申 請 ・ 交 付	1, 1 3 8	2, 1 4 1	2, 2 2 4	2, 2 3 4
住民基本台帳閲覧	3	4	4	2
謄抄本・証明等交付	8 4, 2 9 3	8 9, 1 7 8	9 8, 2 2 0	9 5, 0 8 4
※ 市 税 等 収 納 事 務	3 8, 2 3 9	3 7, 0 3 7	3 7, 5 7 9	3 6, 6 4 3
※ 他 課 文 書 取 次	4, 9 1 6	4, 5 9 7	4, 6 8 5	4, 2 9 3

※ 出張所での取扱状況

(3) マイナンバーカード交付（平成28年1月から交付開始、単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	8, 4 8 5	1 7, 8 4 9	7, 9 5 1	4, 4 6 8	9, 7 7 5

(4) 住民票等コンビニ交付（平成30年12月から交付開始、単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	1 1, 0 2 8	1 2, 2 6 0	1 3, 2 8 6

※ 令和8年3月～ 市役所庁舎内にキオスク端末設置

(5) 出張所及び連絡所

① 各コミュニティセンター又は生涯学習センター内の出張所の規模等（令和7年度末現在）

区 分	宇佐美出張所	川奈出張所	対島出張所	富戸出張所	荻出張所
位 置	宇佐美 1645-6	川奈 1322-2	八幡野 1189-172	富戸 594	荻 226-1
建物建築年月日	昭和 63 年 11 月	平成 3 年 3 月	平成 4 年 12 月	平成 7 年 6 月	平成 13 年 12 月
敷 地 面 積	1,464.42 m ²	1,388.63 m ²	1,795.03 m ²	2,010.30 m ²	1,283.03 m ²
建 物 床 面 積	99.34 m ²	55.05 m ²	60.61 m ²	46.34 m ²	70.10 m ²
人員配置状況	3 人	2 人	4 人	2 人	2 人
各種事務取扱件数	17,144 件	8,587 件	20,788 件	4,286 件	11,741 件

② 連絡所業務（令和7年度、単位：件）

区 分	相談等取扱件数	証明書類交付件数			
	相談・照会・文書取次等	戸 籍	住 民 票	印鑑証明	税 務
松 原 連 絡 所	569	246	497	209	490

※ 平成28年1月12日移転、「東松原町連絡所」から改称

(6) 斎場

① 施設の概要

位 置	川奈 1259-3	従事者	業務員兼 霊柩車運転手	3 人
敷 地 面 積	5,236.00 m ²		パート業務員	1 人
建 物 面 積	火 葬 棟	使用料	市 民	無 料
	待 合 棟		非 住 民	有 料（3万5千円以下）
	渡り廊下		霊柩車使用料	無 料
	計		現施設は二次燃焼炉や集じん機等公害防止設備を 備え、無煙突化や植栽等修景に配慮している。	
竣 工 年 月	平成 2 年 12 月			

※ 斎場使用料は平成20年4月1日改定

② 使用状況（令和7年度、単位：件・円）

区 分		件 数			使 用 料 収 入
		住 民	非 住 民	計	
斎 場	死 体	1,195	177	1,372	6,125,000
	死 産 児	3	0	3	0
	身体の一部等	4	3	7	45,000
	計	1,202	180	1,382	6,170,000
霊 柩 車		1,023	49	1,072	無 料

※ 非住民177件のうち2件70,000円は前年度に収入済

2 市 民 相 談

(1) 相談・要望対応

日常的な悩みごとから専門的な問題まで広範囲にわたる相談と、早急な措置が必要な出来事への対応のため、各部門が協力・連携し、的確かつ迅速に解決できるよう努めている。

① 市民相談（令和7年度）

〔市民課〕

区 分	相 談 日 (原則)	相談担当者	件 数	構成比
一 般 市 民 相 談	毎日	市職員	200 件	32.0%
法 律 相 談	毎月5日、第2・第3火曜日、 第4木曜日	弁護士	259 件	41.5%
税 務 相 談	毎月10日(2月、3月を除く)	税理士	43 件	6.9%
交 通 事 故 相 談	毎月第3火曜日	弁護士	13 件	2.1%
人 権 相 談	毎月第1木曜日(1月を除く)	人権擁護委員	8 件	1.3%
行 政 相 談	毎月第3木曜日	行政相談委員	0 件	0.0%
司 法 書 士 の 相 談	毎月第1木曜日(1月を除く)	司法書士	59 件	9.4%
行 政 手 続 の 相 談	毎月第2水曜日(1月を除く)	行政書士	13 件	2.1%
土地家屋調査士の相談	第2水曜日(4.7.10.12月)	土地家屋調査士	6 件	1.0%
市 民 不 動 産 相 談	第4木曜日(4.5.8.10.11.2月)	宅建協会東部支部相談 員及び全日本不動産協 会静岡県本部相談員	23 件	3.7%

② 市民要望（令和7年度、単位：件・％）

〔建設課〕

区 分	内 容	件 数	割 合	完了件数		実施決定件数		検討中件数	
					割合%		割合%	(中止)	割合%
土 木	道路・交通安全施設・側溝等	191	88.0	215	99.1	0	0.0	2	0.9
清 掃	側溝残土処理・害虫駆除等	11	5.1						
環 境	樹木伐採等	15	6.9						
行 政	公共施設等	0	0.0						
そ の 他		0	0.0						
合 計		217	100.0						

うち事前処理件数 : 58

(2) 犯罪被害者等支援

〔市民課〕

犯罪被害者等の経済的困難の軽減を図り、早期に日常を回復するための見舞金（遺族見舞金 300 千円、重傷病見舞金 100 千円）を支給

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支 給 件 数	1 件	0 件	1 件
支 給 額	1 0 0 千円	0 千円	1 0 0 千円

3 消費者行政

〔市民課〕

自立する消費者の育成・支援（令和7年度）

消費生活相談	消費生活センター 相談員2人で実施（令和7年度実績：428件）
消費生活講座	消費生活講座の開催 1回 18人出席
消費生活情報提供	消費生活についての情報提供及び啓発 メールマガジン「消費生活見守り新鮮情報」の発行
立入検査	消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法・電気用品安全法立入検査事務

4 環境衛生

〔環境課〕

(1) 環境保全

① 環境基本条例

恵み豊かなすばらしい環境を守り育て、これを将来の世代へ引き継いでいくため、環境の保全と創造についての基本理念や、市・市民・事業者及び滞在者の役割、施策の基本的事項等を定めるとともに、同理念に基づく環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした環境基本条例を制定し、平成12年4月から施行した。

伊東市環境基本計画は、本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな恵沢の享受と将来世代への継承」等の具体化を図るための計画として平成15年3月に策定し、平成15年度から同計画を推進している。また、令和5年3月には第三次伊東市環境基本計画及び伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、市・市民・事業者及び滞在者との協働により、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指している。

② 公害対策行政

大気関係	自動車交通量増大に伴い、光化学オキシダント発生問題	昭和49年に光化学オキシダント、50年には窒素酸化物の自動測定機を設置し、環境大気を監視
水質関係	特定事業場の排水、下水道のない地域の生活雑排水による汚染	特定事業場への立入検査や伊東大川等のBOD（生物化学的酸素要求量）等調査
騒音振動関係	工事に伴う騒音振動や、自動車騒音等	工事への騒音規制法・振動規制法の適用や、自動車騒音常時監視に係る騒音調査
悪臭関係	産業活動等からの悪臭発生	悪臭防止法の適用

(2) 伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業費補助金

環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を支援し、持続可能な循環型のまちづくりの形成と地球温暖化の防止を図るため、市内に新エネルギー及び省エネルギー機器を設置し、又は購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ・補助対象機器及び補助金額 ①太陽光発電システム 40,000 円
- ②家庭用燃料電池システム 40,000 円
- ③リチウムイオン蓄電池システム 50,000 円
- ④家庭用エネルギー管理システム 10,000 円
- ⑤電気自動車 50,000 円

※対象機器の合算補助可

年 度	件 数	人 数	補助金額合計	
令和7年	77 件	50 人	3,100,000 円	
			太陽光発電システム	27 件 1,080,000 円
			家庭用燃料電池システム	0 件 0 円
			リチウムイオン蓄電池システム	29 件 1,450,000 円

		家庭用エネルギー管理システム	12 件	120,000 円
		電気自動車	9 件	450,000 円

※ 旧太陽光発電システム設置費支援事業補助金

(3) 動物保護（狂犬病予防法、単位：頭）

年 度	登録頭数	予防注射済	犬の引取り	猫の引取り	咬傷件数	苦情処理件数
令和 5	4, 1 1 4	2, 6 7 6	0	0	4	4 1
6	3, 8 8 9	2, 7 7 1	0	0	4	4 9
7	3, 6 5 8	2, 6 6 6	0	0	4	3 1

(4) そ族、衛生害虫駆除（令和7年度）

業 務 内 容	方 法	効 果	実施回数
電 話 に よ る 消 毒 相 談	個別の要望による空き地、側溝等への殺虫剤（錠剤）の配布や使用方法について案内	衛生害虫等駆除について、適切な方法を広める。	随 時
ねずみの駆除	殺そ剤を市役所及び各出張所に常備し、希望者に配布	ねずみの駆除を図る。	2 0 件
ヤスデの駆除	ヤスデ専用駆除剤を希望者に配布	ヤスデの駆除を図る。	1 6 2 件

(5) 住民活動による環境衛生組織

住みよい快適な生活環境を保つため、行政と地域住民が協力し、その効果を上げることを目的として、町内会、関係諸団体等の組織によって伊東市環境衛生協会を昭和38年に設置し、まちを汚れから守り、明るく美しい生活環境づくりの各種奉仕活動に取り組んでいる。

組織は、区ごとに支部を置き、支部にそれぞれ実践班（町内会）を置き、支部長は各区の連絡委員長が充てられる。役員は、支部長16人が会長以下の役職を兼ね、会長1人、副会長3人、理事10人、監事2人で構成し、152人の各町内会長等が支部役員である環境衛生委員となっている。

5 交 通 安 全

〔危機対策課〕

(1) 交通安全推進事業（令和7年度）

事 業 名	実 施 内 容
春の全国交通安全運動 （4月6日～15日）	街頭広報、新入学児童等への交通事故防止啓発、歩行者・ドライバー等への交通事故防止啓発、交通安全教室（幼児、小学生）、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
夏の交通安全県民運動 （7月11日～20日）	街頭広報、自転車の安全利用に関する啓発活動、飲酒運転等の危険運転根絶に関する啓発活動、交通安全教室（幼児、小学生、高校生等）、降園指導（幼児）、KYT（危険予測トレーニング）出張研修、小学生自転車一斉点検、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
秋の全国交通安全運動 （9月21日～30日）	出発式、街頭広報、夕暮れ時と夜間の交通事故防止啓発活動、交通安全教室（幼児）、交通安全講話（高齢者）、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
年末の交通安全県民運動 （12月15日～31日）	街頭広報、高齢者広報、夕暮れ時と夜間の交通事故防止啓発活動、飲酒運転等危険運転防止啓発活動、年末特別警戒出陣式及び年末の交通安全県民運動出陣式、交通安全教室（幼児、小学生等）、降園指導（幼児等）、夜間街頭広報、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
交通安全強化対策	・交通安全要望箇所の調査・依頼 ・交通安全リーダーワッペン・手帳の購入及び各小学校への配付 ・子どもの移動経路安全点検への参加
日常の交通安全活動	交通事故ゼロの日（毎月10日・20日・30日）、「ピカッと作戦！」強化の日（毎月15日）、交通安全指導員による交通安全教育、交通指導員による街頭指導

(2) 交通安全推進組織

機 関 名	活 動 状 況
伊東市生活安全推進協議会 交通安全推進委員会 （平成20年4月設置）	交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図り、交通事故防止のため、四季の交通安全運動、関係団体の育成や飲酒運転追放運動などの各種啓発を実施している。
伊東市交通安全対策会議 （昭和46年3月設置）	交通安全計画を作成し、その実施の推進や、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その実施の推進を行っている。令和4年3月に開催し、第11次伊東市交通安全計画を作成した。
伊東市交通指導員会 （昭和50年1月設置）	児童、生徒の登下校時や自転車の乗り方等の交通安全指導及び市や関係機関が行う行事の交通指導の実施や、伊東市生活安全推進協議会の事業に協力し、歩行者等の安全な通行及び交通安全思想の啓発、高揚を図っている。
交通安全指導員 （昭和42年4月設置）	静岡県交通安全協会から配置され、経費の2分の1を市費で負担し、歩行者、自転車利用者等に対する街頭指導や、高齢者及び幼稚園、保育園、学校での交通安全教室等により、効果的な交通安全教育を実施している。
各地区の交通事故をなくす会	宇佐美（昭和50年5月設置）、松原（昭和51年7月設置）が各地区における交通安全に対する活動を行っている。
伊東市交通安全母の会	平成元年11月に結成され、地域における交通安全普及に努めている。

(3) 交通遺児援護事業

交通遺児に対する篤志家からの寄附金を交通遺児援護基金として積み立て、その運用収益等で本市在住の交通遺児に対して、奨学金、遺児手当を支給し、遺児の健全な育成を図っている。

令和7年度は、支給対象者がいなかった。

交通遺児手当等の種類		支給額
奨学金（高校等在学中）		月額 10,000 円
奨学金（高校等に進学しないときは、中学校卒業時に一時金）		120,000 円
遺 児 手 当	遺児年金	月額 5,000 円
	入学時手当金（小・中学校入学時）	10,000 円
	卒業時手当金（中学校卒業時）	20,000 円
令和7年度交通遺児援護基金残高		54,354,501 円

6 防犯・暴力追放

〔危機対策課〕

(1) 防犯・暴力追放推進事業（令和7年度）

事 業 名	実 施 内 容
防 犯 会 議 ・ 研 修	関係機関・団体と連携して「全国地域安全運動」を実施するため、実施計画について書面会議を開催、各種活動を実施することで市民の防犯意識の高揚と安全・安心なまちづくりを推進した。
伊 東 市 街 頭 防 犯 カ メ ラ 設 置 事 業	令和3年10月1日 伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱制定 ○補助対象者 行政区及び分譲地等自治会（原則50世帯以上の定住者戸数を有する分譲地） ○補助率と上限額 補助率10分の9 防犯カメラ1台当たり 上限額30万円 ○令和7年度設置実績 8団体 14台
犯 罪 被 害 防 止 キ ャ ン ペ ー ン	犯罪被害の未然防止を目的に以下のキャンペーン等を市内金融機関、事業所等において実施した。 ・オレオレ詐欺発生ゼロの日キャンペーン ・青色防犯パトロール
安 全 ・ 安 心 フ ェ ア い と う	全国地域安全運動（10月11日～20日）に関連する活動として、10月19日に、伊東ショッピングプラザデュオで開催した。防犯・暴力追放のみならず、交通安全・防災等に関する展示・体験等の啓発活動を実施した。

(2) 防犯・暴力追放推進組織

機 関 名	活 動 状 況
伊東市生活安全推進協議会 防犯・暴力追放推進委員会 （平成20年4月設置）	あらゆる暴力・犯罪を追放して、明るい住みよい市民生活を確保するため、市民の自主的な協力のもとに、防犯・暴力追放運動を積極的に推進することを目的とし、諸活動を関係機関、団体等と連携して実施している。

7 清 掃 事 業

(1) ごみ収集業務

〔環境課〕

① 沿革

昭和 10 年	・処理能力日量 8 t のごみ焼却場を国立伊東温泉病院の下に設置し、市街地のごみ収集を開始した。
2 9 年	・清掃法制定に伴い、市清掃条例を定め、本格的な清掃事業体制を確立した。
3 5 年	・処理能力日量 2 0 t 固定炉の御石ヶ沢清掃工場を建設した。(昭和 3 9 年に 3 0 t 炉を増設)
3 7 年	・特別清掃地区指定により、個別収集方法であるポリ容器によるステーション定時収集方式に改め、市街地の毎日収集を開始した。
3 9 年	・ステーション 1, 4 5 0 か所、毎日収集区域 6 5 %、週 3 回区域 3 2 %、週 2 回区域 3 %とした。
4 1 年	・処理能力日量 3 0 t のじん芥高速堆肥化装置の先原清掃工場を建設した。
4 2 年	・市清掃条例を改正し、1 日平均 1 0 0 kg 以上の大規模ホテル、旅館、事業所等を自己処理とし、許可業者 3 社による多量ごみの有料運搬化を図り、ごみ排出量の増加に対処した。
4 5 年	・多量汚物収集運搬事業についての補助制度を開始した。(昭和 6 2 年度廃止) ・機械バッチ燃焼式焼却炉の御石ヶ沢清掃工場を建設した。
5 0 年	・宇佐美及び川奈地区の一部を毎日収集とした。
5 4 年	・松原 9 町内、玖須美 3 町内及び宇佐美、岡、鎌田、川奈、荻地区の各 1 町内で、月 1 回、資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール・空き缶等)の集団回収を開始した。
5 5 年	・新清掃工場の建設用地として、鎌田字阿原ヶ沢地内(3. 9ha)を土地開発公社で取得した。
5 6 年	・全連続式階段式ストーカー方式の新清掃工場の建設に着手した。
5 9 年	・昭和 5 9 年 1 1 月に環境美化センター(新清掃工場)として正式運転開始した。 ・御石ヶ沢清掃工場を不燃物の処理工場とし、先原清掃工場(コンポスト)は廃止した。 ・昭和 4 9 年供用開始の川奈地区污水处理施設を下水道課へ移管した。 ・全市隔日収集とし、燃えないごみの 4 種分別(カン、びん、金属、セトモノ)と有害ごみ(乾電池等)の分別収集を開始した。
6 1 年	・「分譲地ごみ収集の市移管要綱」を定め、伊豆急荻分譲地のごみ収集を許可業者に委託した。
平成 3 年	・空きびん資源化モデル事業を開始した。(容器包装リサイクル法施行まで)
5 年	・平成 5 年 5 月から、家庭用生ごみ処理容器等設置費補助交付要綱を施行した。
6 年	・可燃ごみの収集を全市一斉に月・水・金曜日とし、不燃ごみ収集は火・木曜日とした。 ・粗大ごみを電話予約による個別収集及び資源ごみ(古紙類)の分別収集を開始した。
7 年	・「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱」を施行した。
8 年	・平成 8 年 1 0 月から、「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を施行した。 ・宇佐美(第 1 地区)のびん、カンの分別収集を開始した。
9 年	・平成 9 年 4 月から玖須美の一部(第 3 地区)及び川奈、吉田、荻、十足(第 4 地区)のびん、カンの分別収集を開始した。 ・埋立期間 1 0 か年予定の管理型御石ヶ沢最終処分場の供用を開始した。
1 0 年	・平成 1 0 年 4 月から第 3 地区(松原、岡の川東地区、玖須美の一部、新井)のびん、カンの分別収集を開始した。 ・平成 1 0 年 6 月から市内 2 5 店舗で牛乳パック、ペットボトル、トレーの分別収集を開始した。
1 1 年	・平成 1 1 年 4 月から湯川、松原、岡の川西地区、鎌田(第 2 地区)のびん、カンの分別収集を開始した。 ・最終処分場の大幅な延命を図るため、焼却灰溶融固化処理委託を開始した。 ・駿豆地区広域市町村圏協議会ごみ処理対策委員会において、本市は南ブロック処理区域部会(1 0 市町村)に属することとなった。
1 2 年	・「伊東市ごみ処理基本計画」(平成 1 3 年度～平成 2 2 年度)を策定した。 ・平成 1 2 年 4 月から対島地区(第 5 地区)のびん、カンの分別収集を開始し、市内全域実施となった。

14年	・「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を社会情勢の変化に伴い、「発生・排出抑制」及び「循環型処理」へ内容を全部改正した。
15年	・平成15年4月から家庭系可燃ごみの指定袋制度を施行した。 ・平成15年9月から、10kg当たりの産業廃棄物処理費用を、20円から40円に改定した。
16年	・平成16年4月から、10kg当たりの事業系一般廃棄物処理手数料を無料から20円に改定した。 ・平成16年4月から、10kg当たりの産業廃棄物処理費用を、40円から60円に改定した。 ・平成16年10月9日発生の台風22号による災害ごみを下水道湯川終末処理場臨時駐車場及び栗ノ木平市有地に仮置きし、災害廃棄物として適正に処理した。
18年	・平成18年4月から、10kg当たりの事業系一般廃棄物処理費用を、20円から40円に改定した。 ・平成19年2月に「伊東市ごみ処理基本計画」（平成13年度～平成22年度）を改訂した。
20年	・平成20年4月から、「伊東市家庭用生ごみ処理容器等設置費補助交付要綱」の電動式生ごみ処理機の補助率、補助限度額を改正し、「伊東市高齢者等の粗大ごみ福祉収集事業実施要領」を施行した。 ・平成20年10月から、10kg当たりの家庭系可燃ごみ処理費用を30円に改定するとともに、家庭系可燃ごみ指定処理手数料として、200袋15円、300袋20円、450袋30円、事業系可燃ごみ指定袋処理手数料として、350袋45円、700袋90円で販売を開始した。 ・平成20年10月から、家庭系粗大ごみの大きさ、重量、最大の長さ、幅及び高さ等を基準に300円・600円・1,200円・1,800円の4段階の料金を設定した。 ・平成21年3月から、事業系指定袋に450袋（60円）を追加、販売を開始した。
21年	・環境美化センターの更新改良整備事業に向け、「伊東市循環型社会形成推進地域計画」を策定した。
22年	・「伊東市ごみ処理基本計画（平成23年度～平成32年度（令和2年度）」を策定した。 ・環境美化センター更新改良整備事業による生活環境影響調査などの基礎調査を実施した。 ・「容器包装分別収集プロジェクトチーム」を設置した。
23年	・全連続燃焼式焼却炉及びリサイクル施設の「環境美化センター更新改良整備工事」に着手した。
24年	・平成24年8月から新2号炉の建設工事に着手した。
25年	・平成25年7月に新2号炉の建設工事が完了した。 ・平成25年10月から新1号炉及びリサイクル施設の建設工事に着手し、平成26年3月にリサイクル施設の工事が完了した。
26年	・平成26年6月に新1号炉の建設工事が完了した。 ・平成26年8月から展示見学室等の建設工事を着手した。 ・平成27年3月に「環境美化センター更新改良整備工事」が全て完了し、本格的な稼働を開始した。
27年	・平成27年10月から、廃ペットボトルの分別収集及び使用済小型家電の拠点回収を開始するとともに、対島地区（第5地区）の一般廃棄物収集運搬業務を民間業者に委託した。 ・平成28年3月に「伊東市ごみ処理基本計画」及び「伊東市生活排水処理基本計画」を統合し、「伊東市一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～平成32年度（令和2年度）」を策定した。
28年	・平成28年12月から、廃蛍光管拠点回収実証事業を開始した。 ・平成29年1月から、容器包装プラスチック分別収集実証事業を玖須美区の一部で開始した。
29年	・平成29年7月から、廃蛍光管拠点回収事業を開始した。
30年	・平成30年7月から、使用済インクカートリッジ拠点回収事業を開始した。 ・古布・古着の特別回収を開始した。
令和元年	・平成31年4月から、小室地区（第4地区）の一般廃棄物収集運搬業務を民間業者に委託した。 ・令和2年1月から、古布・古着拠点回収実証事業を開始した。
2年	・令和2年5月から、「伊東市ふれあい収集事業実施要綱」の対象要件に要介護1を追加した。 ・令和2年11月から、パソコンや小型家電の宅配便による回収を開始した。 ・令和3年1月から、古布・古着、小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）の回収を開始した。 ・令和3年3月、「伊東市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度）」を策定した。

3年	・令和4年1月から、「伊東市ふれあい収集事業実施要綱」の対象要件に要支援1、2を追加した。 ・「容器包装リサイクル収集実施検討委員会」を設置し、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品のステーション収集に向けて検討を開始した。
4年	・令和4年度版から「伊東市ごみ・資源収集カレンダー」をカレンダーと分別ガイドブックに分割した。 ・令和4年11月から、使用済みカイロの回収を開始した。
5年	・令和5年7月から、コミュニティセンターや生涯学習センター等で行っていた古布・古着の回収拠点に、市役所を追加した。
6年	・令和6年4月から、「伊東市家庭用生ごみ処理容器等設置費補助金」について、市外で購入した容器及び機器も交付の対象に加えた。
7年	・令和7年6月からふれあい収集の対象世帯拡大により、介護保険の事業対象者を追加した。 ・令和8年3月、「伊東市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度）」の中間見直しをした。

② 指定袋交付枚数（平成20年10月から、単位：枚） ※ 減免分を含まない。

年 度		20ℓ	30ℓ	45ℓ(手さげ)	45ℓ(平)		35ℓ	45ℓ	70ℓ	総合計
令和6	家庭系	814,410	1,035,250	1,198,710	1,541,060	事業系	67,940	220,020	805,690	5,683,080
令和7		808,700	1,004,840	1,136,770	1,470,260		72,870	285,280	819,410	5,598,130

③ 家庭系粗大ごみ処理数量（平成20年10月から、単位：個）

年 度	300円	600円	1,200円	1,800円	合 計
令和6	1,772	848	584	8	3,212
令和7	2,070	782	636	12	3,500

④ 収集体制（令和8年4月現在）

収 集 回 数	ごみステーション方式による定時収集1,674か所 可燃ごみ：一斉週3回 不燃ごみ：金属各地区月1～2回、われもの類・乾電池各地区年6回 資源ごみ：ペットボトル、古紙各地区月2回、びん各地区月1～2回、 カン各地区月1～2回、プラスチック製容器包装地区週1回
収 集 車 両	ロードパッカー 16台、3tトラック 4台、2tトラック 2台、1tトラック 2台 軽トラック 1台 軽バン 1台
作 業 人 員	38人

⑤ 搬入量（単位：t）※ 市委託収集の搬入量は、許可業者分を含む。

区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
可 燃 ご み		28,055	27,624	27,864	27,233	26,836	26,068	
	市	6,428	6,125	5,860	5,541	5,480	5,197	
	許可業者	17,772	17,804	18,222	17,761	17,423	17,177	
	自己搬入	3,855	3,695	3,782	3,931	3,933	3,694	
不 燃 ご み		856	789	704	675	645	594	
	市	189	167	166	160	157	150	
	許可業者	242	215	191	183	163	154	
	自己搬入	425	407	347	332	325	290	
産業廃棄物（木くず等） 許可業者・自己搬入		828	584	558	545	535	542	
埋 立 ご み		394	341	381	386	362	337	
	市	75	60	55	50	51	49	
	許可業者	205	191	170	153	162	142	
	自己搬入	114	90	156	183	149	146	
廃 蛍 光 管		5	6	4	6	4	4	
廃 乾 電 池		13	12	14	12	17	13	
資 源 ご み		1,885	1,903	1,911	1,823	1,722	1,656	
	古 紙	市・許可業者	839	839	842	761	720	694
	カ ン	市	70	68	62	63	56	52
		許可業者	69	67	64	59	58	53
		自己搬入	49	43	44	47	45	41
		小 計	188	178	170	169	159	146
	び ん	市	149	139	132	158	120	111
		許可業者	562	597	613	587	584	567
		自己搬入	30	27	31	29	28	29
		小 計	741	763	776	774	732	707
	ペットボトル	市・許可業者	92	95	98	89	81	81
	ト レ ー	市	3	3	3	1	1	1
	紙パック	市	9	8	5	12	11	10
	容器包装プ ラスチック	市	9	9	9	9	9	8
	古 着	市	4	8	8	8	9	9
合 計		32,036	31,259	31,436	30,680	30,121	29,214	
	市	7,434	7,084	6,773	6,436	6,287	5,970	
	許可業者	19,382	19,400	19,866	19,271	18,931	18,616	
	自己搬入	5,220	4,775	4,797	4,973	4,903	4,628	

⑥ 分譲地のごみ収集委託（事業費単位：千円）

区 分	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	分譲地	戸数	事業費	分譲地	戸数	事業費	分譲地	戸数	事業費
ごみ収集業務委託	2	485	5,636	2	488	6,138	2	485	6,270
ごみ収集費用助成	11	1,254	6,930	11	1,242	6,854	11	1,214	7,106

(2) ごみ処理施設

【環境課】

① 施設概要

施設名	伊東市環境美化センター	伊東市御石ヶ沢清掃工場	伊東市御石ヶ沢最終処分場
施設目的	ごみ焼却施設及びリサイクル設備	不燃ごみ処理施設	埋立処分及び浸出水処理施設
所在地	鎌田字阿原ヶ沢 1297-91	宇佐美字御石ヶ沢 3596-4	同左 3596-4 及び 3595-44
敷地面積	39,349.93 m ²	663 m ²	11,200 m ²
建築面積	2,927.87 m ²	609.60 m ²	564.74 m ²
処理能力 及び 建設費・ 完成年月等	全連続燃焼式焼却炉(堅型ストーカ炉) 142t/24h (71t/24h×2炉) 圧縮梱包設備 5.5 t/日 29億7,129万円 (内補助対象25億3,920万円) 平成27年3月完成	2軸カッター式破碎機(25t/5h) 28,346千円(平成元年12月) 2方向圧縮式金属プレス機 (8.23/5h) 22,799千円 平成2年11月完成 (7.08/5h) 39,540千円 平成6年3月完成	埋立面積: 8,700 m ² 埋立容積: 78,000 m ³ 浸出水調整槽容量: 2,500 m ³ 浸出水日平均処理水量: 35 m ³ /日 4億4,123万円 平成9年3月完成
職 員 数	10人 (委託22人)	9人	

② 最終処分場の延命策

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
焼却灰溶融固化処理業務委託先	メルテック(株)	メルテック(株)	メルテック(株)
溶 融 固 化 処 理 量	2,975 t	2,921 t	2,845 t
溶 融 固 化 処 理 委 託 料	139,819千円	139,740千円	143,601千円
焼却灰運搬台数及び運搬委託料	343台32,021千円	334台33,093千円	328台32,252千円

③ ごみ処理広域化計画

ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策として、県はごみ処理広域化計画を策定し、これに基づいて平成11年4月に駿豆地区広域市町村圏協議会ごみ処理対策委員会が設置され、駿豆圏域は南北二つのブロックとなり、本市は南ブロック処理区域部会(10市町村)に属し、部会の取りまとめを行うことになった。

この広域化計画によるごみ処理施設の整備は平成29年までに第1段階の広域化の完了を目標とし、南ブロック処理区域部会では、各市町村の現焼却施設の耐用年数その他諸条件を考慮しつつ、ごみ処理広域化計画の策定により、施設建設目標年次を平成20年度と決定した。

南ブロック処理区域の施設建設を早期に推進するため、駿豆地区広域市町村圏協議会とは別組織の駿豆南部地区広域廃棄物処理施設組合等設立準備協議会を平成14年4月1日に立ち上げ、建設候補地等を決定していくこととなっていたが、平成16年8月20日に稼働年度の遅延等を理由に設立準備協議会を解散した。

また、平成18年度には圏域の見直しが行われ、県内は7圏域から5圏域となったが、平成19年度で当該見直しは中断され、県による広域化計画は頓挫している状況にある中、平成22年3月31日に駿豆地区広域市町村圏協議会は解散したが、本市は構成市町との情報交換等を行っている。

県は、環境省による「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(平成31年3月29日付け環境適発第1903293号通知)」に基づき、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間とした、一般廃棄物処理施設の整備及び処理体制の基本方針である「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定した。

本市は当該マスタープランを勘案し、将来のごみ処理を注視し、適正処理の在り方について検討していく。

(3) ごみの減量・再資源化

〔環境課〕

① ごみの減量・再資源化事業

資源ごみ回収	・資源ごみ集団回収団体に報償金を交付（1 kg 当たり 6 円） ・直接収集した古紙を、売買契約した処理先へ売却
生ごみ処理容器等 購入補助金	・家庭用生ごみ処理容器等を購入した場合、購入価格の一部を補助 コンポスト＝購入費の2分の1、限度額4,000円（1世帯当たり2個まで） 電動式＝購入費の2分の1、限度額30,000円（1世帯当たり1機）
容器包装リサイクル法 に基づく分別収集	・びん・カンのコテナによる分別収集の実施 ・ごみステーション方式によるペットボトルの収集 ・資源びんのリサイクルシステム向上のための資源びんストックヤード設置 ・市内民間店舗の協力を得て店頭回収容器を設置して、紙パック・ペットボトル・トレーの分別収集を実施

② 資源ごみ集団回収奨励事業実施状況（令和7年度、回収量単位：kg、報償金単位：円）

	団体数	紙類	カン	鉄くず	その他	計	報償金額	構成比
子供会	5	3,570.0	121.0	0.0	0.0	3,691.0	22,146	1.7%
老人会	5	10,255.2	752.0	32.0	0.0	11,039.2	66,235	5.1%
町内会	18	42,615.0	2,526.0	1,099.0	0.0	46,240.0	277,440	21.3%
女性の会	2	6,707.8	166.8	0.0	362.6	7,237.2	43,423	3.3%
PTA	1	1,980.0	98.0	44.0	0.0	2,122.0	12,732	1.0%
その他	29	139,112.8	3,222.0	2,365.0	3,405.2	148,105.0	880,667	67.6%
計	60	204,240.8	6,885.8	3,540.0	3,767.8	218,434.4	1,302,643	100.0%

(4) 散乱ごみ対策等美化事業

〔環境課〕

① 美化推進の啓発及び散乱ごみ等防止対策

空き缶等のポイ捨て 防止に関する条例	・平成8年10月から施行 ・自動販売機回収容器の設置確認・指導、市内の巡回パトロール等を行い、まちの美化の啓発に努める。
放置自動車の発生の防止及 び適正な処理に関する条例	・平成8年10月から施行 ・地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境を確保する。
市内の散乱ごみ清掃	・道路、海岸・河川等の清掃 ・山間部の不法投棄ごみの回収 ・「ごみゼロ運動クリーン作戦」による市内清掃 ・町内会や各種ボランティア団体の協力を得ての河川、公園、道路側溝などの清掃

② 散乱ごみ回収状況（令和7年度）

作 業 箇 所		作業日数	回 収 量	タイヤ	モニター	自転車	家電4品目
道 路 関 係	国 道	9 日	2 5 5 kg	0 本	0 台	1 台	1 件
	県 道	1 8	3 2 0	0	0	0	1
	市 道	1	6 0	0	0	0	0
	計	2 8	6 3 5	0	0	1	2
抛 点 関 係	海岸・河川	1 5	3, 0 3 0	8	0	0	0
	港 湾	1	5 0	0	0	0	0
	その他の箇所	2 5 7	1 0 3, 7 1 5	5	0	0	6
	計	2 7 3	1 0 6, 7 9 5	1 3	0	0	6
合 計		3 0 1	1 0 7, 4 3 0	1 3	0	1	8

※ 回収量は記載の品目の合計ではない。

(5) ふれあい収集事業

〔環境課〕

① 沿革

要介護認定を受けている高齢者や身体障害者等で、ごみを自ら所定の場所まで持ち出すことが困難な方に対してごみ排出の支援を目的に「伊東市ふれあい収集事業実施要綱（平成31年伊東市告示第52号）」を制定し、平成31年4月1日から受付を開始した。

ごみ収集職員が週1回、利用者から排出されたごみ（可燃ごみ、金属、びん、カン、われもの類、古紙、ペットボトルの計7品目）を玄関先から回収するとともに、希望者には声掛け（安否確認）を行う。

② 申込及び利用状況（令和8年3月末現在、単位：件）

申込世帯数			5 1 4
内 訳	承諾世帯数		5 0 0
	承諾世帯のうち、利用中の世帯		2 4 4
	利用中の世帯のうち、安否確認を実施する世帯		1 6 9
	承諾世帯のうち、利用を中止した世帯		2 5 6
	不承諾世帯数		1 4
	現況調査未実施世帯数		0

(6) し尿処理

〔環境課〕

① 沿革

昭和15年頃から農地還元を主体に一部業者によって収集が始められ、昭和29年、清掃法の制定に伴い市清掃条例を定め、し尿収集業者5社を許可し、衛生的な収集処理による農地還元を行ってきた。昭和30年以降処理方法が問題化され、国際観光温泉文化都市建設計画の一環としての環境整備計画により、宇佐美御石ヶ沢に昭和33年3月、初めてのし尿処理場建設に着手し、途中狩野川台風（昭和33年9月）の被害を受けたが、昭和34年5月、処理能力日量30klの施設が完成した。その後市街地の拡大、人口増加による排出量増大に合わせ、昭和40年、41年に日量20kl、昭和46年、47年に日量30klの増設を行い、日量80klの処理施設となった。伊東市クリーンセンターは、旧施設の老朽化、周辺環境及び作業環境への配慮から、また、新環境基準に対応するため、昭和63年に建設計画着手、平成2年に着工し、平成5年3月から正式運転を開始した。本施設は、無希釈で高度処理を行う環境対応型の施設となっている。しかし、平成14年12月からのダイオキシン類の恒久対策基準をクリアするためには、膨大な改修費用がかかるため、平成12・13年度、試験的に環境美化センターで汚泥の混焼を行ったが、過度に焼却炉を傷めることとなったため、平成14年度から脱水汚泥の処理委託を実施している。

処理状況としては、公共下水道、浄化槽の普及によるトイレの水洗化が進み、くみ取り便所からのし尿排

出量は減少したが、公共下水道供用区域以外での住宅開発が進み、ほとんどが浄化槽汚泥の処理である。

② 収集方式及び処理施設

収集方式	許可制：し尿収集業者 5 社		
施設名	伊東市クリーンセンター	所在地	宇佐美字御石ヶ沢 3 5 9 6 - 4
敷地面積	7, 5 1 8 m ²	延床面積	2, 9 8 0. 8 8 m ² (地上 3 階地下 2 階)
処理方式	高負荷膜分離方式	処理能力	9 6 kℓ/日
工期	平成 2 年 9 月着工、平成 5 年 2 月竣工	建設費	24 億 1, 535 万円 (国補助 3 億 6, 922 万円)
職員数	4 人	車両	軽トラック 1 台

③ し尿等処理状況 (単位：kℓ)

年 度	総 量	生し尿	浄化槽汚泥	プラント汚泥	日平均処理
令和 5	2 7, 5 7 6	1 1	2 6, 9 5 5	6 1 0	7 5. 3
令和 6	2 7, 0 7 2	1 5	2 6, 4 7 7	5 8 0	7 4. 2
令和 7	2 6, 4 0 4	1	2 5, 9 2 8	4 7 5	7 2. 3

(7) 合併処理浄化槽設置助成

〔下水道課〕

平成 2 年度から、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、伊東市浄化槽設置費補助金交付要綱を定め、既設の住宅を撤去しないで、みなし浄化槽を処分し、10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、国・県補助のもと設置費の一部を助成している。

8 防 災

〔危機対策課〕

(1) 風水害対策

昭和 3 3 年 9 月 2 6 日夜半、伊豆半島を襲った狩野川台風により大水害に見舞われ、死者 5 6 人、重軽傷者 2 5 6 人（「伊東における狩野川台風の記録」より）を出したほか、家屋、農地、公共施設等に大被害を受け、被害総額は 5 0 億円に及んだ。その後、全市一丸となって復興に励み、風水害を中心に進めてきた防災対策は、松川を初めとして多くの河川護岸が整備され、また、昭和 4 7 年度に実施調査が開始された奥野ダムが昭和 5 6 年着工、平成元年 1 1 月に完成したことにより、水害対策は一段落したこととなった。

しかし、平成 1 6 年 1 0 月 9 日午後 4 時ごろ、伊豆半島の西海岸に上陸した台風 2 2 号の強風により、伊豆全体が被害に見舞われ、伊東市では倒木被害が随所で発生した。特に宇佐美地区は、風向と地形により強風が増幅され、家屋の倒壊や山間部の植木の倒木と土石流が発生したことにより、被害が広域となった。その後、一丸となって復興に励み、土砂災害に対する砂防施設の整備を強化する状況となっている。

その後、高齢者等避難又は避難指示を発令した風水害は、度々発生しているが、過去の風水害を踏まえた風水害対策の実施により、大きな被害には至っていない。

平成 3 1 年 3 月に、水位周知河川である伊東大川の流域を、県が洪水浸水想定区域に指定し、令和 7 年 3 月末には、中小河川である草崎川、寺田川、小沢川、本郷川、泉川、北川、宮川、仲川、烏川の流域を洪水浸水想定区域に指定した。

また、令和 3 年 3 月、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、伊東沿岸の高潮浸水想定区域図を県が作成、公表しており、令和 7 年 1 0 月末に高潮浸水想定区域が指定された。

(2) 地震・津波対策

昭和 4 9 年 5 月に伊豆半島沖地震、昭和 5 1 年 8 月に河津地震が発生する中で、地震予知連絡会（現在の地震防災対策強化地域判定会）において東海地震に関する学説の発表がされたほか、昭和 5 2 年 4 月に東海地域判定会が設置され、大規模地震に対する防災対策が提唱された。

昭和53年1月伊豆大島近海地震が発生した後、6月に大規模地震対策特別措置法が制定され、昭和54年8月には、6県170市町村が地震対策強化地域に指定された。昭和53年11月から始まった伊豆半島東方沖の地震活動により、地震対策を防災行政の最重点施策として取り上げ、地域防災計画に一般対策編のほか地震対策編を策定し、9月1日「防災の日」に最も近い日曜日の総合防災訓練及び12月第1日曜日の地域防災訓練での各種対応訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚と相まって急速に防災体制が確立されてきた。

また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、甚大な被害が発生したことから、東海地震（南海トラフによる地震）、神奈川県西部の地震（相模トラフによる地震）などの津波対策、地震対策等を検証し、津波避難訓練の実施、ハザードマップの作成、津波避難計画の策定、津波避難協力ビル及び海拔標識の設置増などに取り組んでいる。

東北地方太平洋沖地震を教訓とし策定された静岡県第4次地震被害想定において、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震が発生した場合の津波浸水想定区域が示され、令和5年3月、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から逃げるができるよう、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市内の津波浸水想定区域が「津波災害警戒区域」に指定された。

(3) 火山対策

平成元年7月、伊東港の北東約3kmの沖合で海底火山噴火が起きたことにより、平成2年6月にこの一帯が「伊豆東部火山群」として、気象庁の常時観測火山に指定された。

伊豆東部火山群を構成する火山は、地下のマグマが上昇し、一度だけ噴火して山体を作り、次に噴火するときは同じ火口でなく、全く別の場所から噴火する特徴を持つ、いわゆる単成火山であることから噴火口の特定は困難とされていたが、平成23年10月「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会」からの報告書に「火口が出現する可能性のある範囲」等が示された。

また、気象庁では同年3月31日から、伊豆東部火山群における「噴火警戒レベル」の運用を開始した。

平成24年3月には、国、県、市、有識者、防災関係機関等が共同で火山対策について協議するため、国の防災基本計画に基づき「伊豆東部火山群防災協議会」を設置した。その後、平成28年2月に、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域として指定されたことから、同年5月に、同法に基づく「伊豆東部火山群防災協議会（以下「協議会」という。）」に位置付けられた。

平成27年3月に徒歩による市内避難を基本とした「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」を策定したが、平成30年10月に開催された協議会において、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を「海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲」の周囲2kmから、陸域3.5km、海域3kmに見直すことが承認されたことにより、従来の計画に基づいた徒歩による市内避難が困難となったことから、自家用車又は公共交通機関を使用して市外への広域避難を基本とする計画の策定に着手し、避難者受入先となる11市町との調整を経て、令和6年2月に開催された協議会において、「伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画」として承認された。

(4) 国民保護対策

平成16年9月17日、外部からの武力攻撃に対し、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小に抑えるため、国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法が施行され、市町村は住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処など、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施することを目的に、平成18年度に伊東市国民保護計画を策定した。また、この計画を推進するため、平成19年度に資料編を作成した。

全国一斉に国民の安全安心の確保を目的として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が平成23年3月31日に導入され、このことから震度5弱以上の地震発生時及び津波注意報、国民保護情報（ミサイル発射やテロ等）発令時に同報無線放送を自動で起動し、サイレン、広報を行うこととなった。

また、平成24年度から緊急速報メール及びエリアメールの運用を開始した。住民以外にも一時的にエリアにいる通勤客や観光客等も配信対象となり、不特定多数の人に情報提供を行っている。

(5) その他

新型インフルエンザ等対策

インフルエンザウイルスは、小変異により、毎年少しずつ違った形のウイルスによる流行を起こしており、数年から数十年に大変異を起こし、新型のインフルエンザとなって世界で大流行（パンデミック）し、その都度、人類に対し甚大な被害と社会的影響をもたらしている。

平成21年4月、メキシコで発生した豚から人へのインフルエンザがヒトからヒトへと拡大し感染者が全世界に広がる様相を見せ始め、WHOに新型インフルエンザと認定された。

本市においても、新型インフルエンザ対策の重要性に鑑み、国及び静岡県の行動計画との整合性を保ちつつ、感染の拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「伊東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

令和2年3月、中国湖北省武漢市で初めて感染が確認され、世界で感染が広がる新型コロナウイルスについて、WHOが「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と認定した。

また、国は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすような事態となったため、令和2年4月及び令和3年1月に当該特措法の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発令した。

本市においても、令和2年3月、新型コロナウイルス感染拡大防止等を目的に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁体制で対応に取り組んできた。

令和5年1月に政府が開催した「第101回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定された。

【宣言及び措置期間】（時系列）

- ・緊急事態宣言発令期間：令和2年4月16日～5月14日
- ・まん延防止等重点措置期間：令和3年8月8日～8月19日
- ・緊急事態宣言発令期間：令和3年8月20日～9月30日
- ・まん延防止等重点措置期間：令和4年1月27日～3月21日

(6) 各種防災対策

① 防災の主な設備

区分	設 備 名（設置主体）	備 考
観測 施設	計測震度計（気象庁）	市役所内に設置した震度計
	高感度地震計（県、ほか）	市内に設置した震度計
	火山監視カメラ（気象庁）	市役所屋上に設置（2基）
	災害監視カメラ（市）	市役所屋上に設置（2基）
通 信 施 設	同報無線（県・市）	市内広報用無線（屋外受信機 149基）
	移動系防災行政無線（市）	行政組織内の情報伝達無線で、現業部門を中心に利用 基地局：1局（市庁舎無線機械室）、中継局：1局（小室山） 遠隔制御装置：3台（庁舎内関係各課） 陸上移動局：79台（車携帯50台、携帯29台）
	デジタル防災行政無線（市）	コミュニティセンター、小中学校、医療機関等との情報伝達に利用 統制局1基、半固定局：18台、移動局：26台、車載型：3台
	県防災行政無線（県・市）	県など広域連絡用無線 地上系：音声、ファクスを各1回線 衛星系：音声、ファクスを各1回線 多重系：県とのホットライン2回線、音声1回線、ファクス1回線
	防災相互無線（市）	警察、消防、海上保安庁等との連絡用：基地局1、可搬1、移動局1

	デジタル簡易無線（市）	地域防災無線が未設置の市施設、防災関係機関等に配備予定 半固定型：2台、携帯型：50台、車載型：1台
	テレビ放送用スタジオ	市内CATVに接続
	広報車両	同報無線の補完的広報手段（庁用車約120台）
その他	ドローン（市）	要救助者等捜索用（1機）

② コミュニティ防災センター整備

区 分	伊 東	宇佐美	小 室	富 戸	対 島
所 在 地	大原 2-2-6	宇佐美 1627-1	荻 578-225	富戸 594	八幡野 1189-2
床 面 積	201.50 m ²	217.50 m ²	180.00 m ²	53.29 m ²	180.00 m ²
竣 工	昭和 55. 3. 25	平成 6. 3. 25	平成 3. 3. 25	平成 7. 6. 22	昭和 59. 3. 15
建 設 費	20,625 千円	74,439 千円	29,870 千円	143,040 千円	19,951 千円

③ 主要備蓄資機材

毛布、簡易ベッド、発電機、マットレス、エアーマット、エアーテント、天幕付テント、避難生活用テント、バルーン投光器、移動式炊飯器、マンホールトイレ、自動ラップ式トイレ、組立式トイレ、障がい者用組立式トイレ、メガホン、医薬品セット、ろ水機、組立更衣室、リヤカー、受水槽、非常用トイレ排便袋、チェーンソー、避難生活セット、ダンボールハウス、ワンタッチパーテーション、ダンボールベッド

④ 津波対策

相模トラフ沿いで発生する最大の地震では、地震発生後、伊東市沿岸に最短約3分で第1波の津波が来襲し、最大の津波高は約17mと想定されている。

総合防災ガイドブックの更新及び全戸配布 （令和7年3月）	標高標識（海拔表示、363か所）
津波浸水深標識（15か所）	津波警告標識（19か所）
津波避難協力ビル（38か所）	津波避難誘導表示（路面135か所）
津波対策地区協議会開催（沿岸10地区）	津波避難救命艇（1基）
津波避難標示看板（5か所）	

⑤ 避難対策

国、県などからの情報取得後、迅速に同報無線、各種メールなどにより広報

区 分	広域避難場所	避 難 所	避 難 所 等 標 識 板	
指 定 箇 所 数	21か所	56か所	広域避難場所案内図	29基
主 な 指 定 施 設	学校運動場等	各地区の公共施設	広域避難場所表示板	24基
全 体 面 積 ・ 場 所	396,241 m ²		避 難 誘 導 標 示	204基
避難可能人数	屋 外	約110,000人	—	
	施設内	約6,800人		
		約6,000人		

※ 広域避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急的な避難場所であり、避難所とは災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで滞在する又は災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設である。

⑥ 給水対策

市水道事業の対策	水源：30か所 取水量：8万1473m ³ /日
	配水池：60か所 74池 (緊急遮断弁設置済み29か所)
	給水車：2トン車2台、2.8トン車1台
	給水タンク：1t 15基 簡易水槽：350L 2基、1,000L 3基
地域の給水対策	ろ水機：56台 (4m ³ /h=1台、2m ³ /h=32台、1m ³ /h=23台)

⑦ 医療救護体制

災害拠点病院：1か所	救護病院に準じる医療救護施設：6か所	救護所：6か所 (小・中学校等に設置)
医師会に加入する医師により医療班を編成し、医薬材料等は救護所用として整備する。		

⑧ 自主防災組織

設置数	167組織	- 新たに結成された自主防災会に対し、防災活動に必要な倉庫、防災資機材等を交付し、その後は、要望に応じ追加交付する。管理については、各自主防災会で行う。 - 自主防災会ごとに規約、組織分担等を定め運営し、人材台帳、要配慮者台帳等を整備する。
加入世帯数	約2万3,000世帯 (加入率約65%)	
組織の規模	平均138世帯 (最大800世帯、最小14世帯)	
組織の形態	町内会・自治会・分譲地・別荘地等の組織を母体	

⑨ 主な防災訓練

総合防災訓練	11月16日(日)、住民一人一人が防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るとともに、防災関係機関等相互の連携強化を目的に地震災害を想定した防災訓練を実施した。 メイン会場では、「炊き出し訓練、救出救助訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、物資搬入・搬出訓練」など各種訓練を実施し、地域住民の他、防災関係機関など約260人が参加した。 また、各地域においても自主防災会が中心となって訓練を実施しており、約4,500人が参加した。
地域防災訓練	12月第1日曜日、県の「地域防災の日」に「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「市民の防災意識の高揚による減災の実現」を目的として、自主防災組織を主体とした地域防災訓練を実施しており、約8,200人が参加した。
その他の訓練	避難所運営、土砂災害・水防、津波避難、火山避難経路所運営、情報伝達などの訓練を実施した。

※ 訓練の実施に当たり、自主防災組織等に報奨金を交付している。

※ 地域防災訓練の参加者数は家庭内訓練参加者数を含む。

⑩ その他防災事業

市民向け啓発事業	- 防災イベントの開催 (防災フェア) - 防災講話の実施 - 総合防災ガイドブックの配布 - 備蓄資機材 (保存食、保存水) の配布
その他の防災対策	- 建築物の耐震診断(TOUKAI-0)の推進 (平成13年開始) - 感震ブレーカー設置費補助金の交付 (令和7年開始)

9 霊 園

〔市民課〕

(1) 沿革

昭和 29年	・吉田字一本松に4.27haの霊園都市計画として国の許認可を得る。(計画用地はその後の市勢の急激な伸展に伴い、伊東商業高校用地に供され、着手できなかった。)
45年	・人口増に伴い、市街地内の寺院等で墓地不足を生じ、市民要望により、玖須美・新井・川奈3区の共有地である川奈字乾合沢の土地を候補地として交渉したが、取得実現を見ることができず、さらに、二、三の候補地について調査検討したが、土地条件、価格の点等で難点があり、実現に至らなかった。
49年	・民間3社から、それぞれ所有地について霊園事業の申し出があったが、伊東市霊園事業計画基準などの条件に適合せず白紙に戻った。
55年	・伊東市霊園事業計画基準の一部改正を図り、この基準に基づいて6件の事業要望が寄せられたが、納税不履行2件、土地利用基準不適合2件、取下げ2件となり、出直しとなった。
58年	・寺院教会墓地調査(4月)及び墓地需要量に関する市民アンケート(9月)を実施
63年	・八幡野字上野地内の市有地約9.7haを建設用地として決定し、自然環境と調和した市民が憩うことのできる公園墓地として建設していくこととし、都市計画決定の変更承認を得た。
平成元年	・民間建設を前提とした伊東市霊園事業計画基準を廃止し、市事業として建設すべく、13.7haの県行造林契約の解除、進入市道の建設(林道廃止・市道認定)などに着手した。 ・自然環境と調和し、樹林を活用した霊園づくりを目指し、平面計画の基本設計を行った。
2年	・建物工事の基本設計を行った。
3年	・土木工事の実施設計を行った。
4年	・調整池に浸透井戸を設けるため、地質調査を行った。
5年	・建設に向け、県知事の事業認可(第1期計画)を受け、防災工事としての調整池浸透井戸工事に着手
6年	・調整池2か所を施工するとともに土木工事についても着手 ・平成6年度から9年度にかけて第1期計画工事を施工
7年	・調整池、園内道路、管理事務所用地、駐車場及び墓地の各工事を行った。
8年	・1B普通墓所168区画、2B芝生墓所128区画が完成した。 ・第2期計画の実施設計を行った。
9年	・調整池の工事をはじめ、管理事務所の建設工事、給水延長工事、園内道路延長工事、墓地造成工事を行い、また、4B普通墓所304区画、3B芝生墓所160区画が完成した。 ・第1期計画工事の最終年度として、園内道路、緑道、中央広場、駐車場、植栽工事を施工した。
10年	・第2期計画工事に伴う林地開発の同意、事業認可を県知事より受ける。 ・第2期計画工事を開始し、調整池1か所の造成工事を行った。
11年	・平成12年度にかけての2か年計画で、5B普通墓所196区画と、園内道路及び園路、中央広場擁壁、植栽工事を施工した。 ・管理業務を財団法人伊東市振興公社へ委託した。
13年	・平成14年度にかけての2か年計画で、9B芝生墓所280区画と、中央広場、植栽工事を施工した。
14年	・9B芝生墓所280区画が完成した。
16年	・都市計画事業認可変更の許可(第2期計画事業施行期間変更許可)
18年	・管理業務を財団法人伊東市振興公社の指定管理とした。
19年	・9B芝生墓所224区画が完成した。
22年	・野生動物の進入を防ぐ電気牧柵を山側に840m設置した。
23年	・8B芝生墓所224区画が完成した。 ・野生動物の侵入を防ぐ電気牧柵残り450m設置した。 ・都市計画事業認可変更の許可(第2期計画事業施行期間変更許可)
26年	・6B芝生墓所144区画が完成した。

29年	・6B芝生墓所108区画が完成し、第2期計画工事を終了した。(期間は平成31年3月31日まで)
令和元年	・市民1,000人と霊園利用者200人を対象とした墓所需要調査を実施し、その分析結果から今後建設すべき墓所の種類や規模を導き出し、第3期計画の基礎となる基本設計業務へとつないだ。
2年	・墓所需要調査の分析結果から、合葬施設建設を踏まえた第3期計画の基礎となる基本設計を作成した。
3年	・基本設計を基に実施設計を作成した。
4年	・中央広場内に合葬式墓地(収蔵能力:800体)を建設、完成した。
5年	・合葬式墓地の使用者募集を開始した。
7年	・排水施設改修工事(園内西側ロータリー付近道路側溝等整備)を行った。

(2) 天城霊園の概要

名称(認可年月日)	伊東市宮天城霊園(平成5年10月8日)
所在地	伊東市八幡野字上野1758番地の174
面積	9万7,049m ²
墓所区画数	1,936区画(普通墓所668区画、芝生墓所1,268区画)、合葬式墓地1基
区画空き数	普通墓所 30区画 / 芝生墓所 9区画 (令和8年3月末現在)
墓所使用料(当初のみ)	普通墓所・芝生墓所とも43万円(市外居住者60万2,000円) 合葬式墓地 10万円
霊園管理料(年額)	普通墓所5,500円、芝生墓所6,600円(消費税10%を含む。)

福祉・保健・医療

1 社会福祉

〔社会福祉課〕

(1) 身体障害者福祉

身体障がい者への相談支援、補装具の給付、医療給付、施設入所支援等を実施し、障がい者の生活の安定に寄与するとともに、ボランティアの育成等各種事業を行い、社会参加の促進に努めている。

① 身体障害者手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

年 度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	言語障害	内部障害	合 計
令和 5	1, 1 8 5	1 5 1	2 2 8	4 8	8 4 7	2, 4 5 9
6	1, 1 2 1	1 4 5	2 3 0	3 7	8 4 6	2, 3 7 9
7	1, 0 8 3	1 5 9	2 2 2	4 1	8 4 9	2, 3 5 4

② 補装具の交付（修理）状況（令和7年度実績、単位：件）

区 分		義 肢	装 具	車いす	補聴器	盲人安全杖	その他	合 計
障害者総合支援法	交 付	3	1 4	9	1 4	0	7	4 7
	修 理	5	3	2 0	6	0	1	3 5
戦傷病者特別援護法	交 付	0	0	0	0	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0	0	0

③ 自立支援医療（更生医療）給付状況（令和7年度）

自立支援医療 （更生医療） 給付事業	腎臓機能障害や免疫機能障害のある身体障がい者に対し、更生医療を給付する。 腎臓機能障害 5 2 人、免疫機能障害 8 人、肝臓機能障害 1 人 合計 6 1 人 事業費 9 2, 1 8 8, 1 2 4 円
--------------------------	--

④ 自立支援医療（育成医療）給付事業

区 分	令和6年度	令和7年度
認定件数(申請件数)	0 件	0 件
入院日数	0 日	0 日
医療費助成額	0 円	0 円
補装具助成件数(申請件数)	0 件	0 件
補装具助成額	0 円	0 円

⑤ 日常生活用具給付状況（令和7年度実績、単位：件）

介護・訓練支援用具	3	在宅療養等支援用具	1 3	排泄管理支援用具	1, 7 2 7
自立生活支援用具	9	情報・意思疎通支援用具	6 0	住宅改修費	1

⑥ 難聴児補聴器購入費等助成事業（軽度・中等度、単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
購 入	1	0	1
修 理	1	1	0
合 計	2	1	1

⑦ 施設入所の状況（令和7年度末現在、単位：人）

施 設 名	入所者数	施 設 名	入所者数
中伊豆リハビリテーションセンター 伊東の丘いずみ	11	伊豆リハビリテーションセンター	2
中伊豆リハビリテーションセンター わかば	4	百花園	1
中伊豆リハビリテーションセンター さわらび	1	伊豆ライフケアホーム	2
スカイコート勝沼	2	碧の園	1
かぬき学園	2	国立障害者リハビリテーションセンター	1
ワークスとおがさ	1		
		合 計	28

(2) 知的障害者福祉

知的障がい者への相談支援や施設入所支援等を実施し、その援護に努めている。

① 知的障害者児療育手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
療 育 手 帳 A	180	187	189	191	197	201
療 育 手 帳 B	473	487	502	515	526	548
合 計	653	674	691	706	723	749

② 施設入所状況（各年度末現在、単位：人）

施 設 名	4年度	5年度	6年度	7年度	施 設 名	4年度	5年度	6年度	7年度
碧の園	24	23	25	26	アクシア藤枝	—	—	1	1
富士見学園	1	2	2	2	きぼうの里	5	5	5	5
みはらしの丘	1	1	1	1	富士清心園	1	1	1	1
ワークスうしぶせ	2	6	6	5	富士厚生園	1	1	1	1
富岳の園	1	1	1	2	さくら学園	1	1	0	0
あまぎ学園	6	2	1	1	すぎなの郷	1	1	1	1
富岳の郷	2	2	2	2	野菊寮	1	1	1	1
やまばと園	1	1	1	1	中伊豆リハビリテーションセンターわかば	2	3	3	1
沼津のぞみの里	1	1	1	1	さしだ希望の里	2	3	3	3
みはらしの里	4	4	4	4	浜北学苑	1	1	1	1
中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ	1	1	1	1	中伊豆リハビリテーションセンターさわらび	1	2	2	2
伊豆ライフケアホーム	—	—	—	1					
					合 計	60	63	64	64

③ 伊東市重度障害者デイサービスセンターひだまり運営事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延べ人員	4,057人	4,217人	4,280人	4,075人	4,194人
指 定 管 理 者	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里

※ 平成28年度から施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとし、これにより、施設の管理経費は利用料金によって賄われ、指定管理料の支出はしないこととする。

(3) 精神障害者福祉

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 級	33	32	36	35	40	40

2 級	3 1 4	3 2 8	3 6 4	3 8 8	4 5 2	4 9 6
3 級	7 7	8 2	8 0	8 8	1 0 0	9 7
合 計	4 2 4	4 4 2	4 8 0	5 1 1	5 9 2	6 3 3

② 精神障害者医療費助成事業

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
助 成 人 員	32 人	33 人	38 人	34 人	36 人	32 人
件 数	316 件	316 件	351 件	345 件	338 件	332 件
助 成 額	3,780 千円	3,776 千円	4,212 千円	4,131 千円	4,050 千円	3,979 千円

(4) 各種障害者福祉事業（令和7年度実績）

事 業 名	内 容
障害者スポーツ大会	・市スポーツ大会（各事業所ごとで開催） ・県スポーツ大会参加
手話奉仕員養成事業 （手話奉仕員養成講座）	・手話奉仕員を養成し、障がい者等の福祉の増進に努める。 （入門編・基礎編46回開催、受講者延べ662人）
在宅重度障害者等福祉 サ ー ビ ス 支 援 金	・在宅生活を送り、障害福祉サービスを現在利用し、又は利用しようとする者に、月額3,000円の支援金を支給（対象者延べ94人、282,000円）
手話相談員・通訳者 設 置 事 業	・手話相談員による各種相談件数 242件、手話通訳者の派遣件数 130件 ・要約筆記者の派遣件数 43件
障害者相談員設置事業	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員による更生援護の相談受付
点 訳 奉 仕 員 育 成 研 修 事 業	・点訳奉仕員を育成し、視覚障がい者の福祉向上を図る。 （点字講習会（初級）11回・参加者延べ46人（中級）6回・参加者延べ51人）
音 訳 奉 仕 員 育 成 研 修 事 業	・音訳奉仕員を育成し、視覚障がい者の福祉向上を図る。 （音訳ボランティアステップアップ講習会3回・参加者延べ32人）
重度心身障害者タクシー 利 用 料 金 助 成 事 業	・在宅の重度心身障がい者の社会参加促進のために、500円分、年間24枚の交付 （交付者数 1,102人・助成額 6,624,000円）
伊東市児童・身体障害者福祉 センターはばたき管理委託事業	・指定管理者：社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 （管理委託料 20,394,000円）
短 期 入 所 サ ー ビ ス 費	・介護を行う者の疾病その他の理由により、施設に短期間入所し適切な支援を行う。 身 体（利用延べ人数 34人・事業費 1,111,524円） 知 的（利用延べ人数 152人・事業費 16,345,684円） 精 神（利用延べ人数 2人・事業費 9,770円） 障がい児（利用延べ人数 19人・事業費 2,023,728円）
障害者デイサービス事業	・指定管理者：社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 ・実施場所：伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき ・通所による身体的機能訓練、創作的活動等のサービスを提供する。 （利用者延べ 1,843人・委託料 40,696,000円）
入 浴 サ ー ビ ス 事 業	・家庭において入浴することが困難な重度障がい者に入浴サービスを行う。 （利用者 4人・利用回数 426回・委託料 5,272,050円）
居 宅 介 護 支 援 事 業	・居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 身 体（利用延べ人数 541人・事業費 47,875,641円） 知 的（利用延べ人数 317人・事業費 11,823,300円） 精 神（利用延べ人数 82人・事業費 1,419,140円） 障がい児（利用延べ人数 52人・事業費 1,861,046円）

(5) 重度障害者医療費助成事業

区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年度
医療費助成金受給者証交付者	1,823人	1,814人	1,822人	1,803人
助 成 人 員	1,603人	1,641人	1,602人	1,572人
助 成 延 べ 件 数	34,796件	35,685件	35,598件	34,356件
助 成 額	141,344千円	138,411千円	144,642千円	136,557千円

(6) 難病患者支援事業

長期の療養が必要な難病患者や原爆被災者に見舞金（年1万円）を支給

区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受 給 者 数	402人	420人	446人	456人	469人
支 給 総 額	4,020千円	4,200千円	4,460千円	4,560千円	4,690千円

(7) 難病患者介護家族リフレッシュ事業

特定疾患患者、特定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、筋ジストロフィー患者及び重症心身障がい児（者）に対し訪問看護等を実施し、家族介護を軽減するための費用の一部を助成する事業である。就学支援事業について、令和5年度から県立学校の児童等は、静岡県の事業の対象となった。

区 分	7年度
就学支援対象者数	0人
在宅支援対象者数	0人
支 給 総 額	0千円

(8) 戦傷病者、戦没者遺族等援護（令和7年度、単位：件）

区 分	件 数	区 分	件 数
特別弔慰金請求書進達	168	戦傷病者無賃乗車券交付	0
特別弔慰金債券交付	74	戦傷病者補装具支給請求書通達	0
戦没者等の妻に対する特別給付金債券交付	0	戦傷病者療養給付申請書進達	0
戦傷病者等の妻に対する特別給付金債券交付	0		

(9) 社会福祉団体の育成（令和8年4月1日現在）

団 体 名	会 員 数	団 体 名	会 員 数
社会福祉協議会	15,657世帯	民生委員児童委員協議会	150人
遺 族 会	154世帯	保 護 司 会	32人
身体障害者福祉会	47人		
社会を明るくする運動推進委員会	47団体		

(10) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって福祉行政機関の業務に協力し、民生委員児童委員協議会を組織し、社会福祉の増進に努めている。

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
現 員（定 数）	160人	160人	160人	160人	160人	160人
総 会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
理 事 会	12	12	12	12	12	12
専 門 部 会	12	8	13	14	10	11
研 修 会	10	15	19	12	10	9
地 区 会 議	72	72	72	72	72	72
機 関 紙 編 集 委 員 会	2	2	2	2	2	2

相 談 ・ 支 援 件 数	3,211 件	3,308 件	3,138 件	3,045 件	3,045 件	2,801 件
調 査 証 明 事 務 連 絡 件 数	6,066	6,966	6,747	5,983	6,378	6,499
諸 会 合 行 事 へ の 参 加 件 数	6,288	7,086	7,277	7,373	7,706	7,756
活 動 日 数	14,971 日	16,368 日	15,994 日	15,754 日	16,156 日	15,555 日
訪 問 回 数	21,712 回	23,624 回	24,134 回	24,233 回	21,804 回	21,608 回

(11) 献血事業（単位：人）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
献 血 者 数	564	538	541	547	509	506

(12) 災害見舞金

火災等の災害の被災者（住居の全焼等）に対し、見舞金を支給する。

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支 給 件 数	10件	7件	3件	6件	8件	6件
支 給 額	220千円	720千円	70千円	160千円	210千円	130千円

(13) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

① 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相 談 受 付 件 数	232 件	253 件	166 件	144 件	133 件	151 件
事 業 費	14,881 千円	16,400 千円	15,300 千円	16,400 千円	12,500 千円	11,558 千円

② 住居確保給付金事業

離職により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者等に家賃相当額を有期（最長9か月）で支給する。

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相 談 件 数	192 件	38 件	6 件	2 件	5 件	1 件
支 給 額	10,656 千円	2,423 千円	596 千円	0 円	105 千円	111 千円

③ 就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から実施し、早期就労を支援する。

被保護者分について、生活保護法に基づく事業であるが、実施内容は同じであるため、併せて記載。

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援人数（生活困窮者）	5 人	0 人	1 人	1 人	3 人	2 人
事 業 費	2,749 千円	2,698 千円	2,698 千円	2,698 千円	2,698 千円	2,936 千円
支援人数（被保護者）	26 人	30 人	16 人	22 人	24 人	26 人
事 業 費	8,247 千円	8,095 千円	8,095 千円	8,095 千円	8,095 千円	8,808 千円

④ 家計改善支援事業

家計管理、債権整理等の問題を支援し、家計を管理する能力を高め、早期の生活の再生を支援する。

区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年度
相 談 受 付 件 数	12 件	13 件	25 件	41 件
事 業 費	5,000 千円	5,000 千円	4,339 千円	5,720 千円

⑤ 学習支援事業

学習支援、居場所の提供、進路相談等を実施し、貧困の連鎖を防止する。

区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年度
支 援 人 数	14 人	14 人	18 人	15 人
事 業 費	10,901 千円	10,901 千円	10,901 千円	11,361 千円

⑥ 居住支援事業

住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や食事等の提供を行い、生活を安定させ、その期間中に就労支援等を実施し、自立を支援する。

区 分	令和5年度	6年度	7年度
支 援 人 数	2 人	3 人	6 人
事 業 費	1,530 千円	1,630 千円	1,630 千円

(14) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、臨時特別の給付を実施することで経済的負担への支援を行った。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1世帯当たり給付額	3万円、7万円、 10万円（こども加算5万円）	3万円（こども加算2万円）、7万円、10万円 （こども加算5万円）	3万円（こども加算2万円）
支 給 世 帯 数	23,941 世帯	13,180 世帯	1,119 世帯
支 給 額	1,216,410 千円	637,860 千円	34,750 千円

2 老 人 福 祉

〔高齢者福祉課〕

(1) 高齢者福祉計画

高齢者人口の増加に伴う諸課題に対応するため、今後必要となるサービスの整備や重点的に推進すべき施策の指針となる介護保険事業計画を包括した第10次高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、その実施に努めた。

高齢化の状況 （※ 人口は各年3月31日現在のもので、高齢化率は65歳以上人口を全人口で除した。）

区 分		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
65歳 ～74歳	男	5,740人	5,491人	5,171人	4,991人
	女	6,227人	5,837人	5,462人	5,209人
75歳 以 上	男	6,769人	7,001人	7,230人	7,372人
	女	10,124人	10,407人	10,532人	10,663人
合 計	男	12,509人	12,492人	12,401人	12,363人
	女	16,351人	16,244人	15,994人	15,872人
	計	28,860人	28,736人	28,395人	28,235人
高齢化率		43.8%	44.2%	44.4%	44.7%

(2) 在宅要援護老人対策

① 老人短期入所（ショートステイ）事業（養護老人ホーム）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
定 員	6人	6人	6人	6人	6人	6人
入 所 期 間	7日以内	7日以内	7日以内	7日以内	7日以内	7日以内
利 用 延 べ 人 員	30人	15人	32人	58人	48人	38人
利 用 延 べ 日 数	157日	61日	204日	360日	316日	216人

② デイサービス事業

在宅の虚弱高齢者に対する通所サービス（単位：人）

施 設 名	令和4年度	5年度	6年度	7年度
大池デイサービスセンター	登 録 人 数 64 利用延べ人員 2,784	73 2,708	74 2,824	73 3,008
城ヶ崎デイサービスセンター	登 録 人 数 85 利用延べ人員 3,381	81 3,485	82 3,538	80 3,561
桜木デイサービスセンター	登 録 人 数 67 利用延べ人員 2,799	74 2,802	74 3,108	75 3,160
合 計	登 録 人 数 216 利用延べ人員 8,964	228 8,995	230 9,470	228 9,729

③ 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、介護サービスをはじめとし、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要がある。こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として業務を行った。

（※ 18年度より地域包括支援センター運営。総合相談事業の集計による。）

施 設 名	令和4年度	5年度	6年度	7年度
中 央 地域包括支援センター	相談延件数（件） 1,659	1,435	1,494	1,323
宇 佐 美 地域包括支援センター	相談延件数（件） 917	1,043	1,218	1,184
伊 東 地域包括支援センター	相談延件数（件） 3,003	3,329	2,882	3,704
小 室 地域包括支援センター	相談延件数（件） 2,668	2,766	2,623	3,545
対 島 地域包括支援センター	相談延件数（件） 3,159	3,577	3,965	3,619
合 計	相談延件数（件） 11,406	12,150	12,182	13,375

④ 緊急通報システム設置事業（各年度末現在、単位：台）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
緊急通報システム （在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時に 対応できる通報システムの設置）	63	64	72	69	71	65

(3) 老人施設入所援護対策

① 養護老人ホーム入所措置状況（単位：人）

おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者の施設入所措置。

施設名	令和6年度末措置者	令和7年度入所者数	令和7年度退所者数	令和7年度末措置者
養護老人ホーム	37	4	6	35

② 市立養護老人ホーム（単位：人）

市立養護老人ホーム	区分	6年度末 入所者数	7年度中 措置者数	7年度中措置解除者数		7年度末 入所者数
				退所	死亡	
場所：吉田825番地の1	男	13	2	0	2	13
敷地：4,390.14㎡ 延床：2,371.91㎡	女	24	2	1	3	22
竣工：平成3年10月30日 定員：50人	計	37	4	1	5	35

(4) 一般老人対策

① 老人クラブの指導育成

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
単位老人クラブ数	36クラブ	36クラブ	35クラブ	30クラブ	30クラブ	28クラブ
会員数	1,373人	1,324人	1,243人	1,095人	1,012人	892人
助成額	800千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円

※ 各単位老人クラブごとに1人の福祉員を置き、各種福祉サービス等の啓発・周知に努めている。

② 高齢者公共交通機関割引乗車証等購入助成事業

区分	4年度		5年度		6年度		7年度		
対象者	70歳以上		70歳以上		70歳以上		70歳以上		
1人当たり助成(交付)額	5,000円		5,000円		5,000円		5,000円		
公共交通機関種別	バス	電車	バス	電車	バス	電車	バス	電車	タクシー
助成(交付)人員	754人	1,305人	726人	1,429人	408人	1,514人	356人	1,705人	1,626人
助成(交付)総額	3,770千円	6,525千円	3,630千円	7,145千円	2,040千円	7,570千円	1,780千円	8,525千円	8,130千円

③ 長寿祝金

区分	令和5年度	6年度	7年度
対象者	88歳・99歳	88歳・99歳	88歳・99歳
1人当たり祝金額	88歳 10,000円 99歳 20,000円	88歳 10,000円 99歳 20,000円	88歳 10,000円 99歳 20,000円
支給人員／支給総額	560人/5,920千円	641人/6,780千円	616人/6,660千円

④ 長寿ふれあい交流事業助成金

ア 敬老会事業・記念品事業

区分	令和5年度	6年度	7年度
対象	区、町内会、老人クラブ	区、町内会、老人クラブ	区、町内会、老人クラブ
支給団体数／支給総額	56団体／4,927千円	57団体／5,491千円	60団体／5,685千円

※ 地域で開催する65歳以上の高齢者対象の事業実施団体に対し助成金を交付した。

イ 交流事業

区 分	令和5年度	6年度	7年度
対 象 支給団体数／支給総額	区、町内会、老人クラブ 20 団体／864 千円	区、町内会、老人クラブ 25 団体／1,212 千円	区、町内会、老人クラブ 19 団体／998 千円

※ 65歳以上の高齢者との親睦交流を目的としたバス旅行の実施団体に対し助成金を交付した。

⑤ その他一般老人福祉

い き い き ス ポ ー ツ 大 会	・高齢者の健康増進と地域の交流と親睦を目的として、スポーツ大会を開催した。(令和5年度から熱中症対策のため午前中で競技を終えるプログラムとしている。)
------------------------	---

(5) 保健福祉センター（老人福祉施設）

保健福祉センターは、健康福祉センター建設に伴い、平成28年度をもって廃止した。

(6) 健康福祉センター

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管 理 運 営 委 託 先 指 定 管 理 者	社会福祉法人 伊東市社会福祉協議会	社会福祉法人 伊東市社会福祉協議会	社会福祉法人 伊東市社会福祉協議会
年 間 委 託 料 （ 千 円 ）	20,800	20,800	20,800
施設 利用 状況 (人)	健 康 ス タ ジ オ	4,242	4,263
	調 理 室	3,595	4,269
	多 目 的 ホ ー ル	11,024	12,920
	市 民 活 動 交 流 室	1,551	1,909
	生きがい交流室（和洋室）	370	388
	生きがい交流室（音響）	0	615
	合 計	20,782	24,364

(7) 老人福祉施設（老人憩の家城ヶ崎荘）（平成18年度から指定管理者制度実施）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管 理 運 営 委 託 先 指 定 管 理 者	社会福祉法人 城ヶ崎いこいの里	社会福祉法人 城ヶ崎いこいの里	社会福祉法人 城ヶ崎いこいの里
年 間 委 託 料 （ 千 円 ）	10,900	11,000	11,500
施設利用状況 (人)	集 会 室	2,493	2,416
	休 憩 室	938	834
	入 浴	9,927	9,577
	合 計	13,358	12,827

(8) 介護予防拠点施設（平成18年度から指定管理者制度実施／（福）伊東市社会福祉協議会）

区 分	シニアプラザ湯川	シニアプラザくすみ
所在地	湯川二丁目11番21号	玖須美元和田716番地の835
開設日	平成14年4月1日	平成15年4月1日
延床面積	130.84㎡	132.50㎡
施設内容	健康づくり室：49.69㎡ 調理室：17.39㎡、 和室6畳2部屋	ふれあい室：73.4㎡ 和室6畳2部屋
延べ利用	令和5年度：4,851人	令和5年度：4,989人

人 数	6年度：4, 531人	6年度：4, 444人
	7年度：4, 183人	7年度：4, 602人

※ シニアプラザ桜木は、健康福祉センター建設に伴い、平成28年1月に廃止した。

3 介護保険事業

〔高齢者福祉課〕

介護保険制度は、平成12年4月から施行された。この制度では、サービス利用者個々のニーズに応じて、保健・医療・福祉にわたる多様なサービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系の確立を目指しており、令和7年度中に、延べ3, 636人の認定（更新者を含む。）を118回の介護認定審査会で判定した。

(1) 要介護（要支援）認定者数（令和8年3月末時点）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
人 数	501人	699人	949人	975人	778人	741人	442人	5, 085人
割 合	9. 8%	13. 7%	18. 7%	19. 2%	15. 3%	14. 6%	8. 7%	100. 0%

(2) サービス受給者数（令和8年3月末時点）

① 居宅介護（支援）サービス受給者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
人 数	156人	357人	775人	811人	534人	442人	262人	3, 337人
割 合	4. 7%	10. 7%	23. 2%	24. 3%	16. 0%	13. 2%	7. 9%	100. 0%

② 地域密着型介護サービス受給者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
人 数	4人	2人	136人	162人	164人	101人	65人	634人
割 合	0. 6%	0. 3%	21. 4%	25. 6%	25. 9%	15. 9%	10. 3%	100. 0%

③ 施設介護サービス受給者数

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	合計
人 数	410人	310人	17人	737人
割 合	55. 6%	42. 1%	2. 3%	100. 0%

(3) 介護保険給付費執行状況（単位：円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	3, 903, 259, 000	4, 124, 454, 696	4, 227, 178, 460	4, 322, 414, 312
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	1, 186, 681, 604	1, 249, 113, 752	1, 283, 746, 251	1, 266, 629, 994
施 設 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	2, 492, 841, 588	2, 540, 046, 894	2, 573, 767, 783	2, 583, 693, 575
高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費、その他諸費	398, 285, 770	418, 274, 351	422, 681, 623	424, 803, 095
合 計	7, 981, 067, 962	8, 331, 889, 693	8, 507, 374, 117	8, 597, 540, 976

(4) 第1号被保険者介護保険料の賦課状況（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特 別 徴 収 者	25, 592	25, 711	25, 627	25, 215
普 通 徴 収 者	3, 315	3, 104	3, 050	3, 137
合 計	28, 907	28, 815	28, 677	28, 352

※ 7月本算定対象者

4 総 合 事 業

〔高齢者福祉課〕

介護予防・日常生活支援総合事業は、本市では平成29年度から開始し、生活機能の低下が見られる等、介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の人なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業対象者	336人	358人	376人
要支援1	570人	529人	501人
要支援2	709人	683人	699人

(2) 介護予防・生活支援サービス

区 分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
訪問型	相当サービス	5,127人	91,994千円	4,587人	83,835千円	4,277人	76,403千円
	サービスA	812人	6,287千円	734人	5,298千円	679人	5,439千円
	サービスC	60人	430千円	85人	614千円	173人	1,322千円
通所型	相当サービス	4,826人	106,680千円	4,503人	99,636千円	4,189人	95,362千円
	サービスA	808人	6,909千円	794人	7,470千円	823人	7,501千円
	サービスC（教室型）	818人	4,090千円	781人	3,905千円	753人	3,765千円
	サービスC（ジム型）	230人	1,104千円	276人	1,325千円	169人	845千円
	サービスC (教室型へのリハビリ専門職の派遣)	32人	416千円	29人	377千円	32人	416千円
	見守り・配食	31人	1,450千円	16人	769千円	18人	752千円

(3) 一般介護予防事業

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護予防教室	2,499人	2,488人	2,574人
水中運動教室	106人	114人	74人
体幹筋力向上教室	423人	403人	411人
ノルディックウォーキング教室	166人	246人	287人
健康体操クラブ	2,457人	2,693人	2,545人
筋力トレーニング	7,235人	10,356人	10,663人
有酸素運動	2,938人	3,364人	3,016人
介護予防型農的活動	297人	269人	270人

5 児 童 福 祉

(1) 家庭児童相談室（単位：人）

〔子育て支援課〕

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相 談 員		4 (保育士兼務1)	5 (保育士兼務1)	5 (保育士兼務1)	5	5
相 談 内 容	養 護	709	1,758	1,840	1,303	1,127
	保 健	0	2	5	1	6
	障 害	37	40	13	19	11
	非 行	2	18	25	27	15
	育 成	1,126	1,232	1,202	717	634
	その他	319	225	148	120	176
計		2,193	3,275	3,233	2,187	1,969

(2) 市立児童館

〔子育て支援課〕

施 設 名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
玖 須 美 児 童 館	職 員 数 (人)	4	4	4	4	4
	開 館 日 数 (日)	305	309	310	310	313
	利 用 者	幼 児	484	537	684	945
		小 学 生	1,270	832	593	775
		中 学 生	126	259	387	386
		一 般	643	655	901	1,166
		団 体	0	0	0	0
	(人)	合 計	2,523	2,283	2,565	3,299
		1日平均	8.3	7.4	8.3	10.6
中央児童館	職 員 数 (人)	7	7	7	7	7
	開 館 日 数 (日)	305	309	309	310	304
	利 用 者	幼 児	1,547	1,453	2,130	2,327
		小 学 生	1,915	1,299	1,583	1,991
		中 学 生	706	623	698	607
		一 般	1,678	1,647	2,233	2,582
		団 体	0	0	0	0
	(人)	合 計	5,846	5,022	6,644	7,507
		1日平均	19.2	16.3	21.5	24.2

(3) 児童福祉施設入所状況（各年度末現在、単位：人）

〔子育て支援課〕

区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
乳 児 院	1	1	1	0	1	2	1
児 童 養 護 施 設	6	4	3	3	3	4	4
地域小規模児童養護施設	0	0	0	0	2	2	0
児 童 心 理 治 療 施 設	0	0	0	2	3	5	4
児 童 自 立 支 援 施 設	0	0	0	1	0	1	0
自 立 援 助 ホ ー ム	0	0	0	1	1	0	1
福祉型障害児入所施設	2	2	2	1	2	3	3

医療型障害児入所施設	0	1	1	1	1	1	0
里 親 委 託	4	5	3	3	4	4	7
合 計	13	13	10	12	17	22	20

(4) 各種手当制度（各年度末現在）

〔子育て支援課〕

制 度 名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児 童 手 当	支給延人数	9,705 人	9,200 人	8,701 人	12,203 人	19,494 人
	支給総額	679,495 千円	643,880 千円	602,285 千円	670,865 千円	847,180 千円
児 童 扶 養 手 当	対象人数	625 人	596 人	565 人	544 人	513 人
	支給人数	545 人	510 人	465 人	459 人	423 人

(5) 子育て支援医療費助成（単位：件・千円）

〔子育て支援課〕

区分	対 象	保護者負担等要件	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			受診件数	助成額	受診件数	助成額	受診件数	助成額
入院	未就学児	自己負担なし	1,666	9,661	1,045	8,060	1,042	6,595
	小中学生から18歳まで※	自己負担なし	678	8,389	1,396	10,090	846	8,575
通院	2歳未満	自己負担なし	4,753	5,989	4,736	5,397	4,173	5,009
	2歳以上18歳まで※	自己負担なし	104,360	181,296	99,977	166,456	97,544	164,313
合 計			111,457	205,335	107,154	190,003	103,605	184,492

※ 「18歳まで」とは、18歳到達後最初の年度末までの者が対象となる。

(6) ひとり親家庭等医療費助成

〔子育て支援課〕

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受 給 資 格 者 数	757人	750人	687人	622人
受 診 者 数	681人	675人	618人	560人
受 診 件 数	8,402件	9,395件	9,369件	8,650件
医療費自己負担分に対する助成総額	24,028 千円	27,004 千円	24,456 千円	22,784 千円

(7) 児童福祉団体等助成（単位：人・千円）

〔社会福祉課・子育て支援課〕

区 分	団体名称	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		会員	助成額	会員	助成額	会員	助成額
母 親 ク ラ ブ	若 竹 母 親 ク ラ ブ	13	150	12	150	12	150
心身障がい児（者）福祉団体	伊東市手をつなぐ育成会	134	176	126	176	122	176
心身障がい児（者）福祉団体	伊東市手をつなぐ育成会（本人部会）	7		7		7	

※ 平成26年度から、伊東市手をつなぐ育成会及び同会本人部会への助成を本人部会への助成に一本化した。

(8) 高等職業訓練促進給付金等事業

〔子育て支援課〕

ひとり親家庭の生活が安定するよう、就職の際に有利な資格取得の促進を図り、受講の間の生活安定を解消し、安定した修業環境を提供した。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支 給 人 数	1人	0人	1人	1人
支 給 総 額	1,730 千円	0円	1,400 千円	330 千円

(9) 子育て支援事業（誕生祝金、入学祝金）

〔子育て支援課〕

次代を担う子の健やかな成長を願い、心豊かな市民生活に寄与するため、誕生祝金、入学祝金を支給した。

① 誕生祝金

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	215人	212人	171人	165人
支給総額	10,750千円	10,600千円	8,550千円	8,250千円

② 入学祝金

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	757人	744人	734人	633人
支給総額	37,850千円	37,200千円	36,700千円	31,650千円

(10) 子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）

〔子育て支援課〕

働く人たちの仕事と子育ての両立を支援するため、地域における子供の預かり等の相互援助活動を実施した。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会員数	421人	466人	490人
活動件数	422件	404件	510件
委託料	4,500千円	4,500千円	4,500千円
委託先	(福)伊東市社会福祉協議会	(福)伊東市社会福祉協議会	(福)伊東市社会福祉協議会

(11) 児童発達支援事業所（各年度末現在通園人員、単位：人）

〔子育て支援課〕

施設名	定員	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
さくら園	20	13	7	11	13	14

(12) 結婚新生活支援事業

〔子育て支援課〕

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の負担軽減を図ることで、結婚を希望する若者を支援した。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給世帯数	6世帯	12世帯	7世帯	3世帯
支給総額	2,558千円	4,743千円	2,179千円	1,190千円

(13) 物価高対応子育て応援手当

〔子育て支援課〕

事業名	事業費	給付額
物価高対応子育て応援手当	124,358千円	児童1人につき20,000円

6 生 活 保 護

〔社会福祉課〕

生活保護費（単位：延べ世帯・延べ人員・千円）

種 別	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	世帯	人員	扶助費	世帯	人員	扶助費	世帯	人員	扶助費
生活扶助費	11,498	13,757	638,127	11,382	13,466	630,166	11,067	13,013	604,835
住宅扶助費	11,100	13,283	370,452	10,896	12,931	371,449	10,638	12,558	357,677
教育扶助費	347	529	4,892	281	424	4,139	302	465	2,774
介護扶助費	4,363	4,453	77,919	4,521	4,603	77,576	4,410	4,491	75,283
医療扶助費	12,124	13,247	1,072,225	11,904	13,895	1,167,614	11,657	13,430	1,130,216
出産扶助費	1	1	384	0	0	0	0	0	0
生業扶助費	234	283	3,221	254	282	3,161	217	249	2,760
葬祭扶助費	110	110	7,976	141	141	13,446	130	130	12,304
施設事務費	86	86	16,520	97	97	20,257	113	113	27,604
就労自立給付金	19	27	966	17	26	856	8	11	349
※進学・就職準備給付金	1	2	300	2	2	600	4	4	1,000
委託事務費				12	12	452	12	12	489
合 計 ss			2,192,982			2,289,716			2,215,291

※ 令和6.12月まで「進学準備給付金」

7 保 健

(1) 母子保健

〔子育て支援課〕

事 業 種 別			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			回数	実施人数等	回数	実施人数等	回数	実施人数等
母 子 保 健 事 業	健康教室	プレママプレパパ教室	6	延べ89人	6	延べ56人	6	延べ98人
		すこやか育児教室	6	57組	6	55組	6	52組
		食 育 講 座	4	延べ14組	3	延べ11組	3	延べ17組
		2歳児健康教室	12	222人	12	212人	12	200人
	健康相談	乳幼児発達ピアサポート事業	12	延べ28組	12	延べ27組	12	延べ36組
		乳幼児発達総合相談	3	延べ8組	3	延べ13組	3	延べ13組
		乳幼児事後相談会（集団）	12	延べ79人	12	延べ79人	12	延べ104人
		事後相談会（個別）	27	延べ41人	32	延べ48人	34	延べ51人
	健康診査	妊 婦 健 康 診 査	14	延べ3,860人	16	延べ3,049人	16	延べ3,119人
		産 婦 健 康 診 査	—	延べ366人	—	延べ298人	—	延べ309人
		妊 産 婦 歯 科 健 診	—	妊婦78人、産婦41人	—	妊婦58人、産婦47人	—	妊婦56人、産婦33人
		1 か 月 児 健 康 診 査	—	—	—	—	—	149人
		4 か 月 児 健 康 診 査	—	200人	—	185人	—	162人
		10 か 月 児 健 康 診 査	—	209人	—	192人	—	159人
		1歳6か月児健康診査	12	212人	12	205人	12	196人
		3歳児健康診査	12	218人	12	222人	12	222人
		眼 科 検 査	12	218人	12	221人	12	222人
		乳 児 訪 問 指 導	—	延べ371人	—	延べ329人	—	延べ253人

妊娠・出産・子育て応援事業	訪問指導	幼児訪問指導	—	延べ86人	—	延べ90人	—	延べ324人
		妊産婦訪問指導	—	延べ311人	—	延べ253人	—	延べ232人
		養育支援訪問（専門職）	—	延べ33人	—	延べ10人	—	延べ4人
		子育て世帯訪問支援事業（家事育児）	—	延べ182人	—	延べ105人	—	延べ5人
	その他	幼児歯科保健対策事業	36	652人	36	638人	36	618人
		不妊治療費助成金支給事業	—	延べ56人	—	延べ44人	—	延べ56人
		里帰り等妊産婦健康診査助成金支給事業	—	延べ111人	—	延べ119人	—	延べ106人
		養育医療給付事業	—	6人	—	2人	—	1人
		新生児聴覚スクリーニング検査事業	—	214人	—	166人	—	165人
	利用者支援事業（母子保健機能）		—	延べ1,110人	—	延べ1,307人	—	延べ973人
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）		—	—	—	—	—	延べ166人
	産後ケア事業	ショートステイ・デイサービス事業（医療機関利用型）	—	延べ31人	—	延べ51人	—	延べ36人
		デイサービス事業（ホテル利用型）	—	延べ104人	—	延べ64人	—	延べ176人
		アウトリーチ型事業	—	延べ38人	—	延べ71人	—	延べ58人
	産前・産後サポート事業	家庭訪問型子育て支援事業	—	延べ274人	—	延べ166人	—	延べ152人
		集団型子育て支援事業	43	延べ445人	41	延べ430人	32	延べ296人
		いで湯型デイサービス事業	10	54組	10	49組	14	71組
		多胎児ピアサポート事業	6	延べ60人	6	延べ54人	6	延べ81人
		転入者の集団型子育て支援事業	12	延べ126人	12	延べ147人	4	延べ70人
		高齢妊娠・出産者の集団型子育て支援事業	32	延べ226人	29	延べ125人	23	延べ117人
		父親支援の集団型子育て支援事業			22	延べ70人	23	延べ28人
	親性準備教育事業	乳幼児触れ合い体験事業	3	198人	5	323人	7	373人
		思春期保健相談窓口事業	—	延べ119件	—	延べ159件	—	延べ82件
	子育てサロン事業		141	延べ1,053人	132	延べ1,135人	134	延べ1,220人
	初回産科受診料助成事業				—	延べ198人	—	延べ235人
	出産・子育て応援事業		—	出産応援給付金 214人 子育て応援給付金 180人	—	出産応援給付金 158人 子育て応援給付金 200人	—	出産応援給付金 0人 子育て応援給付金 33人
	妊婦のための支援給付金事業		—	—	—	—	—	379件

(2) 健康増進事業

〔健康推進課〕

① 健康診査（単位：人・千円）

診 査 種 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実施人数	事業費	実施人数	事業費	実施人数	事業費	実施人数	事業費
肝炎ウイルス検診	336	936	511	1,439	570	1,600	396	1,113
健康診査（39歳以下）	203	1,888	194	1,806	211	1,985	159	1,508
骨粗しょう症検診	513	1,404	552	1,502	437	1,292	426	967
歯周病検診	464	1,531	462	1,525	428	1,412	406	1,367
胃がん検診	1,003	5,028	1,054	5,257	1,661	18,918	1,715	20,267

肺がん肺結核検診	6,032	23,040	6,179	23,926	5,590	21,747	5,663	22,960
子宮がん検診	1,946	12,543	2,099	14,264	2,064	14,048	2,123	15,135
乳がん検診	1,867	12,411	1,902	12,945	1,937	13,299	1,978	14,394
大腸がん検診	5,632	7,249	5,784	7,501	5,619	7,381	5,424	7,285
前立腺がん検診	614	1,028	687	1,188	988	1,708	959	1,688

※ 事業費については委託料のみを計上。

② 健康教育・健康相談・機能訓練（単位：回・人）

区 分			令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			回数	実施人数	回数	実施人数	回数	実施人数	回数	実施人数
健 康 教 育	一 般 健 康 教 育		114	1,776	152	2,681	163	3,047	143	2,786
	歯周疾患予防教育		70	2,014	74	2,123	97	2,804	85	2,403
	ロコモティブシンドローム健康教育		8	166	8	210	9	124	6	109
	慢 性 閉 塞 肺 疾 患		18	507	21	463	34	1,266	41	1,542
	病 態 別 健 康 教 育		28	356	24	346	26	356	22	384
	薬 健 康 教 育		0	0	0	0	0	0	0	0
健 康 相 談	重 点 健 康 相 談	高 血 圧	62	1,364	65	1,095	82	1,744	84	1,519
		脂 質 異 常 症	8	59	8	37	6	48	13	66
		糖 尿 病	23	339	28	374	17	429	22	335
		歯 周 疾 患	10	106	16	262	31	543	41	726
		骨粗しょう症	0	0	6	103	3	99	3	131
		女 性 の 健 康	6	13	6	47	0	0	0	0
		病 態 別	17	716	10	62	7	102	7	32
	総 合 健 康 相 談		50	1,059	84	3,636	48	3,790	56	4,369
訪問指導	家 庭 訪 問 指 導		随時	8	随時	9	随時	22	随時	30

(3) 健康保養地・地域健康づくり事業（令和7年度）

〔健康推進課〕

健康づくり推進員 連絡協議会 委員活動の支援	市民の健康づくりを進めるための行政と市民のパイプ役として健康づくり推進員を委嘱している。市やその他団体の行う事業への参加や市民の健康づくりのための活動を行った。	市主催の研修会（9回、延べ250人） （全員研修、リーダー研修、食推合同研修） 市事業への協力（25回 延べ208人） （市PRチラシ等を配布、母子保健事業） 自主事業（研修会192回、延べ844人） （支部活動、役員会、おたより発行等） 支援事業（視察研修 1回 34人）
健康づくり食生活 推進員活動の支援 （エプロンハッスル会）	会員を対象に、健康づくりのための食生活に関する研修を行うとともに、食生活の大切さを啓発する推進員活動の支援をした。	研修会（5回、延べ141人） 行政事業への協力（30回、延べ129人） 他団体協力事業（社会福祉協議会） （2回、9人） 自主活動等（46回、延べ493人）
健康づくり食生活 推進員養成講座	健康づくり食生活推進員を養成するため、健康づくりのための食生活等を学ぶ教室を実施した。	養成講座 （8回、参加実人員24人、延べ161人）

健康づくり教室	市民の運動への関心を高め、日常的に運動をする人を増やすため、だれもが実践できる強度を抑えた運動教室を実施した。	いきいきボディ+（プラス） 4回、延べ88人
	健康増進、生活習慣病予防のため、水中運動と講座を組み合わせた健康教室を実施した。	水中運動教室 i n うさみ 事前教室1回、運動8回、延べ90人
	生活の中に手軽に運動を取り入れることができるよう、運動導入支援を目的に教室を実施した。	ヨーガトレーニング：18回、延べ385人 ナチュラル・ヨガ：8回、延べ202人 男性限定の運動教室：11回、延べ137人
	生活習慣病の予防及び改善の支援のための室内運動教室を実施した。また、教室開始時と終了時に運動能力テストと体組成測定を行い、運動の効果を確認した。	W o r k o u t（ワークアウト） 8回、延べ187人 きっかけエクササイズ（夜間コース） 6回、延べ134人 きっかけエクササイズ（八幡野コース） 4回、延べ46人
食環境づくり事業	市民の「食」を通じての健康づくりを推進するため、正しい食習慣の定着を目指した、「食環境づくり」「まちづくり」を実施した。	バランス弁当の普及：ホームページやSNS等を活用し、望ましい食生活等について情報を提供 出張型栄養相談：8回、延べ931人 オンライン栄養サポート：3回、110人 菓子まつりへの展示や健康相談 90人
食育推進活動	人づくり部会、まちづくり部会を中心に、教育関係者、食育推進者、推進団体との連携を図り、食育推進に向けた会議や食関連事業への参加を支援した。食育関連の全国大会参加や市内の幼稚園・保育園に食育健康教室を実施した。また、生活習慣病予防や改善に必要な食生活の情報や、栄養バランスに配慮した料理動画等を配信した。	かんたん！げんき！野菜料理レシピコンテスト 応募総数：193作品 野菜料理レシピカレンダー作成配布：5,600部 市内保育園・小中学校で受賞作品の給食実施 料理動画の配信：5本 Instagramへの投稿：2回
健康チェック事業	市民、観光客の健康づくり支援のため、市内の施設に血圧計を設置した。また、血圧計の利用促進と市民が自ら健康管理の必要性を意識できるよう健康チェックデーを実施した。	宇佐美コミュニティセンター等に設置されている計5台の血圧計を交換 健康チェックデー：6回、延べ459人
健康マイレージ事業	市民の健康意識の向上と健康寿命の延伸を図るため、健康づくりを「ポイント化・見える化」する事業を実施した。	いとう健康マイレージ 参加者数 16,771人

(4) 予防接種事業等（単位：人）

〔健康推進課〕

区	分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
結核予防	B C G	216	196	183	167
予防接種	麻 し ん	0	0	0	0
	風 し ん	0	0	0	0
	麻しん風しん 混合	1期 212 2期 272	1期 202 2期 268	1期 180 2期 229	1期 186 2期 229
	二 種 混 合	335	273	313	267
	四 種 混 合	延べ初回 622 追加 222	延べ初回 652 追加 192	延べ初回 52 追加 201	延べ初回 1 追加 32
	五 種 混 合			延べ初回 516 追加 11	延べ初回 479 追加 153
	不活化ポリオ	延べ初回 0 追加 0	延べ初回 0 追加 0	延べ初回 0 追加 0	延べ初回 0 追加 0
	インフルエンザ	13,242	12,065	10,978	11,230
	新型コロナ			3,011	1,367
	日 本 脳 炎	延べ1期 984 2期 594	延べ1期 693 2期 436	延べ1期 809 2期 392	延べ1期 616 2期 273
	子 宮 頸 が ん	延べ 324	延べ 402	延べ 1,047	延べ 325
	ヒ ブ	延べ初回 619 追加 210	延べ初回 589 追加 211	延べ初回 143 追加 54	延べ初回 0 追加 8
	小児用肺炎球菌	延べ初回 619 追加 211	延べ初回 591 追加 210	延べ初回 566 追加 185	延べ初回 476 追加 171
	水 痘	延べ 413	延べ 378	延べ 367	延べ 330
	高齢者肺炎球菌	917	1,008	131	269
	B 型 肝 炎	延べ 612	延べ 602	延べ 573	延べ 469
	ロ タ	延べ 486	延べ 469	延べ 462	延べ 369
	高齢者帯状疱疹				延べ1回 367 延べ2回 1,830
任意予 防接種 事業	インフルエンザ				延べ1回 961 延べ2回 1,355
	おたふくかぜ				延べ 355
	帯状疱疹				延べ1回 132 延べ2回 1,856
風しん 追加対 策事業	風しん抗体検査	81	79	56	—
	風しん第5期 予防接種	20	13	14	0
	大人の風しん 予防接種	27	33	20	26

※ （ ）内の数値は、診察のみを受けた人数

※ 平成25年度から高齢者肺炎球菌を実施、平成26年10月から定期接種となった。令和6年度から対象者が接種日当日65歳の方のみに変更

※ 平成26年10月から水痘を実施

※ 平成28年10月からB型肝炎を実施

- ※ 令和2年10月からロタを実施
- ※ 令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を再開
- ※ 風しん追加対策事業
 - ・風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種については、平成31年2月1日から令和4年3月31日までの3年間（令和4年2月に令和7年3月31日まで延長）の時限措置として、風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった男性（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）を対象に実施
 - 令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかった者に対して予防接種を令和8年度まで実施
 - ・大人の風しん予防接種については、接種当日に伊東市に住民票があり、静岡県実施の風しん抗体検査や妊婦健康診査等を受け、十分な量の抗体がないと判定された妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の同居者又は抗体価が低い妊婦の同居者を対象に実施
- ※ 令和7年4月1日から带状疱疹ワクチン定期接種と伊東市で任意接種を実施
- ※ 令和7年4月1日から任意おたふく接種実施
- ※ 令和7年10月1日から任意インフルエンザ接種実施

8 医療・保険

(1) 救急医療事業

〔健康推進課〕

本市の第一次救急医療は、伊東市医師会の協力を得て、市立夜間救急医療センター（毎日、午後7時～午後11時）で、内科（小児科）・外科の診療を実施している。また、日曜・祝日（12月31日～1月3日を含む。）についても、伊東市医師会に所属する医療機関において、在宅当番医制（午前9時～午後5時）で、内科・外科・小児科の診療を実施している。なお、第二次救急医療は、伊東市民病院において、24時間体制で診療を実施している。

市立夜間救急医療センター受付状況

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
患 者 数 (人)	内 科	747	1,363	1,294	1,111
	(うち小児科)	(206)	(465)	(304)	(320)
	外 科	538	571	579	506
	そ の 他	0	0	0	0
	合 計	1,285	1,934	1,873	1,617
1 日 平 均 患 者 数 (人)		3.5	5.3	5.1	4.4
患者の内訳 (人)	市 民	1,073	1,585	1,521	1,361
	市 民 以 外	212	349	352	256
急 患 数 (人)		610	544	455	427
事 業 費 (千円)		98,279	103,639	105,835	106,462

(2) 地域医療対策事業

〔健康推進課〕

医療施設設置等基金（単位：千円）

年度	基 金 へ の 積 立 金			取 崩 額	年度末現在高
	寄 附 金	一般会計	預金利子		
令和 5	0	0	9	40,000	245,370
6	5	0	61	40,000	205,436
7	0	0	280	43,000	162,716

※ 平成30年4月1日から、基金名称が医療施設設置等基金となった。

(3) 伊東市民病院

〔健康推進課〕

① 病院事業

伊東市民病院は平成13年3月1日、国立伊東温泉病院の経営移譲を受け11診療科、一般病床250床

の病院として開院したが、旧病院施設は、建設から４０年以上が経過し老朽化が著しいことから、国からの譲渡に伴う１０年間の用途指定期間が終わる機会を捉え、平成１４年に病院建設用地として取得した伊東スタジアム跡地に平成２５年３月１日に新病院を開院した。

病院運営では、開院以来担ってきた２４時間３６５日の第二次救急医療について、平成２７年２月に救急科を標榜し、救急医療の機能向上を図ってきた。平成３０年９月には地域医療の中核を担う病院として静岡県から地域医療支援病院の承認を受け、地域の診療所との役割分担を行ったことで病診連携が図られ、地域全体の医療の質の向上及び専門的な医療の提供に努めることができた。今後も、医療水準の一層の向上を目指し、地域医療の充実と安定を図る。

今後も、市民の皆様に保健、医療、福祉分野の総合的なサービスを提供し、地域医療の基幹的施設としての役割を担うことができるよう、医療機能の整備や医療スタッフ等の充実に努め、医療水準の一層の向上と病院経営の健全性を保ち、より信頼される病院を目指していく。

② 施設の概要

許可病床数	一般病床数 ２５０床
診療科目 (２０診療科)	内科、消化器内科、循環器内科、心療内科、内分泌・代謝内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科、精神科
所在地	伊東市岡１９６番地の１
敷地面積	２１，９５６．３７㎡
病院施設延べ床面積	１８，６２８．３５㎡
看護配置	１０対１
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会 (平成２５年３月１日から令和２５年３月３１日まで)

③ 入院及び外来の状況（※ 平成２３年度から利用料金制に変更した。）

年度	入院患者		外来患者	
	延患者数	１人当たり 在院日数	延患者数	１人当たり 通院回数
令和 ５	人 67,050	日 17.8	人 97,052	回 9.3
6	61,096	18.5	94,499	9.4
7	64,435	17.8	91,348	9.7

④ 入院の診療科別患者数（単位：人・％）（※ 表中の平均は１日平均の入院患者数）

年度	区分	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経科
令和 ５	患者数	38,189	193	5,790	20,236	1,748
	平均	104.3	0.5	15.8	55.3	4.8
	構成比	57.0	0.3	8.6	30.2	2.6
6	患者数	35,680	141	4,843	18,930	835
	平均	97.7	0.4	13.3	51.9	2.3
	構成比	58.4	0.2	7.9	31.0	1.4
7	患者数	38,073	124	3,948	20,373	1,280
	平均	104.3	0.3	10.8	55.8	3.5
	構成比	59.1	0.2	6.1	31.6	2.0

年度	区 分	皮 膚 科	泌 器	尿 科	産 人	婦 科	眼 科	耳 鼻 いんこう科	合 計
令和 5	患者数	0	102	574	145	73	67,050		
	平 均	0.0	0.3	1.6	0.4	0.2	183.2		
	構成比	0.0	0.1	0.9	0.2	0.1	100.0		
6	患者数	13	78	357	136	83	61,096		
	平 均	0.0	0.2	1.0	0.4	0.2	167.4		
	構成比	0.0	0.1	0.6	0.2	0.2	100		
7	患者数	24	102	360	148	3	64,435		
	平 均	0.1	0.3	1.0	0.4	0.0	176.5		
	構成比	0.0	0.2	0.6	0.2	0.0	100		

⑤ 外来の診療科別患者数（単位：人・％） （※ 表中の平均は1日平均の外来患者数）

年度	区 分	内 科	小 児 科	外 科	整 形 科	脳 神 経 科	皮 膚 科		
令和 5	患者数	42,150	1,407	10,700	18,526	1,458	6,202		
	平 均	173.5	5.8	44.0	76.2	6.0	25.5		
	構成比	43.4	1.5	11.0	19.1	1.5	6.4		
6	患者数	40,381	1,465	10,398	17,842	1,530	6,245		
	平 均	166.2	6.0	42.8	73.4	6.3	25.7		
	構成比	42.7	1.6	11.0	18.9	1.6	6.6		
7	患者数	38,202	1,426	10,813	16,587	1,657	6,445		
	平 均	157.9	5.9	44.7	68.5	6.8	26.6		
	構成比	41.8	1.6	11.8	18.2	1.8	7.1		
年度	区 分	泌 器 尿 科	産 人 婦 科	眼 科	耳 鼻 いんこう科	放 射 線 科	リハビリテー ション科	合 計	
令和 5	患者数	3,659	2,443	6,318	1,152	1,564	1,473	97,052	
	平 均	15.1	10.1	26.0	4.7	6.4	6.1	399.4	
	構成比	3.8	2.5	6.5	1.2	1.6	1.5	100.0	
6	患者数	3,371	2,877	6,154	1,013	1,608	1,615	94,499	
	平 均	13.9	11.8	25.3	4.2	6.6	6.7	388.9	
	構成比	3.6	3.0	6.5	1.1	1.7	1.7	100	
7	患者数	3,359	3,053	5,895	548	1,685	1,678	91,348	
	平 均	13.9	12.6	24.4	2.3	7.0	6.9	377.5	
	構成比	3.7	3.3	6.5	0.6	1.8	1.8	100	

⑥ 救急患者数（単位：人・％） （※ 表中の平均は1日平均の救急患者数）

年度	区 分	内 科	小児科	外 科	整 形 科	脳神経 外 科	皮膚科	泌 器 尿 科	産 婦 人 科	眼 科	耳 鼻 いんこう科	合 計
令和 5	時間外	3,627	360	404	721	219	4	14	27	3	34	5,413
	時間内	1,079	18	66	231	70	0	3	4	2	1	1,474
	合 計	4,706	378	470	952	289	4	17	31	5	35	6,887
	平 均	12.9	1.0	1.3	2.6	0.8	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	18.8
	構成比	68.3	5.5	6.8	13.8	4.2	0.1	0.2	0.5	0.1	0.5	100.0
6	時間外	3,662	309	384	739	290	5	5	32	2	34	5,462

	時間内	1,016	26	61	255	62	0	0	2	0	4	1,426
	合 計	4,678	335	445	994	352	5	5	34	2	38	6,888
	平 均	12.8	0.9	1.2	2.8	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	18.9
	構成比	67.9	4.9	6.5	14.4	5.1	0.1	0.1	0.5	0.0	0.5	100
7	時間外	3,412	314	471	813	271	6	24	43	0	19	5,373
	時間内	886	30	59	242	62	2	1	5	2	0	1,289
	合 計	4,298	344	530	1,055	333	8	25	48	2	19	6,662
	平 均	11.8	0.9	1.5	2.9	0.9	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	18.3
	構成比	64.5	5.2	8.0	15.8	5.0	0.1	0.4	0.7	0.0	0.3	100

⑦ 病院事業の収支（単位：千円・税込み）

区	分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	医 業 収 益	55,000	55,000	55,000
	医 業 外 収 益	383,736	368,344	387,796
	特 別 利 益	0	0	0
	合 計	438,736	423,344	442,796
収 益 的 支 出	医 業 費 用	328,276	312,451	312,998
	医 業 外 費 用	47,083	44,600	42,180
	特 別 損 失	0	0	0
	合 計	375,359	357,051	355,178
損	益	63,377	66,293	87,618
資 本 的 収 入	企 業 債	0	0	0
	他 会 計 出 資 金	83,940	83,364	82,756
	他 会 計 負 担 金	0	0	0
	長 期 貸 付 金 回 収 金	19,879	19,939	19,998
	合 計	103,819	103,303	102,754
資 本 的 支 出	病 院 改 良 費	0	0	0
	企 業 債 償 還 金	164,498	164,205	163,870
	合 計	164,498	164,205	163,870
年 度 末 固 定 資 産 現 在 高	有 形 固 定 資 産	4,326,128	4,144,938	3,968,787
	無 形 固 定 資 産	—	—	—
	合 計	4,326,128	4,144,938	3,968,787
企 業 債	当 年 度 発 行 額	0	0	0
	発 行 額 合 計	6,755,200	6,755,200	6,755,200
	当 年 度 償 還 額	164,498	164,205	163,870
	償 還 額 合 計	3,706,081	3,870,286	4,034,156
	年 度 末 未 償 還 額	3,049,119	2,884,914	2,721,044

(4) 伊東市介護老人保健施設みはらし

〔高齢者福祉課〕

① 施設の運営

伊東市介護老人保健施設みはらしは、平成18年4月1日に伊東市が開設し、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者に指定している。

② 施設の概要

所在地	伊東市岡187番地
構造	4階建て（地下1階、地上3階）鉄骨・鋼管コンクリート造
敷地面積	8,827.83㎡
建築面積	3,289.89㎡
延べ床面積	7,472.69㎡
総事業費	本体、電気、給排水工事等16億3,519万2,500円
施設定員	入所125人（うち認知症40人）個室37室 4人室22室、通所リハビリテーション30人
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会（平成17年7月1日から令和18年3月31日まで）

(5) 国民健康保険事業

〔保険年金課〕

国民健康保険は、地域における安心・信頼の医療の確保と、国保被保険者の健康の保持増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしており、本市では昭和35年4月から施行した。

加入率は他都市に比べ高く、また、構造的には中高齢者を多く抱えており、医療費の増加を抑えるために、特定健康診査・特定保健指導、一日人間ドック、脳ドック、医療費通知及びジェネリック差額通知等の医療費適正化事業を実施している。

一方、国民健康保険税の収納率は、様々な徴収努力により増加傾向ではあるものの、被保険者の負担能力の低下や低所得者の増加等により、歳出予算に見合う税収の確保は、困難な状況となっている。

なお、国民健康保険税は、根幹となる基礎課税分（医療分）に加え、平成12年度からは介護保険制度を支える目的で介護納付金課税額が、平成20年度からは後期高齢者医療制度の創設に合わせて後期高齢者支援金等課税額が、それぞれ賦課されることとなり、3本立て課税となっている。

また、国民健康保険事業の運営は、平成30年度からは県と市の共同運営となり、財政運営の主体は県が担うこととなり、県は市に毎年度標準保険税率を示すこととなった。

この標準保険税率で示された税率及び賦課方式に基づき、平成30年度からの適用となる国民健康保険税率を平成29年度に改正し、資産割及び介護納付金課税額における平等割を廃止した。

① 加入率（各年度末現在、単位：世帯・人・％）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯（世帯加入率）	12,545（35.2）	12,079（33.8）	11,469（32.1）	11,016（30.9）
被保険者（人口加入率）	18,275（27.7）	17,331（26.6）	16,243（25.4）	15,449（24.5）

② 保険給付状況

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般被保険者	受診率（％）	1,672.18	1,669.50	1,667.56
	1件当たり診療日数（日）	1.14	1.13	1.12
	1件当たり費用額（円）	22,238	21,972	22,584
	1人当たり費用額（円）	371,861	366,830	376,610
退職被保険者	受診率（％）	—	—	—
	1件当たり診療日数（日）	—	—	—

	1 件当たり費用額 (円)	—	—	—
	1 人当たり費用額 (円)	—	—	—
一般被保険者	療 養 給 付 費 (円)	4,949,929,292	4,596,563,367	4,444,592,620
	療 養 費 (円)	25,764,045	27,571,194	26,838,120
	高 額 療 養 費 (円)	742,484,241	705,549,660	690,416,922
	高額介護合算療養費 (円)	601,330	834,270	438,991
退職被保険者	療 養 給 付 費 (円)	0	0	0
	療 養 費 (円)	0	0	0
	高 額 療 養 費 (円)	0	0	0
	高額介護合算療養費 (円)	0	0	0
国民健康保険事業費納付金 (円)		2,299,230,499	2,122,328,030	2,174,820,790

※ 令和3年度以降は退職被保険者数がゼロにつき、退職被保険者に係る「受診率 (%)」、「1 件当たり診療日数 (日)」、「1 件当たり費用額 (円)」、「1 人当たり費用額 (円)」は計算できないため、ハイフンとする。

③ 保険税賦課の状況

区 分			令和 6 年度			令和 7 年度		
			基礎課税額	後期高齢者 支援金等 課税額	介護 納付金 課税額	基礎課税額	後期高齢者 支援金等 課税額	介護 納付金 課税額
一般被 保険者	現年度調定額(千円)		1, 026, 646	381, 945	146, 789	1, 033, 702	399, 109	146, 918
	収 納 率 (%)		94. 7	94. 6	92. 4	94. 0	94. 0	92. 1
	1 世帯当たり調定額(円)		87, 196	32, 440	28, 056	91, 681	35, 398	28, 684
	1 人当たり調定額(円)		61, 070	22, 720	24, 119	65, 115	25, 141	24, 734
退職被 保険者	現年度調定額(千円)		0	0	0	0	0	0
	収 納 率 (%)		—	—	—	—	—	—
	1 世帯当たり調定額(円)		—	—	—	—	—	—
	1 人当たり調定額(円)		—	—	—	—	—	—
1 世 帯 最 高 額 (円)			650, 000	220, 000	170, 000	650, 000	240, 000	170, 000
1 世 帯 最 低 額 (円)			11, 500	4, 300	3, 900	12, 000	4, 600	3, 900
賦 課 割 合	所 得 割 合 (%)		52. 64	52. 37	52. 50	52. 36	51. 85	52. 41
	均 等 割 合 (%)		31. 62	31. 78	47. 50	32. 38	33. 40	47. 59
	平 等 割 合 (%)		15. 74	15. 85	—	15. 26	14. 75	—
税 率	所 得 割		5. 6/100	2. 1/100	1. 7/100	5. 7/100	2. 2/100	1. 7/100
	均 等 割 (円)		22, 400	8, 400	13, 200	24, 000	9, 600	13, 200
	平 等 割 (円)		16, 000	6, 000	—	16, 000	6, 000	—
低所得 者減額	7 割 該当	均 等 割 (円)	15, 680	5, 880	9, 240	16, 800	6, 720	9, 240
		平 等 割 (円)	11, 200	4, 200	—	11, 200	4, 200	—

	5割 該当	均 等 割 (円)	11,200	4,200	6,600	12,000	4,800	6,600
		平 等 割 (円)	8,000	3,000	—	8,000	3,000	—
	2割 該当	均 等 割 (円)	4,480	1,680	2,640	4,800	1,920	2,640
		平 等 割 (円)	3,200	1,200	—	3,200	1,200	—
減 額 の 総 額 (千 円)			174,407	65,403	23,685	169,743	66,516	23,104
減 額 世 帯 数			6,983	6,983	2,858	6,540	6,540	2,751
未 就 学 児 減 額	減 額 の 総 額 (千 円)		2,149	806	—	2,063	825	—
	減 額 者 数		299	299	—	274	274	—
産 前 産 後 減 額	減 額 の 総 額 (千 円)		312	117	10	234	92	1
	減 額 者 数		27	27	1	17	17	1

※ 令和6年度及び7年度は退職被保険者数がゼロにつき、退職被保険者に係る「収納率(%)」、「1世帯当たり調定額(円)」、「1人当たり調定額(円)」は計算できないため、ハイフンとする。

④ 特定健診・特定保健指導実施状況 (単位：人・%)

〔健康推進課〕

年度	項 目		対象者数	特定健診実施者数		健診受診率 ・ 特保利用率
				特定保健指導 初回利用者数	特定保健指導 前年度からの 継続利用者数	
令和 5	特 定 健 診		12,902	6,040		46.8
	特 定 保 健 指 導	動機づけ支援	481	149	121	31.0
		積極的支援	201	31	12	15.4
6	特 定 健 診		12,104	5,602		46.3
	特 定 保 健 指 導	動機づけ支援	494	124	127	25.1
		積極的支援	177	23	35	13.0
7	特 定 健 診		11,627	5,678		48.8
	特 定 保 健 指 導	動機づけ支援	421	107	67	25.4
		積極的支援	136	19	4	14.0

※ 特定健診の5年度・6年度については法定報告値となるが、7年度は3月末現在となる。

※ 特定保健指導の利用者数は、当該年度中に保健指導を1回以上受けた人数である。

⑤ 国民健康保険事業基金の推移 (単位：千円)

〔保険年金課〕

年度	前年度末現在高	年 度 中 増 減 高			年度末現在高
		基金取崩し額	基金積立金	利子積立金	
令和 5	1,277,836	123,344	0	13	1,154,505
6	1,154,505	71,117	0	693	1,084,081
7	1,084,081	26,081	0	1,183	1,059,183

(6) 後期高齢者医療制度

〔保険年金課〕

後期高齢者医療制度は、昭和58年2月に施行された老人保健制度に代わり、75歳以上の者及び65歳以上の障害認定者に対して、国民の共同連帯の理念等に基づき後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に平成20年4月から施行された。

県下の全市町で構成される静岡県後期高齢者医療広域連合が制度の運営を行い、市は、申請受付等の窓口事務及び保険料の徴収を担当する。

① 加入者の状況（各年度末現在、単位：人）

年 度	75歳以上	障害認定	合 計
令和 5	16,713	133	16,846
6	17,051	111	17,162
7	17,309	107	17,416

② 保険料の収納状況（単位：千円・％）

年度	区 分		予算額	調定額	収 入	済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
						還付未済額			
令和 5	現 年	普通徴収	1,073,647	424,442	413,817	875	0	7,701	97.3
		特別徴収		656,449	659,373	2,924			100.0
	滞納繰越		8,312	26,263	7,055	15	2,247	16,961	26.8
	合 計		1,081,959	1,107,154	1,080,245	3,814	2,247	24,662	97.2
6	現 年	普通徴収	1,256,638	528,183	514,644	1,718	0	10,196	97.1
		特別徴収		733,624	736,967	3,343			100.0
	滞納繰越		9,618	28,409	6,958	122	5,559	15,892	24.1
	合 計		1,266,256	1,290,216	1,258,569	5,183	5,559	26,088	97.1
7	現 年	普通徴収	1,327,186	560,068	543,406	1,104	0	12,930	96.8
		特別徴収		780,030	783,762	3,733			100.0
	滞納繰越		11,292	31,238	8,855	7	2,567	19,816	28.3
	合 計		1,338,478	1,371,336	1,336,023	4,844	2,567	32,746	97.1

※ 保険料は、個人ごとの納付

③ 保険料率（均等割額と所得割率、単位：円・％）

年 度	均等割額	所得割率
令和 5	42,500	8.29
6	47,000	9.49
7	47,000	9.49

※ 保険料は、均等割額と所得割額（基礎控除後の総所得金額等×所得割率）の合算額

④ 負担金の状況（各年度末現在、単位：円）

年 度	事務費負担金	療養給付費負担金	保険基盤安定負担金
令和 5	32,782,000	894,376,691	282,615,056
6	36,579,000	996,918,535	319,468,836
7	34,570,000	1,002,035,195	321,830,645

9 国 民 年 金

〔保険年金課〕

(1) 拠出制国民年金

① 被保険者の状況（単位：人）

年度	実 被 保 険 者 数			
	第1号強制	第1号任意	第3号	計
令和4年	7, 8 2 6	1 1 0	2, 2 1 8	1 0, 1 5 4
5年	7, 5 8 4	1 1 9	2, 1 0 5	9, 8 0 8
6年	7, 3 2 3	1 1 7	1, 9 6 7	9, 4 0 7

② 納付率の推移（単位：月・％）

年度	納付対象月数（A）	納付月数（B）	納付率（B／A）
令和4年	5 5, 6 0 7	4 1, 5 6 7	7 4. 8
5年	5 4, 1 4 4	4 1, 7 8 4	7 7. 2
6年	5 2, 7 8 1	4 0, 9 4 4	7 7. 6

③ 保険料免除の状況（単位：人・％）

年度	強制被保険者数 （A）	免 除 者 数			免 除 率 （B／A）
		法定免除	申請免除	計（B）	
令和4年	7, 8 2 6	8 1 0	2, 7 3 6	3, 5 4 6	4 5. 3
5年	7, 5 8 4	8 2 4	2, 5 6 2	3, 3 8 6	4 4. 6
6年	7, 3 2 3	8 1 9	2, 4 4 4	3, 2 6 3	4 4. 6

④ 旧法による年金受給者及び年金額（単位：人・円）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額
老 齢 年 金	242	122, 312, 879	211	107, 129, 177	181	91, 796, 498
通 算 老 齢 年 金	145	33, 863, 492	124	29, 153, 995	89	20, 456, 034
障 害 年 金	19	15, 750, 450	15	12, 681, 600	14	12, 205, 500
母 子 年 金	0	0	0	0	0	0
遺 児 年 金	0	0	0	0	0	0
寡 婦 年 金	0	0	0	0	0	0
合 計	406	171, 926, 821	350	148, 964, 772	284	124, 458, 032

⑤ 基礎年金新法による年金受給者及び年金額（単位：人・円）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額
老 齢 基 礎 年 金	27, 199	17, 635, 294, 816	27, 143	17, 954, 296, 699	26, 966	18, 320, 339, 569
障害基礎年金	379	313, 816, 600	390	330, 740, 400	380	332, 241, 700
遺族基礎年金	28	21, 438, 400	27	21, 116, 400	25	19, 808, 800
寡 婦 年 金	13	4, 261, 089	15	5, 070, 198	13	4, 476, 738
合 計	27, 619	17, 974, 810, 905	27, 575	18, 311, 223, 697	27, 384	18, 676, 866, 807

(2) 無拠出年金（福祉年金、単位：人・円）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額
老 齢 福 祉 年 金	0	0	0	0	0	0
障 害 基 礎 年 金	644	547,260,550	637	553,470,900	652	580,086,225
合 計	644	547,260,550	637	553,470,900	652	580,086,225

※ (1)の④～⑤及び②の受給権者数及び受給金額には、停止者の人数及び金額も含まれているため、実際に受給する人数及び金額とは異なる。

(3) 年金生活者支援給付金（単位：人・円）

年度	受給者数	納付額
令和4年	6, 3 1 4	2 4, 3 7 8, 9 4 7
5年	6, 2 1 1	2 4, 4 6 1, 3 0 7
6年	6, 1 8 9	2 5, 0 6 2, 2 0 6

観光経済

伊東は古くから湯治場と漁港の町として知られ、昭和初期の産業別人口比率は、第一次産業が41%を占め、半農半漁の色彩の強い地域であった。

昭和13年、国鉄伊東線の開通に伴い、温泉を核とする観光地へと変貌し、昭和25年には第一次産業と第三次産業の人口比率が逆転した。その後、旧市街地とその周辺の観光地化がますます進み、その比率差は広がりを見せ、令和2年の国勢調査では、第一次産業従事者は2.6%まで減少し、一方、第三次産業従事者は84.1%を占めるなど、本市は観光産業を基幹産業とした産業形態をなしている。

また、第二次産業についても、土産物や飲食料品との強い結びつきから、また、第一次産業も地産地消を推進する観点から、第三次産業と連携を図る動きがあるなど、相互の協働を通してまちの活性化に努めている。

1 労働

〔産業課〕

(1) 労働対策

区 分	伊東市雇用問題対策会議
発 足	平成29年度（平成30年2月8日）
委員選出 団体・事業所	伊東市、三島公共職業安定所伊東出張所（ハローワーク伊東）、伊東商工会議所、伊東建設関連業者連絡協議会、伊東市商店街連盟、一般社団法人伊東観光協会、伊東温泉旅館ホテル協同組合、中小企業家同友会伊東支部ほか市内事業所29社
内 容	働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の醸成を図り、若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする伊東市で働く全ての人々の労働環境や待遇の改善及び市内企業の雇用情勢の安定化を目的として、市内における雇用環境に係る課題や改善策について、協議を行っている。

(2) 労働関係諸団体

伊東市シルバーワークプラザ

区 分	内 容
概 要	高齢者の就業の機会、相談、また、職業訓練の講習会等を行う拠点として平成6年4月に開設し、管理等は平成18年度から指定管理者として（公社）伊東市シルバー人材センターに委託している。
施設内容	1階（109.85㎡）：作業室、浴室、倉庫ほか 2階（108.78㎡）：事務室、相談室、休憩室ほか（相談室では高齢者の就業相談等を実施） 3階（104.16㎡）：研修室、書庫ほか（研修室では各種会議や職業訓練の講習会等を実施）
開館日時	午前9時から午後5時まで、休館日は日曜日・土曜日・国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの期間となっている。

(3) 労働福祉

市内在住勤労者への住宅建設資金融資と教育資金融資を静岡県労働金庫との協調融資として実施している。

平成13年度から一般の住宅建設資金融資に加え、地元の建設業者へ施工依頼した場合に利用できる在来軸組木造住宅建設資金を創設した。

① 教育資金貸付状況（単位：件・千円・%）

年度	件数	貸付金	融資金	融資利率
令和5	14	30,000	34,300	1.40（1.40）
6	20	30,000	42,420	1.40（1.40）
7	22	30,000	49,930	1.40（1.60）

② 住宅建設資金貸付状況（単位：件・千円・％）

年度	住 宅 建 設 資 金				在来軸組木造住宅建設資金			
	件数	貸付金	融資金	融資利率	件数	貸付金	融資金	融資利率
令和5	1	20,000	3,500	1.20(1.05)	0	20,000	0	1.00(0.85)
6	1	20,000	10,000	1.15(1.30)	0	20,000	0	0.95(1.10)
7	0	20,000	0	1.50(1.50)	0	20,000	0	1.20(1.20)

※（ ）内は下期（10月～3月）の利率

(4) 共済事業

補助金交付事業

事業名	補 助 金 (千円)			内 容
	令和5年度	6年度	7年度	
高等職業訓練校育成事業	1,800	1,800	1,800	職業訓練の実施の促進
労働者福祉協議会事業	100	100	100	地域労働者の福祉活動を総合的に推進
特定退職金共済制度奨励事業	1,332	1,272	1,244	従業員の福祉の向上、雇用の安定及び人材確保
高齢者労働能力活用事業	19,000	19,000	19,000	高齢者の生きがいと就労意欲の高揚、地域社会の活力の向上とあわせて介護支援と育児支援事業等を実施、また、シルバー交流サロンの運営によるシルバー世代の社会参画の場を創出
勤 労 者 共 済 会 事 業	5,300	5,300	5,300	市内の中小企業で働く従業員及び事業主の福利厚生の実施、経営安定及び従業員の定着化
中小企業等採用力強化事業	-	-	100	市内の中小企業等における採用活動に対する人材確保支援制度

(5) 委託事業

再就職講座事業として、職業訓練法人伊東職業訓練協会に委託し、離転職者等を対象に再就職を支援するためのパソコン講座（100時間／20日間）を開催し、雇用の創出を図った。（委託費700千円、受講者6人）

(6) 技能功労者表彰

永く同一の技術職に従事し、技能の錬磨・後進の育成等により、技能者の社会的地位の高揚及び技能水準の向上に功績のあった技能者を表彰する。

近年の被表彰者の人数は、令和4年度9人、令和5年度11人、令和6年度4人、令和7年度4人である。

2 農 業

〔産業課〕

2025年世界農林業センサスによると、総農家戸数は437戸（販売農家146戸、自給的農家291戸）であり、経営規模は1ha未満の小規模農家が大部分を占め、経営規模の縮小と離農傾向が続いている。

主要農作物は柑橘であり、これにイチジク、キウイフルーツ、花木、野菜類の栽培が行われている。特に柑橘は地域農業の主体であるが、経営が脆弱なため、温州みかんから寿太郎温州、不知火、はるみ、麗紅等、優良柑橘への転換を図り、体質強化に努めている。

(1) 農業委員会

区 分	内 容
委 員	農業委員会委員 14人（推薦12人、応募2人）※任期 R8.7.19 まで 農地利用最適化推進委員 8人（推薦8人）※任期 R8.7.19 まで
総 会 開会状況	令和5年度：13回（議案件数42件） 6年度：12回（議案件数46件） 7年度：12回（議案件数45件）

(2) 農地関係処理状況（単位：件・a）

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第3条（農地のままでの権利移動）	26	373	16	110	17	245
農地法第4条（権利移動を伴わない転用）	5	19	4	19	5	18
農地法第5条（転用を目的とする権利移動）	11	48	21	107	16	64
非 農 地 証 明	27	223	24	142	8	32
非 農 地 判 断	20	165	8	131	6	18
農 地 の 転 用 確 認	27	—	22	—	26	—
一 般 証 明	9	—	11	—	5	—

(3) 農 家

① 農家数（2025年世界農林業センサス）

総農家数	販売農家数	自給的農家数
437 戸	146 戸	291 戸

② 主業副業別農業個人経営体・農業従事者数（2025年世界農林業センサス）

主業	準主業	副業的	基幹的農業従事者数
24 経営体	23 経営体	131 経営体	218 人

(4) 農 地

耕地面積（令和7年度耕地面積調査）

耕地面積計	田	畑及び樹園地
359ha	21ha	338ha

(5) 農業振興

① 農業振興事業

事業名	内 容
農用地利用権設定事業	遊休農地の有効利用によって農家の規模拡大と育成を図る。 「貸手農家数／借手農家数／利用権設定面積」の実績は、 令和 5 年度：6 戸／6 戸／12,748 m ² 継続：54 戸／43 戸／89,203 m ² 令和 6 年度：11 戸／13 戸／11,876 m ² 継続：44 戸／34 戸／72,594 m ² 令和 7 年度：3 戸／3 戸／7,576 m ² 継続：41 戸／33 戸／63,711 m ²
	法人の農業参入（解除条件付利用権設定） 6 件 1,037 m ² （アロエ栽培）、7,445 m ² （オリーブ栽培）、3,821 m ² （野菜栽培）、 49,687 m ² （水稻）
市民農園事業	特定農地貸付法による、NPO法人を実施主体とした市民農園 令和 5 年度：89 区画（8,801 m ² ）：担い手育成型市民農園 11 区画（8,589 m ² ） 令和 6 年度：97 区画（8,801 m ² ）：担い手育成型市民農園 30 区画（10,337 m ² ） 令和 7 年度：90 区画（8,801 m ² ）：担い手育成型市民農園 21 区画（7,502 m ² ）

② 農業振興事業補助金

事業名	補助金（千円）			内 容
	令和 5 年度	6 年度	7 年度	
静岡県東部農業共済組合運営事業	828	828	828	農業共済事業への助成
有害鳥獣駆除事業	1,000	1,000	1,000	駆除による農作物への被害防止
鳥獣害防止対策事業	1,000	1,000	1,000	狩猟免許取得及び被害防止資材の購入補助
有害鳥獣対策協議会運営事業	0	0	2,839	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会の運営補助（R5 年度から熱海市において補助、R7 年度から伊東市において補助）

③ 畜産振興

畜産はBSEや鳥インフルエンザの発生に加え、廃棄物処理の規制が強化されたため、その経営環境は大変厳しく、肉牛生産は平成21年度に終了し、鶏卵生産は令和4年度に終了した。養蜂は、数軒の業者で、衛生的な飼育環境の保全に努めている。

（畜産飼養の現況）

令和8年4月1日現在

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
採 卵 鶏	0 羽	0 羽	0 羽
蜜 蜂	251 群	306 群	303 群

(6) 土地改良

① 農業基盤整備

年 度	事業区分	事業名（事業費）
令和 5	市費単独	市内農道修繕（2 か所）（424 千円） 農道危険箇所修繕（5 か所）（3,000 千円）
6	市費単独	市内農道修繕（3 か所）（399 千円） 農道危険箇所修繕（8 か所）（3,010 千円）
7	市費単独	市内農道修繕（1 か所）（292 千円） 農道危険箇所修繕（3 か所）（2,179 千円）

② 多面的機能支払交付金（旧農地・水保全管理支払）（令和7年度）

＜農地維持支払交付金＞

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理に取り組む活動組織を支援する。

支援単価 水田 3,000 円/10 a 畑 2,000 円/10 a （負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

＜資源向上支払交付金＞

1. 地域資源の質的向上を図る共同活動

施設の軽微な補修、農村環境保全活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動に取り組む活動組織を支援する。

支援単価 水田 1,800 円/10 a 畑 1,080 円/10 a （負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

2. 施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う活動組織を支援する。

支援単価 水田 4,400 円/10 a 畑 2,000 円/10 a （負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

活動 地区	面積（a）	農地維持支払交付金		資源向上支払交付金 （共同活動）		資源向上支払交付金 （長寿命化）	
		交付額 （千円）	市負担額 （千円）	交付額 （千円）	市負担額 （千円）	交付額 （千円）	市負担額 （千円）
十 足	畑 640 a	284	71	163	41	299	75
	水田 520 a						
池	畑 70 a	821	205	492	123	1026	256
	水田 2,690 a						

3 林

業

〔産業課〕

本市は、西に位置する天城山系が海まで迫り、平地に乏しい地形となっている。全市域 12,402ha のうち市街地、農業用地等を除く森林面積は 6,872ha となり、林野率は約 55% に及んでいる。このうち人工林が 3,140ha で全森林の約 46% を占めている。人工林の約 94% は 8 齢級以上で資源として成熟しており積極的な利用が望まれるものの、小規模零細な所有形態が多数を占めており一体的な森林整備が困難な状況である。しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性はますます高まっている。国・県は環境面も配慮した森林の整備を推進しており、本市としても、森林の整備及び林道の改良舗装等に努めている。

(1) 森林管理

① 森林管理事業

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	内 容
森林火災予防事業	延べ 20 日	延べ 20 日	延べ 20 日	林地の巡視や火災予防のチラシ配付、標示板の設置等

② 松くい虫防除事業の概要 （※ 予防剤注入の（ ）内は、予防剤注入の松の本数）

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	内 容
予 防 剤 注 入	1,649 本／(176 本)	2,227 本／(273 本)	1,760 本／(219 本)	マツガート・マツガートクイック
伐倒駆除(材積)／(本数)	—	—	—	NCS（くん蒸処理）

③ 治山事業

年度	事業区分	事業名（事業費）
令和5	県費補助	新井二丁目地内復旧治山事業（18,040千円） 施工面積A=300㎡ 法面保護工 一式

※ 令和6、7年度については、県費補助による治山事業は実施していない。

④ 経営管理権集積森林

森林所有者への意向調査・現地調査の結果等により、経営管理権集積計画を定め、森林の経営管理を行っている。

所在	期間	筆数	面積
岡地区	3年（令和6年4月1日から令和9年3月31日）	3	4.06ha
岡地区	3年（令和7年4月1日から令和10年3月31日）	13	7.15ha
岡地区	3年（令和7年4月1日から令和10年3月31日）	7	1.86ha

(2) 緑化運動

本市は静岡県グリーンバンクに加入しており、緑化運動推進事業を行っている。

緑の募金運動として、街頭募金や市内小・中学校、高等学校、市内事業所等の協力を得て募金を行っている。

また、市出張所に募金箱を設置し、募金及び運動の啓発に努めている。

(3) 林道整備

年度	事業区分	事業名（事業費）
令和5	市費単独	市内林道修繕（2か所）（507千円）
6	市費単独	市内林道修繕（1か所）（495千円）
7	市費単独	市内林道修繕（0か所）

4 水産業

〔産業課〕

本市は、伊豆半島の東岸、相模湾の西側に位置し、南は伊豆七島付近の全国有数の好漁場に隣接しており、漁獲物は極めて多種多様な魚類にわたっている。このような立地条件により、江戸時代から伊東の漁船は「御用船」としての特権を享受し、伊豆一円に自由出漁することを得ており、同時代から漁業発展の素地が受け継がれ、今日に至っている。本市の漁業は、沖合漁業と沿岸漁業に大別され、沖合漁業は伊豆七島近海でのイカ・キンメダイ一本釣りやサバ・ムロアジ棒受網漁業が主力となっており、沿岸漁業は定置網、まき網、採貝藻漁業が操業されている。また、水揚げされた魚は鮮魚として本市を中心とする県東部市場で消費されている。

(1) 水揚げの状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水揚量／水揚げ金額	5,429t/125,418万円	4,644t/83,974万円	4,179t/90,967万円

(2) 水産業振興

① 振興事業への補助及び負担金（単位：千円）

事業名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費
アワビ種苗中間育成・放流事業		332		249		1,275
粗朶魚礁設置事業		1,350		1,325		1,277
ひらめ種苗中間育成・放流事業	1,527	486	1,527	486	2,100	486

わかめ養殖事業		369		382		448
さざえ種苗中間育成・放流事業		714		761		714
キンメダイ食害対策事業	73	185	73	209	73	199
マダイ放流事業	492	20,542	492	20,652	492	20,531

② 水産団体への補助（単位：千円）

区 分	補 助 金			内 容
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
伊豆・いとう 地 魚 王 国	4,000	2,000	3,000	年間を通じて豊富な魚種が水揚げされる伊東の特性を活かすため、関係諸団体等で協力し合い連携を図る中で、地魚の魅力を発信するとともに、地魚の消費拡大や販売促進、魚食普及に取り組む。

③ 漁業近代化資金利子補給額（単位：件・千円）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件 数	5	4	8	6	5	5
利 子 補 給 金	31	22	71	48	107	87

④ 利子補給資金別内容

資金の種類	利子補給率	利子補給を受ける資金の限度額	利子補給期間
130トン未満漁船資金	年2.5%以内	3,000万円	全て、貸付年の翌年から5年間とする。 ただし、償還を開始していないものについては償還開始年から5年間とする。
漁業施設資金	年2.5%以内		
漁業用機具資金	年2.5%以内		
漁具資金	年2.5%以内		
沿岸沖合漁業経営対策資金	年1.0%以内		
水産加工環境保全資金	年1.0%以内		

(3) 漁港整備

① 施設整備

年度	事業区分	事業名（事業費）
令和5	国・県費補助	八幡野漁港漁業基盤整備事業（漁港機能増進事業）橋りょう改良工事（22,300千円） 八幡野漁港漁業基盤整備事業（漁港機能増進事業）泊地浚渫工事（12,000千円） ※泊地浚渫工事の内、7,430千円は令和6年度へ繰越明許
	市単独費	海岸保全施設長寿命化計画策定業務事業（6,446千円）
6	国・県費補助	宇佐美漁港漁業基盤整備事業（地方創生港整備推進交付金）泊地浚渫工事（15,894千円） 富戸漁港 漁業基盤整備事業（地方創生港整備推進交付金）物揚場調査業務（7,480千円）
	市単独費	宇佐美漁港東留田船揚場係船環修繕（459千円）
7	国・県費補助	富戸漁港 漁業基盤整備事業（地方創生港整備推進交付金）泊地浚渫工事（23,069千円） 富戸漁港 漁業基盤整備事業（地方創生港整備推進交付金）物揚場設計業務（7,931千円） 八幡野漁港漁業基盤整備事業（地方創生港整備推進交付金）物揚場改良工事（20,000千円）
	市単独費	富戸漁港つり警告看板修繕（426千円）

② 漁港施設の現況（令和8年4月1日現在）

施 設	第 1 種			第 2 種
	富 戸 漁 港	八 幡 野 漁 港	赤 沢 漁 港	宇 佐 美 漁 港
防 波 堤	2 3 2. 0 0 m	9 8. 1 0 m	1 1 2. 6 0 m	5 0 9. 0 0 m
防 砂 堤	—	3 6. 3 0 m	—	5 0. 0 0 m
防 潮 堤	—	1 5 4. 0 0 m	1 2 1. 6 0 m	—
護 岸	3 7. 0 0 m	1 7. 0 0 m	—	1 9 6. 5 0 m
泊 地	1 0, 6 5 0. 0 0 m ²	5, 1 8 0. 0 0 m ²	9 0 0. 0 0 m ²	2 2, 0 2 6. 0 0 m ²
航 路 標 識	1 基	1 基	—	1 基
船 揚 場	1 6 3. 0 0 m	6 5. 0 0 m	6 5. 0 0 m	8 9. 0 0 m
物 揚 場	1 4 5. 0 0 m	5 0. 0 0 m	5 0. 0 0 m	1 4 7. 6 0 m
野 積 場	—	3 0 6. 0 0 m ²	—	—
岸 壁	—	—	—	6 0. 0 0 m
照 明 施 設	7 基	6 基	—	1 1 基
道 路	3 5 6. 7 0 m	1 0 4. 0 0 m	—	—
荷 捌 所	2 か所	1 か所	—	1 か所
荷 役 機 械	4 基	3 基	1 基	4 基
漁港管理施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所（8 2. 5 0 m ² ）
漁 船 員 控 室	1 か所	—	—	—
通 信 施 設	1 か所	—	—	—
給 水 施 設	1 か所	—	—	1 か所
給 油 施 設	軽油タンク 1 基	重油タンク 1 基 軽油タンク 1 基 灯油タンク 1 基	—	重油タンク 1 基（60 kℓ） 軽油タンク 3 基 （3 kℓ・7 kℓ・19 kℓ）
給 油 倉 庫	1 か所	—	—	1 か所
冷 蔵 施 設	1 か所（3 室）	1 か所（3 基）	—	冷蔵庫 1 棟（鉄筋コンクリート 地上 2 階地下 1 階）
水 産 倉 庫	3 棟	2 棟	2 棟	2 棟
網 干 場	—	—	—	2 か所
網 染 場	—	—	1 か所	—

5 観 光

海・山の豊かな自然に恵まれ、四季折々の楽しさがある伊東温泉は、熱海・別府とともに日本三大温泉場の一つに数えられ、全国有数の温泉湧出量を誇っている。

明治39年1月、伊東村が町制を施行した当時の人口は1万人ほどで、戸数は約1,200戸、商業が220戸、漁業が230戸、その他は農業を営んでおり、温泉宿はわずか33軒であった。

昭和13年12月、待望の国鉄伊東線が開通したことで京浜地方との距離が縮まり、古い湯治場から「東京の奥座敷」と呼ばれるようになり、近代的な温泉地に面目を一新した。

昭和25年7月に国際観光温泉文化都市に、昭和30年3月には富士箱根伊豆国立公園に指定され、「花と海といで湯の街」をキャッチフレーズに観光都市としての基盤を着実に築き上げ、現在では多くの観光客が来遊している。昭和36年12月、伊豆急行線伊東・下田間が開通し、昭和37年8月に東伊豆道路「渚ライン」、9月には伊豆スカイラインがそれぞれ開通した。さらに、昭和39年の新幹線開通、昭和44年の東名高速道路開通と相まって、一段と交通体系が整備され、来遊客の範囲が大幅に広がることとなった。

一方、昭和34年11月、シャボテン公園の開設、昭和37年10月、小室山リフトの開業、昭和4

1年3月には伊東市観光会館が完成するなど、施設の拡充が図られ、昭和42年に着手した城ヶ崎海岸の開発によって、昭和43年4月に城ヶ崎ピクニカルコースが完成、昭和45年3月には城ヶ崎自然研究路が完成した。さらに、昭和50年5月に池田20世紀美術館、昭和53年4月に城ヶ崎文化資料館が開館し、昭和52年度に着手した大室山麓さくらの里の整備は昭和55年3月に完了した。

その後も、城ヶ崎のつり橋の架け替え、さくらの里のステージの設置、全国的に話題となった観光施設公衆トイレの建設等を行い、平成11年3月には健康保養地づくり計画を策定するとともに翌12年2月に「健康回復都市宣言」を行い、本市の豊富な温泉と豊かな自然を生かした健康保養地づくりを観光施策の柱に位置づけた。平成13年7月には、新たな観光拠点として観光・文化施設「東海館」及び「伊東マリンタウン」がオープンし、平成14年度から平成15年度にかけて伊東市観光基本計画を策定し、観光客のニーズに合った観光地づくりを推進した。平成20年には伊東市インバウンド推進協議会を立ち上げ、外国人観光客の誘客強化を図った。また、平成22年1月に伊豆観光圏の設立、平成23年には伊豆半島ジオパーク推進協議会を設立し、平成24年9月には、日本ジオパークに認定され、伊豆地域の幅広い連携による誘客を図ってきた。平成25年度には、第2次伊東市観光基本計画を策定し、平成26年度においては、伊豆半島グランドデザインを実現するための組織として、美しい伊豆創造センターの設置が決まるなど、新しい時代の観光都市として着実な前進を続けている。伊豆半島ジオパークにおいては、ユネスコ世界ジオパークとして加盟すべく、平成28年度に、新たに申請書を提出し、平成29年度に現地調査を実施した結果、翌年4月17日にユネスコ世界ジオパークに認定された。

平成30年度には、「第3次観光基本計画」を策定した。令和元年度は4月から6月までの期間、静岡デスティネーションキャンペーン（本番）を実施し、また、5月1日から新元号となることを記念して、花火を打ち上げた。令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多くの観光イベントが中止となったが、令和4年度に、全国的に行動制限が解除され、3年ぶりに按針祭海の花火大会を含めた按針祭諸行事を実施するなど、年間を通して従来の観光イベントを開催することができた。

令和5年度には、令和6年度から5年間を計画期間とする「第4次観光基本計画」を策定した。

令和6年度は、訪日旅行需要の回復も含め、賑わいを取り戻しつつあり、宿泊客数もコロナ禍前の令和元年度とほぼ同水準となった。

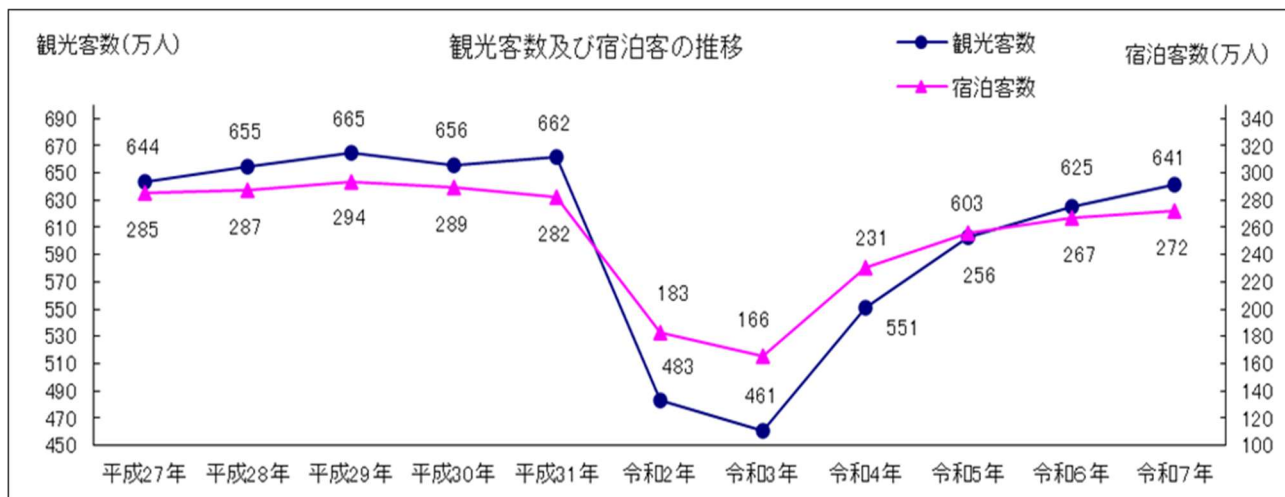
令和7年度には、10月から入湯税超過課税を開始し、観光資源である温泉の保護や活用を始め、さらなる観光振興施策に活用した。

(1) 観光都市

① 観光動向（推計）（単位：人）

〔観光課〕

年次	電 車	バス・自家用車	汽 船	合 計	一日平均	宿 泊 客
令和5	1,362,800	4,671,300	0	6,034,100	16,532	2,564,500
6	1,457,100	4,795,700	0	6,252,800	17,130	2,670,900
7	1,523,400	4,894,000	0	6,417,400	17,581	2,724,700



② 宿泊施設（各年１２月３１日現在、単位：軒・人）

〔観光課〕

年次	旅館・ホテル		民宿		ペンション		寮・保養所		その他		合計	
	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数
令和５	251	18,290	31	570	206	3,830	110	3,440	259	1,870	857	28,000
６	255	18,490	38	670	222	4,020	108	3,190	311	2,310	934	28,680
７	252	18,360	57	890	216	3,940	103	3,030	337	2,550	965	28,770

③ 観光資源

〔観光課〕

ア 地区別温泉分布状況（令和７年度）

地区別	湯川	松原	玖須美	岡	鎌田	宇佐美	小室	対島	合計
湧 出	11	17	9	108	35	20	16	40	256
非 湧 出	41	131	63	120	16	21	10	18	420
工 事 中	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源 泉 総 数	52	148	72	228	51	41	26	58	676

イ 温度別温泉数（現用口別）

年度	50度以上	45度以上	40度以上	40度未満	合 計	1分間湧出量（ℓ）
令和５	76	47	37	97	257	26,836
６	77	43	42	87	249	26,292
７	82	46	40	88	256	26,902

④ 観光調査事業

〔観光課〕

区 分	事業費（千円）			内 容（令和７年度実績）
	令和５年度	６年度	７年度	
観光消費動向等調査	3,000	2,992	2,992	観光客の消費額や動向、来訪に至るきっかけ等を把握するため、宿泊施設及び観光施設等にQRコードを掲載したパンフレット等を配架し、WEBアンケートを実施した。
温 泉 調 査	400	400	400	市内の温泉の実態を把握するため、伊東温泉協会に委託し、全源泉の温度、湧出量、年度別変化表等を調査
観 光 客 動 態 分 析	—	—	4,840	国内観光客の実態を把握するため、携帯電話のGPS情報を活用した調査、分析を実施した。

⑤ 観光基本計画

〔観光課〕

本市は古くから温泉湯治場として知られ、昭和２５年には国際観光温泉文化都市、昭和３０年には富士箱根伊豆国立公園に指定され、宿泊施設やレクリエーション施設の建設、別荘地の開発が行われてきた。平成３年には、年間８９６万人の観光客が訪れるなど、観光は本市の基幹産業となっている。

しかしながら、近年は観光客ニーズの多様化や長引く不況の影響を受けて、観光客が減少し、基幹産業である観光も低調な状況にある。このため、これまでの観光を見直し、今後の本市の観光のあり方を示すことを目的に、平成１６年度から平成２５年度までの１０年間の観光基本計画を策定した。

平成２０年３月には、時代のニーズに合わせるため、計画の見直しを行った。

第１次観光基本計画の計画期間が平成２６年３月末で終了したことから、平成２６年度から平成３０年度までの５か年を計画期間とする第２次観光基本計画を策定した。

第２次観光基本計画は、より観光客のニーズに合った観光地づくりを目指すため、計画期間を５か年とし、より戦略的・機動的な内容の計画を策定した。

第2次観光基本計画の計画期間が平成31年3月末で終了したことから、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間とする第3次観光基本計画を策定した。

第3次観光基本計画は、第2次の計画期間の課題等を抽出し、これに対応した数値目標を設定した。また、「全市的な取組」と「地区別の取組」に分け、今後の方向性を示す計画とした。

第3次観光基本計画の計画期間が令和6年3月末で終了したことから、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とする第4次観光基本計画を策定した。

第4次観光基本計画は、前計画の達成状況、観光を取り巻く環境の変化や現状分析から課題を抽出し、基本方針ごとに目標値を設定した。また、前計画同様、「地区別」に今後の方向性を示す計画とした。

(2) 観光プロモーション

〔観光課〕

① 委託事業（単位：千円）

事業名	事業費（千円）			内 容（令和7年度実績）
	令和5年度	6年度	7年度	
【地域活性化事業】				
HIKARI にぎわい演出事業	15,165	8,615	12,000	市街地エリアを統一した雰囲気でライトアップすることにより、夜の街歩きを促し、滞在時間や消費額の拡大を図るとともに、本市全体の観光交流人口の拡大や中心市街地の活性化につなげることを目的に「伊東温泉竹あかり～イルミロマン・ジャパネスク～」を年間通して開催した。
YUKATA にぎわい演出事業	4,303	3,182	—	※令和7年度から負担金へ移行
伊東温泉和文化 演出活用事業	2,700	2,700	2,700	伊東温泉観光・文化施設「東海館」とその周辺施設等にある「和」の雰囲気や歴史・文化を活用し、和文化を通じたおもてなしを創出することで、伊東温泉のイメージアップを図るとともに、次世代への伝統芸能の継承を図った。
【観光イベント開催事業】				
春季イベント開催事業	6,090	5,903	5,903	春季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
夏季イベント開催事業	23,880	24,000	26,665	夏季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
秋季イベント開催事業	552	650	650	秋季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
冬季イベント開催事業	14,200	14,723	9,640	冬季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。 ※令和7年度から伊東温泉めちやくちや市事業は負担金へ移行
按針祭執行事業	11,279	15,359	—	※令和7年度から負担金へ移行
警備委託料	7,619	9,791	10,056	年間を通して実施する観光イベント等については、道路交通法、警備業務法等の関係法令に基づき実施する必要があることから、配置が義務付けられている雑踏・交通警備検定有資格者を含め適正に配置することで安全かつ円滑な運営を図った。
【観光情報発信事業】				
観光宣伝印刷物等 作成事業	5,530	5,530	5,600	各種宣伝用印刷物を作成し、駅頭ポスターの掲出及びリーフレット等の配架・配布を行った。
伊東温泉街歩き	700	700	700	令和6年12月からスタートした伊豆・熱海観光キャンペーン

マップ作成事業				ンに合わせ、飲食に特化した街歩きマップを作成した。
伊豆高原総合 観光ガイド作成事業	1,649	1,649	1,700	本市の伊豆高原エリアの宿泊施設、観光施設、体験施設、美術館、飲食店、ジオサイトなどを案内するための観光ガイドを作成した。
メディアミックス 宣伝事業	4,550	4,550	4,550	地元コミュニティFMが持つ、地域密着型の情報収集力と、地域での発信力を生かし、通年の観光情報の発信を行った。また、現在増加傾向にあるロケ支援の体制を構築するため、年間を通して観光資源や協力施設等の情報収集を行い、データベースの内容拡充を図った。
伊東温泉観光情報 サイト更新事業	780	752	450	緊急性・必要性の高い情報を発信できる体制を整え、常に最新の観光情報を提供することで、伊東温泉観光情報サイトへのアクセス機会を増加させた。
伊東温泉観光情報 サイト保守管理業務	2,196	2,548	2,438	本市の認知度向上及び旅行者の利便性・満足度の向上に資する情報を発信するため、伊東温泉観光情報サイトを良好な環境で利用できるよう適正な保守管理を行った。
伊東市観光案内所 運営事業	4,800	4,800	5,000	来遊客へのおもてなしと利便性向上のため、市内及び伊豆の観光案内を実施する案内所を交通要所（伊東マリンタウン内）に設置した。
【観光宣伝事業】				
伊東温泉 イメージアップ事業	3,940	3,940	3,940	本市の魅力を多様な手段で発信し、伊東温泉のイメージアップ及び誘客促進を図った。
外国人観光客誘致 活動推進事業	4,000	5,970	5,120	外国人観光客の誘致と来訪時の利便性向上を図るため、w e i b oを活用した中国への情報発信、台湾トップセールス、総合パンフレット（繁・簡・韓）を作成した。また本市インバウンドの実態把握のため、ローミングデータを活用した宿泊等状況調査を継続して行った。
伊東温泉観光振興事業	—	—	3,871	（一社）伊東観光協会を勤務地とする地域おこし協力隊1人に、誘客促進のための情報発信事業を委託し、観光協会と協力して観光宣伝の充実を図った。
伊東温泉宿泊推進事業	42,347	—	—	令和5年度事業廃止
【シティプロモーション 推進事業】				
観光プロモーション 推進事業	4,997	4,994	7,500	観光地「伊東」としての具体的なイメージづくりを推進するためのコンセプトの検討と、具体的なイメージを活用して本市の認知度向上を図るための効果的な施策を検討した。
デジタル マーケティング事業	9,955	5,000	5,000	昨年度までの視聴者データを分析し、ターゲティングを行った上で、本市の魅力を広告配信することで、国内外における本市の認知度向上と誘客促進につなげた。
まくら投げ プロモーション事業	3,500	3,000	3,000	本市独自のコンテンツである「まくら投げ」の認知度向上を図るため、人気ゲームキャラクターやアイドルを活用したキービジュアルの更新や大会当日の様子を編集したメイキング動画を作成・発信し、メディア等への周知を図った。
ロケツーリズム推進事業	3,300	7,351	5,548	本市へのロケ誘致を積極的に進め、メディアを活用したシティセールスにつなげることで、市民の郷土愛を深め、本市の知名度向上や交流人口の増加、市内経済の活性化を図った。

ワーケーション推進事業	26,000	6,000	5,000	ワーケーションを推進するため、本市が持つ景勝地等の魅力や体験メニューの情報を整理・発信し、誘客促進を図った。
伊豆高原観光オフィス 運営事業	4,213	4,123	5,121	地域おこし協力隊を（一社）伊豆高原観光オフィスに派遣し、本市が掲げる滞在型リフレッシュリゾートを推進する事業に従事させることで、組織力の向上や活動強化を図った。
画になる伊東発信事業	—	6,000	—	若年層をメインターゲットにビジュアルを重視したコンテンツを活用し、プロモーションを展開した。
地域力創造事業	2,200	—	—	令和5年度事業廃止
	210,445	151,830	132,152	

② 負担金及び補助金（単位：千円）

事業名	事業費（千円）			内 容（令和7年度実績）
	令和5年度	6年度	7年度	
各種事業負担金	16,063	15,578	40,686	
	1,848	1,848	1,848	静岡県観光協会運営会費
	849	849	849	静岡県大型観光キャンペーン推進協議会負担金
	250	250	250	富士箱根伊豆テーマ地区推進協議会負担金
	12,296	11,961	11,832	美しい伊豆創造センター負担金
	120	120	120	静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会負担金
	50	—	—	伊豆・富士山周遊促進連絡協議会負担金
	100	—	—	東アジア文化都市事業実行委員会負担金
	550	550	550	ロケツーリズム協議会負担金
	—	—	3,617	YUKATA にぎわい演出事業実行委員会負担金
	—	—	5,093	伊東温泉めちやくちや市事業負担金
	—	—	16,527	桜針祭執行事業負担金
各種事業補助金	34,105	38,773	46,538	
	12,080	12,080	12,960	伊東温泉観光振興事業費補助金
	—	—	9,298	伊東温泉魅力創出事業費補助金
	—	—	—	箸まつり事業費等補助金
	8,500	10,864	9,280	伊東市誘客対策促進事業費補助金
	9,441	10,000	10,000	伊東ゴルフメッカ推進事業費補助金
	3,189	5,000	5,000	映像作品撮影事業費補助金
	895	829	—	地域おこし協力隊活動事業補助金

③ イベント別宣伝事業（単位：千円）

事業名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	開催期間	事業費	開催期間	事業費	開催期間	事業費
小室山公園つつじ観賞会	4/15～5/7	2,220	4/13～4/30	2,033	4/12～4/30	2,033
松川タライ乗り競走	7/2	4,200	7/7	4,200	7/6	4,865

夏 期 花 火 大 会 (夢花火パート 1～11・ 箸)	7/22, 7/29 7/30, 7/31 8/4, 8/12 8/16, 8/17 8/19, 8/22 8/26	19,680	7/26, 7/27 7/28, 8/2 8/3, 8/16 8/17, 8/22 8/24	19,800	7/26, 8/1 8/2, 8/16 8/17, 8/22 8/23, 8/24 8/30	21,800
尻 っ み 祭 り	中止	552	11/10	650	11/10	650
大 室 山 山 焼 き	2/18	1,620	2/9	1,620	2/15	1,620
合 計		28,272		28,303		30,968

※ 事業名については直近の事業名である。

(3) 観光施設

〔観光課〕

① 観光会館

本市は、昭和25年7月、国際観光温泉文化都市の指定を受けたものの、都市の性格にふさわしい各種会議場を兼ね備えた市民文化センター建設が長年の懸案事項であり、また、全国的な各種団体の大会等の受け入れ施設としての大会議場の建設は観光業者等の切実な要望であった。

このような中、昭和35年4月に発足した会館建設協議会を中心として検討調査を重ね、昭和39年12月に着工、昭和41年3月に完成、同年4月2日にオープンして以来、市内外の団体等の各種行事、会議、その他に利用され、市民文化の向上に寄与する事業を実施している。なお、平成15年度からの2か年事業として客席を改修し、客席数は1,206席から1,007席となった。

ア 本館の概要

区 分	内 容
所 在 地	伊東市和田一丁目16番1号
完 成 年 月 日	昭和41年3月26日
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階
敷地面積／建設面積	3,812.22㎡／延床面積4,657.85㎡ (1階1,755.00㎡、2階928.41㎡、3階953.08㎡、屋上184.44㎡、地階836.92㎡)
総 工 事 費	3億1,992万7,000円
施 設 の 概 要	ホール：固定席1,007席、舞台（奥行10m、間口15m、高さ7.5m） 集会場：第1会議室150人、第2会議室120人、第3会議室30人、第4会議室24人 その他：事務室、全館冷暖房設備

イ 別館の概要

区 分	内 容
所 在 地	伊東市渚町6番16号
完 成 年 月 日	昭和56年8月5日
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造、平屋一部2階建
敷地面積／建設面積	707.95㎡／延床面積765.26㎡(1階616.55㎡、中2階100.92㎡、2階47.79㎡)
総 工 事 費	1億9,593万円
施 設 の 概 要	会議室兼展示室 通常（机・椅子使用時）285人、舞台（間口10m・奥行5m）
	控 室 10人（中2階）

ウ 利用状況（単位：回）

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	本 館	別 館	本 館	別 館	本 館	別 館
官 公 庁	140	34	161	37	162	27
同上外郭団体等	195	19	211	21	221	38
政党・政治団体	4	11	7	1	19	7
労働組合等	88	1	15	0	46	0
教育・文化団体	243	19	169	22	222	28
会社・商店・実業団体	343	138	211	163	220	170
社会福祉・宗教団体	12	9	45	14	10	8
興 行 者	6	0	15	0	24	0
そ の 他	6	2	4	0	4	0
計	1,037	233	838	258	928	278

② ふれあいセンター

ア ふれあいセンターの概要

区 分	内 容	
施 設 の 目 的	観光客と市民との交流を図り、活気ある観光のまちづくりに資する事業を行うとともに、市民の利用に供すること	
所 在 地	伊東市松川町5番10号	
完 成 年 月	平成4年3月	
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート4階建	
敷地面積／建築面積	459.1㎡／266.05㎡（延床面積は856.80㎡、ピロティは32.47㎡）	
事 業 費	3億1,019万3,000円	
施 設 の 概 要	1 階	FMラジオ放送を通して観光施設情報及び観光イベント情報の発信拠点として誘客宣伝を行っている。また、平成28年1月12日から松原連絡所が開設された。（FMなぎさステーション：33.375㎡、松原連絡所：17.225㎡、展示コーナー：66.79㎡、事務室：9.65㎡）
	2 階	（公財）伊東市振興公社による展示会や市民等の利用による文化・芸術の振興を目的に活用している。（ギャラリー：163.92㎡）
	3 階	市民等に貸し出しをしている。（多目的ホール：127.42㎡、定員90人） 休憩スペースとして活用している。（ラウンジ：24.17㎡） FM伊東の事務室を設置（事務室：12.6㎡）
	4 階	市民等に貸し出しをしている。（会議室：34.72㎡、定員30人）
開館時間／休館日	午前9時～午後10時／毎週水曜日（水曜日が休日の場合はその翌日）	

イ 利用状況（単位：人・件）

年度	入 場 者 数	ギャラリー	多目的ホール	会 議 室	主 な 活 動
令和5	11,076	125	107	86	伊豆伊東高校アートコース展
6	11,139	94	128	82	伊豆伊東高校アートコース展
7	10,949	112	133	92	伊豆伊東高校アート類型展

③ 観光駐車場

〔観光課・都市計画課〕

なぎさ観光駐車場は、平成27年12月1日に自動化され、24時間利用可能となった。また、駐車場面積は3,500㎡で、普通車103台が駐車可能である。

大川橋駐車場は、普通車58台、大型バス2台が駐車可能である。

伊東駅前駐車場は平成13年12月1日に供用を開始し、普通車65台が駐車可能である。

伊東市門脇駐車場は平成20年3月21日に拡張工事が完成し、126台（うち、マイクロバス3

台)が駐車可能である。なお、平成20年4月1日から供用開始とした。

利用状況(単位:台)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
なぎさ観光 駐 車 場	普通車	22,681	26,699	26,071	25,216	24,717
大川橋駐 車 場	普通車	13,568	16,012	15,656	15,038	18,435
	大型車	36	100	144	110	207
	計	13,604	16,112	15,800	15,148	18,642
伊東駅前駐 車 場	普通車	70,026	91,395	98,821	98,584	106,612
門 脇 駐 車 場	普通車	104,525	144,806	152,602	163,097	168,804
合 計		210,836	279,012	293,294	302,045	318,775

④ 観光トイレ

〔観光課〕

本市の観光トイレは、城ヶ崎海岸や大室山麓のさくらの里などの景勝地を訪れる観光客に、自然のすばらしさを楽しんでもらうだけでなく、快適なトイレを提供することで、旅の美しい思い出をそのまま持ち帰ってもらうという願いを込めて昭和53年から整備を始めた。現在、観光トイレのさらなる整備を進めるため、老朽化しているトイレの改修や、ユニバーサルデザイン化を図るなどして、利用者の利便を図っている。

ア 観光トイレの概要

- | | |
|---|--|
| 1. 手水庵(さくらの里) 49.69 m ² | 2. 磯の香和家(海洋公園) 63.72 m ² |
| 3. 潮騒の手水処(ぼら納屋) 31.5 m ² | 4. 磯の香和家新館(海洋公園) 32.22 m ² |
| 5. 篠海の青椿堂(蓮着寺) 16.56 m ² | 6. 半四郎の落とし処(門脇崎) 35.2 m ² |
| 7. 払(ハレー)・スイセン'86(富戸港) 22.75 m ² | 8. オーシャンスツール(川奈海岸) 72.10 m ² |
| 9. 旅のアシンル(JR宇佐美駅) 28.0 m ² | 10. 磯ぎ久の詩野箱(門脇崎) 29.8 m ² |
| 11. さくらのお陽殿(さくらの里) 24.31 m ² | 12. 奥野ダムの公衆便所(奥野ダム) 50.16 m ² |
| 13. 港のつばき館(観光栈橋) 33.36 m ² | 14. 伊東海岸公衆便所(オレンジビーチ) 44.09 m ² |
| 15. 一碧のおとどけ処(一碧湖) 35.19 m ² | 16. ビーナス達の控室(なぎさ公園) 42.2 m ² |
| 17. こむろの小室処(小室山公園) 39.13 m ² | 18. 1110PRIVY小室(小室山公園) 36.58 m ² |
| 19. 御神火の朝顔処(小室山公園) 19.84 m ² | 20. ログハウストイレ(奥野ダム) 60.20 m ² |
| 21. せせらぎの音入れ(奥野ダム) 23.19 m ² | 22. いがいがの静落庵(城ヶ崎いがいが根) 33.12 m ² |
| 23. やまびこの音入れ(奥野ダム) 34.23 m ² | 24. 碧の瞳処(一碧湖沼池) 30.20 m ² |
| 25. 赤沢の清々庵(赤沢海岸) 36.70 m ² | 26. 物見の控処(物見塚公園) 30.20 m ² |
| 27. 藤花の樋箱(藤の広場) 39.74 m ² | 28. 浜辺の厠(宇佐美海岸) 36.70 m ² |
| 29. 宮の館(池) 24.0 m ² | 30. 大平の薨(大平の森) 46.4 m ² |
| 31. 浜辺の清水(宇佐美海岸) 28.50 m ² | 32. さくらのお陽殿新館(さくらの里) 7.87 m ² |
| 33. 幸せの黄色いトイレ(マリンタウン) 176.07 m ² | 34. 地久保の森観光トイレ(地久保) 19.48 m ² |
| 35. はしだての浪洗い(橋立駐車場) 19.48 m ² | 36. 八幡の杜観光トイレ(八幡野) 18.92 m ² |
| 37. JR伊東駅前観光トイレ(伊東駅) 72.94 m ² | 38. 小室山公園恐竜広場観光トイレ(小室山公園) 36.02 m ² |

イ 整備維持管理事業(単位:千円)

年度	総事業費	事 業 内 容 (事 業 費)
令和5	5,003	公衆トイレ清掃委託料(5,003)
6	5,451	公衆トイレ清掃委託料(5,451)
7	7,326	公衆トイレ清掃委託料(6,964)

⑤ 文学碑

本市は文学に非常にゆかりが深く、著名文学者の別荘や静養のための滞在などによってその足跡がしるされ、市内には、市または民間で建立された文学碑などが数多く見られる。

ア 市建立の碑

ブランデン（三浦按針）碑、木下杢太郎文学碑、北原白秋歌碑、城ヶ崎ブルース歌碑、与謝野鉄幹・晶子歌碑、みかんの花咲く丘歌碑、室生犀星詩碑、水原秋桜子句碑、殿村菟絲子句碑、ブルーギルの碑（民間共同）、幸田露伴句碑

イ 民間建立の碑

木下杢太郎文学碑、尾崎士郎文学碑、高浜虚子文学碑、尾上紫舟歌碑、穂積忠歌碑、山本六丁子句碑と筆塚、高浜虚子句碑、荻原井泉水句碑、岡野直七郎句碑、森米城句碑、平野萬里歌碑、種田山頭火句碑、佐藤十雨句碑、肝臓先生夫妻顕彰碑（坂口安吾文学碑）、古見豆人句碑、塩田紅果句碑、寿々木米若句碑、雨の城ヶ崎歌碑、阿久悠「蜜柑と魚と」詩碑

⑥ 小室山公園

小室山公園は、別名川奈富士と呼ばれる海拔321mの小室山と、山頂から北西に向かって傾斜した静かな緑地帯を、自然を生かした都市公園として昭和32年に整備に着手した。それ以来、総合グラウンド、野球場、テニスコート、ゲートボール場等の運動施設や、つつじ園、いこいの池、親子広場、芝生広場等の自然とのふれあいの場、さらに、レストハウス、展望台、恐竜広場等を建設したほか、平成27年度以降は、御神火広場にアスレチック遊具を、平成30年度には地元団体から要望のあったビオトープの整備、芝生広場に幼児向け遊具など整備した。令和7年度には恐竜広場に新たな観光トイレを整備し、名実ともに総合公園としての充実を図り、自然観賞、運動、休養など、四季を通じて市民、観光客に親しまれる本市の代表的な公園となっている。

また、昭和58年度、59年度の2か年をかけて市の花木であるつばきの観賞園を造成するとともに、つばきの館の建設等を行い、つつじ園とあわせて花の公園にもなっている。例年、12月～4月にかけて1,000種、4,000本のつばきが、また、4月中旬～4月下旬は40種10万本のつつじがそれぞれ見頃となる。

令和3年4月には山頂ボードウォークやカフェが整備されたほか、令和5年7月にはレストハウスのリニューアルが実施され、新たな観光スポットとして人気を集めている。

主な施設の概要

施 設	開設年月	内 容
リ フ ト	昭和37年10月	東海自動車(株)管理・運営、路線延長 300m、山麓～山頂所要時間3分
山 頂 施 設	令和3年4月	東海自動車(株)管理・運営、ボードウォーク延長166.3m、カフェ26席
レ ス ト ハ ウ ス Kitchen・218	昭和41年10月 令和5年7月 リニューアル	東海自動車(株)管理・運営、鉄骨造平屋建 388㎡ レストラン 103席
ゴ ル フ 場	昭和36年10月	(株)サザンクロス管理・運営、敷地 611,000㎡、コース数 18ホール
戦没殉難者慰霊塔	昭和42年4月	伊東市戦没殉難者慰霊塔建立委員会建設・管理、1,515柱合祀

⑦ さくらの里

さくらの里は、標高580mの単成火山である大室山の山麓で、昭和44年に桃900本、桜900本を、また、昭和52年度から3か年をかけて桜2,100本を植栽し、ピクニック広場、駐車場等を整備して観光の新名所となった。

9月中旬開花の十月桜に始まり、寒桜、大寒桜、ソメイヨシノ、一葉、松月、そして5月の佐野菊まで、夏以外はいつも桜が咲いており、ソメイヨシノの開花時期は多くの花見客でにぎわっている。

現在は40種、1,000本の桜が植栽された4,000㎡の自然公園となっている。

維持管理事業（単位：千円）

区 分	令和5年度	6年度	7年度	内 容
さくらの里 維持管理事業	4,600	7,631	7,606	桜の名所であるさくらの里の維持管理に努め、来遊客等の利便を図る。

⑧ 城ヶ崎海岸

大室火山の溶岩が海岸に奔流した雄大な溶岩台地で、全長約20kmにわたって数十mの絶壁が続いている。遠く伊豆七島を一望にし、ヒメユズリハ、ヤマモモ等の大群落があり、国立公園第1種特別地域に指定されている。また、門脇岬には、長さ48m、海面からの高さ23mの吊橋や、遠く伊豆七島や天城連山の峰々を望むことができる展望台を備えた高さ24.9mの灯台があり、城ヶ崎海岸随一の景勝地となっている。

整備維持管理事業（単位：千円）

年度	総事業費	事 業 内 容（事業費）
令和5	6,961	灯台維持管理委託料（2,409）、城ヶ崎海岸維持管理委託料（4,263）、城ヶ崎海岸吊橋安全点検調査委託料（289）
6	7,133	灯台維持管理委託料（2,494）、城ヶ崎海岸維持管理委託料（4,350）、城ヶ崎海岸吊橋安全点検調査委託料（289）
7	5,994	灯台維持管理委託料（2,535）、城ヶ崎海岸維持管理委託料（3,170）、城ヶ崎海岸吊橋安全点検調査委託料（289）

⑨ 一碧湖

「伊豆の瞳」あるいは「伊豆の真珠」と呼ばれ、日本百景の一つでもある一碧湖は、周囲4kmのひょうたん形をした伊豆唯一の湖であり、湖面に映る天城連山が、春には桜、秋には紅葉と、四季折々の趣を見せている。昭和37年度から、遊歩道、公衆トイレ等を設置して整備を進め、昭和41年4月には北米産のブルーギル6,085匹が放流され、昭和43年9月26日の国内初の一般解禁によって、フナ釣りとともに広く親しまれるようになった。なお、このブルーギルは、昭和35年、日米修好百周年を記念して渡米された上皇陛下が持ち帰られたものを、水産庁淡水区水産研究所が飼養し、東洋レーヨン㈱が譲り受けた後、同研究所、伊東市の三者協力のもとに放流されたものである。

また、平成元年度からは沼池遊歩道等の整備や、休憩卓、ベンチ、自然観察橋等の設置、公衆トイレの改築、建設等の事業を行い、平成15年度からの5か年事業で周遊歩道の整備を行った。また、令和元年度には自然観察橋の改修、令和元年度から2年度に掛けて大池遊歩道一部のウッドチップ舗装工事を行い、利用者の利便性の向上を図った。

整備維持管理事業（単位：千円）

区 分	令和5年度	6年度	7年度	内 容
一碧湖周辺観光 施設管理委託料	2,000	2,000	2,000	日本百景の一つである一碧湖の維持管理を図ることにより、来遊客の増大と利便を図る。

⑩ 松川湖

温泉街の中心を流れる伊東大川（通称：松川）の上流に治水・飲料水の確保のために建設された伊豆半島唯一のロックフィルダムである奥野ダムによって生まれた湖が松川湖である。

周辺には四季折々に花が咲く自然公園や水遊び広場が整備されており、さらに、長さ100mの歩道橋（斜張橋）「奥野エコブリッジ」をシンボルに、多くの人々に親しまれている。

奥野ダム・松川湖畔観光施設整備事業の概要としては、昭和62年度から平成11年度までの間に、

実施済事業費 8 億 7 7 3 万 5, 0 0 0 円となっており、周遊遊歩道、展望広場、梅の広場、小鳥のもり、ログハウス、観光トイレ、駐車場等が完成、整備されている。

なお、松川湖という名称は、市民からの公募によるものである。

また、平成 2 6 年度からの 3 か年でエコブリッジの延命化を図るため、橋梁塗装工事を実施した。

⑪ 海水浴場

海水浴場の安全対策として、オレンジビーチ、宇佐美海水浴場、川奈いるか浜公園に、ライフセイバーを配置し、あわせて警察署等関係機関の協力も求めて、海水浴場の安全を図っている。

また、平成 2 9 年度からは、海水浴場開設期間においてオレンジビーチにウォーターパークを開設し、減少傾向である海水浴客の増加対策を図っている。

ア 海水浴客数の状況（単位：人）

年度	オレンジビーチ	宇佐美海岸	川奈海岸	川奈いるか浜公園	合 計
令和 5	28, 800	5, 839	2, 719	9, 770	47, 128
6	24, 205	4, 844	2, 527	9, 365	40, 941
7	22, 385	5, 614	未開設	8, 987	36, 986

イ ウォーターパーク利用者の状況（単位：人）

年度	市外（大人）	市外（子供）	市外（計）	市内（大人）	市内（子供）	市内（計）	合 計
令和 5	2, 834	4, 176	7, 010	158	135	293	7, 303
6	2, 817	3, 679	6, 496	132	122	254	6, 750
7	2, 694	3, 771	6, 465	104	173	277	6, 742

⑫ 海浜プール

ア 海浜プールの概要

区 分	内 容
完 成 年 月 日	昭和 4 2 年 3 月 3 1 日
敷 地 面 積	1, 2 3 3. 4 m ²
建 設 費	1, 7 5 4 万 5, 0 0 0 円
開 放 日 時	7 月 1 9 日～8 月 2 5 日の午前 9 時～午後 5 時
利 用 料 金	大人 1 5 0 円、小人（1 5 歳未満）4 0 円

イ 施設の概要

区 分	内 容
一 般 用 プ ー ル	鋼板製、淡水、長さ 25m・幅 13.1m（6 コース）・深さ 1.2m～1.4m
児 童 用 プ ー ル	鋼板製、淡水、変形広さ 70 m ² 、深さ 0.6m、スベリ台・遊戯用動物模型付
循 環 ろ 過 滅 菌 装 置	ろ過回転、次亜塩素酸滅菌
附 属 施 設	売店（4 m ² ）、監視塔、シャワー、洗眼設備等
そ の 他 の 施 設	鉄筋コンクリート造平屋建 132 m ² （更衣室、事務室、機械室、救護室、便所等）

ウ 利用状況（単位：人）

区 分	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
大 人	6 4 0	9 6 7	1, 6 1 7	1, 4 8 9	1, 2 4 1
小 人	1, 3 2 9	1, 4 7 9	2, 5 8 7	2, 3 5 7	1, 8 8 8
合 計	1, 9 6 9	2, 4 4 6	4, 2 0 4	3, 8 4 6	3, 1 2 9

⑬ 花咲く伊東整備事業

本市では、伊東温泉のキャッチフレーズである「花と海といで湯の街」を目指し、花壇等を四季の花で飾り、伊東温泉のイメージアップに努めている。

平成元年から開始されたこの事業では、国道135号バイパス中央分離帯、伊東温泉シンボル柱花壇、伊東海岸バイパス沿花壇を中心に市内各所に草花を植栽している。また、市道南口線いでゆ橋については、平成26年度まで伊東花の応援団の協力により、フラワーポットの維持管理を行っていたが、平成27年3月に解散したため、その後は花壇の維持管理に含め委託している。

平成26年度は、第2回ANJINサミット及び第68回桜祭の開催に併せ、「ANJINサミットを応援する市民の会」を中心とした市民や市民団体と協働する中で、市内各所を花で彩る「花でおもてなし事業」を展開し、観光地としての「おもてなし」をすることで伊東温泉のイメージアップを図った。平成29年度は、市制施行70周年を記念した「花でおもてなし事業」として、「花と海といで湯の街プロジェクト実行委員会」に委託する中で、寄贈頂いたメーンブーゲンを土肥から移植したほか、川口公園や宇佐美留田浜辺公園などにブーゲンビリアを植栽した。また、同じく市制施行70周年を記念として、伊東市役所東側玄関前に和風庭園を整備し、年間を通して花のある街づくりや、来庁者への「おもてなし」に努めた。平成30年度は、本市の玄関口である伊東駅前ロータリーと、そこから市街地へと繋がる伊東駅前通り及び桜メモリアルパークにブーゲンビリアを期間限定で設置した。

令和元年度から、藤の広場、川口公園、宇佐美留田浜辺公園に植栽しているブーゲンビリアの定期的な見回りや剪定等を専門業者に委託した。令和2年度から令和6年度にかけては、耐暑性、耐寒性に強く植替えが不要な多年草を植栽し、経費削減を図る中で、常にきれいな花壇を維持できるよう努めた。

植栽内容（単位：千円）

年度	事業費	植 栽 内 容
令和5	3,412	国道135号バイパス、シンボル柱外5花壇
6	3,552	国道135号バイパス、シンボル柱外5花壇
7	3,298	国道135号バイパス、シンボル柱外5花壇

(4) 白石マリンタウン

〔観光課〕

① 事業の沿革

年 月	内 容
昭和53年 6月	新宇佐美トンネル掘削土の処分、国道135号バイパス用地等の確保を目的に白石埋立地着工
56年 6月	市公共用地利用構想審議会が「水族館を主体とした施設が望ましい」と答申
59年 3月	財団法人余暇開発センターが「温泉利用施設構想」を提案
10月	伊東シンポジウム'84で、「海洋レジャーへの対応の強化」を提言
60年 3月	白石埋立地竣工
61年10月	㈱電通が「伊東フィッシャーマンズ・ワーフ構想（略称IFW構想）」を提言
62年 6月	「伊東港白石マリンタウン・プロジェクト調査報告」を作成（昭和63年12月完了）
平成2年 5月	第三セクター・伊東マリンタウン・設立（資本金7億4,400万円、出資団体は市ほか12社）
3年 5月	「白石マリンタウン・海想都市」基本計画を作成、公表
4年 2月	公共マリーナの防波堤築造工事着手（事業主体は静岡県）
5年 2月	県が国土庁など6省庁に申請していた「にっぽんリゾートふじの国」構想が承認される。
8月	事業採算性などの再検討を行い、施設計画の変更、新たな基本設計を公表
7年 5月	ボートヤードのための公有水面埋立工事竣工
8年11月	白石マリンタウン・プレイベント「次郎おさるランド」オープン
11年 8月	前期アミューズメント施設基本設計を作成、公表
12年 4月	国・県・市の関係者で「伊東港白石地区マリーナ（仮称）基本設計競技審査会」を設置
6月	前期アミューズメント施設（観光商業施設・温泉施設・港湾管理施設）建設工事着手
8月	護岸改修、プロムナード整備工事完成

10 月	伊東港白石マリーナ（仮称）施設係留栈橋整備工事着手
11 月	マリーナ施設の名称を、伊東サンライズマリーナに決定
13 年 3 月	伊東サンライズマリーナ施設係留栈橋整備工事完成（係留栈橋 2 基、30ft42 隻）
4 月	伊東サンライズマリーナ一部供用開始
7 月	伊東マリンタウンランドオープン
14 年 3 月	伊東サンライズマリーナ施設係留栈橋整備工事完成（係留栈橋 3 基、35ft26 隻、40ft22 隻、50ft10 隻、計 58 隻）
7 月	伊東サンライズマリーナ給油栈橋整備工事完成、伊東サンライズマリーナ「海道の旅（マリンロード構想）宿場町」に登録
8 月	伊東マリンタウン「道の駅」に登録、伊東サンライズマリーナボートヤード整備工事着手
9 月	伊東サンライズマリーナ給油施設整備工事完成（第三セクター伊東マリンタウン・発注）
15 年 5 月	伊東サンライズマリーナ上下架施設整備工事完成（25 t）
6 月	伊東サンライズマリーナボートヤード整備工事一部完成（51 隻）
16 年 3 月	伊東サンライズマリーナ修理工場整備工事完成（第三セクター伊東マリンタウン・発注）
17 年 3 月	伊東サンライズマリーナボートヤード整備工事完成（123 隻） 防波堤築造工事完成（417.5m） 伊東サンライズマリーナ「海の駅」に登録
17 年 4 月	白石防波堤遊歩道「伊東マリンロード」供用開始
7 月	モニュメント「あい・讃歌」完成
18 年 12 月	プロムナード展望デッキ設置(8m×5m 2 基)
19 年 11 月	ビジター栈橋増設(64.5m)
20 年 2 月	プロムナード展望デッキ設置(15.7m×4m)
21 年 3 月	ビジター栈橋増設(65.5m)、プロムナード足湯「あったまりーな」建設（43m）
22 年 3 月	プロムナード展望デッキ設置(18.0m)
23 年 3 月	ビジター栈橋増設(20.0m)
23 年 12 月	スタンド階段整備（28.0m）
25 年 3 月	スタンド階段日除け整備（11.0m）
25 年 8 月	スタンド階段日除け整備（11.5m）
27 年 3 月	犬の足湯「わんらぶゆー」整備（5.5m×2 基）
28 年 3 月	観光トイレ「幸せの黄色いトイレ」整備（176.07 m ² ）
29 年 2 月	プロムナード木道改修（23.6m）
30 年 1 月	プロムナード木道改修（23.6m）
30 年 2 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
30 年 7 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
31 年 2 月	喫煙所整備
令和元年 9 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
4 年 1 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
5 年 3 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
6 年 3 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
6 年 12 月	プロムナード太陽の広場前日除け整備
7 年 3 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕
8 年 2 月	伊東サンライズマリーナ浮栈橋修繕、プロムナード太陽の広場前日除け整備

② 事業・施設の概要

区 分	内 容
事業主体	陸域部分の整備、運営は第三セクター、港湾部分の整備は公共事業
陸域計画面積	第1期整備面積 51,400 m ² (既存埋立地 38,260 m ² 、新規埋立地 13,140 m ²) 第2期整備面積 35,000 m ² (新規埋立地 35,000 m ²)
事業費	陸域施設第1期前期アミューズメント施設 (観光商業施設、温泉施設、港湾管理施設) が約 33 億円をかけて完成している。
オーシャン バザール (観光商業施設)	海産物のマーケットや海をテーマにしたマリングッズ、伊東名産品の販売、フードコート、レストラン街等のフィッシャーマンズワープ施設、観光情報等の入手や予約ができるインフォメーションセンター
シーサイドスパ (温泉施設)	海が一望できる大浴場、露天風呂、サウナ、個室タイプのジャグジー等の温泉施設、さらに、マッサージコーナー、アロマエステ等のリラクゼーション施設、健脳健身トレーニングルーム、レストラン
ポートセンター (港湾管理施設)	サンライズマリーナのクラブハウス等の港湾管理施設、遊覧船の待合室、会議室
マリーナ	海上 82 隻、陸上 61 隻 計 143 隻 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
イベント広場	イベント等が開催できる広場 (敷地面積 2,900 m ²)
駐車場	収容台数 305 台 (大型車用 8 台、普通車用 288 台、身障者用 9 台)

(5) 市庁舎跡地利用

〔資産経営課〕

事業の沿革

年 月	内 容
平成 4 年 5 月	伊東市庁舎跡地利用構想審議会設置 (市議会議員及び学識経験者 20 人で構成)
5 年 11 月	伊東市庁舎跡地利用構想審議会答申 (文化施設、公的施設、大規模駐車場の 3 案) 市庁舎跡地利用計画検討委員会設置 (市職員 16 人で構成)
7 年 3 月	市庁舎跡地利用計画調査報告 (利用構想審議会答申を踏まえ、地域まちづくり研究所提案)
5 月	平成 8 年 11 月にかけて、用地交渉延べ三十数回 (面積 692.37 m ² 、金額 1 億 9,560 万 1,446 円)
8 年 3 月	市庁舎跡地利用基本計画業務委託 (事業費 247 万 2,000 円)
5 月	伊東市大川橋駐車場供用開始 (面積 1,407 m ² 、駐車台数 58 台)
9 月	市庁舎跡地広場基本設計協議 (審査委員会は、助役、関係部課長 10 人で構成)
9 年 3 月	市庁舎跡地広場実施設計 (設計事業費 422 万 3,000 円)
5 月	伊東市大川橋駐車場区域増設による供用開始 (面積 2,099.37 m ² 、駐車台数 84 台)
8 月	平成 9 年 12 月にかけて市庁舎跡地広場整備工事入札 (土木部分、公衆便所、植栽部分)
10 年 3 月	駿河銀行伊東支店跡地購入 (面積 436.81 m ² 、金額 1 億 200 万円)
4 月	松川藤の広場供用開始 (各種イベントを開催、集客力のある文化施設を目指す)
18 年 7 月	松川藤の広場隣接地 (旧斉藤ビル跡地) 購入 (面積 72.19 m ² 、金額 1,500 万円)
23 年 5 月	松川藤の広場隣接地 (松川藤の広場トイレ裏) 購入 (面積 674.70 m ² 、金額 4,454 万 6 千円)

(6) 東海館

〔観光課〕

東海館の概要

区 分	内 容
事業の概要	東海館は昭和初期に建てられた木造旅館であり、平成 9 年 7 月に市へ建物の寄附がされた。 平成 10 年 4 月には伊東市指定有形文化財に指定されたが、建物の老朽化により耐震性に問題があったため保存改修を行い、平成 13 年 7 月に「伊東温泉観光・文化施設東海館」としてオープンし、市街地の観光拠点の一つとしてもにぎわっている。
施設の概要	入浴施設、お茶会などに利用できる休み処、夕涼みができる客間ほか

開 館 時 間	午前9時～午後9時	
休 館 日	毎月第3火曜日（祝祭日に当たる場合は、その翌日）、元日	
利 用 状 況	令和5年度	入館者数：51,830人、入浴者数：4,035人
	令和6年度	入館者数：55,116人、入浴者数：3,891人
	令和7年度	入館者数：64,045人、入浴者数：3,598人

6 商 工

〔産業課〕

本市は温泉観光地として、高度経済成長の中にあつて宿泊及びレクリエーション施設の建設、別荘地開発が行われ、これに付随する観光サービス産業を基盤とした発展を遂げてきた。

商業は、観光と関連する飲食・土産物・小売業が中心となり、一方、工業は平地が少ない上に市域の44.6%が国立公園内にあるため、工場等の立地が難しい現状にある。

また、製造業は食料品製造（干物・菓子）が中心で、その担い手は零細中小企業である。

このような産業形態の中で、観光サービス産業を基幹とした産業の育成が図られ、市内経済の発展につながってきた。最近では、伊豆東海岸の商業振興地域として郊外型大・中規模店舗の進出により、市外消費者の利用も図られる反面、中心市街地には閉塞感が漂うなど厳しい経済状況下であり、商店街や業種組合が連携を図る中で、その対応策が急がれている。

(1) 商工の現況

① 商店数及び売上高

区 分	平成28年		
	商店数（軒）	従業員（人）	年間売上額（百万円）
一 般 卸 売 業	140	745	37,388
各 種 商 品 小 売 業	1	140	-
織物衣類身廻り品小売業	89	253	3,320
飲 食 料 品 小 売 業	275	1,775	28,869
機 械 器 具 小 売 業	82	447	12,383
そ の 他 小 売 業	269	1,530	-
無 店 舗 小 売 業	8	15	231
合 計	864	4,905	115,683

区 分	令和3年		
	商店数（軒）	従業員（人）	年間売上額（百万円）
一 般 卸 売 業	121	644	21,785
各 種 商 品 小 売 業	2	130	-
織物衣類身廻り品小売業	78	256	2,811
飲 食 料 品 小 売 業	259	1,849	28,686
機 械 器 具 小 売 業	82	451	12,182
そ の 他 小 売 業	240	1,388	-
無 店 舗 小 売 業	11	66	807
合 計	793	4,784	95,581

※ データは、経済センサスによるものである。

※ 年間売上額が「－」となっているものについては、特定の事業所の数値が判別できないよう非記載とするものであり、各数値の端数処理は四捨五入とするため、合計に相違がある。

② 分野別工業の概況

区 分	事業所（軒）		従業員（人）		製造品出荷額（万円）	
	平成30年	令和3年	平成30年	令和3年	平成30年	令和3年
食 料 品	25	24	349	342	385,453	358,172
飲料・飼料・たばこ	4	4	66	61	104,587	93,778
家具・装備品	1	1	5	5	—	—
出版・印刷	1	1	5	4	—	—
窯業・土石	4	4	46	47	61,877	82,341
その他の製造業等	1	1	7	5	—	—

※ データは経済センサス活動調査及び工業統計調査によるもので、製造品出荷額は従業員4人以上の事業所のものである。

※ 製造品出荷額が「－」となっているものについては、特定の事業所の数値が判別できないよう非記載とするものである。

(2) 商工振興・金融対策事業

本市の商工業は、伊東商工会議所を頂点として、中小企業等協同組合法による組合、商店街振興組合法による組合、任意の商店会及び各種業者団体が結成されている。また、市内8の商店会により、伊東市商店街連盟を構成し、活動を行っている。

その他、商工会議所が経営相談をはじめとした各種相談を行うとともに、中小企業等を対象とした税務講習会、経理講習会、経営講演会等を実施している。

小口資金融資

区 分	内 容
目 的	小規模事業者に対して小口事業資金の融資の円滑化を図り、事業の維持発展に資する。
利 子 補 給	平成14年度から小口資金融資をそれまでの貸付原資預託方式から利子補給方式に変更したことで中小企業者が従来どおり低利で融資を受けられるよう、取り扱い金融機関に基準金利と融資利率の差を利子補給した。令和7年度利子補給総額：21,152千円
融 資 内 容	額：1企業者700万円以内、利率：0.88%、期間：5年以内、保証料：0.30～1.25% ※令和2年3月2日から令和6年3月31日までの融資については、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として自己負担利率を0%とした。
融 資 申 込	令和4年度：189件/6億2,114万円、令和5年度：302件/12億445万円 令和6年度：85件/3億864万円、令和7年度：138件/4億6,129万円

(3) 補助金交付事業

① 商工業振興事業補助金

事 業 名	補 助 金（千円）			内 容
	令和5年度	6年度	7年度	
商 工 団 体 育 成 事 業	2,000 550	2,200 550	2,200 550	商店街活動の活性化、個々の商店の振興に寄与した。 たばこ売上げの共同宣伝、店舗指導等サービス向上
中 小 企 業 振 興 対 策 事 業	6,000	8,000	8,000	商工業者への指導・相談と商工業活性化の各種事業等を実施し、商工業の総合的発展を図った。
住 宅 リ フ ォ ム 振 興 事 業	36,269	35,314	36,376	市民が市内の施工業者を利用し住宅をリフォーム工事する場合、経費の一部を助成し、地元建築関連業者の振興を図った。

店舗リフォーム 振興事業	1,781	2,937	1,657	市内の施工業者を利用し店舗をリフォーム工事する場合、経費の一部を助成し、魅力ある店舗の創出及び地元建築関連業者の振興を図った。
木造住宅建替 支援事業	4,200	3,500	0	市民が市内の施工業者を利用し旧耐震基準の木造住宅の建て替えを行う場合、経費の一部を助成し、地元建築関連業者の振興を図る。(R8 へ4,200 千円繰越)
商業パワー 全開事業	1,500	1,500	1,500	創意工夫により商店街等のにぎわいを創出する事業や、自ら直面する課題を抽出し、解決のための事業を実施する商店街団体等に対し助成を行い、商業の活性化を図った。
商店街共同施設 設置事業	0	1,496	0	商店街が自主的に行う商店街共同施設の設置等を支援し、商店街の環境整備を行う。
起業支援及び空き 店舗対策事業	10,361	17,413	10,990	起業家及び商店街の空き店舗利用者を対象に、開業資金や家賃等に対する助成を行うことで、起業の推進及び商店街のにぎわい創出につなげ、市内経済の活性化を図った。
菓子のまち 振興事業	600	600	600	「いとうはお菓子のまち」であることを、市内外に広くPRすることで、菓子関連業の振興及び地域商業の活性化を図った。 ※「和菓子振興事業」と「いとう菓子共和国事業」を統合
伊東産活力 創出事業	3,000	0	2,610	地域資源（特産品・素材・開発商品など）から伊東の新たな魅力を創出し、これを伊東ブランドとして認定し、効果的に広報、情報発信することで、市内商工業及び観光業の活性化を図った。(R6 からの繰越明許費 2,313 千円含む。)

② 利子補給

区 分	件 数 (件) / 金 額 (千円)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経済変動対策資金貸付金利子補給金	783/112,766	753/96,437	708/76,915
経営安定資金貸付金利子補給金	28/1,444	39/2,408	6/122
小規模事業者経営改善資金貸付金利子補給金	11/127	9/316	10/256
開業パワーアップ支援資金貸付金利子補給金	18/240	40/713	47/982
合 計	840/114,577	841/99,874	771/78,275

(4) 計量行政

区 分	内 容
事業概要	商取引などに使用される「はかり」の検査を行うとともに、商品が正しい量目で販売されるように立入検査や指導を実施し、正しい計量の確保に努める。
検査状況	令和 5年度：検査日数1日、立ち入り事業所3か所、量目検査品数109個 令和 6年度：検査日数2日、立ち入り事業所3か所、量目検査品数101個 令和 7年度：検査日数2日、立ち入り事業所3か所、量目検査品数86個

7 競

輪

〔公営競技事務所〕

(1) 競輪事業の沿革

年 月	内 容
昭和 25 年 9 月	県・市共催による第 1 回目の競輪を開催
26 年 1 月	赤字開催が続いたため、県が第 3 回目をもってその後の開催から撤退
3 月	県から単独開催権の譲渡を受け、伊東市営による第 1 回目の競輪を開催 赤字解消策として、熱海、沼津、静岡、清水の各市と伊東駅前に場外車券売場を開設
36 年	売り上げ及び収益金は順調な伸びを示していたが、「長沼答申」により、宣伝関係の自粛、場外車券売場の廃止（清水場外休止）等、公営ギャンブルに対する抜本的な施策がなされる。
39 年末	競輪場所有者が伊東温泉競輪スポーツから三生興産(株)に変わる。
40 年以後	第 1、第 2、第 3 スタンドの建設を初め、場内諸施設の設備改善を実施
48 年	高度経済成長に乗り、売り上げ及び収益が大きな伸長を示していたが、オイルショック以来、長期にわたる経済不況、各種レジャー産業の多様化、多種公営競技場に比較しての施設充実の遅れ等の影響とも相まって、入場人員、売上金ともに減少の状態が続くようになる。
50 年代	前半は景気が好転し順調に推移するが、末期は業績が極めて低落し、各自治体の開催収支は赤字あるいは赤字寸前となる。
60 年 11 月	全国の公営競技場で一斉に暴力団、ノミ屋等の取り締まりを実施
63 年	競輪事業の総合的な見直しを行い、入場者、売り上げの浮揚策を講じた結果、60 年代に入り低迷を脱し、以後、平成 3 年度まで平成景気に乗り、堅調な伸びを見せた。
平成 4 年度	バブル経済の崩壊により入場者、売り上げとも減少の状態が続く。
4 年 11 月	投票窓口の新機種マルチユニット発売機等の導入
6 年度	記念競輪臨時場外車券売場を依頼
7 年度	他場記念競輪臨時場外車券売場の開設
8 年度	特別競輪等臨時場外車券売場の開設とともに臨時従事員の削減など経常経費の縮減による収益の向上に努めるが、長期的な経済不況により、売り上げは依然低迷を続ける。
9 年 9 月	バンクの全面改修、既存特別観覧席の改修、競輪選手宿舍の建設
10 年 6 月	第 4 スタンド特別観覧席が完成
11 年 3 月	借上施行者である静岡県六市競輪組合及び清水市が伊東温泉競輪から撤退し、4 月開催から伊東市の単独開催となる。
11 年 10 月	準特別競輪「ふるさとダービー伊東温泉」開催
14 年 2 月	第 1 回東西王座戦・東王座戦開催
15 年 6 月	新賭式導入（3 連単他賭式）
18 年 2 月	第 5 回東西王座戦・東王座戦開催
20 年 10 月	重勝式車券チャリロト導入
21 年 7 月	チャリロトで通常車券（7 賭式）の発売を開始
23 年 3 月	チャリロト重勝式キャリーオーバーが 2 億円を超える。
23 年 11 月	チャリロト重勝式キャリーオーバーが 3 億円を超える。
24 年 3 月	東日本大震災被災地支援 日韓対抗戦競輪 2012 開催
24 年 12 月	チャリロト重勝式的中 払戻額 5 億 2,462 万 7,700 円（公営競技史上 2 番目の高額配当）
25 年 11 月	48 年ぶりに復活したガールズケイリンを初めて開催
26 年 4 月	特別競輪「第 30 回共同通信社杯」開催
26 年 12 月	伊東温泉競輪場初のナイター開催（ミカリンナイトレース）を実施
27 年 11 月	第 16 回ジャパンカップ開催（隔年開催で実施）
28 年 5 月	第 63 回全日本プロ選手権自転車競技大会及び全プロ記念競輪開催
29 年 7 月	特別競輪「第 13 回サマーナイトフェスティバル」開催
30 年 6 月	伊東温泉競輪場初のモーニング競輪を実施

30年10月	ガールズドリームトーナメント（ガールズ競輪6レースを含む全11レース制）を実施
31年2月	伊東温泉競輪場初のミッドナイト競輪を実施
31年4月	第9回国際自転車トラック競技支援競輪（GⅢ）開催。
2年2月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本場4開催（R1：第13回、R2：第2回～4回）を無観客で実施。また、2月～6月末まで、場外発売を中止（46開催）
2年9月	特別競輪「第36回共同通信社杯」開催（1日1,500人の入場制限）
3年3月	競輪場所有者が三生興産(株)から(株)チャリ・ロトとなる。
3年8月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月21日から9月16日までの間、第13回市営競輪（9月6日～8日：モーニング開催）を無観客開催、場外開催を中止とした。（12開催）
3年11月	第52回ジャパンカップ×HPCJC開催として、ハイパフォーマンセンターの協賛開催とする。
4年10月	第4スタンド（第2特別観覧席等）及びミカリンサイクルパークをリニューアル 第4スタンド3階にロイヤル席を新設、エレベーターの設置 キャッシュレス投票機「CLAP」導入
5年2月	第6回施設整備等協賛競輪 in 伊東温泉「花と海といで湯賞（GⅢ）」開催
5年3月	新型コロナ禍の巣ごもり需要やインターネット等民間ポータルサイトを中心とした売上向上によって、競輪界全体の売上が1兆円を超える。
5年7月	伊東温泉競輪初のFⅠミッドナイト競輪（S級戦）を実施
5年12月	伊東温泉競輪初のGⅢナイター競輪（開設73周年記念競輪）を実施
6年3月	令和6年能登半島地震復興支援競輪、大阪・関西万博協賛GⅢナイター開催
7年3月	特別競輪「第9回ウィナーズカップ」開催。全てのGⅡ開催を実施したこととなる。
7年4月	業界初のKEIRIN ADVANCE（ミッドナイト競輪国際ルール）を伊東温泉競輪場で実施。先頭誘導員に車載カメラを搭載した新たなレース映像の配信を試行実施する。
7年7月	集計センターの移設、投票機を富士通製からチャリロト社製へ変更する。
7年10月	伊東温泉競輪場再整備事業として、第2スタンドの解体を初め、場内諸施設の設備改善を開始。
7年11月	第77回ジャパンカップ×HPCJC開催。カップ戦史上一番の売上を達成する。

(2) 競輪場施設（令和8年4月1日現在）

① 伊東温泉競輪の概要

区 分	内 容
敷 地 面 積	12万2,607.84㎡
収 容 人 員	1万1,000人（再整備期間中は3,000人）
会計年度任用職員 （パートタイム）	50人（すべて女性：発売関係15人、入場券関係3人、雑務・接待関係12人 清掃員15人、本部3人、庶務2人）
入 場 料	入場料：無料（平成26年12月18日開催から実施） 特別観覧席：1人1,000円、ロイヤル席：1人2,000円（場外開催は半額）
施設借上料率	市営競輪については、売上額の3.9%、（電話投票分は1.95%）、依頼場外売場0.975%、チャリロト0.5%（ただし、ミッドナイト競輪は本場売上げがないため、電話投票分2%、依頼場外売場1%とする。）

② 施設の概要

区 分	内 容
競 走 路	構造：特殊シードアスファルト・ウォークストップ塗装 周長：333.33m 幅員：ホームストレッチ11.00m、バックストレッチ9.30m、センター7.80m 傾斜：曲線部34度41分9秒、直線部3度26分1秒

観覧スタンド	第1スタンド：鉄筋コンクリート造3階建、総床面積1,936.50㎡（令和7年閉鎖） 第2スタンド：鉄骨造一部冷暖房付4階建一部5階建、総床面積3,289.50㎡（令和7年解体） 第3スタンド：鉄筋コンクリート造3階建、総床面積4,010.50㎡（令和7年閉鎖） 第4スタンド：鉄骨造3階建、総床面積2,806.90㎡
入場門 前売り所	西口：鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建50.66㎡、西口投票所（令和7年閉鎖） 東口：鉄骨造平屋建275.28㎡、東口投票所、集計センター、自衛警備員室、ガードマン室、手荷物預り所
テレビ設備	観覧用：レース実況中継カラーテレビ兼告知用モニターテレビ99台 実況放送装置一式、スロービデオ装置一式（平成26年4月HD化を実施） 投票用大型モニター1台（第4スタンドピロティ） 業務用：業務用及び窓口用カラーテレビ86台 警備用：リモコン式カメラ35台 モニター25台 VTR装置6台 ビデオプリンター2台
選手・競技会 関係施設	選手管理棟：鉄骨一部鉄筋コンクリート造（耐火被覆）5階建、延床面積2,979.12㎡ 競技員室及び誘導員控室：鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積129.50㎡
その他の施設	電光式表示装置：電光式決定表示装置1か所 レストラン：鉄骨造平屋建、面積394.96㎡（平成21年閉鎖） 湯茶接待所：無料休憩所（令和7年閉鎖） 仮設審判棟：開催本部、審判室を集約（令和7年10月から令和8年9月）

③ 投票所

名 称	面 積	発売窓口	払戻窓口	自動発売 払戻兼用機	キャッシュ レス投票機	キャッシュレ ス入出金機	従事員数
第4投票所	89.59	2	2	12	0	0	6
第2特別観覧席	1,890.79	4	4	9	8	3	6
東口投票所	49.80	2	2	5	0	0	3
合 計	2,030.18	8	8	26	8	3	15

④ 駐車場

名 称	面 積	自 動 車	自 転 車 等	備 考
西口第1駐車場	3,968.80㎡	100台	100台	施設会社所有 （一部関係者用）
東口第1駐車場	14,535.00	800	—	〃
東口第2駐車場	6,235.00	300	—	〃 （一部関係者用）
合 計	24,738.80	1,200	100	

(3) 事業実績

① 売上実績

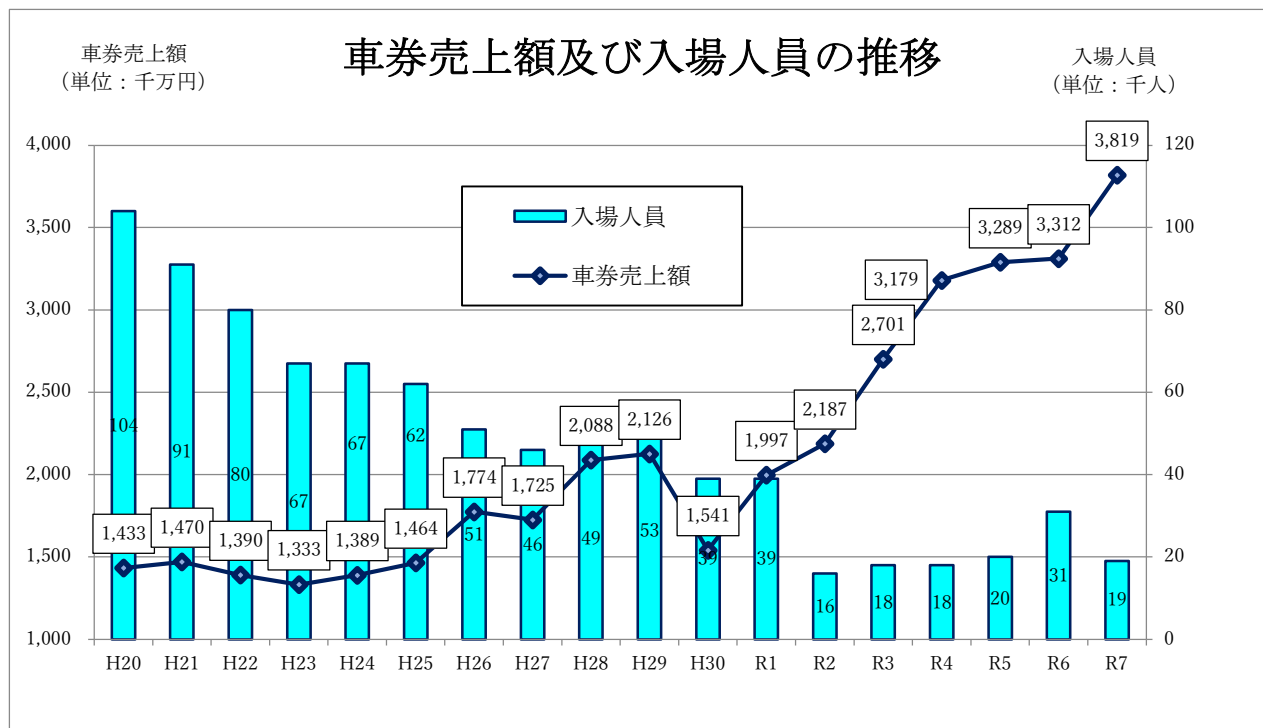
年度	車券売上額	入場人員（人）	市営開催売上額	開催回数（回）	繰出金
昭和25～63	444,415,166	14,584,966	276,610,740	291	16,217,200
平成元～30	638,519,127	6,346,675	540,819,425	330	8,702,000
令和元	19,972,964	39,200	19,902,742	13	100,000
2	21,870,374	15,909	21,802,375	13	150,000
3	27,005,870	18,495	26,915,420	13	250,000

4	31,792,656	17,661	31,705,847	15	400,000
5	32,891,797	20,149	32,807,608	13	1,400,000
6	33,122,083	31,456	33,023,921	14	500,000
7	38,193,864	19,016	38,091,682	12	550,000
合 計	1,287,783,901	21,093,527	1,021,679,760	714	28,269,200

② 競輪事業特別会計収支（令和7年度以降は予算額、単位：千円）

区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
歳 入						
事業収入	27,009,137	31,795,821	32,902,439	33,132,522	38,211,143	35,311,482
財産収入	19	27	36	2,179	11,852	48,210
繰入金	0	49,500	70,730	42,125	50,904	941,680
繰越金	514,504	646,158	662,093	850,655	382,872	1,000
諸収入	786,629	804,675	911,274	504,661	1,221,314	597,628
市債	—	—	—	—	—	—
歳入合計	28,310,289	33,296,181	34,546,572	34,532,142	39,878,085	36,900,000
歳 出						
競輪事業費	27,323,955	32,078,316	32,140,409	33,287,625	39,100,547	35,319,439
競輪選手宿舍費	81,719	148,338	155,508	130,511	162,536	1,065,559
公債費	1	1	0	0	1	1
諸支出金	258,455	407,433	1,400,000	731,134	605,001	505,001
翌年度繰越金	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	10,000	10,000
歳出合計	27,664,130	32,634,088	33,695,917	34,149,270	39,878,085	36,900,000

※ 令和7年度については、補正予算議決後の最終予算額とする。



建設

都市基盤整備は、恵まれた自然環境の保全と活用を調和させつつ個性ある都市の形成を目指し、美しく快適な生きがいのあるまちづくりを目標としている。

これらの事業としては、ＪＲ伊東駅周辺整備や市民の生活環境の整備を掲げている事業と並行させながら、主要道路やこれに接続する一般生活道路の整備、下水道施設の整備充実、市営住宅等の整備に努めている。また、観光・レクリエーション保養市にふさわしいまちづくりを目指し、都市計画、街路、都市景観整備などの各事業を押し進めてきており、全市域の都市計画の将来像である都市計画マスタープランをもとに進捗を図っている。

特に自然保護、環境保全を重視し、国立公園地域、宅地造成規制区域による規制のほか、土地利用対策についても要綱に沿って、行政指導に努めている。

1 道路・橋りょう

〔建設課〕

本市の道路形態は、市内を南北に縦断するＪＲ伊東線及び伊豆急行線に並行する国道１３５号を主要幹線としており、この国道を補完する主要地方道４路線、一般県道６路線、さらに、国県道と連絡する市道として１級幹線２１路線、２級幹線４０路線、その他の市道１，１７１路線により形成されている。（令和３年度に市道の一括認定（１，２３２路線）及び一括廃止（１，２５４路線）を実施。）

(1) 道路・橋りょうの現況

区 分	実 延 長	舗 装 率		永 久 橋	
		延 長	対延長比率	橋 数	延 長
国 道	３４．０km	３４．０km	１００．０％	３０個	５６６．０m
県 道	６０．６	５８．７	９６．９	２９	８５３．０
市 道	３９３．５	３２０．９	８１．６	１７４	１３５８．５

※ 国道及び県道は令和７年４月１日現在（静岡県道路保全課）、市道は令和８年４月１日現在である。

※ 実延長 393.5 kmは、総延長 405.5km から重用延長 2.0km 及び未供用延長 10.0km を除いた延長である。

※ 市道における永久橋の橋数については、人道橋３橋を含む。

(2) 市道（実延長）の現況（令和８年４月１日現在）

区 分	改 良 済		未 改 良			合 計
	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満	
１級市道	３１．０km	１４．５km	０．１km	－	０．６km	４６．２km
２級市道	１８．６	２３．３	０．２	０．６	２．２	４４．９
その他の市道	３９．０	１９４．５	０．５	１．８	６６．６	３０２．４
合 計	８８．６	２３２．３	０．８	２．４	６９．４	３９３．５

(3) 道路整備事業

① 市道の整備

近年、道路用地の確保が難しい状況にあるが、道路は生活基盤として重要であり、関係者の理解と協力を得る中で、第五次伊東市総合計画第十一次基本計画に基づき、幹線道路や生活関連道路の整備を進めている。

また、道路施設長寿命化の一環として、路面性状調査結果を基に舗装の長寿命化計画を策定し、平成２６年度から順次、長寿命化を図っている。

② 国道・県道の整備

国道については、市街地を通過している国道１３５号が伊豆東海岸の唯一の幹線道路であるため、交通需要の増大に伴い交通渋滞が恒常化し、市民生活に多大な影響を及ぼしていた。このため、県の事業として４車線計画で海岸線に沿って迂回する国道１３５号バイパス事業に昭和４１年から着手し、整備が図られた。また、平成２０年度から殿山・吉田区間の交通渋滞解消施策として４車線化について事業着手されている。さらに、赤沢から梅の木平交差点までの歩道整備についても進められている。

県道については、主要地方道伊東大仁線、一般県道伊東川奈八幡野線、中大見八幡野線等の改良工事が行われている。また、狭隘部分の拡幅改良にも努めている。

国道及び県道の整備について、本市では継続して事業の促進を関係機関に要請している。さらに、本市から伊豆縦貫自動車道への北部及び南部アクセス道路、伊豆横断道路の建設促進についても期成同盟会のもと、積極的に事業の促進を関係機関に要請している。

③ 道路台帳附図のWEB公開

市道の路線名や認定幅員等を示す道路台帳附図については、電話での問い合わせ又は窓口での閲覧により対応していたが、利用者の利便性向上を図るため、令和７年４月１日からWEB公開を開始している。（公開サイトの令和７年度訪問者数：１３,６４６人（日平均３７人））

(4) 橋りょう

従来の修繕は、対処療法的な修繕及び架け替えを行う事後保全で対応していたが、昭和３０年代前半から高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうは、すでに５０年以上を経過し、今後、重大な損傷等が起きることも予想されることから、予防的な修繕及び長寿命化計画で行う予防保全に政策転換された。これにより長寿命化修繕計画を策定し、平成２５年度から順次、実施している。

また、平成２５年９月に道路法が改正され、２ｍ以上の橋りょうを５年に１度の近接目視による点検が義務化となり、平成２６年度から対象となる全１７４橋の点検を順次、実施している。令和５年度までに２巡目の点検が完了しており、現在は、３巡目の点検を進めている。

(5) 用地買収基準

用地買収の価額は、原則として不動産鑑定士による評価額及び地価公示価格を把握し、これを基礎として、利用度、重要度及び沿線の便益を勘案して決定するが、道路の現況や事情によっては用地の無償提供を求めることもある。また、都市計画街路事業においては、原則として不動産鑑定士の評価額により買収している。

(6) 道路占用

年度	新規申請 件数（件）	新規許可済 件数（件）	占用料金 徴収件数（件）	占用料金 徴収額（円）	道路境界確定 件数（件）
令和５	１９４	１９４	１，０３９	５０,５７９,８０２	５４
６	２００	２００	１，０４１	５０,６６６,６９０	５１
７	１８７	１８７	１，０２３	５２,０４３,４５９	５９

※ 新規申請件数及び新規許可済件数には、変更申請分を含める。

※ 道路境界確定件数には、管理幅員証明及び境界承諾の件数を含める。

※ 占用料金については、令和７年５月３１日現在である。

(7) 交通安全施設

事業名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	内 容	事業費 (千円)	内 容	事業費 (千円)	内 容	事業費 (千円)
防 護 柵 設 置	—	—	1 件 71m	2,101	—	—
反 射 鏡 設 置	1 件 11 か所	3,058	—	0	1 件 9 基	2,112
区 画 線 設 置	2 件 246m	8,932	2 件 730m	1,036	1 件 2,777m	3,750
歩車共存道路整備	—	—	—	—	1 件 22m	1,965
そ の 他			・すべり止舗装設置 2 件 126 m ² ・車線分離標設置 1 件 132 か所	4,145 4,708	・すべり止舗装設置 2 件 113 m ²	3,151

2 河 川

本市内には二級河川、準用河川及び普通河川（水路）の３種類があり、その総延長は約 190 km に及んでいる。これら河川はかつて県が管理していたが、普通河川については箇所、延長とも多いことから管理体制の見直しが行われ、準用河川とともに利用している市町村に管理が移管されることとなり、昭和 45 年 10 月、静岡県普通河川条例が廃止された。これを受けて、本市においては昭和 46 年 3 月 27 日に伊東市普通河川条例を制定し、従来、県が行っていた河川管理（河川使用の許可、取消し、維持管理等）を行っている。

(1) 河川管理状況

〔建設課〕

区分	河川数／総延長	内 容
二 級 河 川	10 / 23,710m	維持管理、占用等については、県において行う。
準 用 河 川	12 / 16,137m	普通河川と同じく市の管理で取り扱うが、河川法が適用され、伊東市普通河川条例とは別に取り扱われる。
普 通 河 川	547 / 149,354m	一般に河川、水路、用悪水路等に区分されるが、旧来の田圃の水引きであっても公図上の水路、いわゆる青線といわれるものは管理の対象となり、これらの河川の維持管理、河川工事、付替、用途廃止、占用等すべてにおいて市が行う。

(2) 河川占用

〔建設課〕

年度	新 規 申 請 件数 (件)	新規許可済 件数 (件)	占 用 料 金 徴収件数 (件)	占 用 料 金 徴収額 (円)	河川境界確定 件数 (件)
令和 5	7	7	476	3,250,850	6
6	9	9	467	3,260,050	9
7	3	3	461	3,285,750	10

※ 新規申請件数及び新規許可済件数には、変更申請分を含める。

※ 都市下水路の占用については、令和 4 年度から下水道課へ管理移管（45 件）。

※ 河川境界確定件数には、管理幅員証明及び境界承諾の件数を含める。

※ 占用料金については、令和 7 年 5 月 31 日現在である。

(3) 水防

〔危機対策課〕

河川については、治水安全度の低い河川の改修工事及び二級河川の未改修区間の改修や局部改良工事の促進を県に要請し、準用河川の未改修区間の改修等の措置を講ずる。

浸水対策としては、市街地では公共下水道事業及び都市下水路事業の推進、河川断面の改良や浚渫、道路横断暗渠の改良、排水路の改良や浚渫の推進、河川占用による架橋改良の指導を行い、その他の地域についても、集落地においては農業用水路を都市型水路として断面改良を図り、浸水が想定される地区においては排水路の新設や合流点などの改良を図る。なお、水路の定期清掃に努め、計画的な浚渫により洪水の防止を図ることとする。令和２年度には、伊東大川において河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全を実施した。

また、水位情報の発信のため、平成３０年度には市内５河川（烏川、伊東宮川、伊東仲川、寺田川、本郷川）について危機管理型水位計を設置し、伊東大川を含む計６河川１０地点の水位情報を、サイポスレーダー及び国交省のWEBページで確認できるようになっている他、市内４河川（伊東大川、烏川、伊東宮川、伊東仲川）については水位監視カメラを設置し、サイポスレーダーでリアルタイムな画像を確認できるようになっている。

なお、令和７年３月３１日に、草崎川水系草崎川ほか９つの中小河川について、静岡県によって、洪水浸水想定区域が指定された。

また、令和７年１０月３１日に、静岡県によって、高潮浸水想定区域が指定された。

水防指令

年度	出 動 回 数 (回) / 出 動 延 べ 人 数 (人)				
	待機配備	準備配備	第１次配備	第２次配備	第３次配備
令和５	３／１５	—	２／２０１	—	—
６	２／１７	—	２／２２４	—	—
７	—	—	—	１／７５	—

3 港湾・海岸

〔建設課〕

(1) 港湾

伊東港は、海上輸送のネットワークとして産業・観光面に重要な役割を果たしている。観光船等の大型化や海洋レジャーの需要拡大の高まりもあり、観光港として大型に相当する船の発着や漁船・観光船などの船だまりを早急に建設するよう管理者である県に要請し、昭和５５年度から既設棧橋の拡張・延長が行われ、ある程度の大きさの船の発着が容易となった。その後、伊東港のさらなる整備を国・県に要請し、観光棧橋において補強を含めた拡張や浮桟橋の整備が行われ、近年では伊東サンライズマリナー ボートヤード護岸等の被災軽減のため、白石防波堤延伸事業に着手し継続中である。

港湾整備

年 度	内 容
昭和５６年～６３年	東松原地内に船だまりを設けるため、防波堤Ａ（船揚場、物揚場）、防波堤Ｂ（船だまりの静穏度を保つための施設）を建設
５７年～５９年	地震対策として西防波堤（赤灯台）港内側への耐震岸壁の建設
６３年～平成２年	外防波堤の物揚場の建設と同防波堤の改良
平成２年	小浦堤防（川奈）の物揚場拡張工事
３年～５年	川奈港内に物揚場及び付帯施設として道路、水路及び野積場を築造する目的で公有水面の埋立を実施
７年～１０年	川奈地区において、延長１９０ｍの道路改良を実施
１７年～２６年	観光棧橋の拡張及び浮桟橋整備

27 年～	伊東サンライズマリーナ白石防波堤延伸事業に着手
29 年～令和 6 年	浮棧橋改良
令和元年～2 年	玖須美船揚場改良
元年～	小浦防波堤改良（川奈）
3 年～	第一防波堤改良（新井）
5 年	宮町船揚場改良（川奈）
6 年～	川奈臨港道路、港湾施設改良
7 年	白石防波堤防護柵補修
7 年～	第一岸壁改良（新井）

(2) 海岸

宇佐美から赤沢までの市内の海岸線は延長 4 0 k m に及び、その形態は砂浜、磯浜、リアス式溶岩台地等、変化に富んでいる。古くから市民のみならず来遊客の憩いの場として親しまれており、海水浴場、釣り場、ピクニックコース、自然研究路等本市の重要な観光資源となっている。

富戸、八幡野、赤沢地区の海岸線はリアス式溶岩台地の景勝地で、一帯は国立公園第 1 種特別地域に指定されており、観光基盤として保全に努めている。宇佐美海岸は、近年、温泉の湧出と相まって海水浴場としてにぎわいを見せており、また、湯川・松原海岸（伊東オレンジビーチ）や川奈いるか浜公園は、観光伊東のシンボルとして、海岸環境の創造と四季を通じた海岸利用を図るための環境整備が行われている。

海岸整備

区 分	年 度	内 容
湯川・松原海岸	昭和 48 年～59 年	西離岸堤（延長 1 5 0 m）、中央離岸堤（延長 1 0 0 m）、東離岸堤（延長 5 2 m）の 3 基の離岸堤を設置
	57 年～62 年	西突堤（延長 1 5 8 m）、中央突堤（延長 1 1 0 m）、東突堤（延長 3 0 m）を設置
	61 年～63 年	養浜工を施工して約 6 万 5, 0 0 0 m ³ の養浜砂を投入、海岸線約 6 3 0 m にわたる遊歩道の整備が完了
	平成 9 年～10 年	潜堤 2 基（延長 1 7 2. 5 m）を設置
川 奈 海 岸	平成 3 年～8 年	突堤 1 基（延長 1 1 0 m）、階段式護岸（約 1 6 0 m）を設置、養浜工のほか駐車場、便所等の整備を行い川奈いるか浜公園として事業を完了
川 奈 海 岸	平成 29 年～30 年	いるか浜管理室改良

4 都 市 計 画

(1) 都市計画事業

〔都市計画課〕

① 都市計画審議会（令和 8 年 4 月 1 日現在）

年 度	開催回	内 容
令和 3	1 回	・伊東国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更
4	2 回	・伊東市立地適正化計画の策定 ・伊東国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更
5	案件なく未開催	—
6	案件なく未開催	—
7	1 回	・伊東国際観光温泉文化都市建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

② 用途地域（令和８年４月１日現在）

区 分	内 容
概 要	伊東市都市計画マスタープランに示す本市将来像との整合性を図るため、行政区域面積の約５％に当たる６６８．２ha、９つの用途地域が指定されている。 なお、観光立市という特殊性から、ホテル、旅館、寮及び保養所の集中している伊東地区の７０haについて特別用途地区（娯楽レクリエーション地区）を指定し、第二種中高層住居専用地域内の建築基準法の用途制限を緩和している。
地域指定の経過	昭和４３年８月８日（建設省告示第２１８９号）用途地域を指定する ４８年８月１５日（伊東市告示第７７号）法令改正に伴い区域及び８種類用途へ変更する 平成８年２月１日（伊東市告示第１６号）法令改正に伴い１２種類用途へ変更する １４年１２月２４日（伊東市告示第１３１号）法改正に伴い容積率・建ぺい率を決定する ２３年３月１日（伊東市告示第１７号）白石（湯川）地区を編入する

③ 用途地域の現況（令和８年４月１日現在）

地 域 区 分		伊 東 地 区	宇佐美地区	吉 田 地 区	計	比 率
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	—ha	26.0ha	—ha	26.0ha	3.9%
	第一種中高層住居専用地域	48.1	39.9	—	88.0	13.2
	第二種中高層住居専用地域	97.0	7.2	19.9	124.1	18.6
	第一種住居地域	34.0	57.7	—	91.7	13.7
	第二種住居地域	79.7	40.1	—	119.8	17.9
	準住居地域	4.6	12.1	7.1	23.8	3.6
	近隣商業地域	126.2	12.0	—	138.2	20.7
	商業地域	51.6	—	—	51.6	7.7
	準工業地域	5.0	—	—	5.0	0.7
合 計		446.2	195.0	27.0	668.2	100.0

④ 高度地区（令和８年４月１日現在）

区 分	内 容
概 要	居住環境の保全や向上が図られるよう、用途地域内（第一種低層住居専用地域を除く。）に建築物の高さ制限を設ける。
区域指定の経過	平成１８年４月１８日（伊東市告示第９２号）高度地区を指定する 平成２３年３月１日（伊東市告示第１８号）区域の見直しを実施

⑤ 高度地区の現況（令和８年４月１日現在）

種 類	対 象 区 域
第１種 高さ１５m	＜宇佐美地区＞ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 ＜吉田地区＞ 第二種中高層住居専用地域、準住居地域
第２種 高さ２１m	＜伊東地区＞ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率２００％の区域）、準工業地域 ＜宇佐美地区＞ 近隣商業地域
第３種 高さ３１m	＜伊東地区＞ 商業地域、近隣商業地域（容積率３００％の区域）

(2) 地籍調査事業

〔都市計画課〕

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者、地番及び地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を公図や登記簿に反映させる。昭和32年度から昭和46年度にかけて、宇佐美・岡・玖須美元和田・川奈・吉田・富戸・八幡野の一部地域において「国土調査」の名称で実施し、令和3年度から津波浸水想定区域である湯川・松原地区において調査を再開した。

令和7年度は、湯川・松原地区1－5の現地調査、地籍測量等を行い、湯川・松原地区1－4の成果の閲覧用の資料作成を行ったほか、湯川・松原地区1－3の成果を法務局へ送付すべく地図の調製を実施した。

令和8年4月1日現在、市域の13.5%（16.68km²）が調査済である。

実施年度	調査地区名	調査済面積
令和5年度	湯川・松原地区1-3	令和8年度完了見込み
6年度	湯川・松原地区1-4	令和8年度完了見込み
7年度	湯川・松原地区1-5	令和9年度完了見込み

(3) 街路事業

〔都市計画課〕

都市計画道路の計画幅員どおりの整備進捗率は、令和8年4月1日現在69.3%で、整備延長は、17,710mである。

都市計画道路改良事業

区 分	内 容	
概 要	市街地の道路網整備として東松原町地内において伊東大仁線改良事業を実施する。	
経 過	令和5年度	関係地権者と用地交渉を継続
	6年度	関係地権者と用地交渉を継続
	7年度	沿線店舗1件から用地取得。関係地権者と用地交渉を継続

(4) 景観整備事業

〔都市計画課〕

本市では、市民が愛着と誇りを持つことができる美しいまちの創出を目指して、良好な景観を形成し、守り、育てるため、伊東市景観条例を平成23年に制定した。

① 伊東駅周辺整備計画策定事業

区 分	内 容	
概 要	国際観光温泉文化都市伊東の表玄関としてふさわしい駅前広場及び街区整備を行うため、伊東駅を中心に周辺地域の将来的な計画を作成し、都市計画事業として整備を進めていく。	
経 過	令和5年度	伊東駅前広場測量・詳細設計業務等を実施 伊東駅前広場整備計画(案)に対するパブリックコメント及び住民説明会の実施
	6年度	パブリックコメント及び住民説明会での市民意見を踏まえた整備計画修正案の策定、関係地権者との用地交渉、移転補償物件調査を実施
	7年度	第2回住民説明会を開催し、都市計画決定（変更）手続きを推進、 関係地権者との用地交渉、移転補償物件調査を実施

② くらしのみちゾーン整備事業

区 分	内 容	
概 要	くらしのみちゾーンに取り組む地区として、国土交通省に登録された松原・玖須美地区（約16ha）において、歩行者に安全で安心な歩いて楽しい道路修景整備を進めた。 平成20年～平成26年度 東松原町4号線（東海館前）を含む5路線を整備した。	
経 過	26年度	市道渚5号線（東郷記念館前）の修景工事を実施し、事業を完了した。

③ 景観条例

景観計画区域内において、恵まれた自然景観を守り、これと調和した良好な町並み景観を形成するため、一定規模以上の建築物や工作物の外観の色彩及び木竹の伐採などについて、以下の制限を行っている。

- ・建築物及び工作物の新築、増築、または色彩の変更などの行為に対しては、色彩基準にのっとり指導・誘導する。
- ・木竹の伐採、土地の形質変更及び土石等の堆積行為に対しては、行為中や行為後の景観が周囲の景観と不調和にならないようにすることなどを指導・誘導する。
- ・野立て太陽光発電設備の設置行為に対しては、設備の色彩が周辺の景観になじむようにすることなどを指導・誘導する。

区 分	内 容	
概 要	本市の景観形成施策の指針を定めていくことを目標に、現行の伊東市都市景観条例に代えて伊東市景観条例を制定（平成23年12月1日施行）し、これとともに、景観法に基づく伊東市景観計画（平成23年12月1日施行、令和3年9月1日改定）を策定した。	
経 過	令和5年度	伊東市景観条例に基づく景観計画区域内行為届出に対する行為の制限を実施（計7件）
	6年度	同上（計11件）
	7年度	同上（計14件）

(5) 国立公園

〔建築住宅課〕

昭和30年3月15日に全市域の45.4%に当たる5,644haが国立公園に指定され、昭和58年9月10日に初めて区域の見直しがなされた。見直しの内容は、全市域1万2,412ha（当時）のうち、南部郊外地域及び西側に隣接する中伊豆町（当時・現伊豆市）との境をなす山稜を主体とする既指定区域に対し、再編及び整理を行ったもので、その結果、全市域の44.7%に当たる5,546haが国立公園区域となった。

① 国立公園指定地域

区 分	面積 (ha)	主 な 地 域
第1種特別地域	123	城ヶ崎海岸線一帯（普通地域を除く海岸汀線より200m）
第2種特別地域	1,083	川奈から富戸にかけての海岸線（第1種地域を除く。）、国道135号沿線、一碧湖、大室山、矢筈山、八幡野、赤沢の各一帯
第3種特別地域	3,630	宇佐美亀石峠から矢筈山に至る山稜地帯、小室山一帯、富戸梅の木平から城ヶ崎に至る地域、富戸先原から八幡野集落に至る伊豆高原一帯
普 通 地 域	710	川奈光ヶ丘から吉田集落に至る一帯、先原地区を含む富戸の既存集落及び大室山東側分譲地の一部、十足、八幡野及び赤沢の既存集落

② 申請関係取扱状況（単位：件）

年 度	建 物	その他 工作物	広告物 の設置	土 石 の採取	木 竹 の伐採	土 地 の 形状変更	国 立 公園事業	各種届出	合 計
令和5	96	77	21	1	2	0	0	1	198
6	98	33	21	0	0	7	1	1	161
7	79	10	20	0	1	5	0	1	116

※ 許認可申請について自然公園法の規定に従って添付書類の不備等を確認し、その適否を静岡県知事に進達している。

(6) 都市計画公園

〔観光課〕

区 分	内 容
概 要	本市の都市計画公園は、市民だけでなく本市に来遊する観光客も利用対象者として計画し、将来都市像である「自然環境と調和した文化的、観光、レクリエーション保養都市」を具現化するための都市施設として拡充に努めている。
維持・管理	都市公園の管理運営については、平成18年度から（公財）伊東市振興公社を指定管理者として選定

	し、管理運営を委託しており、地域に密接した公園を目指すとともに、利用者の安全対策を中心に市民や観光客の憩いの場となるよう、随時各公園を巡視して施設の修理、花壇の管理、樹木草花の剪定等の維持管理を実施している。
公園の現況	令和8年4月1日現在、総合公園1か所（40.3ha）、地区公園1か所（7.5ha）、近隣公園2か所（1.2ha）、街区公園13か所（3.41ha）、特殊公園3か所（1.59ha）、合計20か所（54.0ha）

(7) 建築指導

① 建築確認申請

〔建築住宅課〕

（令和6年3月31日を以って限定特定行政庁を廃止し、現在は建築確認の受付及び進達業務を行っている。）

申請状況 （単位：件）

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一 般 住 宅	1 5 1	1 5 4	1 4 6	1 2 1	1 1 0
その他の建築物	1 9	2 8	2 9	3 4	1 2
計	1 7 0	1 8 2	1 7 5	1 5 5	1 2 2

② 宅造許可申請等

〔都市計画課〕

（令和7年5月26日から盛土規制法による規制の開始に伴い権限を県に移譲）

宅造許可申請件数 （単位：件）

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
宅造許可申請	4	5	4	3	1

宅地造成等工事規制区域の指定について （※ 市の行政面積は、1 2 4 . 0 2 k m²）

施行年月日	指定の内容	指定面積	指定面積の合計
昭和40年 5月29日	当初の指定	1 6 . 1 6 k m ²	1 1 6 . 6 1 k m ²
昭和46年10月29日	区域の拡大	1 0 0 . 4 5 k m ²	
令和 7年 5月26日	区域の指定	1 2 4 . 0 2 k m ²	1 2 4 . 0 2 k m ²

(8) 土地利用対策

〔都市計画課〕

① 土地利用対策の沿革

区 分	内 容
概 要	一定規模以上の宅地造成及び中高層等建築物の建築に対する本市の行政指導を、伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づいて行っている。
経 過	昭和41年度 静岡県土地利用対策委員会を設置し、2万m ² 以上の土地利用を規制
	46年度 2万m ² 未満の土地利用についても問題が発生することが懸念されたため、伊東市土地利用対策委員会を設置し、1,000m ² 以上の土地利用についても災害防止、自然環境の保全、公共福祉等の面から総合調整を図ることとした。
経 過	48年度 中高層建築物の建築行為が急激に増加してきたことにより、地域住民の生活環境が著しく侵される懸念が生じたため、指導要綱を改訂して立体開発を含めた土地利用事業に対して強い指導を行うこととした。
	63年度 指導要綱を全面改訂
	平成元年度～令和3年度 13回にわたり指導要綱の一部を改正する。 ※令和3年度は、地位継承の承認基準を明確化した。

② 土地利用指導体制

事業者から土地利用申請があった場合、関係課による幹事会を開催し事業者から計画内容の説明を受け、必要があれば現地調査を行い、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱の計画の基準への適合性について検討を行う。検討は市及び地域の開発計画との関連、既設または計画をもつ公共事業との関連、生活環境の保全等総括的事項から、道路、用水、排水及び環境衛生といった個々の施設計画にわたり行う。結果において問題点を指摘、意見調整後、土地利用対策委員会において審議し、条件を付して最終的な承認を行う。

③ 土地利用対策委員会

土地利用対策委員会は、委員長を副市長、副委員長を建設部長、委員を部長職（企画・危機管理・総務・市民・健康福祉・観光経済・上下水道・教育）及び理事とし、参与は教育長をもって構成している。また、下部組織として幹事会を設け、土地利用に関連する各担当課長職（危機対策・環境・産業・建設・建築住宅・都市計画・下水道・水道・生涯学習・農業委員会事務局）をもって構成し、委員会に提案すべき事項の調査、検討を行っている。

④ 都市計画法に基づく開発行為の許可

（平成18年4月から権限移譲により開発許可及び検査業務を行っている。）

開発許可申請件数 （単位：件）

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
都市計画法第29条	4	2	1	1	1

⑤ 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に、本条例を制定した。（平成30年3月26日公布、同年6月1日施行）

伊東市内において、一定規模を越える太陽光発電設備を設置する場合は、条例に基づき、市長への届出と同意が必要となる。

- ・届出対象事業は、事業区域が1,000平方メートル以上、総発電出力が50KW以上の太陽光発電設備設置事業（ただし、建築物に太陽光発電設備を設置するものを除く。）
- ・同意については、市長は事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、原則として、同意しないものとする。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の太陽光発電設備設置事業であって規則で定めるもののうち、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

(9) 住居表示

〔都市計画課〕

複雑で難解な住所表現を改め、合理的でわかりやすいものとするために、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）が施行され、市街地のうち、伊東大川を境として川西地区を昭和45年に、川東地区を昭和48年に対象区域に指定し、約2.37㎢、約8,000世帯の住居表示を付定している。

5 急傾斜地指定区域

〔建設課〕

がけ崩れ災害、とりわけ人身災害を防止するため、本市は「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づいて積極的な対策を進めている。

昭和47年度に、初めて新井の大東地区及び川西地区が「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受け、崩壊防止工事が施行された。

指定区域とは、放置した場合に災害の発生が予想される危険ながけ地を含む周辺地域を県知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、国・県の事業として必要な崩壊防止工事を施行するものである。指定区域の現況は下表のとおりであり、継続して未指定危険箇所について点検を実施して状況を把握し、追加指定の促進を図って、がけ付近の市民の生命財産の保護、警戒に努めている。

指定区域の現況（令和8年4月1日現在）

区 域 名	指定年月日	面積（㎡）	区 域 名	指定年月日	面積（㎡）
新 井 大 東	昭和47.12.5	16,190	川 奈 小 浦 台	平成4.3.6	2,341
新 井 川 西	47.12.5	13,169	新 井 前 山 丁 場	4.3.6	689
川 奈 宮 小 路	49.3.8	4,104	新 井 魚 見	4.3.6	7,525
宇 佐 美 磯 辺	50.4.1	5,070	新井宮ノ上No.2	4.3.6	268
宇 佐 美 中 浜	50.4.1	2,935	岡 瓶 山	4.3.6	1,818
岡 小 川 口	54.3.30	7,800	松 原 寺 山	4.3.6	1,665
川奈宮小路No.2	55.8.5	85	川奈小浦浜No.4	6.3.1	2,550
川 奈 小 浦 浜	56.3.24	6,843	赤 沢 下 入 谷	7.10.27	2,093
新 井 宮 ノ 上	57.3.26	2,650	富 戸 西	11.2.12	13,984
宇 佐 美 東 留 田	57.3.26	6,605	岡 大 原	11.2.26	1,359
新 井 諏 訪 の 入	59.4.3	1,835	宇 佐 美 向 田	15.6.8	15,691
新 井 大 東 No.2	59.6.8	5,322	海 峰 苑	16.5.14	4,757
川奈小浦浜No.2	59.6.22	5,645	竹 の 台	21.2.20	807
宇 佐 美 仲 留 田	60.12.10	4,587	八 幡 野 向 町	23.9.16	2,066
新井諏訪の入No.2	61.3.28	1,177	湯 川 山 岸	25.1.25	2,817
川奈小浦浜No.3	61.3.31	1,149	水 落	27.3.17	4,133
岡 泉	61.3.31	820	吉 田	令和7.8.22	4,431
宇 佐 美 阿 原 田	61.3.31	2,661			

6 住 宅

〔建築住宅課〕

(1) 市営住宅（令和8年4月1日現在）

名 称		建 設 年 月 日	構 造	管理戸数	家賃月 額 （円）
赤 坂 住 宅	第 1	昭 和 2 6 . 3 . 3 1	木 造 平 屋	1	500 ～ 1,500
	1 号 棟	昭 和 5 7 . 9 . 3 0	中層耐火構造3階	18	21,500 ～ 57,100
城 星 住 宅	第 1	平 成 1 1 . 1 0 . 2 0	中層耐火構造3階	15	17,500 ～ 77,000
	第 2 ～第 7	昭 和 30. 3.31～34. 6.30	木 造 平 屋	21	1,500 ～ 5,800
	災 害	昭 和 3 4 . 3 . 3 1	木 造 平 屋	2	1,900 ～ 5,100
逆 川 住 宅	第 1 ・ 第 3	昭 和 28. 3.31～33. 3.25	木 造 平 屋	2	1,000 ～ 5,800
山 田 住 宅	1号棟・2号棟	昭 和 4 6 . 3 . 3 1	中層耐火構造4階	32	9,000 ～ 24,900
	3 号 棟	平 成 1 7 . 1 2 . 2 0	中層耐火構造4階	40	17,800 ～ 69,100
	第 1	昭 和 4 3 . 3 . 3 1	簡易耐火構造2階	4	4,700 ～ 12,700

八幡野住宅		昭和 29. 3. 31	木造平屋	2	—
富戸住宅		昭和 29. 3. 31	木造平屋	1	1,000 ～ 2,700
城平住宅	1号棟	昭和 56. 2. 28	中層耐火構造5階	20	17,900 ～ 38,700
	A棟～G棟	平成 3. 3.15～ 8.10.31	中層耐火構造4～5階	149	13,400 ～ 72,800
猪山住宅	第 1	昭和 47. 3. 31	中層耐火構造5階	40	9,700 ～ 25,700
	第 2	昭和 48. 3. 31	中層耐火構造3階	18	10,300 ～ 27,000
田代住宅	第1～第3	昭和 43. 3.31～45. 3.31	簡易耐火構造2階	71	4,900 ～ 15,700
新山住宅	第 1	昭和 48. 3. 31	簡易耐火構造2階	24	6,500 ～ 14,000
	A棟～F棟	昭和 49. 3.27～51. 2.18	中層耐火構造5階	170	10,100 ～ 39,300
角折住宅	A棟～J棟	昭和 52. 3.25～55. 2.28	中層耐火構造5階	300	14,200 ～ 47,300
城ノ木戸住宅	1号棟・2号棟	昭和 63. 3. 25	中層耐火構造3階	30	21,300 ～ 56,500
長門洞住宅	A 棟	平成 9. 10. 30	中層耐火構造3階	21	18,900 ～ 78,600
	B 棟	平成 10. 11. 25	中層耐火構造5階	29	17,300 ～ 79,000

※ 家賃は入居世帯の収入によって決定

(2) 集会場・合併処理浄化槽（令和8年4月1日現在）

住宅名	集 会 場		合 併 処 理 浄 化 槽		
	建設年月日	構造・規模	建設年月日	規 模	仕 様
赤坂住宅	—	—	S57. 10. 25	72人槽	土壌被覆型接触曝気方式
城星住宅	S43. 10. 28	木造平屋建	—	—	—
城星第1住宅	—	—	H11. 12. 1	60人槽	流動床型回分式
城平住宅	H 6. 3. 25	木造平屋建	—	—	—
猪山住宅	S49. 3. 25	鉄骨造平屋建	H11. 3. 15	205人槽	流動床型回分式
田代住宅	S46. 3. 31	木造平屋建	—	—	—
新山住宅	S51. 3. 1	鉄骨造平屋建	—	—	—
角折住宅	S54. 3. 31	鉄骨造平屋建	—	—	—
城ノ木戸住宅	S63. 3. 25	木造平屋建	—	—	—
長門洞住宅	H10. 3. 31	木造平屋建	—	—	—

(3) 市営住宅使用料（令和8年5月31日現在の現・過年合計、単位：円）

年度	家 賃	合併処理浄化槽使用料	駐車場使用料	合 計
令和5	139,303,000	799,500	9,753,590	149,856,090
6	133,024,220	778,500	9,724,070	143,526,790
7	132,458,430	703,500	9,824,190	142,986,120

(4) 空室住宅入居申込状況（単位：世帯）

区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
入居者数	12	8	3	11	18	18
申込者数	22	33	32	24	14	37

(5) 市営住宅長寿命化計画

区 分	内 容
目 的 ・ 概 要	本市における公営住宅は令和8年4月1日現在、市営住宅1,010戸及び県営住宅126戸の合計1,136戸となっており、市営住宅ストックのうち木造住宅及び簡易耐火構造住宅は既に全てが耐用年限を経過し、昭和40年代から50年代にかけて建てられた中層耐火構造住宅は、耐用年限の2分の1を経過している。 このような状況を踏まえ、今後の市営住宅の良質なストックの形成と良好な住環境整備を目的として、住棟ごとに建て替え、改善、維持管理、用途廃止等の総合的な活用計画をまとめたものである。
計画対象区域	伊東市全域
計 画 期 間	第二次伊東市市営住宅長寿命化計画として、令和3年度から令和12年度までの10年間。
計 画 の 位 置 付 け	本計画は静岡県住宅マスタープラン（静岡県住生活基本計画）及び伊東市住宅マスタープランとの整合を踏まえ、伊東市都市計画マスタープラン等の分野別計画との連携を図ることにより、令和3年度から10年後までにおける本市の市営住宅施策を定める計画と位置付ける。
実 施 方 針	市営住宅については、建設後の経過年数や躯体の安全性、設備類の劣化具合等を判定した上で、住棟ごとに活用手法を定めて施設の長寿命化を図る。 なお、県営住宅については、静岡県（県住宅供給公社）と連携を図りながら募集情報等の提供を行う。

上 下 水 道

1 上 水 道

〔水道課〕

(1) 事業の沿革

本市の上水道事業は、伊東町時代の明治45年、町議会で水道布設計画を決議して以来、長年の努力の結果、昭和5年に完成した柄杓沢水源（現岡水落水源）と伊東町水道山配水池（現水道山第一、第二配水池）で発足した。（計画給水人口2万5,000人、計画1人1日最大給水量240ℓ）

当時、伊東市の水道水源は大部分が山腹の湧水で、水質の良さは全国でもまれなものとわれ、ろ過、滅菌を必要とはしなかった。しかし、人口の増加に伴い水需要の急激な増大に追われ、以後、4期に渡る拡張改良事業を経て、地下水・表流水・湖沼水から取水を行い、安定した給水を確保している。

第5期拡張事業では、水需要の減少により、従前の拡張・増量を目的とした施設整備計画から適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な整備計画へ転換している。

創 設 認 可 大正15年11月22日（町）

事 業 開 始 昭和 5年 4月 1日（町）

公営企業法適用 昭和35年 4月 1日

水道事業管理者 昭和35年 4月 1日設置

（昭和45年3月28日、市長がその権限を行うことに改めた。）

拡張事業

区 分	実施時期	総 工 事 費	計 画 給水人口	計画1人 1日最大 給水量	計 画 1日最大 給水量	主 な 事 業
第1期 拡張事業	昭和23～ 31年度	千円 69,268	人 50,000	ℓ 312	m ³ 15,366	配水池等の建設 送水管布設
第2期 拡張事業	昭和35～ 39年度	296,657	70,500	452	31,870	水源・配水池等の建設、送配水管布 設給水区域面積の拡張(3,400ha)
第3期 拡張事業	昭和40～ 48年度	1,577,366	88,000	680	60,000	大川浄水場建設、送配水管布設、 ポンプ場・配水池等の建設
第4期 拡張事業	昭和51～ 平成27年度	20,315,430	81,000	1,850	150,000	奥野ダム建設、水源・ポンプ場・ 配水池の建設、施設の改良等、 送配水管等の布設・改良 給水区域面積の拡張(5,110ha)
第5期 拡張事業	平成27～ 令和10年度	7,570,895	60,220	883	53,190	紫外線照射設備の建設、ポンプ 場・配水池の建設、施設の改良等、 送配水管等の布設、老朽管更新・ 耐震化、給水区域面積の拡張 (5,325ha)

(2) 施設

① 施設・設備の現況（令和８年４月１日現在）

区 分	内 容
配 水 池	６０か所（７４池）、３４，３１６ｍ ^３
管 の 延 長	導水管延長１８，７２０．５１ｍ、送水管延長５５，８１５．３８ｍ 配水管延長４５６，５７７．７５ｍ
施 設 及 び 設 備	塩素消毒施設２４か所（次亜塩素酸ナトリウムを使用） ポンプ設備１０６台（取水ポンプ：１８台、送水ポンプ：８８台） ポンプ場非常時用設備設置箇所１８か所（自家発電設備：１４か所、原動機設備：４か所）

② 水源（令和８年４月１日現在、単位：ｍ^３/日）

名	称	種別	取水量	名	称	種別	取水量	
奥野ダム		ダム水	} (19,700～ 24,400)	吉田カラス洞水源		深井戸	2,000	
				吉田初平治山水源		〃	1,733	
鎌田片平大川浄水場		表流水		吉田東大片瀬水源		〃	1,000	
宇佐美天気山水源		湧水	1,200	池鳴川水源一号井		〃	} (合計) 8,000	
宇佐美西平水源		〃	1,600	池鳴川水源二号井		〃		
湯川小谷水源		〃	520	池山下水源一号井		〃		
岡水落水源		〃	6,000	池山下水源二号井		〃		
岡片倉第一水源		〃	3,200	八幡野尾入山水源		〃	850	
岡片倉第二水源		〃	2,800	赤沢上大峯水源		〃	350	
荻城ノ平水源		〃	16,000	赤沢上入谷水源		〃	150	
池矢筈水源		〃	690	鎌田宮川水源一号井		浅井戸	} (合計) 2,000	
宇佐美大橋水源二号井		深井戸	1,750	鎌田宮川水源二号井		〃		
宇佐美大橋水源東平井		〃	1,750	赤沢水頭水源		深井戸		386
湯川燧山水源		〃	290	赤沢下落合第一水源		〃	374	
吉田保代水源一号井		〃	} (合計) 4,200	赤沢下落合第二水源		〃	230	
吉田保代水源二号井		〃						
合 計（奥野ダムと大川浄水場の合計最大取水量は 24,400 m ³ /日とする）							30か所	81,473

(3) 給水

① 給水の現状

年度	総人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)	給水栓数(栓)	配水量(ｍ ^３)	1 日配水量(ｍ ^３)	
						最大	平均
令和 5	65,035	55,437	85.2	32,853	11,281,878	37,574	30,825
6	63,974	54,445	85.1	32,830	10,842,384	36,766	29,705
7	63,117	53,524	84.8	32,623	10,807,623	34,193	29,610

② 口径別給水量と料金収入（料金は税抜き）

区 分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	給水栓数(栓)	給水量 (m³)	料金 (円)	給水栓数(栓)	給水量 (m³)	料金 (円)
13～20mm	30,784	5,107,899	692,546,647	30,589	5,032,232	684,660,677
25～30mm	1,617	815,399	150,439,022	1,614	813,660	150,276,597
40～50mm	379	1,312,511	263,948,071	371	1,293,549	260,449,578
75mm 以上	50	771,269	148,638,004	49	804,432	155,112,380
臨時用	—	8,301	1,615,131	—	11,212	2,290,370
合 計	32,830	8,015,379	1,257,186,875	32,623	7,955,085	1,252,789,602

③ 加入金（令和元年10月分～ ※消費税率の改定による）

口 径	金 額 (円)	口 径	金 額 (円)	口 径	金 額 (円)
13 mm	54,560	30 mm	398,420	75 mm	3,685,550
20 mm	149,600	40 mm	787,160	メータ口径75mmを超える場合は別に定める。	
25 mm	256,410	50 mm	1,360,590		

④ 開発負担金（令和7年度）

（伊東市水道事業開発負担金取扱規程による。）

負担金用途	審査件数	許可件数	金 額 (円)
分譲マンション	0	0	0
共同住宅	2	2	1,815,000
旅館・ホテル・ペンション・保養所等	2	2	6,016,670
店舗・レストラン・事務所等	0	0	0
その他	0	0	0
宅地造成	1	1	1,188,000
計	5	5	9,019,670

⑤ 水道料金（令和8年4月1日現在）

（税込み、2か月料金）

基本料金	口 径	13～20 mm	25～30 mm	40～50 mm	75 mm以上
	20 m³まで	2,074.6 円	4,316.4 円	14,856.6 円	31,994.6 円
従量料金	水 量	21～60 m³	61～100 m³	101～200 m³	201 m³以上
	1 m³につき	146.3 円	178.2 円	198.0 円	210.1 円

※ 上記表の基本料金と従量料金の合計額（1円未満の端数は切捨て）となる。

⑥ 徴収・検針・企業会計等の業務

区 分	内 容
業 務 の 沿 革	昭和44年度：隔月検針を実施 平成2年度：従来の嘱託による個人委託検針を改め、(社)伊東市シルバー人材センターに委託（～16年度終了） 4年度：検針業務の迅速化と市民サービスの向上を図るため、携帯用検針機を導入 6年度：地域を限定した検針作業を民間業者へ委託（～16年度終了） 11年度：委託手数料を単価契約とし、旧市内の精算検針委託を開始 13年度：対島地区の精算検針委託を開始（～16年度終了）

	17年度：検針を含めた水道料金徴収業務全般を委託開始 18年度：当月検針・当月納期及びコンビニエンスストア収納を実施 21年度：給水装置工事等受付窓口業務を追加委託 23年度：企業会計業務を追加委託 23年度：移管に伴い、南一碧台地区を水道料金徴収業務に追加委託 26年度：地方公営企業法等の改正に伴う新会計基準の適用 28年度：事業統合に伴い、赤沢望洋台地区を水道料金徴収業務に追加委託 30年度：事業統合に伴い、名鉄赤沢団地地区を水道料金徴収業務に追加委託 令和2年度：水道管路情報システムデータ修正業務及び給水装置工事竣工検査業務を追加し、 令和8年3月末までの第5次料金徴収業務委託契約を締結 4年度：スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済を実施
委託業者	(株)フューチャーイン静岡支社
委託業務内容	料金徴収業務・公営企業会計事務処理業務・給水申請等受付業務・水道管路情報システムデータ修正業務・給水装置工事竣工検査業務
委託料	505,263,000円（契約期間：令和7年11月28日から令和13年3月31日まで）

(4) 水道企業の収支

① 収益的収支（単位：千円・税抜き）

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収入					
給水収益	1,269,006	1,249,529	1,258,410	1,257,213	1,257,187
受託工事収益	550	589	537	528	496
その他	229,203	222,381	223,878	218,194	221,293
計	1,498,759	1,472,499	1,482,825	1,475,935	1,478,976
支出					
人件費	73,573	90,845	75,597	103,947	79,457
物件費	150,898	146,043	201,252	168,951	178,190
支払利息	81,818	76,061	71,177	68,346	66,354
減価償却費	756,002	774,335	780,077	790,412	792,081
その他	357,015	392,477	364,466	373,855	392,496
計	1,419,306	1,479,761	1,492,569	1,505,511	1,508,578
損益	79,453	△7,262	△9,744	△29,576	△29,602
1 m ³ 当たり給水売価	153円79銭	154円48銭	155円61銭	156円19銭	156円85銭
1 m ³ 当たり給水原価	148円36銭	159円77銭	161円56銭	163円81銭	164円68銭

② 資本的収支（単位：千円・税込み）

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収入					
企業債	250,000	250,000	250,000	300,000	300,000
出資金	0	0	0	0	0
負担金	16,635	14,039	27,143	43,110	21,595
その他	2,054	2,207	2,861	16,434	4,039
補てん財源等	790,277	673,125	549,688	675,194	862,278
計	1,058,966	939,371	829,692	1,034,738	1,187,912
支出					
建設改良費	784,742	663,107	551,708	750,547	897,338
企業債償還金	274,224	276,264	277,984	284,191	290,574
その他	0	0	0	0	0
計	1,058,966	939,371	829,692	1,034,738	1,187,912

③ 年度末固定資産現在高（単位：千円）

区 分	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
有形固定資産	24,172,148	24,003,674	23,754,554	23,675,585	23,734,068
無形固定資産	386,942	353,421	319,900	286,379	252,858
投 資	0	0	0	0	0
計	24,559,090	24,357,095	24,074,454	23,961,964	23,986,926

④ 企業債（単位：千円）

区 分	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当年度発行額	250,000	250,000	250,000	300,000	300,000
当年度償還額	274,224	276,264	277,984	284,191	290,574
未 償 還 額	5,259,487	5,233,224	5,205,240	5,221,049	5,230,475

※ 金額は、千円未満を四捨五入して記載してある。

⑤ 有収・無収水量の推移

年度	有 収 水 量		無 収 水 量		そ の 他	
	水量（m ³ ）	構成比（%）	水量（m ³ ）	構成比（%）	水量（m ³ ）	構成比（%）
令和 4	8,086,710	72.0	1,747,516	15.6	1,397,181	12.4
5	8,049,197	71.3	1,927,494	17.1	1,305,187	11.6
6	8,015,379	73.9	1,695,100	15.7	1,131,905	10.4

※ 「無収水量」は消防水、清掃水、事業用水、赤水対策等解消用水によるものである。

※ 「その他」は給水管等の漏水に係る料金減免申請に基づき減額の対象となった水量等である。

⑥ 収益向上対策の取組

- ・メータ検針時に漏水調査を実施し、漏水の早期発見による有収率の向上に努めている。
- ・施設の損傷を防止するため、水圧を一定に保つよう、減圧弁等の設置に努めている。
- ・平成 15 年度から水道料金徴収業務全般の見直しについて検討を開始し、平成 17 年 4 月 1 日から各種受付、メータ検針、料金の調定及び徴収等業務について民間業者へ委託した。
- ・平成 18 年度から当月検針・当月納期による徴収を実施するとともに、未納対策に関する各基準の見直しを図り、収納率向上に努めている。
- ・平成 18 年度からコンビニエンスストアにおける水道料金の納付が可能となり、使用者の利便性が向上した。
- ・令和 4 年度からスマートフォンアプリを利用した「キャッシュレス決済」を開始し、使用者の利便性及び収納率の向上に努めた。

(5) 簡易水道・専用水道

名 称	種類	設立年月	計画給水人口(人)	水源種別
伊 東 市	上水道	昭和5年4月	60,220	湧水・表流水・他
伊 豆 高 原	〃	38年6月	8,200	深 井 戸
大 室	〃	35年3月	15,000	〃
伊 東 す い ら ん 荘 分 譲 地	簡易水道	昭和29年9月	1,540	深 井 戸
殖 産 住 宅 浮 山	〃	40年3月	4,000	〃
あ か ざ わ 温 泉 郷	〃	45年7月	322	〃
丸善ランド伊東温泉別荘分譲地	〃	45年11月	130	〃
宇佐美みのりの村分譲地	〃	47年2月	3,352	〃
荻	〃	51年9月	1,350	〃
川 奈 ホ テ ル	専用水道	昭和33年6月	626	表流水
ロ ワ ジ ー ル 伊 豆 高 原	〃	平成2年3月	320	深 井 戸
サザンクロスカントリークラブ	〃	14年9月	150	地 下 水
ル ネ ッ サ 赤 沢	〃	14年9月	423	〃
伊 東 カ ン ト リ ー ク ラ ブ	〃	14年9月	300	〃
ゴルフガーデン分譲地	〃	14年9月	100	深 井 戸
ホ テ ル サ ン ハ ト ヤ	〃	14年10月	800	受 水
ゴールド川奈カントリークラブ	〃	14年12月	250	浅 井 戸
伊豆ビューグランドハイツ	〃	15年1月	775	深 井 戸
ゴ モ ウ 平 分 譲 地	〃	15年10月	50	受 水
伊豆高原わんわんパラダイスホテル	〃	15年10月	170	深 井 戸
ほったらかしの湯ゆうふり伊豆高原	〃	15年10月	365	〃
ヴィラージュ伊豆高原	〃	19年3月	1,161	〃
赤 沢 温 泉 郷	〃	20年2月	3,660	〃
き ら の 里	〃	21年3月	305	〃
大江戸温泉物語伊東ホテルニュー岡部	〃	26年2月	450	深井戸・市水
東急ハーヴェストクラブ伊東	〃	28年12月	290	〃
エ ク シ ブ 伊 豆	〃	令和5年2月	1,175	深 井 戸

(6) 水源保護条例

近年、水源周辺の著しい開発に伴い、環境は悪化し水質汚濁が極端に進行している。特にゴルフ場で散布される農薬が水源を汚染し、飲料水を經由し人体に影響を与えるおそれがあり、社会問題となってきた。

奥野ダム周辺へのゴルフ場の建設計画が提出され、将来、水源として市民や観光客に供給を予定している松川湖の水質に大きな影響を及ぼすことが予測されたため、この地域の環境影響調査を実施し、調査報告に基づき松川湖水質保全の対応策を検討した。

この結果、本来、水道は利用者に対し安全で清潔な水を豊富に供給する責務を有しているという観点から、ゴルフ場建設に伴う農薬等による水質汚濁等への対応策を講ずる必要が認められたため、平成元年10月に水源保護条例を制定した。

また、多様化した原因による水質汚濁を防止することを目的として、水源保護地域内の規制対象となる事業場を見直し、平成31年3月に水源保護条例の一部改正を行った。

2 下 水 道

〔下水道課〕

本市は、昭和25年7月25日の住民投票により、特別都市法として「伊東国際観光温泉文化都市建設法」の制定を行って以来、名実ともに国際観光温泉文化都市にふさわしい都市施設の充実を図っている。下水道計画は事業が長期にわたるため、逐次変更を重ねながら推進してきたが、今後は、効率的な汚水処理手法により人口動向やまちづくりの状況を踏まえた整備を図ることが国から要請されている。一方、本市の下水道施設は、供用開始後50年以上が経過しており、特に、管路施設は老朽化に起因した道路陥没等の危険性が高まっている。限られた経営資源の中で、老朽化した下水道施設の更新を計画的に進めるため、耐用年数50年を経過した全ての管路等を予防的に保全するのではなく、更新の必要性や老朽化度を総合的に評価した上で優先度を決定し、更新費用を平準化していくこととしている。

(1) 沿革

年月日	内 容
昭和 27. 12. 24	下水道事業の施行について市議会に上程、昭和 28 年以降 5 か年、総額 4 億 5,700 万円の計画を議決
33. 3. 11	管きょ、ポンプ場の築造認可（下水道法）
33. 10. 8	処理場の築造認可（下水道法）
33. 10. 30	「伊東市下水道建設事務所設置条例」を制定、施行
34. 3. 31	「伊東市下水道条例」を制定、施行
46. 3. 27	「伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定、施行
46. 4. 1	下水道整備第 3 次 5 か年計画により、終末処理場の建設に着手
48. 3. 14	下水道受益者負担に関する条例による排水区域に係る負担区及び区域を決定
48. 4. 2	昭和 48 年度から 3 か年以内に下水道の利用により利益を受ける受益土地について負担金を賦課する区域（賦課対象区域）を定める。
49. 3. 29	下水道の供用、処理開始に対処し下水道条例の改正及び下水道による排水設備の普及推進を図るため「伊東市水洗便所改造等資金助成条例」を制定、施行
49. 6. 1	終末処理場の全体計画 6 系列のうち 1 系列の完成により、雨水及び雑排水の排除を開始
49. 8. 20	公共下水道の供用及び下水の処理を開始
51. 3. 25	下水道計画の見直しによる基本計画を作成、計画区域を 493 h a に拡張し、計画人口を、観光流入人口を含め 10 万 3,300 人に変更
58. 7. 15	下水道計画の見直しにより、事業認可期間の変更及び総事業費 178 億円等の事業計画変更の認可を受ける。
平成 3. 3. 15	事業期間の延長及び総事業費 222 億 2,100 万円の事業計画変更認可を受ける。
8. 3. 29	都市計画決定の変更により、計画区域 509ha、計画人口 3 万 1,898 人、総事業費 362 億 2,277 万円及び事業認可期間等の事業計画の変更認可を受ける。
12. 2. 23	荻・十足処理区を伊東市特定環境保全公共下水道として、計画区域 70 h a、計画人口 2,900 人、総事業費 60 億 1,500 万円の事業計画の認可を受ける。
13. 3. 30	処理場用地 1 万 4,000 m ² を取得（特定環境保全公共下水道）
13. 4. 1	荻・十足地区管きょ布設工事に着手
14. 3. 29	伊東処理区の事業期間の延長、計画区域 563 h a、計画人口 3 万 5,488 人、総事業費 368 億 1,136 万円の事業計画変更の認可を受ける。
14. 3. 31	宇佐美地区の供用を開始（湯川終末処理場場内ポンプ場の稼動）
14. 12. 11	（仮称）荻・十足浄化センター建設工事に着手
16. 3. 31	伊東市公共下水道基本計画を変更
17. 8. 29	「（仮称）荻・十足浄化センター」の名称を公募、「かわせみ浄化センター」に決定
17. 10. 6	伊東市水洗便所改造等資金助成条例の改正（貸付金に関すること）
18. 3. 31	伊東市公共下水道事業計画変更の下水道法による認可を受ける。 伊東処理区 計画目標年度 平成 23 年度、計画面積 720.9 h a（雨水排水面積 457 h a） 計画人口 3 万 2,920 人、総事業費 389 億 440 万円 荻・十足処理区 計画目標年度 平成 23 年度、計画面積 143.9 h a、計画人口 3,790 人 総事業費 46 億 9,495 万円 荻・十足処理区（かわせみ浄化センター）供用開始

19. 3. 31	下水道法による事業計画変更に伴い、都市計画法による事業計画変更の認可を受ける。
21. 4. 1	かわせみ浄化センターにて汚泥濃縮設備稼働
24. 3. 16	事業期間の延長及び総事業費 424 億 4,314 万円の事業計画変更の認可を受ける。 伊東処理区 計画人口 3 万 2,920 人、事業費 378 億 7,016 万円 荻・十足処理区 計画人口 3,800 人、事業費 45 億 7,298 万円
24. 3. 30	荻・十足処理区に伊豆急荻分譲地を接続 処理区域面積 22.46ha、管路延長 6042.64m
27. 3. 31	伊東市公共下水道全体計画を変更 計画区域面積 1,353ha、計画人口 4 万 9,520 人(観光流入人口を含む。)
29. 3. 28	事業期間の延長及び総事業費 469 億 1,106 万円の事業計画変更の認可を受ける。 伊東処理区 計画人口 2 万 5,080 人、事業費 421 億 5,445 万円 荻・十足処理区 計画人口 4,330 人、事業費 47 億 5,661 万円
令和 2. 4. 1	地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計制度に基づく経理処理を開始
4. 3. 29	事業期間の延長及び総事業費 568 億 8,237 万円の事業計画変更の認可を受ける。 伊東処理区 計画人口 2 万 2,660 人、事業費 508 億 2,630 万円 荻・十足処理区 計画人口 4,050 人、事業費 60 億 5,607 万円
7. 1. 1	公共下水道(伊東処理区)に川奈奥水無田地域汚水処理施設を統合 処理区域面積 4.27ha、管路延長 1,353.99m

① 施行実績 (※ () は台風による災害復旧費、合計下段は、災害復旧費を含む。)

年 度	事業費(千円)	財 源 内 訳 (千 円)			
		国庫補助金	起 債	受益者負担金	市 費
昭和 33 年	23,452,824	8,959,470	12,254,200	410,627	1,828,527
～平成 11 年					
平成 12 年	12,697,758	5,725,330	6,344,800	138,912	488,716
～平成 18 年					
19 年	1,002,840	439,850	503,900	30,547	28,543
(災害復旧)	(28,783)	(18,342)	(9,100)		(1,341)
平成 20 年	5,046,047	2,037,950	2,575,400	114,417	318,280
～平成 29 年					
30 年	454,155	194,426	210,900	5,600	43,229
(災害復旧)	(6,191)	(3,888)	(1,900)		(403)
令和元年	472,750	206,200	225,100	4,324	37,126
(災害復旧)	(15,625)	(10,421)	(5,200)		(4)
2 年	466,084	188,151	236,300	3,074	38,559
3 年	434,469	164,518	239,200	1,810	28,941
4 年	421,492	149,526	230,800	5,087	36,079
5 年	270,299	68,945	178,000	632	22,722
6 年	391,222	154,655	213,700	2,484	20,383
7 年	408,868	171,520	191,800	3,033	42,515
合 計	45,518,808	18,460,541	23,404,100	720,547	2,933,620
	45,569,407	18,493,192	23,420,300	720,547	2,935,368

② 主な事業内容

年 度	管 渠	処 理 場 ・ ポ ン プ 場
昭和 33 年 ～ 平成 30 年	宇佐美・湯川・松原・岡・鎌田・玖須美・ 新井φ150～1,650、 管路延長L=126,317m	湯川終末処理場 湯川中継ポンプ場、玖須美中継ポンプ場
	荻・十足（平成13年度から着手） φ150～500、管路延長L=11,793m	かわせみ浄化センター
令和元年	宇佐美・玖須美 φ150～250、管路延長L=516.5m	湯川中継ポンプ場圧送管バルブ等改築（ストックマ ネジメント）工事 湯川終末処理場最初沈殿池 4～6 号池建築耐震補強 工事 湯川終末処理場最初沈殿池水路流入ゲート更新（ス tockマネジメント）工事
2	宇佐美・玖須美・鎌田・川奈 φ100～200、管路延長L=788.3m	湯川終末処理場最初沈殿池 1～3 号池建築耐震補強 工事
3	宇佐美・玖須美・鎌田・川奈 φ150～300、管路延長L=616.8m	玖須美中継ポンプ場汚水ポンプ設備（電気・機械） 改築（ストックマネジメント）工事 （債務負担行為：令和3年度～令和4年度）
4	宇佐美・玖須美・川奈 φ150～300、管路延長L=397.3m 川奈マンホールポンプ場ポンプ設備設置 工事 （債務負担行為：令和4年度～令和5年度）	玖須美中継ポンプ場汚水ポンプ設備（電気・機械） 改築（ストックマネジメント）工事 （債務負担行為：令和3年度～令和4年度）
	荻・十足 φ150 管路延長L=33.5m	
5	玖須美・鎌田・川奈 φ150～200、管路延長L=173.5m 川奈マンホールポンプ場ポンプ設備設置 工事 （債務負担行為：令和4年度～令和5年度）	湯川中継ポンプ場自家発電設備改築（ストックマ ネジメント）工事 （債務負担行為：令和5年度～令和7年度） 玖須美中継ポンプ場耐震補強工事
6	宇佐美・玖須美・川奈 φ150～200、管路延長L=622.2m	湯川中継ポンプ場自家発電設備改築（ストックマ ネジメント）工事 （債務負担行為：令和5年度～令和7年度）
7	川奈 φ150～200、管路延長L=108.9m	湯川中継ポンプ場自家発電設備改築（ストックマ ネジメント）工事 （債務負担行為：令和5年度～令和7年度）

③ 公共下水道施設別の比率（令和8年3月31日現在）

事 業 計 画		施 行 実 績		摘 要
施 設	事業費（千円）	事業費及び施行済 事業量（千円）	事業費に対す る比率（%）	
事 業 全 体	50,826,297	40,804,064	80.3	
管 渠（雨水含む）	29,323,866	22,050,894 130,895m	75.2	R7 管路整備延長 108.9m
湯 川 終 末 処 理 場 災 害 復 旧 費	17,200,347 —	15,601,236 50,599	90.7 —	
湯川・玖須美中継ポンプ場	4,302,084	3,327,148	77.3	

※ 別途災害復旧費を計上

④ 特定環境保全公共下水道施設別の比率（令和８年３月３１日現在）

事業計画		施行実績		摘要
施設	事業費（千円）	事業費及び施行済事業量（千円）	事業費に対する比率（％）	
事業全体	6,056,066	4,539,530	75.0	
污水管渠（移管分含む）	3,791,366	2,274,830 17,869m	60.0	R7 管路整備延長 0m
処理場	2,264,700	2,264,700	100.0	

(2) 全体計画及び事業計画

① 全体計画

平成２７年３月に策定した「伊東市公共下水道全体計画」では、１，３５３．０ｈａの整備を計画している。

しかし、令和８年３月末時点の整備済面積は６０９．８ｈａ（整備率約４５％）にとどまっており、今後の整備には多大な歳月と費用を要することが大きな課題となっている。また、近年の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、下水道事業を取り巻く社会情勢は厳しさを増しており、経営の健全化が強く求められている。

このことから、令和７年度の伊東市公共下水道全体計画変更業務において、持続可能な下水道サービスを安定して供給し、経営基盤の強化を図るため、下水道事業計画区域を除く全体計画区域において「下水道による集合処理」と「合併処理浄化槽による個別処理」の経済性を比較・検討し、個別処理が有利と判断される区域を下水道整備区域から除外するなど、採算性や環境への負荷等を考慮した汚水処理の集約型と分散型の最適化を図り、全体計画区域の見直しを行った結果、全体計画区域（案）は８８０．３ｈａ（整備率約６９％）となる予定である。

② 事業計画

令和３年度に受けた下水道法の事業認可では、８６４．８ｈａの整備を計画している。

しかし、令和８年３月末時点の整備済面積は６０９．８ｈａ（整備率約７１％）にとどまっており、未整備面積は２５５．０ｈａとなっている。

このことから、令和８年度に事業認可期限を迎えるため、さらに５年延伸する下水道事業計画の更新を行う予定である。

処理区域		処理面積 (ha)	計画人口 (人)	主な施設
伊東処理区	湯川・松原処理分区	132.1	3,290	・污水管きよ：φ200mm～φ1,650mm
	岡・鎌田処理分区	219.3	6,860	・雨水管きよ：□1,000mm×1,000mm～ □2,500mm×2,000mm
	玖須美・新井処理分区	95.2	2,750	
	宇佐美処理分区	144.2	4,690	・ポンプ場（２か所）：湯川中継ポンプ場 玖須美中継ポンプ場
	川奈処理分区	58.2	2,960	
	田代・逆川処理分区	57.7	1,780	・処理場（１か所）：湯川終末処理場、場内ポンプ場、 汚泥焼却棟
	泉川処理分区	14.2	330	
	観光流入人口	—	※(4,240)	※伊東市全域観光人口 7,700 人の内処理区域内観光人口を 4,240 人とする。 括弧内は観光流入人口を含む。
計		720.9	(26,900) 22,660	

荻・十足処理区	143.9	4,050	・污水管きよ：φ150mm～φ500mm ・処理場（1か所）：かわせみ浄化センター、管理機械棟 汚泥ポンプ棟、塩素混和池棟
---------	-------	-------	---

③ 整備状況（令和8年3月31日現在）

区分	地区名	計画面積 (ha) (A)	下水道整備			水洗化普及	
			面積(ha) (B)	人口 (C)	整備率(%) (B)/(A)	人口 (D)	水洗化率(%) (D)/(C)
伊東処理区	湯川	75.8	63.4	1,476	83.6	1,356	91.9
	松原	56.3	45.0	2,466	79.9	2,430	98.5
	岡	143.6	118.7	4,666	82.7	4,459	95.6
	泉川	14.2	0	0	—	0	—
	鎌田	75.7	60.8	2,249	80.3	2,233	99.3
	玖須美	78.5	78.5	3,286	100.0	3,169	96.5
	田代・逆川	57.7	30.0	767	52.0	417	54.3
	新井	16.7	16.3	664	97.6	540	81.3
	川奈	58.2	8.4	594	14.4	391	65.8
	宇佐美	144.2	101.6	5,092	70.5	3,109	61.1
	小計	720.9	522.7	21,260	72.5	18,104	85.2
荻・十足処理区		143.9	87.1	3,031	60.5	2,967	97.9
計		864.8	609.8	24,291	70.5	21,071	86.7

・計画面積に対する比率 (B)/(A)×100
 伊東処理区 72.5% 昭和49年8月20日供用開始
 荻・十足処理区 60.5% 平成18年3月31日供用開始
 合 計 70.5%

(3) 処理場施設

① 湯川終末処理場

区分	内容
所在地	伊東市湯川571番地の3ほか
建設状況	昭和41年：処理場用地造成工事着手、昭和46年：処理場建設工事着手、昭和49年：処理場処理開始
敷地面積／施設面積	約2万9,300㎡／1万7,800.46㎡（延床面積）
建物施設	中央管理棟、鉄筋コンクリート造（地下1階、地上3階） 次亜滅菌機棟、脱臭機械棟、水処理施設棟、焼却炉棟、場内ポンプ棟
工事費	156億124万円（累計） 156億5,183万円（5,059万円災害復旧費を含む。）
計画汚水量 （事業計画）	日平均汚水量2万8,600㎥／日、日最大汚水量4万600㎥／日、 雨天時最大汚水量14万8,600㎥／日

② 湯川終末処理場主要施設概要

主要施設名	概要	現況	全体計画
処理方法	標準活性汚泥法	—	—
処理能力	日最大処理能力	40,600㎥／日	44,500㎥／日

最 初 沈 殿 池	長さ 18.5m×幅 14.0m×深さ 3.1m、矩形一方向常流式	5 池	5 池
エアレーションタンク	長さ 80.0m×幅 6.8m×深さ 4.5m、2 列迂回散気筒方式	5 池	5 池
最 終 沈 殿 池	長さ 28.8m×幅 14.0m×深さ 3.0m、矩形一方向常流式	5 池	5 池
塩 素 混 和 池	長さ 80.0m×幅 3.55m×深さ 2.4m、矩形一方向常流式	1 池	1 池
汚 泥 濃 縮 槽	径 9.4m×深さ 3.0m、円形放射式重力濃縮	2 槽	2 槽
汚 泥 脱 水 設 備	遠心脱水式、毎時 7 m ³	2 台	2 台
送 風 機 設 備	多段ターボブロワ、毎分 60 m ³ 1 台、毎分 90 m ³ 2 台	3 台	3 台
汚 泥 焼 却 設 備	流動床式、1 日 20 t	1 基	1 基
場内ポンプ設備	水中汚水ポンプ毎分 14.0 m ³	2 台	2 台

③ かわせみ浄化センター

区 分	内 容
所 在 地	伊東市鎌田 1275 番地の 1
建 設 状 況	平成 14 年：処理場用地造成工事着手、処理場建設工事着手 平成 18 年：供用開始
敷地面積／施設面積	1 万 4,000 m ² ／1,024.58 m ² (延床面積)
建 物 施 設	管理機械棟（地上 2 階）、汚泥ポンプ棟、塩素混和池棟
工 事 費	22 億 6,470 万円（累計）
計 画 汚 水 量 （ 事 業 計 画 ）	日平均汚水量 1,300 m ³ 、日最大 1,600 m ³

④ かわせみ浄化センター主要施設概要

区 分	概 要	現 況	全体計画
処 理 方 法	オキシデーションディッチ法	—	—
処 理 能 力	日最大処理能力	1,600 m ³ /日	2,100 m ³ /日
オキシデーションディッチ	長さ 76m、幅 11.3m、深さ 3.0m、縦軸型爆気装置	1 池	1 池
最 終 沈 殿 池	直径 20m、深さ 3.5m、中央駆動支柱型	1 池	1 池
汚 泥 ポ ン プ 棟	長さ 17m、幅 7m	1 棟	1 棟
塩 素 混 和 池	長さ 22.2m、幅 1.2m、深さ 1.0m	1 池	1 池
汚 泥 濃 縮 設 備	処理能力 5.5 m ³ /h	1 基	2 基

(4) ポンプ場

① 湯川中継ポンプ場

区 分	内 容
概 要	湯川・松原及び岡・鎌田処理分区内から排出される汚水並びに合流区域内の雨水並びに玖須美・新井、田代・逆川及び川奈処理分区内から排出された玖須美中継ポンプ場からの汚水を湯川終末処理場まで圧送する。
所 在 地	伊東市湯川四丁目 2 番 7 号
建 設 状 況	昭和 39 年：用地造成及びポンプ場建設工事着手、昭和 45 年：雨水排除の管理運転開始、昭和 49 年：供用開始により湯川終末処理場に送水開始
敷地面積／施設面積	約 4,961 m ² ／1311.62 m ² (延床面積)
建 物	鉄筋コンクリート造（地下 1 階、地上 2 階）

工 事 費	20 億 7,783 万円（累計）
送 水 能 力	毎秒 2.087 m ³
沈 砂 池	6,560 mm、円形 2 池
汚 水 ポ ン プ	φ 350mm:40kw:毎分 13.2 m ³ :1 台、φ 400mm:75kw:毎分 19 m ³ :2 台
雨 水 ポ ン プ	φ 550mm:110kw:毎分 37 m ³ :3 台（内 1 台予備）

② 玖須美中継ポンプ場

区 分	内 容
概 要	玖須美・新井、田代・逆川及び川奈処理分区から排出される汚水を、伊東大川河口に布設されている圧送管によって汚水 5 号幹線に圧送する。
所 在 地	伊東市渚町 6 番 1 号
建 設 状 況	昭和 53 年：建設工事着手、昭和 56 年：供用開始
敷地面積／施設面積	約 1,488 m ² ／1,174.32 m ² （延床面積）
建 物	鉄筋コンクリート造（地下 1 階、地上 2 階）
工 事 費	12 億 3,119 万円（累計）
送 水 能 力	毎秒 0.172 m ³
沈 砂 池	1,200mm×6,000mm、2 池
汚 水 ポ ン プ	φ 350 mm:30kw:毎分 10.3 m ³ :2 台（内 1 台予備）

(5) 排水設備普及制度

下水道整備によって、公共下水道へ接続できることとなった土地所有者は、遅滞なく公共下水道に接続しなければならない。また、処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、処理開始の日から 3 年以内に公共下水道に切り替え接続する義務が課せられている。

このため、水洗便所改造等に要する工事費に対する次の助成制度により、排水設備の普及を図っている。

なお、排水設備の新設等の設計及び工事は市長の指定する下水道指定工事店が施工することになっており、令和 8 年 3 月 31 日現在、下水道指定工事店として 68 社（市内 49 社、市外 19 社）を指定している。

- ・補助金：申請 1 件につき 1 万円

- ・貸付金：工事費用に基づき決定し、貸付限度額は次のとおり。

くみ取り便所に係る排水設備工事に対し 50 万円、浄化槽撤去に係る排水設備工事に対し 40 万円、共同私設下水道工事に対し 90 万円

- ・利 率：下水道の処理開始告示の日から、3 年以内の工事は無利子、4 年目以降の工事は 1.0%

- ・償還回数：50 回を上限とする。

(6) 受益者負担制度

公共事業は、通常、その受益が広く一般の住民に及ぶため、その財源を税金等によっている。しかし、下水道事業については、公共下水道へ接続できることとなった地域の利便性及び快適性が向上するため、公共下水道未整備地域との公平性を図らなければならない。そのため、本市においても、公共下水道事業については都市計画法、特定環境保全公共下水道事業については地方自治法を根拠として「伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定、負担金を徴収の上、計画的に事業を進めている。

- ・賦課対象者：原則として土地の所有者または権利者

- ・負担金：伊東・宇佐美負担区 200 円/m²、 荻・十足負担区 250 円/m²

- ・納付の方法：5 年間に年 4 回の割合で 20 回分割

- ・奨励金：納期数とその負担金に応じて一括前納の場合の 10% から、順次その回数に応じた率で交付

(7) 下水道使用料（令和7年度）

区分	基本料金（1月につき）	従量料金（1m ³ につき）
水道等汚水	10m ³ まで 800円	10m ³ を超え50m ³ まで 95円
		50m ³ を超え250m ³ まで 96円
		250m ³ を超えるもの 97円
温泉その他の汚水	50m ³ まで 850円	50m ³ を超え500m ³ まで 19円
		500m ³ を超えるもの 20円

※ 表の金額に消費税10%が加算される。（1円未満の端数は切り捨て）

(8) 地域污水处理

地域污水处理施設は、市開発公社によって造成された玖須美保代口宅地分譲地建設に伴い設置した玖須美保代口污水处理施設と、急傾斜な地形の既成集落地域に建設された川奈地域污水处理施設の2施設がある。川奈地域污水处理施設は昭和59年4月1日に、玖須美保代口污水处理場は平成10年4月1日から下水道課に移管され、管理に当たっている。

川奈地域污水处理施設は、昭和46年度に用地確保、昭和47年度に污水处理場の完成、昭和48年度から排水管の埋設工事を実施し、同年度に川奈中継ポンプ場及び圧送管の埋設工事を完了、昭和49年8月から一部供用を開始し、昭和53年度に計画管きょ埋設工事を完了、全管きょ延長は6,899mとなった。

また、玖須美保代口污水处理場は平成9年度に建設し、平成10年4月1日から供用開始した。

① 地域污水处理場施設

区 分	川奈地域污水处理場	玖須美保代口污水处理場
所 在 地	川奈字向山 661 番地の 12	玖須美保代口 721 番地の 12
設置要因	急傾斜な地形の既成集落地域	玖須美保代口宅地分譲地建設
敷地面積	1653.15 m ²	144.0 m ²
施設面積	延床面積 475.35 m ²	84.4 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上1階	埋設型、繊維強化プラスチック製（構造）
工 事 費	135,175 千円（累計）	26,408 千円（累計）
着 工	昭和 47 年 9 月 25 日	平成 9 年 11 月 26 日
完 成	昭和 48 年 3 月 30 日	平成 10 年 1 月 30 日
処理方式	長時間曝気活性汚泥法	回分式活性汚泥法
処理能力	4,000 人／日	140 人／日

② 川奈中継ポンプ場

区 分	内 容
所 在 地	川奈字小浦浜 672 番地の 1
建 設 状 況	着工：昭和 47 年 11 月 15 日、完成：昭和 48 年 8 月 30 日
敷地面積／施設面積	120.76 m ² ／延床面積 49.50 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造り地下1階、地上1階
工 事 費	31,621 千円（累計）
ポ ン プ 能 力	φ150mm：6kw：毎分 2.5 m ³ ：3 台

消 防

本市の消防は、消防組織法の施行に伴って昭和25年に常備の消防本部・消防署が設けられ、以後平成28年4月1日駿東伊豆消防本部が発足されるまで、現場活動は、常備職員及び郷土愛と奉仕の精神を持った消防団との連携により行われた。

消防本部・消防署は、昭和25年4月13日、消防長（市長事務取り扱い）以下18人をもって発足し、年度中の9月に8人、翌年1月に7人をそれぞれ増員して33人体制となった。当時の組織は、本部・署一体運営で、職員の大部分は隔日勤務が主体で本部事務を兼務し、消防署の当直第1指揮者は本部兼務の司令補以上が当たり、警備及び消防活動と教養訓練並びに本部事務の両立を図った。

その後、人員及び機械の増強を図りつつ、本部・署の兼務体制が続けられてきたが、社会情勢の変化と市勢の伸展に伴い、増大した消防行政需要を効率的に処理するとともに、特に火災予防の指導徹底を期するため、長年の課題であった組織の整備について昭和47年10月、消防本部と消防署との兼務を分離し、さらに昭和48年10月、本部を2課5係とした。平成4年9月、対島地区の救急体制を充実するため、八幡野分遣所を対島支署に格上げし救急車を配置、消防署は1課4係1支署3分遣所に機構改革した。

平成12年4月桜木町に本市の防災拠点となる消防本部、消防署を移転し、同時に広野分遣所を本署に統合、1本部2課1署1支署2分遣所に機構改革した。

平成18年4月、勤務体制を2交代制から3交代制に変更、平成19年1月、宇佐美分遣所に救急車を配置し時代の消防需要に即応した消防体制の整備・充実を図った。平成20年4月、消防の広域化に対応するため、企画指令課を新設し、1本部3課1署1支署2分遣所とした。平成23年3月、救急業務における地域の平準化を図るため、吉田分遣所に救急車を配置した。平成25年11月、消防力の更なる充実・強化を目的に、駿東伊豆地区4市3町による消防救急広域化協議が進められた結果、平成28年4月1日から沼津市に消防本部を置く駿東伊豆消防本部が発足した。

1 消 防 体 制

(1) 消防設備・整備

① 設備・施設（令和8年4月1日現在）

〔危機対策課〕

区 分	内 容
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	64台（消防施設19台・小型動力ポンプ格納庫45台）
水 利 施 設	消火栓 2,055基（公設1,339基・私設716基） 防火水槽377基（公設166基・私設211基） 防火水槽のうち耐震性貯水槽88基（100t：52基、60t：9基、40t：27基） プール44か所、自然水利等61か所

② 消防水利充実化事業

〔危機対策課〕

年度	内 容
令和5	耐震性貯水槽の設置は実施なし。消火栓は上下水道部で実施
6	耐震性貯水槽100m ³ 型 1基（松原：丸山公園駐車場内に新設）、消火栓は上下水道部で実施
7	耐震性貯水槽100m ³ 型 1基（富戸：弘公園内に更新設置）、消火栓は上下水道部で実施

③ 消防庁舎

〔資産経営課〕

名 称	開設年月	敷地面積	建築延面積	構 造
伊 東 消 防 署	平成12年4月	1,910.75 m ²	2,864.68 m ²	鉄筋コンクリート造5階建
八 幡 野 分 署	4年9月	654.17	425.88	鉄骨造2階建

宇佐美出張所	昭和63年7月	522.79	284.26	鉄骨造一部2階建
吉田出張所	55年4月	1,946.18	900.36	鉄筋コンクリート造2階建

※ 駿東伊豆消防組合に無償貸与

(2) 消防団

〔危機対策課〕

本市消防団の発足は明治27年と歴史は古く、昭和22年の市制施行により、現在の消防団の原形が組織された。昭和25年、伊東市消防本部発足当時の勢力は8個分団・620人・ポンプ車6台・手引動力ポンプ3台、昭和30年4月、伊東市と宇佐美村・対島村との合併による勢力は15個分団・665人・ポンプ車11台・手引動力ポンプ11台、現在の勢力は17個分団・468人・ポンプ車17台・可搬式小型動力ポンプ19台・軽消防車2台である。

常に常設消防と一体となって消防任務の達成に努め、特に、動員力を必要とする建物火災、林野火災、風水害に対する活動には特筆すべきものがある。なお、火災期の12月から翌年の2月までは各分団が夜警に当たり、その出動は迅速で大きな消防戦力となっている。

① 階級別構成状況（令和8年4月1日現在、単位：人）

区 分	団 長	副 団 長	本 部 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計
人 員	1	4	7	17	17	33	97	292	468

※ 団員に機能別消防団員21人を含む。

② 人員及び装備の現況（令和8年4月1日現在）

分団	地 区 別	人 員		ポンプ車等		発電機	可 搬 式 小型動力 ポ ン プ
		実 員	定 員	台 数	購入年月		
	団 本 部	12	12	2（軽消防車）	平成22年1月 26年3月	—	2
1	湯 川	28	30	1	22年8月	1	1
2	松 原	28	29	1	21年8月	1	1
3	玖 須 美	30	30	1	27年10月	1	1
4	新 井	16	20	1	25年9月	1	1
5	岡	30	30	1	26年9月	1	1
6	鎌 田	30	30	1	28年10月	1	1
7	川 奈	30	30	1	28年6月	1	1
8	吉 田	25	25	1	令和7年2月	1	1
9	荻	24	25	1	平成20年9月	1	1
10	宇佐美・留田	30	30	1	24年10月	1	1
11	宇佐美・城宿ほか	30	30	1	23年11月	1	1
12	宇佐美・八幡ほか	30	30	1	29年4月	1	1
13	富 戸	30	30	1	29年4月	1	1
14	八 幡 野	30	30	1	29年4月	1	1
15	池	30	30	1	29年3月	1	1
16	赤 沢	20	20	1	18年10月	1	1
17	十 足	15	15	1	29年3月	1	1
合 計		468	476	19	—	17	19

③ 団員報酬等（令和８年４月１日現在）

種 別	単 位	支 給 対 象 ・ 金 額
団 員 報 酬	年 額	団長 92,000円、副団長 76,000円、本部長 63,000円、 分団長 58,000円、副分団長 45,500円、部長 38,000円、 班長 37,000円、団員 36,500円
出 動 報 酬	1 回	災害 4,000円（４時間以下） 8,000円（４時間を超え８時間以下） 以降４時間ごとに４,０００円を加算する。
	1 回	警戒 3,000円・訓練 3,000円（３時間以下） 5,000円（３時間を超え５時間以下） 以降２時間ごとに２,０００円を加算する。
	1 回	会議 2,000円
運営交付金	年 額	団本部 1,055,000円 分団 6,100,000円（平等割 225,000円、団員割 1人 5,000円） ラッパ隊 300,000円

教 育

1 教育行政の基本方針

〔教育総務課〕

伊東市教育委員会は、第五次伊東市総合計画の政策目標である「心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち」の実現を目指し、国際的な視野を持ち、自ら学ぶ生涯学習の理念に立った基本方針を次のように定めます。

また、地域住民の意向を反映した教育行政の推進に向け、総合教育会議における市長との協議、県教育委員会や関係機関等との連携や伊東市教育大綱を踏まえた夢と希望を育む様々な施策の推進を通じ、本市教育の活性化と発展に一層力を入れ、市民の期待と信頼に応えるよう努めます。

(1) 夢と希望をもつ子どもの育成に努めます。

ア 社会や実生活で生きて働く知識、技能を身に付け、多様な他者と協働して課題を解決するなど、未知の状況にも柔軟に対応できる思考力、判断力、表現力を育むことで「学びに向かう力」を高めます。

イ 社会性を育むとともに、子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高め、規範意識や忍耐力、思いやりの心、確かな人権感覚など、「人として備えたい力」が確実に身に付くようにします。

ウ 危険を未然に回避する力や危機対応力の向上、健康的な生活習慣の定着を図り、「命を守る力」を育成します。

(2) 夢と希望を育む園・学校の基盤を大切にします。

ア 個の多様性や価値観を尊重した柔軟な教育体制を確立し、子どもたちの安全・安心を守り、「生きる力」を育む学校づくりを目指します。

イ 学校、家庭、地域で「情報」「課題」「ビジョン」の共有を図り、連携・協働しながらコミュニティ・スクールの推進など、地域とともにある学校づくりを進めます。

ウ 良好な教育環境を確保するため、小中学校校舎照明設備LED化を整備するとともに、計画的な設備改修による施設維持や安全管理に努めます。

エ 教育DXを推進するため、データやデジタル技術の活用や情報モラル教育の充実を図ります。

オ 「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針（後期方針 旧市街地地区（北中学校再編版）」に基づき、北中学校を再編し、学校環境の整備を進めます。

カ デジタル教材を効果的に活用した「個別最適な学び」・「協働的な学び」を推進するために、ICT環境の整備に努めます。

キ 安全・安心で魅力のある学校給食を提供し、給食を通じた食育の推進を図ります。

ク 質の高い幼児教育、保育サービスを提供するとともに、安心して楽しく子育てができるよう子育て環境の向上を図り、保護者から選ばれる園づくりに努めます。

ケ 施設の老朽化の課題を抱える保育園と園児数減少の課題を抱える幼稚園との統合による認定こども園化について、施設の設置と開園に向けた教育及び保育内容の検討を進めてまいります。

コ 教職員が園児・児童・生徒と向き合う時間を確保するため、園・学校の働き方改革を推進します。

(3) 園・学校の危機管理体制の徹底及び防災教育の推進に努めます。

ア 学校事故や自然災害に対し、学校が組織的に取り組めるよう、危機管理マニュアルや防災計画の見直しや作成を支援します。

イ 園・学校と市教育委員会が正確・迅速に情報を共有し、関係機関と連携して対応します。

ウ 各校における危機管理体制の強化を図るため、「学校防災研修会」及び「学校安全対策委員会」を開催します。

エ 児童・生徒が「自らの判断で最善の行動を選択する力」を身に付けるため、防災教育を推進するとともに、自然災害（津波を含む）や火災発生を想定した効果的な避難訓練を実施します。

オ 幼稚園、保育園において、地震、津波、風水害、交通安全などの各種対応マニュアルの点検、改善を行い、防災力の向上に努めます。

- (4) 文化を高め教養を豊かにする生涯学習の場の充実と質の向上を目指して、地域、家庭、学校が相互につながって活性化していくよう支援するとともに、市民が安全・安心かつ快適に利用できるよう各施設の整備を進めます。
- ア 市民が生涯を通じ自由に学ぶことができるよう、時代に即した快適な施設サービスを提供するとともに、老朽化対策に向けた調査等、利用者の安全確保と施設の長寿命化を図ります。
- イ 人間形成の基盤となる家庭教育を、すべての親が安心して行えるよう支援します。
- ウ 図書館協議会の設置や司書の適正配置などで図書館施策を充実させ、読書活動を支援するとともに、白紙となった新図書館の整備については、市民の意見を踏まえスピード感を持って実現に向けた検討を進めてまいります。
- エ 市民及び団体が自主的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、情報発信や体育施設の長寿命化に努めます。また、健康・体力づくり教室等を充実し、「市民一人一スポーツ」の実現と、生涯にわたる健康維持の支援を進めます。
- オ 文化協会を始めとする市内関係団体との連携を強化し、文化活動に対する支援の充実を進め、「市民一人一文化」の実現を目指します。
- カ 歴史講座等を通じた市民の学習機会を創出するとともに、貴重な文化財の保護と歴史資料の公開及び活用に努め、後世への伝承と郷土への愛着を育みます。
- キ 地域、家庭、学校が連携して行う地域学校協働活動の継続的な実施及び拡大を目指すとともに、集団的な体験学習や地域と連携した各種活動等を通じて、青少年の健全育成を図ります。
- (5) 目的指向の行財政運営に努め、社会の変化に対応した活気ある教育行政の展開、職員の人材育成を目指します。
- ア 事務局組織の機動力を高めるため、「報告・連絡・相談」の再確認や、市長部局及び関係機関との連携を深め、迅速で的確な事業推進に努めます。
- イ 事務局内組織や事業、予算の執行・編成等の見直しを絶えず図り、市の将来を担う人材育成に努めます。
- (6) 上記(1)から(5)までの方針について、評価の観点を明確にした自己点検と学識経験者の知見を活用した年度末評価を行います。その評価を踏まえ、次年度の教育課題や方向性を明確にします。

2 教育委員会

〔教育総務課〕

本市の教育委員会は、教育長1人、教育委員4人（うち1人は教育長職務代理者を兼ねる。）で構成されている。

会議は、定例会が毎月1回、臨時会が必要に応じて開催され、所管の学校やその他の教育機関の管理、学校教育施設に関する全般的な事務、社会教育、社会体育、学術、文化に関する事務の管理、執行等について本市の実情に即した教育行政を推進している。

これらの教育事務を処理する教育委員会事務局は教育長の指揮・監督のもと組織構成され、それぞれの事務を分掌している。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、総合教育会議等を開催し、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進している。

併せて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる大綱を定めている。

3 学 校 教 育

(1) 学校教育の基本指針

〔教育指導課〕

学校教育は、「生涯にわたって学び続ける伊東市民」という伊東市教育委員会基本方針のもと、「学力」「人間力」「体力」の調和のとれた個性豊かな人間の育成を目標にしている。

本年度は目指す園・学校像を「夢と希望を育む園・学校」とし、その実現を図るため、重点目標を「連携・協働」とし、次の事項を目指す園・学校像に迫るための指導と定め、組織力と使命感をもって推進を図る。

① 「学びに向かう力」が育つ指導を実践し、学力の向上を図る。

ア 主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって、未知の状況にも柔軟に対応できる思考・判断・表現する力を育む。

イ 「子供はどう学ぶのか」など、学び手の視点で授業を構想し、「自分ごととしての学び」を実現する。

ウ 育成を目指す資質能力を明確にし、その伸長を子供と共有する。

エ ICT機器の活用を通じて確かな学力の向上に努める。

② 「人として備えたい力」が育つ指導を実践し、人間力の向上を図る。

ア 積極的な関わりの中で、確かな人権感覚や、節度ある人との接し方等の規範意識や忍耐力、思いやりの心を身に付けられるようにするとともに社会性を培う。

イ 親身な関わりの中で、不安や不満等に打ち克つ強さ（自己肯定感、自己有用感）を培う。

③ 「命を守る力」が育つ指導を実践し、体力の向上を図る。

ア 安全、防災教育を重視する中で、危険を未然に回避する力や緊急時（自然災害、生活防犯、交通安全上など）に対応する危機対応力の向上を図る。

イ 家庭や地域と連携する中で、健康的な生活習慣（感染症防止を含む）の定着を図る。

ウ 遊びや運動経験を積み上げていく中で、健康の保持増進を図る。

(2) 保育園

〔幼児教育課〕

保育園（各年度末現在通園人員、単位：人）

施 設 名	認可定員	利用定員	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
富士見保育園	120	110	93	84	76	83	90
玖須美保育園	170	120	89	94	83	68	69
広野保育園	60	60	67	69	67	62	57
宇佐美保育園	120	100	78	77	72	72	69
八幡野保育園	80	80	84	84	88	86	85
伊豆栄光荻保育園	80	80	89	90	89	82	84
川奈愛育クラブ	74	74	68	69	72	74	70
伊豆栄光富戸保育園	90	80	86	84	85	81	71
伊豆栄光湯川保育園	100	100	103	99	91	93	92
つくし保育園	60	60	75	72	71	71	72
伊豆栄光なぎさ保育園	19	19	18	20	19	18	19
ちゅうりっぷ保育園	18	18	19	20	20	19	21
小規模保育所えん	12	12	14	16	14	14	15
市外保育園			7	10	5	5	6
合 計	1,003	913	890	888	852	828	820

※ 利用定員は子ども・子育て支援新制度施行に伴い、平成27年4月1日より設定。幼保連携型認定こども園川奈愛育クラブについては令和3年度から開所。上記の数値については幼稚部を除く。

(3) 幼稚園

〔幼児教育課〕

① 年齢別就園児の状況（各年度5月1日現在）

年度	3 歳			4 歳			5 歳		
	就園(人)	全児童(人)	就園率(%)	就園(人)	全児童(人)	就園率(%)	就園(人)	全児童(人)	就園率(%)
令和6	6 6	2 1 6	3 0. 6	1 0 1	2 7 3	3 7. 0	9 9	2 8 0	3 5. 4
7	6 9	2 6 7	2 5. 8	7 0	2 1 4	3 2. 7	9 9	2 3 4	4 2. 3
8	6 7	2 2 2	3 0. 2	7 3	2 2 0	3 3. 2	6 6	2 2 8	2 8. 9

※ 認定こども園の幼稚部を含む。

② 幼稚園の現況（令和8年5月1日現在）

区 分	開設年	園児数 (人)	学級数	教員数 (人)	その他 職員数(人)	用務員数 (人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	備 考
伊 東 幼 稚 園	大正15	22	2	6	4	1	1,070	477	
湯 川 分 園	昭和24	0	0	0	0	0	907	917	休園中
竹 の 台 幼 稚 園	〃 28	0	0	0	0	0	788	628	休園中
新 井 分 園	〃 24	—	—	—	—	—	—	—	廃園
鎌 田 幼 稚 園	〃 39	0	0	0	0	0	1,035	1,003	休園中
川 奈 幼 稚 園	〃 32	0	0	0	0	0	1,643	2,049	その他2,042㎡ 休園中
宇 佐 美 幼 稚 園	〃 25	17	2	8	5	1	1,216	824	
宮 川 分 園	〃 50	0	0	0	0	0	1,103	1,300	休園中
八 幡 野 幼 稚 園	〃 28	31	3	7	5	3	1,460	988	
富 戸 幼 稚 園	〃 29	0	0	0	0	0	1,007	1,192	休園中
池 幼 稚 園	〃 29	0	0	0	0	0	628	1,860	休園中
南 幼 稚 園	〃 44	0	0	0	0	0	1,091	1,543	休園中
富 士 見 分 園	〃 50	19	2	5	4	1	1,220	1,280	
吉 田 幼 稚 園	〃 47	9	1	3	1	1	1,030	1,419	
荻 幼 稚 園	〃 50	13	1	5	4	1	792	873	
合 計		111	11	34	23	8	14,990	16,353	
私 立 幼 稚 園		84	6	12	3	0	1,095	2,595	

※ 私立幼稚園は、野間自由幼稚園の現況を示す（認定こども園の幼稚部を除く）。

(4) 小学校

〔教育総務課〕

小学校の現況（令和8年5月1日現在）

区 分	開設年	児童数 (人)	学級数	教員数 (人)	そ の 他 職員数(人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	プール
東※ ²	昭和5	—	—	—	—	—	—	—
西※ ²	明治29	—	—	—	—	—	—	—
川 奈※ ¹	〃 6	—	—	—	—	—	—	—
大 池	〃 6	329	12	23	3	7,976	6,774	有
宇佐美	〃 6	237	11	18	4	7,456	8,157	〃
八幡野	〃 6	250	11	21	9	6,988	7,278	〃
富 戸	〃 6	63	6	11	3	6,385	11,417	〃
池	〃 6	43	5	10	3	4,933	4,057	〃
南	昭和44	440	15	27	3	11,208	8,259	〃

旭※2	〃 48	—	—	—	—	—	—	—
伊 東	令和5	427	22	38	6	11,578	8,575	有
合 計		1,789	82	148	31	56,524	54,517	—

※1 令和3年3月末閉校

※2 令和5年3月末閉校

(5) 中学校

〔教育総務課〕

中学校の現況（令和8年5月1日現在）

区 分	開設年	生徒数 (人)	学級数	教員数 (人)	その他 職員数(人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	プール
南	昭和22	514	22	43	4	17,653	22,087	有
北	〃 30	56	4	13	3	10,417	11,095	〃
宇佐美	〃 22	150	7	21	3	5,307	5,933	〃
対 島	〃 22	231	9	22	3	8,520	12,185	〃
門 野	〃 62	184	6	20	3	13,662	14,463	〃
合 計		1,135	48	119	16	55,559	65,763	—

(6) 高等学校

〔教育総務課〕

高等学校の現況（令和8年5月1日現在）

区 分	開設年	生徒数 (人)	学級数	教員数 (人)	その他 職員数(人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	プール
県立伊豆伊東	令和5	647	18	53	3	16,057	20,608	有
定時制	〃 5	39	4	9	1			
合 計		686	22	62	4	16,057	20,608	—

※ 令和4年度までの静岡県立伊東高等学校・同城ヶ崎分校・県立伊東商業高校は、3校が統合され、令和5年度から静岡県立伊豆伊東高等学校が開校された。

(7) 特別支援教育

〔教育指導課〕

障がいのある児童・生徒に対する教育のため、伊東市就学支援委員会の判定に基づき、適切な就学支援を行っており、伊東小学校、宇佐美小学校、八幡野小学校、南中学校、対島中学校に特別支援学級を開設している。なお、令和7年度より宇佐美中学校にも新設した。また、伊東小学校、大池小学校に言語通級指導教室及び発達通級指導教室、南中学校に発達通級指導教室を開設している。なお、令和7年度より門野中学校に発達通級指導教室を新設した。また、南中、門野中学校以外の市内中学3校で発達通級指導教室巡回指導を実施している。

令和8年度の特別支援学級の状況は、小学校3校（伊東、宇佐美及び八幡野）で10学級61人、中学校3校（南、対島、宇佐美）で9学級46人が在籍している。

また、特別支援学校については、静岡県立東部特別支援学校伊東分校がある。

(8) 教育指導

① 一般教育指導事業（各年度当初予算）

〔教育指導課〕

事 業 名	事 業 費 (千円)			内 容
	令和6年度	7年度	8年度	
一般指導事業	1,835	828	873	学校教育全般の円滑な運営及び管理のため、関係機関、各種団体との連絡調整並びに児童・生徒の適正な就学を推進する。

② その他の教育事業（各年度当初予算）

〔教育総務課・教育指導課〕

年度	事業名または事業内容（事業費）
令和6	就学援助・奨励事業（47,298千円）、教育支援センター事業（7,220千円）、外国語指導者配置事業（29,304千円）、書道教育推進事業（901千円）、教育研究事業（305千円）、小学校低学年学級支援事業（1,814千円）、特別支援教育支援事業（43,979千円）、学校司書配置事業（3,850千円）、通級指導教室支援事業（6,475千円）、多人数学級支援事業（24,540千円）、介助員配置事業（10,250千円）、幼児ことばの教室事業（220千円）、不登校対策事業（4,821千円）、ICT活用教育推進事業（1,941千円）、ジオパーク総合学習事業（1,333千円）、学校保健事業（29,916千円）、中学校部活委託（1,735千円）、中学校部活動補助金（5,000千円）
7	就学援助・奨励事業（22,320千円）、教育支援センター事業（6,962千円）、外国語指導者配置事業（29,304千円）、書道教育推進事業（898千円）、教育研究事業（306千円）、小学校低学年学級支援事業（4,081千円）、特別支援教育支援事業（48,291千円）、学校司書配置事業（4,389千円）、通級指導教室支援事業（8,316千円）、多人数学級支援事業（26,819千円）、介助員配置事業（16,307千円）、幼児ことばの教室事業（224千円）、不登校対策事業（13,274千円）、ICT活用教育推進事業（2,062千円）、ジオパーク総合学習事業（1,524千円）、学校保健事業（29,888千円）、中学校部活委託（1,800千円）、中学校部活動補助金（5,000千円）
8	就学援助・奨励事業（24,570千円）、教育支援センター事業（8,921千円）、外国語指導者配置事業（29,304千円）、書道教育推進事業（898千円）、教育研究事業（306千円）、特別支援教育支援事業（51,846千円）、学校司書配置事業（4,728千円）、通級指導教室支援事業（8,811千円）、講師配置事業（37,116千円）、介助員配置事業（12,731千円）、幼児ことばの教室事業（225千円）、不登校対策事業（14,480千円）、ICT活用教育推進事業（2,052千円）、ジオパーク総合学習事業（1,554千円）、学校保健事業（28,404千円）、中学校部活委託（1,987千円）、中学校部活動補助金（5,000千円）

(9) 教育相談

〔教育指導課〕

教育相談事業として、教育支援センターに設置した「教育相談室」で、いじめや不登校、心身の発達、対人関係等の悩み事の相談に1人の相談員が電話や面接等で応じている。

教育相談室の利用状況（単位：人）

※ 無言電話を除く。

年度	利用者	学校生活	不登校	心身の発達	対人関係	非行	その他	合計
令和5	本人	2	0	0	0	0	0	2
	親・その他	2	15	0	0	0	3	20
	計	4	15	0	0	0	3	22
6	本人	0	1	0	0	0	0	1
	親・その他	0	10	0	1	0	2	13
	計	0	11	0	1	0	2	14
7	本人	0	0	0	0	0	0	0
	親・その他	0	5	1	3	0	1	10
	計	0	5	1	3	0	1	10

(10) 放課後児童対策事業（単位：人・千円）

〔幼児教育課〕

クラブ名	所在地	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		児童数	委託金額	児童数	委託金額	児童数	委託金額
旭小放課後児童クラブ	旭小学校内	-	-	-	-	-	-
大池小放課後児童クラブ	大池小学校内	90	11,404	102	19,091	96	20,452
南小放課後児童クラブ	南小学校内	108	7,514	76	10,522	76	12,088
南小第二放課後児童クラブ		-	-	-	-	47	12,683
西小放課後児童クラブ	西小学校内	-	-	-	-	-	-
宇佐美小放課後児童クラブ	宇佐美小学校	46	10,823	49	11,132	52	11,896

八幡野小放課後児童クラブ	八幡野 989-89	54	9,736	57	9,785	65	10,492
東小放課後児童クラブ	東小学校内	-	-	-	-	-	-
富戸小放課後児童クラブ	富戸幼稚園内	33	10,228	27	9,983	25	8,245
池小放課後児童クラブ	池 458-4	21	7,377	33	9,011	39	10,971
伊東小放課後児童クラブ	伊東小学校地内	153	37,197	167	37,288	142	38,016
合 計		505	94,279	511	106,812	542	124,843

※ 旭小放課後児童クラブ、西小放課後児童クラブ、東小放課後児童クラブについては3校統合に伴い、閉所となり、令和5年度から新たに伊東小放課後児童クラブが開所した。また、利用者の増加に伴い令和7年度から新たに南小第二放課後児童クラブが開所した。

(11) 奨学制度・就学援助

〔教育総務課〕

優良な学生または生徒で、経済的な理由により就学が困難な者に対し、有為な人材を育成することを目的として、学資の一部を支弁する伊東市育英奨学金制度を実施している。平成29年度からは、月額奨学金の増額や入学一時金の新設等、奨学金規模を拡大するとともに、国が新たに給付型奨学金を創設することを受け、市で実施している給付型奨学金を廃止し、それに代わる新たな制度として、卒業後、伊東市内に居住している場合は返還金の2分の1を免除するインセンティブ（Uターン支援）制度を設ける等、大幅な制度拡充を行った。

また、経済的理由により義務教育を受けさせることが困難と認められる要保護及び準要保護児童・生徒の保護者並びに特別支援学級に入学している児童・生徒の保護者に対し、それぞれの法令に基づき、前者は就学援助費を、後者は就学奨励費を支給している。

① 奨学金貸付・給付状況

年度	制 度	種 類	奨学生人数（人）			奨学金決算額（円）（令和8年度は支給予定額）	
			高 校 等	大 学 等	計	高 校 等	大 学 等
令和6	新制度※	貸 与	0	51	51	0	29,640,000
			0	21	21	0	17,900,000
7	新制度※	貸 与	0	53	53	0	30,840,000
			0	15	15	0	13,080,000
8	新制度※	貸 与	0	59	59	0	29,400,000
			0	9	9	0	6,840,000

※ 上段は前年度からの継続者数、下段は当該年度の採用人数

② 就学援助費・就学奨励費の状況（人数は実人数）

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)
入 学 準 備 費	171	6,598,680	117	5,581,680	92	5,347,980
学用品及び通学用品費	412	7,215,561	432	7,499,322	407	7,058,641
校外活動費（宿泊あり）	31	176,208	40	235,342	36	228,963
校外活動費（宿泊なし）	329	741,834	319	867,088	238	688,907
給 食 費	405	22,054,150	425	22,532,385	0	0
修 学 旅 行 費	105	4,426,925	93	4,280,814	101	4,991,710
通 学 費	9	183,390	9	194,410	7	172,710
医 療 費	0	0	0	0	0	0
特別支援教育就学奨励費	71	3,272,750	80	3,017,775	82	1,852,672
体育実技用具費（柔道着）	17	85,000	12	65,500	16	87,080
合 計	570	44,754,498	584	44,274,316	568	20,428,663

（参考）令和8年度認定者数：要保護児童生徒24人・準要保護児童生徒353人（令和8年6月末日の認定者数）

(12) 学校保健

〔教育指導課〕

区 分	内 容
定 期 健 康 診 断	各幼・小・中学校の学校医等による内科・眼科・耳鼻科・歯科の定期健診実施 小・中学校においては、必要に応じて四肢の状態等の検査を実施
結 核 検 診	伊東市学校保健結核対策マニュアルに基づき、要精密検査対象者を選定、検査実施
尿 検 査	幼稚園児、小学生、中学生を対象として、検査機関に実施依頼
心 電 図 検 査	小学校1年生、4年生、中学校1年生を対象として、検査機関に実施依頼
色 覚 検 査	小学校1年生、4年生、中学校1年生を基本対象学年とし、希望者に実施
就 学 時 健 康 診 断	小学校新入学予定児童の内科・眼科・耳鼻科・歯科検診、言語聴覚検査、知能検査の実施
教 職 員 健 康 診 断	県費教職員を対象に生活習慣病健診、指定年齢健診、人間ドック（一部負担）を実施

(13) 学校給食実施状況

〔教育総務課〕

区分	調理場	運営方法	実施校	児童・生徒数 (R8. 5. 1 現在)	説明
	単独校調理場	直営	※6 八幡野小学校	2 5 0 人	1 小学校 ・ 1食単価290円（牛乳代を含む。） ・ 年間平均183回実施 ・ 月額給食費4,800円※7
	※3 宇佐美小学校 共同調理場	委託	宇佐美小学校	2 3 7 人	
			宇佐美中学校	1 5 0 人	
	※4 門野中学校 共同調理場	委託	門野中学校	1 8 4 人	2 中学校 ・ 1食単価350円（牛乳代を含む。） ・ 年間平均183回実施 ・ 月額給食費5,800円※7
			池小学校	4 3 人	
	※5 給食センター	委託	※1伊東小学校	4 2 7 人	※1 伊東小学校 ・ 令和5年4月新設（東小学校・西小学校・旭小学校を統合）
			大池小学校	3 2 9 人	※2 富戸小学校 ・ 令和3年2学期に単独校調理から移行
			南小学校	4 4 0 人	※3 宇佐美小学校共同調理場 ・ 平成26年2学期から開始
			※2富戸小学校	6 3 人	※4 門野中学校共同調理場 ・ 令和2年2学期から開始
			南中学校	5 1 4 人	※5 給食センター ・ 平成28年2学期から開始
			北中学校	5 6 人	※6 八幡野小学校 ・ 令和5年2学期から八幡野幼稚園分の給食を調理
			対島中学校	2 3 1 人	※7 月額給食費 ・ 令和7年度は給食費無償化事業を実施（児童・生徒分の給食費徴収なし）

(14) 教育設備整備状況

① 幼稚園

〔幼児教育課〕

年度	事業名または事業内容（事業費）
令和 6	池幼稚園給食実施に伴う修繕（1,000千円）
7	—
8	荻幼稚園園舎屋上防水工事（9,500千円）、幼稚園照明設備LED化業務（7,000千円）、宇佐美認定こども園設計業務（50,000千円）

② 小学校

〔教育総務課〕

年度	事業名または事業内容（事業費）
令和 6	小学校校舎照明設備LED化工事（40,000千円）
7	南小学校校舎外壁改修工事（125,000千円）、小学校空調設備設置工事（230,000千円）
8	小学校校舎照明設備LED化工事（83,510千円）、大池小学校校舎屋上防水工事（15,000千円）、小学校校舎防犯改修工事（6,800千円）

③ 中学校

〔教育総務課〕

年度	事業名または事業内容（事業費）
令和 6	南中学校校舎トイレ改修工事（60,000千円）
7	中学校空調設備設置工事（270,000千円）
8	中学校校舎LED化工事（45,000千円）、南中学校敷地内アスファルト舗装改修工事（25,000千円）

4 生涯学習

(1) 生涯学習の推進

〔生涯学習課〕

教育行政は「人づくり、地域づくり」のための社会教育のあり方を基調としつつ、地域と家庭、そして学校がそれぞれの役割を明確にし、さらなる連携を強化し、生涯学習の基盤充実や各種事業の拡充に努め生涯学習社会の構築を図っていく。

伊東市教育委員会では、「心豊かな人を育み、生涯にわたって学習できるまち」を目標に、市民が生涯を通じていつでも、どこでも、いつまでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、生涯学習大綱に基づく施策の実施、時代に即応した社会教育の充実、市民一人一文化一スポーツの実践、さらにあいさつ運動を日常生活の中で展開すべく、次に掲げる諸施策を積極的に進め、本市教育の振興を図っていく。

(2) 青少年の健全育成（組織活動の支援）

〔生涯学習課〕

青少年の健全育成は市民全ての願いであるが、社会の急激な変化は青少年を取り巻く環境も大きく変えている。本来手本となるべき大人のモラルの低下は青少年に悪影響を与えており、少年非行は低年齢化、凶悪化など深刻な状況となっている。これらの解決に向け、各地域での青少年育成会議、子ども会、PTAなどの活動が展開されてきたところである。青少年が地域に愛着を持ち、みずからがどのように将来を切り開いていくか、自覚と努力に期待するとともに、青少年にとって望ましい社会環境の整備と、地域、家庭の教育機能の充実を目指し、青少年指導者育成をはじめとした青少年健全育成活動を展開していく。

① 青少年育成事業の概要

事業名	令和6年度		令和7年度		内 容
	回数	参加人員	回数	参加人員	
青少年問題協議会	1	11	1	13	青少年の健全育成施策の樹立と調査審議
青少年補導センター運営協議会	1	8	0	0	センター適正運営のための審議 ※令和7年度から青少年問題協議会に統合した。
子ども・若者育成支援キャンペーン	2	18	3	37	啓発キャンペーン
青少年補導	延べ16	延べ134	延べ16	延べ126	街頭補導活動
二十歳式（旧成人式）	1	418	1	358	式典開催
あいさつ運動（市民一斉活動）	2	7月 842 11月 1,020	2	7月 1,164 11月 1,191	あいさつを通じ、誰もが助け合いながら生き生きと暮らせる望ましい環境を整える。
善行賞	10	個人 64 団体 0	9	個人 92 団体 0	市内各地域から推薦された小中学生を表彰
わたしの主張発表会	1	9	1	9	中学生の意見発表大会
小学生ふるさと教室	7	延べ241	8	延べ271	野外活動、産業・漁業体験、スポーツ体験ほか
夢チャレンジくらぶ	7	延べ138	8	延べ109	中学生及び高校生を青少年リーダーとして養成するための事業
青少年育成プログラム“みち”事業	1	高校生 5 小学生 30	1	大学生 1 高校生 4 小学生 30	姉妹都市諏訪市での体験活動、宿泊訓練ほか 令和5年度新規事業（小学生の船は廃止）
放課後子ども教室推進事業	延べ231	延べ2,865	延べ213	延べ2,754	令和6年度7団体 令和7年度7団体

② 青少年健全育成活動応援補助金

本市の未来を担う青少年の健全育成を推進するために行う活動に対し、伊東市青少年健全育成活動応援補助金を交付した。

	令和7年度		
	交付先団体数	対象となる子どもの数	金額（円）
青少年応援活動	35 団体	1,019 人	3,545,000
青少年交流活動	6 団体	—	284,600
合 計	41 団体	—	3,829,600

(3) 成人教育

【生涯学習課】

情報化、国際化、高齢化社会の進行に加え、余暇時間の増加を背景として、生涯学習に対する関心が高まってきている。こうした学習要望に応じた機会を提供するため、生涯学習センター中央会館を学習拠点とし、生涯学習センターひぐらし会館、池会館、赤沢会館、荻会館、各コミュニティセンター等を活用した中で、学級、講座、教室を開設するとともに、社会教育団体の自主活動についても積極的な支援に努めている。

主な成人教育事業の概要

事業名	令和5年度（人）	令和6年度（人）	令和7年度（人）	内 容
いでゆ大学	51	49	51	趣味教養の充実、仲間づくり（60歳以上対象）

市民大学 講座	8講座 216	15講座 843	16講座 571	教養、趣味、実技等の講座（18歳以上対象）
家庭教育 支援事業	延べ 56	延べ 25	延べ 44	つながるシートを活用した家庭教育講座（児童の父母対象）、親子参加型プログラム
家庭教育 学級	9学級 118	4学級 96	4学級 61	講演、一般教養（児童の父母対象）

(4) 男女共同参画プランの推進

【市民課・生涯学習課】

男女共同参画社会の実現に向け、お互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、対等なパートナーとして認め合う社会の形成が求められている。こうした状況の中で、令和3年3月に改定した「第3次伊東市男女共同参画 あすを奏でるハーモニープラン」の推進を図るために、幅広い視野と実行力を持つリーダー養成のための講座や情報の提供に努める。

事業の概要

事業名	令和6年度		令和7年度		内 容
	回数	参加人員	回数	参加人員	
男女共同参画講演会	2	132	2	92	・男女共同参画講演会「自然災害と避難」 ・「男女共同参画防災講座 ～HUG～」
男女共同参画 推進懇話会	2	9	2	8	「男女共同参画社会」の実現を目指し、 着実に前進するための懇話会

(5) 芸術文化の振興

【生涯学習課】

芸術文化振興事業の概要

事業名	参加人員（人）			内 容
	令和5年度	6年度	7年度	
芸術祭	4,889	5,754	5,976	展示、上演、文学部門 観客延べ人数と各部門応募者数の合計
観光会館 文化芸術事業	1,017	1,647	1,278	あさらくご3回、夏井いつき句会ライブ、田中彩子ソプラノ・リサイタル、学校訪問ミニコンサート「永井由比と仲間たち」、伴奏者派遣事業 観客延べ人数
観光会館 伊東大田楽 講演事業	590	418	359	伊東大田楽公演 観客延べ人数 ※令和5年度は、静岡県が東アジア文化都市に選定されたことにより、県地域連携プログラム補助金を活用した事業を行った。
文化講演会	851	—	—	平成27年にノーベル生理学・医学賞を受賞した北里大学特別栄誉教授の大村智博士による講演会

(6) 文化財

【生涯学習課】

① 文化財保護

文化財保護のための調査を通し、文化財の現状の把握と保護対策を行い、民俗資料の収集を実施している。また、郷土資料の一般公開、文化財の防火診断を実施し、文化財に対する理解と愛護思想の普及及び郷土愛の育成に努めている。

② 文化財保護事業の概要（令和7年度）

事業名	内 容
文化財保護審議会	新指定文化財の協議、その他文化財についての協議
文化財保護監視員	指定文化財のパトロール、埋蔵文化財包蔵地内のパトロール
文化財の保護	指定文化財の管理者及び文化財保護事業への助成 文化財防火デー（放水訓練・防火診断）の実施
文化財の啓発	各種講座等への講師派遣、小中学校での出前授業
江戸城石垣石丁場跡 保存活用計画策定	平成28年に国指定文化財に指定された江戸城石垣石丁場跡の保存活用計画策定（令和元年度からの継続事業） ・整備基本計画の作成に向けた検討

③ 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財の保護や遺跡の把握に努めるため、公共事業及び民間開発事業の施工に先立ち、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、出土物の整理作業を実施している。

事業名	区 分	令和6年度	令和7年度	内 容
市内遺跡 確認調査	調査面積(㎡)	1,580	30,015	埋蔵文化財包蔵地の性格把握のため、国や県の補助を受けて市内遺跡の試掘確認及び分布調査と江戸城石丁場調査、試掘確認調査報告書作成作業を実施
	延べ作業(人)	236	230	

④ 文化財管理センター

区 分	内 容
施設の概要	平成8年に開館し、市内から出土した埋蔵文化財や市民から寄贈された民俗文化財、郷土資料などを集中的に管理保管し、その一部を展示公開している。展示室において、常設展や企画展を開催している。
土地面積/建物面積	2,178.00 ㎡/1,836.20 ㎡（RC造3階建、地下1階）
開館日数/入場者数	令和4年度：306日/1,539人、令和5年度：307日/1,432人 令和6年度：308日/1,495人、令和7年度：306日/1,182人

(7) 伊東市史資料管理事業

【生涯学習課】

『伊東市史』の編さん事業では、史料編や通史編など合計35冊の伊東市市史関連図書を発刊して原始時代から現代に至る市民の歩みをまとめた。これら発刊済の図書を教材とした市民向けの講座等の実施によって、郷土に対する理解を深め、今後の伊東市の発展に資する態勢を整えている。

令和5年度には一連の市史関係図書の刊行のために収集してきた古文書・古写真・統計書などの関係史料の体系的な保管と活用を図るために、索引作成・解説・デジタル化などの業務を進めた。

事業の概要

年度	内 容
令和5	史料デジタル化等の結果を「関東大震災100周年記念特別展」として開催し、業務成果を市民に公開した。
6	古文書の翻訳や、各種データベース（新規発見史料の目録、石造物・棟札に関する市史調査報告書、刊行本の索引）を作成し、郷土資料の問い合わせにも対応した。
7	古文書の翻訳や新規発見史料の目録、石造物・棟札に関する市史調査報告書、刊行本の索引、歴史的公文書の整理に係る資料等の各種データベースを作成し、郷土資料の問い合わせに対応した。

(8) 木下圭太郎記念館

〔生涯学習課〕

区 分	内 容
開 設 年 月	昭和60年10月
施 設 の 概 要	「郷土の偉人・木下圭太郎」の業績をより多くの人々に伝えるため、作品や業績資料を常設展示するほか、特別展を開催している。さらに、関係資料の収集に努め、複製等を制作するなどして、展示物の充実を図っている。 平成27年3月26日に国登録有形文化財となった。
土地面積／建物面積	297.86 m ² /290.62 m ² （木造2階建）、開館業務は伊東市文化協会に委託
開館日数／入場者数	令和4年度：306日/3,021人、令和5年度：306日/3,265人 令和6年度：305日/3,349人、令和7年度：305日/3,845人

(9) 図書館

〔生涯学習課〕

市民の教養と地域文化の発展を目指し、高度化、多様化する市民の学習意欲に応じた図書館資料や情報の提供に努め、生涯学習を援助していく拠点施設として充実を図っている。

① 図書館施設の概要

名 称	設置年月日	図書館面積	建物面積	施 設 内 容
市立伊東図書館	(旧) T 4.11.10 (新) S55.11.1	954 m ²	2,713 m ²	生涯学習センター中央会館の1・2階部分 蔵書182,783冊
大原児童図書館	S53.12.27	75 m ²	75 m ²	蔵書6,094冊

② 利用者別貸出状況（伊東図書館本館、単位：冊）

年度	一般成人	高校・中学	小学生以下	団体貸出	合計
令和5	120,419	2,650	18,293	6,161	147,523
6	87,615	1,714	11,525	5,382	106,236
7	104,383	1,879	14,108	5,367	125,737

③ 分類別蔵書図書数及び貸出数の状況（伊東図書館本館、大原児童図書館、移動図書館、単位：冊）

分 類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	蔵書冊数	貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数
総 記	8,182	1,004	8,308	762	7,859	956
哲 学	5,144	2,352	5,200	1,628	5,288	2,476
歴 史	12,597	4,222	12,865	3,239	12,432	4,023
社会科学	17,294	5,083	17,686	3,719	14,828	4,757
自然科学	7,476	4,572	7,692	3,311	7,887	3,756
技 術	5,755	7,459	5,917	5,093	6,114	5,935
産 業	3,864	1,963	3,522	1,325	3,615	1,667
芸 術	9,052	4,726	8,299	3,361	7,655	4,113
語 学	1,999	675	2,054	761	1,989	1,266
文 学	54,884	64,237	53,279	47,940	54,263	56,168
郷土資料	10,331	887	10,443	544	10,421	678
児 童 書	46,622	49,535	47,309	37,306	48,062	41,770
視聴覚資料	3,007	5,594	3,064	4,285	3,168	4,574
洋 書	721	184	728	210	710	276
点 字 本	231	73	236	27	240	36
大活字本	417	464	444	363	460	472

雑 誌	12,104	8,378	12,165	6,036	11,360	7,006
他館資料	—	1,319	—	1,257	—	1,511
合 計	199,680	162,727	199,211	121,167	196,351	141,440

④ 図書館業務の概要

区 分	内 容
郷 土 資 料 の 収 集	伊東市出身の文学者「木下杢太郎」に関する資料、また「温泉」「火山」「地震」等の資料を重点的に収蔵する。
ブ ッ ク ス タ ー ト	乳児期から絵本に親しみ、親子のコミュニケーションを深めるため、7～9か月児を対象に読み聞かせと絵本2冊を手渡す。
相 互 貸 借	県内の他図書館及び国立国会図書館から資料の借受けをし、利用者のリクエストに応える。
県 立 中 央 図 書 館 予 約 資 料 受 取	静岡県立中央図書館に利用登録のある利用者が直接インターネット予約した資料を伊東図書館で受け取ることができる。
移 動 図 書 館 「ともだち号」の運行	図書館から遠隔地にある地域住民の読書活動の利便を図るとともに、市民の学習意欲に応えるため、市内19か所のステーションを月2回巡回し、図書館サービスの拡充に努める。
巡 回 貸 出 文 庫	地域・職場の利用団体に30冊を一括で配本、貸し出し、2か月に一度入替える。
企 画 展 の 開 催	テーマ別の展示替えを定期的に行い、図書館への来館を呼びかける。

⑤ 図書館関連事業の概要

事 業 名	令和5年度	6年度	7年度	内 容
土 曜 お は な し 会	20回 129人	16回 168人	18回 99人	市民ボランティアによる読み聞かせと紙芝居の上演。
季 節 の お は な し 会	3回 106人	2回 51人	3回 62人	季節にちなんだ内容のおはなし会を開催し、子供や親たちに図書館を利用する機会を提供する。
出張読み聞かせ	1回 —	開催なし	2回 24人	学校等から図書館への依頼による読み聞かせなど読書推進活動。
子 ども 未 来 創造事業講演会	3回 88人	2回 59人	1回 28人	子ども未来創造事業として絵本作家などを講師に招き講演会・ワークショップ等を開催。
図書館教育講座	3回 75人	5回 108人	4回 150人	読書推進、図書館利用啓発のため、図書館教育講座として講師を招き講座・ワークショップ等を開催。
ぬいぐるみの 図書館おとまり会	2回 16人	1回 12人	2回 31人	子どもたちのぬいぐるみを一晩預かり、図書館で過ごす様子を写真に撮って貸出本と一緒に手渡しする。
出 張 講 座	4回 51人	5回 56人	6回 72人	静岡県子ども読書アドバイザーによる読み聞かせアドバイス講座を行う。

本のおたのしみ 袋 定 期 便	9 回 203 人	9 回 196 人	6 回 159 人	幼稚園及び保育園に通う園児及びその 家族を対象に図書館職員が個別選書し た本を定期的に貸出、園へ配送する。
--------------------	--------------	--------------	--------------	---

(10) 生涯学習センター（人数は、個人利用人数を含む。）

〔生涯学習課〕

① 中央会館

年度	開館 日数	第1 会議室	第2 会議室	第1 研修室	第2 研修室	第1 和室	第2 和室	美術工芸室	視聴覚室	展トレ室	合計
令和6	226	4,413	241	1,493	1,286	157	169	1,025	3,195	2,671	14,650
7	309	5,764	405	1,506	1,470	112	195	1,272	3,210	1,935	15,869

② ひぐらし会館

年度	開館 日数	第1 会議室	第2 会議室 (全面)	第2 会議室 (A)	第2 会議室 (B)	トレーニング 室	ホール	楽屋 (洋室)	楽屋 (和室)	遊戯室	合計
令和6	308	5,426	1,882	1,727	502	5,468	9,297	760	925	0	25,987
7	309	5,140	2,354	1,696	817	5,746	10,459	949	1,100	0	28,261

③ 池会館（平成18年度から指定管理者制度を導入）

年度	開館 日数	1階 大会議室	2階 小会議室	2階 和室	2階 調理室	3階 ホール	合計
令和6	296	3,479	547	2,487	144	8,629	15,286
7	300	3,987	576	2,641	37	7,901	15,142

④ 赤沢会館（平成18年度から指定管理者制度を導入）

年度	開館 日数	3階 大会議室	2階 和室	2階 調理室	合計
令和6	293	2,328	715	0	3,043
7	292	2,119	674	0	2,793

⑤ 萩会館（平成18年度から指定管理者制度を導入）

年度	開館 日数	3階 大会議室	2階 和室1	2階 和室2	2階 調理室	2階 図書室	2階 児童室 兼会議室	1階 会議室	3階 トレーニング室	合計
令和6	281	10,508	1,057	1,213	71	237	64	2,779	245	16,174
7	287	13,398	1,085	1,264	76	450	19	7,139	450	23,881

(11) コミュニティ行政

〔生涯学習課〕

住民の交流により相互の連携を深め、心の触れ合う明るく豊かな活気あるまちづくりの実現を目指し、地域住民のコミュニティ活動と生涯学習活動を積極的に推進する拠点施設として、管理運営を地域に設立された管理運営協議会に委託し、地域住民みずからが自主的に運営している。（利用状況の人数は、個人利用人数を含む。）

① コミュニティセンター施設の概要（平成18年度から指定管理者制度を導入）

名 称	設置年月日	敷地面積	建物面積	施 設 内 容
宇佐美コミュニティセンター	S 63. 12. 12	1,464 m ²	1,433 m ²	鉄筋3階建、大会議室、児童室、図書室ほか
小 室コミュニティセンター	H 3. 4. 17	1,388 m ²	1,232 m ²	鉄筋3階建、体育室、児童室、図書室ほか
八幡野コミュニティセンター	H 5. 1. 22	1,795 m ²	1,383 m ²	鉄筋3階建、大会議室、児童室、図書室ほか
富 戸コミュニティセンター	H 7. 7. 9	2,010 m ²	1,545 m ²	鉄筋3階建、大会議室、地震観測データ室、児童室、図書室ほか

② 宇佐美コミュニティセンター利用状況

年度	開館 日数	1階 児童室	2階 和洋室	3階 サニールーム	2階 調理室	2階 図書室	2階 視聴覚室	3階 大会議室	合計
令和6	288	3,168	2,505	1,135	132	1,011	3,859	13,248	25,058
7	289	8,039	2,323	1,193	171	1,645	2,904	12,762	29,037

③ 小室コミュニティセンター利用状況

年度	開館 日数	1階 図書室	2階 児童室	2階 和洋室	2階 調理室	3階 体育室	合計
令和6	298	408	211	1,272	0	4,570	6,461
7	299	333	80	1,685	0	5,306	7,404

④ 八幡野コミュニティセンター利用状況

年度	開館 日数	1階 児童室	2階 会議室	2階 図書室	2階 和室	2階 調理室	3階 大会議室	3階 会議室	合計
令和6	292	10,612	2,686	7,651	5,478	744	13,118	2,482	42,771
7	292	20,930	2,611	7,178	4,722	903	14,101	2,148	52,593

⑤ 富戸コミュニティセンター利用状況

年度	開館 日数	1階 図書室	2階 会議室	2階 児童室	2階 和室	2階 調理室	3階 大会議室	3階 和室	合計
令和6	301	252	973	572	3,955	171	8,307	2,341	16,571
7	303	287	888	802	3,405	12	8,169	2,296	15,859

(12) 社会体育

〔生涯学習課〕

「市民一人一スポーツ」を目指して、市民だれもが健康的にスポーツを楽しむことができるように、区民体育祭への支援や、体育協会加盟団体の協力により按針祭協賛市民スポーツ祭、伊東市スポーツ祭、伊東オレンジビーチマラソン、伊東駅伝競走大会等を実施している。

また、伊東市民体育センター等の社会体育施設や、旧西小学校・対島中学校などの夜間照明施設をはじ

めとする市内公立学校の屋内・屋外運動場を一般開放して、市民にスポーツ活動の場所を提供し、スポーツの振興を図っている。

① 社会体育事業の概要

事業名	参加人員		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
按針祭協賛市民スポーツ祭	16種3,799人	17種3,480人	15種目3,840人
伊東市スポーツ祭	15種3,038人	15種3,338人	14種目2,415人
伊東オレンジビーチマラソン	15種1,659人 (完走者数)	15種1,873人 (完走者数)	15種目2,026人 (完走者数)
伊東駅伝競走大会	28チーム210人	27チーム204人	30チーム224人

② 社会体育施設・学校施設利用状況

施設名	利用件数／延べ利用人員			内 容
	令和5年度	6年度	7年度	
市民運動場（夜間含）	736/43,104	748/42,524	785/53,573	野球、サッカー、ソフトボール等
夜間照明施設	264/15,715	269/16,167	272/19,275	〃
市民体育センター	3,689/49,043	3,871/57,776	3,855/65,278	バレー、卓球等
青少年キャンプ場	120/2,060	106/1,909	101/1,777	野外活動
かどの球場	378/24,240	380/24,650	321/23,218	野球、サッカー、ソフトボール等
大原武道場 道場	1,153/14,541	1,124/15,712	1,145/14,756	剣道、柔道等
トレーニング室	-/18,117	-/19,581	-/19,325	エアロバイク等
小・中学校屋内運動場	4,994/82,592	4,923/81,480	5,176/85,450	バレー、バスケット等
小・中学校屋外運動場	961/29,156	802/25,067	752/20,472	野球、ソフトボール、サッカー等
屋外運動場夜間照明	366/13,365	329/11,004	383/11,254	宇佐美中、対島中、南中、伊東小、旧西小

③ 市民運動場（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設置年月	昭和45年（運動場）、昭和55年・平成12年（夜間照明施設）、令和4年（人工芝生化）
敷地面積	24,800㎡
事業費	39,820千円（令和3年度人工芝生化工事：694,991千円）
施設概要	多目的運動場として整備され、令和3年度人工芝生化工事を実施、令和4年3月竣工。 実施可能競技：学童野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール他 グラウンド面積：15,349㎡ 駐車場：107台（市民体育センターと共用） サッカー場側：照明灯4基（1本柱・亜鉛メッキ鉄柱1基18灯）、照明面積は8,500㎡ 野球場側：照明灯2基（1本柱・鉄筋コンクリート柱1基6灯）、照明面積は3,900㎡ ・平成20年度照明施設修繕 平成30年11月～翌3月 市民運動場整備計画策定業務委託 令和元年6月～翌3月 市民運動場整備実施設計等業務委託 令和3年6月～翌3月 市民運動場人工芝生化工事 令和7年11月～翌3月 市民運動場照明設備LED化工事

④ 市民体育センター（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設置及び 運営概略	・昭和54年4月 雇用促進事業団により「伊東勤労者体育センター」として開設 ・平成11年3月 同事業団の解散に伴い、雇用・能力開発機構に引き継がれる

	・平成15年2月14日 伊東市に引き渡される ・平成15年4月1日 「伊東市民体育センター」に名称変更 ・平成18年12月 1階を48.96㎡増築 ・平成19年4月1日 2階トレーニング室を多目的室に変更 ・平成25年度 体育器具を大幅に入替え ・平成26年6月 使用料を改正 ・平成28年7月～翌3月 耐震補強工事、照明設備LED化工事及びトイレ改修工事 ・令和4年12月～翌3月 屋上防水のため屋根改修工事を実施
構 造	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建
面 積	敷地面積3,562㎡/建物面積1,965.58㎡ (1階1,720.97㎡、2階244.61㎡ 点検用通路を除く。)
事 業 費	184,200千円
施 設 の 概 要	1階 バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン6面（併用） 2階 卓球室、多目的室 駐車場 107台（市民運動場と共用） 平日の空いている時間を利用して公益財団法人伊東市振興公社がスポーツ教室等を実施する等、室内スポーツの拠点として一般の人々に利用されている。

⑤ 青少年キャンプ場

区 分	内 容
設 置 年 月	昭和57年7月
敷 地 面 積	10,000㎡（池共同財産管理会から大室山麓の土地を賃貸借）
施 設 の 概 要	野外炉2か所12炉、調理台2台、流し2か所、四阿2棟、水洗トイレ（洗浄水循環型）1棟、管理棟ほかで、青少年健全育成の野外活動の場として活用している。

⑥ かどの球場（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設 置 年 月	平成7年4月（平成5年9月から平成7年3月までの2か年度で完成）
敷 地 面 積	25,066.42㎡（併設駐車場2,321.78㎡は除く。）
事 業 費	1,847,230千円
施 設 特 徴	市民をはじめ、本市に来遊する観光客も利用できる、本格的スポーツ・レクリエーション施設である。 グラウンド全面にロングパイル人工芝を採用しており、野球（硬式不可）のほか、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ、運動会など多目的に利用されている。
野球場施設概要	グラウンド面積10,184㎡ （本塁～両翼90.00m、本塁～センター110.00m、本塁～ピッチャープレート18.44m、本塁～バックネット14.00m） スタンドはバックネット裏・内野椅子席1,004人、夜間照明設備は照明灯4基、スコアボードはバックスクリーン一体構造で、遠隔操作による磁気反転式 平成20年度、平成21年度防球ネット修繕、平成22年度人工芝全面張替工事、平成30年度、令和元年度、令和2年度防球ネット修繕、令和4年度昇降式ネット改修
併設施設概要	多目的広場2,485㎡（天然芝張り）、駐車場129台（普通車126台、大型車3台）

⑦ 大原武道場（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設 置 年 月	平成8年11月（平成7年度に建設に着手し、平成8年10月に完成）
施 設 面 積	第1道場（畳敷268.48㎡）、第2道場（板張り238.64㎡）、ミーティングルーム（26.78㎡）、トレーニング室（187.06㎡）、事務室（20.92㎡）、その他（209.34㎡）
施 設 の 概 要	伊東小学校屋内運動場との複合体育施設であり、市民の生涯スポーツ活動の推進施設として、多くの市民に利用されている。 道場は、柔道・剣道をはじめとする武道のほか、エアロビクスやダンスにも利用できる施設であり、トレーニング室は、個人で体力の維持や健康管理に利用できる施設となっている。平成19年12月に、第1道場の柔道畳を取り替えた。 トレーニング機器を順次リースに切り替え、施設の充実に努めている。 令和元年度に第1道場、第2道場に非常時には自立運転への切り替え可能なガス空調機器を設置し、利用環境の向上を図った。 令和7年度には、建設当初から使用していた空調設備を改修した。

(13) 伊東市新図書館建設事業

〔生涯学習課〕

① 図書館・文化ホール建設に向けた検討会

平成30年3月に作成した『図書館・文化ホール建設に向けた整備の方向性』を基に、平成30年10月に図書館及び文化ホールの建設候補地及び建設形態について検討する有識者会議を発足させた。

有識者会議では、多様化及び高度化する利用者ニーズ等に対応した本市にふさわしい施設建設に向け、地域タウンミーティングや未来ビジョン会議の情報共有、伊東市小・中学校の適正配置や県立高校の統廃合等の動きにも注視しながら、先進地視察の実施や民間活力の活用も含めた多角的な見地からの議論を進めた。

令和2年11月までに9回の検討会を開催し、令和元年10月9日には中間報告として、「図書館と文化ホールを別々に建設すること」、「新図書館は『マンダリンホテル跡地』を候補地として先行して建設すること」を市長に報告した。

この報告を踏まえ、令和元年10月28日の市長定例記者会見にて、「図書館・文化ホールを別々に建設する」、「新図書館については『マンダリンホテル跡地』を候補地として、先行して建設する」として、新図書館基本構想の策定に着手した。

また、新文化ホールについては、市内小・中学校の適正配置や県立高校の統廃合を見据え検討を進めるとする中で、有識者会議では、令和2年12月24日に建設地を『伊東駅前』・『統合後の西小学校』の2か所に選定するとした最終報告を行った。今後は所管を市長部局に移し、新たに文化拠点となる建設候補地を有識者会議で選定された2か所のほか、民間事業者から自己所有地を候補地とする意見や提案を広く求め、候補地の条件整理や比較検討を行い、基本構想、基本計画の策定に繋げる取組を実施していく。

② 伊東市新図書館基本構想の策定（令和2年度）

図書館機能と生涯学習センター機能を併せ持つ施設の移転建設に向け、伊東市新図書館基本構想策定委員会及び市民ワークショップを開催し、広く意見を伺う中で、下記事項を取り入れた「伊東市新図書館基本構想」を策定した。

ア 新図書館においては、①交流、②一般コーナー、③伊東市情報センター、④児童コーナー、⑤ティーンズコーナー、⑥生涯学習センター、⑦ICTの7つの機能を拡充

イ 伊東市新図書館コンセプト：『夢と未来を育む図書館』～ひとりひとりの創造拠点～

ウ 蔵書目標等

・目標蔵書冊数：33.3万冊 ・児童書割合：25％程度（83,250冊）

・閉架率：50％程度（約16.7万冊程度）

エ 施設面積の検証（以下3案について検証）

	①拡充する機能を全て 入れ込んだ案	②各機能を融合した案	③各スペースを多目的 に活用した案
延床面積	7, 5 0 0 m ²	6, 0 0 0 m ²	5, 0 0 0 m ²
超概算工事費	3 7. 5 億円	3 0 億円	2 5 億円

③ 伊東市新図書館基本計画の策定及び伊東市新図書館基本設計・実施設計の完了（令和３年度～令和４年度）

「伊東市新図書館基本構想」で掲げた３案をベースに伊東市新図書館の整備に向けた詳細な検討を行い、市民が「未来を拓く」ことのできる図書館の実現を目指した「伊東市新図書館基本計画」を策定した。あわせて、一体的に検討を進め、「伊東市新図書館基本設計」及び「伊東市新図書館実施設計」を完了した。

ア 新図書館の目指す姿

- ・地域の情報を集約し、新図書館において拡充が必要な７つの機能・サービスを結び付ける役割を持ち、誰もが利活用できるエリア「まちのミュージアム」を施設の中心部に構築
- ・郷土資料を中心に、市内に点在している自然資源、歴史文化資源、観光資源に関する情報や、市民活動の記録・成果等も「まちの情報」と位置付け、「まちのミュージアム」に集約・編集・発信

イ サービスの基本的な考え方

- ・地域の魅力発信：「まちのミュージアム」を通じた伊東に関する様々な情報・資料の収集・提供や魅力発信
- ・創造を生み出す活動と情報の一体的な提供：本・情報とスペース・活動等の一体的な提供
- ・ＩＣＴによる新たな体験の提供：ＩＣＴの活用を通じた利便性の向上や創造的な活動等の促進

ウ 施設整備の基本的な考え方

- ・動的な活動（低層階）から静的な活動（上層階）へと段階的なゾーニング
- ・各フロアに配置する「まちのミュージアム」を媒介とした機能融合

エ ゾーニング及び配架方針

- ・オープンスペースを基本とし、従来の図書館機能・生涯学習機能の諸室を各フロアに分散配置
- ・資料の探しやすさに加え、思いがけない本との出会いや地域の魅力発見等の視点も重視して配架を計画

オ 収容冊数並びに施設の規模及び機能等

基本計画においては、収容冊数３３．３万冊、施設規模５，０００ｍ²を目安に検討を深めた。その後、各種機能等の合理化を図り、基本設計・実施設計として、以下のとおり決定した。

◎ 施設の規模（実施設計終了後）

構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造5階建て（駐車場は1階及び2階部分）		
敷地面積	4, 0 1 2. 2 9 m ²		
延床面積	7, 3 6 5. 7 1 m ²	【施設屋内面積：4, 6 6 0. 1 0 m ² 】 【1・2階屋内駐車場等：2, 7 0 5. 6 1 m ² 】	
駐車台数	1 1 0台（1階：9 1台、2階1 9台）		
収容冊数	約3 0万冊		

◎ 施設の機能（実施設計終了後）

階数	フロアコンセプト・機能	閲覧席	学習席
５階	知と文化を集積し活用するフロア		
	一般資料・郷土資料（開架・閲覧スペース）、学習室２、グループ学習室２・３、会議室２・３、活動の部屋２等	５７席	グループ学習室２ ６席 グループ学習室３ ６席 学習室２ ３２席
４階	豊かな蔵書を感じる閉架フロア		
	閉架書庫、作業スペース 等	—	
３階	成長と好奇心のフロア		
	児童・ティーンズ資料（開架・閲覧スペース）、学習室１、グループ学習室１、キッズスペース・おはなし室、会議室１、事務室 等	８３席	グループ学習室１ ６席 学習室１ ３０席

2階	丘とつながる創造のフロア		
	屋根下広場（臨時駐車場）、屋外広場、小ホール、活動の部屋1、ファブスペース、視聴覚スペース、可動書架、閲覧スペース 等	69席	
1階	施設の顔となる憩いのフロア		
	駐車場、カフェ・ショップ、移動図書館専用車庫、バックヤード、予約棚 等	14席	
合 計		223席	80席

④ 伊東市新図書館新築工事への着手（令和5年度）

令和4年度に実施設計が完了したことに伴い、令和5年7月からの工事着手に向け新図書館新築工事の入札を執行したが、不調となった。

ア 令和5年4月11日に入札公告、5月25日に開札を執行したが、参加意向を示した2共同企業体のうち、一つは辞退、もう一つは予定価格内での応札とならず、不調という結果となった。

イ 令和5年5月の入札不調後、従来計画の早期実現に向けた手法を模索したが、建設資材・人件費の高騰が今後も見込まれること、公共事業の入札不成立となる状況が落ち着く見込みがないことなど、社会情勢を総合的に考慮し、現計画のコンセプトや概念は維持しつつ蔵書スペースの一部縮小や諸室の統合等を図り、事業費を縮減するための再設計業務を実施する旨、決定した。

（令和5年11月27日：市長定例記者会見にて発表）

ウ 再設計に向けたアンケートの実施

令和6年度からの再設計業務の実施に向け、『夢と未来を育む図書館』～ひとりひとりの創造拠点～というコンセプトは変更することなく、リサイズ（サイズダウン）を実施するため、再設計後も残したい機能を伺うアンケートを実施した。

⑤ 伊東市新図書館再設計業務の実施（令和6年度）

これまでの議論を無駄にしないためにも、ゼロベースではなく、従来計画のコンセプトや概念は維持し、令和5年度に実施したアンケート結果を反映しつつ、蔵書スペースの一部縮小や、諸室の統合等により施設全体のサイズダウンを行うための再設計業務を実施した。

◎ 施設の規模（再設計：実施設計終了後）

構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造5階建て（駐車場は1階）		
敷地面積	4, 0 1 2. 2 9 m ²		
延床面積	5, 7 5 8. 1 0 m ²	【施設屋内面積：3, 8 8 2. 5 5 m ² 】 【1階屋内駐車場：1, 5 2 0. 6 3 m ² 】 【軒下広場ほか：3 5 4. 9 2 m ² 】	
駐車台数	8 8 台		
収容冊数	約 2 5 万冊	開架：約 1 0 万冊、閉架：約 1 5 万冊	

◎ 施設の機能（実施設計終了後）

階数	フロアコンセプト・機能	閲覧席	学習席
5階	知と文化を集積し活用するフロア		
	一般資料・郷土資料（開架・閲覧スペース）、静寂読書室、会議室、活動の部屋 等	70席	静寂読書室 32席
4階	豊かな蔵書を感じる閉架フロア		
	閉架書庫、作業スペース 等	—	
3階	成長と好奇心のフロア		

	児童・ティーンズ資料（開架・閲覧スペース）、 学習スペース、キッズスペース 等	84席	学習スペース 16席
2階	丘とつながる創造のフロア		
	だんだん広場、軒下広場、小ホール、ファブスペース、 視聴覚スペース、可動書架、閲覧スペース、事務室、 予約棚 等	52席	ファブスペース 24席
1階	施設の顔となる憩いのフロア		
	駐車場、カフェ・ショップ、移動図書館車庫、 バックヤード 等	29席	
合 計		235席	72席

⑥ 伊東市新図書館建設事業に係る従来計画の中止について（令和7年度）

令和7年度においては、新図書館建設工事の入札公告を行い、建設に向け手続を進めていたが、市政運営方針の見直し等により当該入札を中止した。その後、従来計画の取扱いについて検討を行った結果、従来計画の中止を決定した。

ア 経過について

令和10年5月の開館を目指して事業を進めてきたが、5月の市長選挙の結果を受け、新築工事の入札を中止した。

その後、令和7年6月定例会において工事費等の皆減を含む予算案を提出したが、補助金の振替及び都市再生整備計画の見直し可能性等を踏まえ、当該工事費等の皆減に係る部分を当初予算のとおりとする修正予算案が可決された。

イ 代替案の検討について

代替案として、①旧西小学校のリノベーション案、②現伊東図書館の長寿命化案について検討したが、いずれも建物の制約、耐用年数及び費用対効果の不確実性が大きく、長期的な図書館機能の確保は困難と判断した。

ウ 事業の取扱いについて

さらに、都市再生整備計画の最終年度までの供用開始は困難との見通しとなり、関係機関との協議結果も踏まえ、同計画の見直しが求められる状況となった。

これらを総合的に勘案し、新図書館建設事業については一旦白紙とし、ゼロベースでの再検討を行うこととなった。